

平成 29 年

# 6 月熊取町議会定例会会議録

平成 29 年 6 月 7 日開会

平成 29 年 6 月 21 日閉会

熊 取 町 議 会

## 平成29年6月定例会会議録目次

(6月7日)

出席議員	1
議事日程	1
諸般の報告	2
町長挨拶	3
行政報告	3
1. 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について	3
2. 報告第2号 熊取町土地開発公社の経営状況報告について	4
3. 報告第3号 損害賠償に関する専決処分報告について	7
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
一般質問	8
1. 江川慶子議員	9
1) 国民健康保険について	
①今年度の保険料の見込みについて	
②都道府県単位化にむけた保険料率の試算についての見解と対応について	
③差し押さえによる役場への登庁数及び相談状況について	
④保険者として、今後の国民健康保険の進め方について	
2) 就学援助制度について	
①入学準備金の3月前倒し支給の検討状況について	
②就学援助の対象者の拡大及び対象費目の拡大について	
2. 矢野正憲議員	18
1) 公共施設の管理について	
①その他の行政系施設について	
②保健・福祉系施設、高齢者福祉施設について	
③子育て支援系施設について	
3. 浦川佳浩議員	30
1) 熊取町の商売人が抱える問題を救済するための新たな取り組みについて	
①産業別事業所数(上位5位程度)と産業活性化基金の直近5年間の利用推移について	
②熊取町産業振興ビジョンのアンケートについて	
(1)事業者が抱える課題等について	
(2)課題解決に向けた6年間及び今後の取り組みについて	
③新たに追加された主な産業活性化基金補助金メニューとその利用状況について	
④事業主を支援する新たな組織(ビジネスサポートセンター)の立ち上げについて	
4. 河合弘樹議員	40
1) ため池の安全管理と活用について	
①安全対策について	
②ため池の数と農業用水として使用されている池の数について	
③池の権利について	

④農業用水として使用されていない池の今後の活用について	
2) 永楽ダム周辺の道路整備について	
環境センターまでの道路改良について	
3) 永楽ダム広場でのイベントについて	
桜まつりでのBBQ禁止について	
5. 重光俊則議員 .....	43
1) 国民健康保険について	
①平成28年度の熊取町国民健康保険事業の収支予測について	
②平成29年度保険料の諮問内容について	
③平成29年度保険料の決定に係る予算補正の必要性について	
④平成30年度の大阪府統一保険料の予測について	
2) 熊取町の行財政改革について	
①平成18年～21年度での約38億円の歳出の主たる理由について	
②平成22年～26年度において基金が増加しなかった主たる理由について	
③「(仮称) 新行財政改革プラン」策定における議員の意見反映について	
④「職員のコスト意識」「徹底した業務分析」に関する具体的対策について	
6. 渡辺豊子議員 .....	55
1) 新たな自主財源確保について	
①ネーミングライツの導入による自主財源確保の取り組みについて	
②広告収入について今後検討していく取り組みについて	
2) 転入・定住促進について	
①平成28年度末転入・転出状況について	
②PR誌「熊取ものがたり」のプロモーション状況について	
③若者の転入に向けた新しい施策について	
④オリジナル出生記念証の作成について	
3) 胃がんの早期発見の推進と予防対策について	
①胃がんリスク検査費用補助事業を検診へのきっかけづくりや勧奨と捉える 考え方での取り組みについて	
②中学生ピロリ菌対策事業の実施について	
 (6月8日)	
出席議員 .....	69
議事日程 .....	69
一般質問 .....	70
1. 文野慎治議員 .....	70
1) ごみ処理施設の広域化等の検討について	
①施設の現況と町の認識について	
②泉佐野市田尻町清掃施設組合の検討会に参画以降の調査検討内容について	
③決断するための重要事項と時期について	
2) 熊取駅西整備について	
①熊取町担当整備部分の設計内容について	
②熊取町整備分と泉佐野市整備分費用予測について	
③実施時期と費用分担について	
④国・府の補助金について	
3) 永楽ダム周辺の活性化について	

①実現への優先順位とタイムスケジュールについて	
②防災の観点からの取り組みについて	
2. 佐古員規議員 .....	81
1) 泉州の広域観光について（スポーツツーリズムなどの活用）	
①泉州観光プロモーション協議会について	
②今後本町ですべきことについて	
2) 空き家の活用法について	
①空き家の増加に関する見解について	
②空き家バンクの創設等について	
3. 二見裕子議員 .....	90
1) 新生児聴覚検査について	
①町における新生児聴覚検査の受診状況について	
②町の取り組みについて	
2) 防災について	
①防災教育について	
②災害時の情報発信について	
③災害時の防災井戸の活用について	
④災害協定を締結した社会福祉施設等での備蓄や建物の耐震について	
3) 精神障がい者の方の支援について	
①精神障がい者の就労支援について	
4. 阪口 均議員 .....	102
1) 熊取町のため池を利用した太陽光発電について	
①法律改正による太陽光発電事業の変更点について	
②町の対応について	
③具体的なスケジュールについて	
2) 下水道普及について	
①平成29年度予算の確保について	
②下水道利用者とくみ取り利用者の比較感について	
③来年度以降の考え方について	
5. 坂上昌史議員 .....	112
1) 熊取町青年団の活動の活性化について	
①活動の提案について	
②町が考える青年団の位置づけについて	
2) アトムサイエンスパーク構想について	
①現在のBNC T相談室のみでよいのか	
②研究を後押しするためだけの構想なのか	
③具体的な計画を盛り込むべきでは	
3) 小中学校のトイレの洋式化について	
①小中学校のトイレの洋式化の今後の予定について	
②洋式と和式の割合の考え方について	
6. 鱧谷陽子議員 .....	122
1) 保育所職員の配置について	
①正規保育者の比率の現状について	
②所長、副所長、主任の担任兼務、代休時のクラス担任の正職の代替え、及びフリーの保育士の各保育所での人数について	

- ③臨時職員の待遇について
- 2) 保育所給食について
  - ①自園式給食について
  - ②離乳食への対応について
  - ③おやつについて
- 3) マイナンバーについて
  - ①「特別徴収税額決定通知書」へのマイナンバーの記載について

(6月9日)

出席議員	133
議事日程	133
提案理由説明	
議案第30号 人権擁護委員候補者の推薦について	134
質 疑	134
採 決	134
提案理由説明	
議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦について	135
質 疑	135
採 決	135
提案理由説明	
議案第32号 農業委員会委員の任命同意について、議案第33号 農業委員会委員の任命同意について、議案第34号 農業委員会委員の任命同意について、議案第35号 農業委員会委員の任命同意について、議案第36号 農業委員会委員の任命同意について、議案第37号 農業委員会委員の任命同意について、議案第38号 農業委員会委員の任命同意について、議案第39号 農業委員会委員の任命同意について、議案第40号 農業委員会委員の任命同意について、議案第41号 農業委員会委員の任命同意について、議案第42号 農業委員会委員の任命同意について、議案第43号 農業委員会委員の任命同意について、議案第44号 農業委員会委員の任命同意について、議案第45号 農業委員会委員の任命同意について、議案第46号 農業委員会委員の任命同意について、以上15件一括付議	135
質 疑	137
採 決	138
提案理由説明	
議案第47号 農業委員会委員の任命同意について	139
質 疑	140
採 決	140
提案理由説明	
議案第48号 退職手当条例の一部を改正する条例	140
質 疑	141
提案理由説明	
議案第49号 育児休業条例の一部を改正する条例	141
質 疑	142
提案理由説明	
議案第50号 墓苑条例の一部を改正する条例	142
質 疑	144

提案理由説明	
議案第51号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	144
質 疑	145
提案理由説明	
議案第52号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例	145
質 疑	147
提案理由説明	
議案第53号 附属機関条例の一部を改正する条例	147
質 疑	147
提案理由説明	
議案第54号 町立中学校普通教室等空調設備の購入について	148
質 疑	148
提案理由説明	
議案第55号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第1号）	148
質 疑	150
提案理由説明	
議案第56号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第1号）	150
質 疑	151
提案理由説明	
議案第57号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）	151
質 疑	152
提案理由説明	
請願第1号 精神障がい理解啓発講座開催についての請願	152
（6月21日）	
出席議員	155
議事日程	155
委員会報告	156
議会運営委員会報告	156
議案第48号 退職手当条例の一部を改正する条例、議案第49号 育児休業条例の一部を改正する条例、議案第54号 町立中学校普通教室等空調設備の購入について、議案第55号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第1号）、以上4件一括付議	156
総務文教常任委員会委員長報告	156
質 疑	157
採 決	157
議案第50号 墓苑条例の一部を改正する条例、議案第51号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第52号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例、議案第53号 附属機関条例の一部を改正する条例、議案第56号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第57号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）、以上6件一括付議	158
事業厚生常任委員会委員長報告	158
質 疑	158
採 決	158

請願第1号 精神障がい理解啓発講座開催についての請願	160
事業厚生常任委員会委員長報告	160
質 疑	160
採 決	160
提案理由説明	
議員提出議案第2号 福祉職場の職員の大幅な増員と賃金の改善の実現を求める意見書、議員提出議案第3号 国連での核兵器禁止条約制定交渉会議に日本政府が参加し、条約制定に主導的役割を果たすことを求める意見書、以上2件一括付議	160
質 疑	162
採 決	162
議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について	163
提案理由説明	
議員提出議案第4号 「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議	163
質 疑	164
討 論	164
採 決	165

6 月熊取町議会定例会（第 1 号）



平成29年6月定例会会議録（第1号）

月 日 平成29年6月7日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 阪口 均	5番 坂上 昌史	6番 鱧谷 陽子
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 矢野 正憲	11番 佐古 員規	12番 河合 弘樹
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	貝口 良夫
企 画 部 理 事 兼 シティプロモーション推進課長	明松 大介	企 画 部 理 事 兼 兼 財 政 課 長	東野 秀毅
企 画 部 理 事	北川 裕一	総 務 部 長	南 和仁
総 務 部 理 事	林 利秀	総 務 部 理 事	塩谷 義和
住 民 部 長	藤原 伸彦	住 民 部 統 括 理 事	吉田 潔
住 民 部 理 事	田中 耕二	健 康 福 祉 部 長	小山 高宏
健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義	健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆
健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義	都 市 整 備 部 長	泉谷 徹
都 市 整 備 部 理 事	阪上 敦司	都 市 整 備 部 理 事	大西 宏
会計管理者兼会計課長	中谷ゆかり	上 下 水 道 部 長	山戸 寛
上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸	教 育 次 長	阪上 清隆
教育委員会事務局 統 括 理 事	吉田 茂昭		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	北川 雄彦	書 記	藤原 孝二
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

会議録署名議員の指名

会 期 の 決 定

一 般 質 問

議案第30号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第31号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第32号	農業委員会委員の任命同意について
議案第33号	農業委員会委員の任命同意について
議案第34号	農業委員会委員の任命同意について
議案第35号	農業委員会委員の任命同意について
議案第36号	農業委員会委員の任命同意について
議案第37号	農業委員会委員の任命同意について
議案第38号	農業委員会委員の任命同意について
議案第39号	農業委員会委員の任命同意について
議案第40号	農業委員会委員の任命同意について

- 議案第41号 農業委員会委員の任命同意について  
 議案第42号 農業委員会委員の任命同意について  
 議案第43号 農業委員会委員の任命同意について  
 議案第44号 農業委員会委員の任命同意について  
 議案第45号 農業委員会委員の任命同意について  
 議案第46号 農業委員会委員の任命同意について  
 議案第47号 農業委員会委員の任命同意について  
 議案第48号 退職手当条例の一部を改正する条例  
 議案第49号 育児休業条例の一部を改正する条例  
 議案第50号 墓苑条例の一部を改正する条例  
 議案第51号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
 議案第52号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例  
 議案第53号 附属機関条例の一部を改正する条例  
 議案第54号 町立中学校普通教室等空調設備の購入について  
 議案第55号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第1号）  
 議案第56号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
 議案第57号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）  
 請願第1号 精神障がい理解啓発講座開催についての請願

議長（坂上巳生男君）皆さん、おはようございます。平成29年6月熊取町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会における諸議案の審議に当たりましては、厳正かつ公正を基本に、十分意を尽くされましてご審議をいただき、あわせて、議事の運営が円滑に運びますようご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年6月熊取町議会定例会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

議長（坂上巳生男君）日程に入る前に、諸般の報告を行います。北川議会事務局長。

議会事務局長（北川雄彦君）それでは、諸般の報告をいたします。

例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

まず、例月出納検査につきましては、平成29年5月熊取町議会臨時会に報告をいたしました以降、5月26日に実施されておりました、監査委員からその結果報告書が提出されております。

その内容はいずれも、「現金の出納及び計数について、関係諸表と出納関係諸帳簿を照合した結果、過誤のないことを確認した」ということでございます。

ご参考までに、平成29年4月30日現在における各会計ごとの現金預金残高を申し上げます。

平成28年度分

一 般 会 計	2億6,823万8,810円
下 水 道 事 業 特 別 会 計	1億6,426万4,435円
国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計	4億 169万4,983円
介 護 保 険 特 別 会 計	5,155万1,437円
墓 地 事 業 特 別 会 計	2,166万9,063円
後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	44万2,213円

平成29年度分

一 般 会 計	3,914万8,447円
下水道事業特別会計	655万5,972円
国民健康保険事業特別会計	2億5,505万2,532円
介護保険特別会計	2,500万9,694円
墓地事業特別会計	1,012万1,461円
後期高齢者医療特別会計	507万6,187円
水道事業会計	5億3,114万5,311円
歳入歳出外現金	2,749万 179円

となっております。

以上で報告を終わります。

議長（坂上巳生男君）以上で、諸般の報告を終わります。

本定例会には、町長ほか関係職員の出席を求めています。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）皆さん、おはようございます。議長のお許しを賜りましたので、平成29年6月熊取町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

日に日に初夏らしい暑さとなつてまいります中で、去る6月3日の土曜日には、町立小学校で運動会が開催されました。子どもたちの一生懸命な姿に私も元気をいただいたところでございます。

さて、議員の皆様におかれましては、本定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙のところご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会にご提案申し上げております議案でございますが、人権擁護委員候補者の推薦が2件、農業委員会委員の任命同意が16件、一部改正条例につきましては退職手当条例の一部を改正する条例のほか5件、契約の締結につきましては町立中学校普通教室等空調設備の購入について、補正予算につきましては平成29年度熊取町一般会計補正予算（第1号）ほか2件でございます。

何とぞよろしくご審議賜りまして、原案どおりご承認、ご可決いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

---

議長（坂上巳生男君）次に、行政報告を行います。

まず、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についての件を報告願います。東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）それでは、行政報告をさせていただきます。

議案書の中ほどから少し後ろのところに黄色の分界紙がございますので、その分界紙の次のページをさらに1枚めくっていただきまして、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてでございます。

平成28年度熊取町一般会計予算のうち繰越明許費に係る経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをお開きください。

平成28年度熊取町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。事業は6件でございます。

1件目は、款 総務費、項 戸籍住民基本台帳費の戸籍事務事業でございます。個人番号カードを発行する事業におきまして、国の計画より発行枚数が少なくなっており、年度内の完了が困難となったため、3月補正予算にて336万4,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の336万4,000円となり、財源につきましては、336万4,000円の国庫補助金を未収入特定財源とし、一般財源はございません。

2件目は、款 民生費、項 社会福祉費の臨時福祉給付金給付事業（経済対策）でございます。平成28年国の補正予算の成立に伴い、各地方団体においても平成28年度予算に計上し、速やかに給付することとされていたため、12月補正予算にて1億3,451万3,000円の繰越明許費を設定したもの

でございます。翌年度繰越額は1億3,417万9,180円となり、財源につきましては、1億3,417万9,000円の国庫補助金を未収入特定財源とし、残り180円が一般財源でございます。

3件目は、款 民生費、項 社会福祉費の社会福祉施設整備事業でございます。既存高齢者施設等スプリンクラー整備に対する補助につきまして、補助事業者における事業の年度内完了が困難となったため、3月補正予算にて1,027万4,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の1,027万4,000円となり、財源につきましては、1,027万4,000円の国庫補助金を未収入特定財源とし、一般財源はございません。

4件目は、款 土木費、項 道路橋りょう費の町道小谷穴釜線道路改良事業でございます。事業地内の物件2点に予想以上の日数を要したことから年度内の完了が困難となったため、3月補正予算にて8,049万1,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は8,048万9,992円となり、財源につきましては、4,425万3,000円の国庫補助金と3,620万円の調査用未収入特定財源とし、残り3万6,992円が一般財源でございます。

5件目は、款 土木費、項 道路橋りょう費の町道貝塚日根野線東和苑西交差点改良事業でございます。当初予定していた工事において、追加工事が発生したことから事業着手が遅くなり年度内の完了が困難となったため、3月補正予算にて1,293万3,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の1,293万3,000円となり、財源につきましては、544万5,000円の国庫補助金と445万円の調査用未収入特定財源とし、残り303万8,000円が一般財源でございます。

6件目は、款 消防費、項 消防費の消防施設管理事業でございます。消防団第3分団器具庫の改築場所について、関係者の同意を得ることに時間を要し、年度内の完了が困難となったため、3月補正予算にて718万1,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は200万円となり、財源につきましては、150万円の調査用未収入特定財源とし、残り50万円が一般財源でございます。

以上で、第1号の報告を終わらせていただきます。

議長（坂上巳生男君）次に、報告第2号 熊取町土地開発公社の経営状況報告についての件を報告願います。南総務部長。

総務部長（南 和仁君）それでは、報告第2号 熊取町土地開発公社の経営状況報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご説明申し上げます。

説明につきましては、平成28事業年度熊取町土地開発公社決算及び平成29事業年度熊取町土地開発公社予算でございます。

まず、平成28事業年度熊取町土地開発公社決算につきましてご説明申し上げます。

6ページをお開きください。

平成28事業年度事業報告書でございます。

1、事業概要につきましては、熊取町土地開発公社は地域の秩序ある整備と公共福祉の増進に資するため、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公有地となるべき土地の先行取得及び造成その他管理を行ってございます。本事業年度の事業概要でございますが、土地の取得についてはありませんでしたが、土地の処分につきましては、墓地公園及び自然公園緑地整備用地9,082.88平方メートルを6,503万8,497円で熊取町に譲渡する事業活動を展開いたしました。

7ページをごらんください。

事業実績でございます。

(1) 公有用地取得調書につきましては、本事業年度中に新たに取得した土地はございませんので、各保有地に係る本事業年度の利子のみとなっております。金額は記載のとおりでございます。

(2) 公有用地譲渡調書につきましては、先ほど申し上げましたとおり、墓地公園及び自然公園緑地整備用地9,082.88平方メートルを6,503万8,497円で熊取町に譲渡していますので、その旨を記載してございます。

8ページをお開きください。

平成28事業年度の収益的収支明細書でございます。

まず、1、収益的収入につきましては、節 公有用地売却収益といたしまして、墓地公園及び自然公園緑地整備用地売却収益の6,503万8,497円、節 受取利息といたしまして、預金利息の3,833円、節 土地使用料といたしまして14万5,310円で、収益的収入の合計が6,518万7,640円となるものでございます。

9ページをごらんください。

2、収益的支出でございます。

まず、節 公有用地売却原価6,493万8,497円につきましては、墓地公園及び自然公園緑地整備用地売却原価でございます。その下の節 需用費1,166円につきましては消耗品費、次の節 公課費7万円につきましては、法人府民税2万円、法人町民税5万円を申告納税したものでございます。

以上、収益的支出の合計が6,500万9,663円となるものでございます。

8ページの収益的収入合計6,518万7,640円から9ページの収益的支出合計6,500万9,663円を差し引いた額17万7,977円が当期純利益となっております。

続きまして10ページをお開きください。

平成28事業年度の資本的収支明細書でございます。

まず、1、資本的収入でございます。

節 借入金7,693円でございますが、こちらは各事業用地に係る利子分の借入金であり、全て熊取町からの借り入れでございます。

その下、2、資本的支出でございます。目 公有地取得事業費、節 償還金、利子及び割引料7,693円は各事業用地に係る借入利子、目 借入金償還金、節 償還金、利子及び割引料6,493万8,497円につきましては、本事業年度において熊取町へ譲渡いたしました用地に係る熊取町への借入金償還金でございます。

4ページにお戻りいただけますでしょうか。

まず、上の表、損益計算書でございます。先ほど9ページでご説明いたしました収益的支出の合計額6,500万9,663円が費用の部の事業原価と一般管理費の合計額、また、8ページの収益的収入の合計6,518万7,640円が収益の部となり、その差額が費用の部の3、当期純利益17万7,977円となるものでございます。

続きまして、その下の貸借対照表をごらんください。

資産の部でございます。

1、流動資産として現金及び預金が1,908万5,941円、公有用地が7億1,423万189円、資産の部合計が7億3,331万6,130円となるものでございます。右の負債の部でございますが、1、固定負債として借入金7億1,329万8,591円、資産の部といたしまして、1、資本金として基本財産が500万円、2、準備金として前期繰越準備金1,483万9,562円、そして当期純利益である17万7,977円であり、資本の部合計が2,001万7,539円となるものでございます。

次に、5ページのキャッシュ・フロー計算書をごらんください。

I、事業活動によるキャッシュ・フロー、まず、公有地取得事業収入6,503万8,497円につきましては、熊取町へ譲渡した墓地公園及び自然公園緑地の売却収入、その他事業収入14万5,310円につきましては、公社保有地に係る土地使用料でございます。その他業務支出マイナス7万1,166円は需用費の消耗品費、また、法人府民税、法人町民税の支出、小計の下、利息の受取額は3,833円であり、事業活動におけるキャッシュ・フローの合計は6,511万6,474円の増となっております。

次に、II、財務活動によるキャッシュ・フローでございますが、長期借入による収入7,693円につきましては、塵芥埋立管理用地等既取得用地の平成28事業年度の利子の借り入れでございます。長期借入金の返済による支出につきましては、同利子分の利息7,693円と熊取町へ譲渡した墓地公園及び自然公園緑地の売却収入の返済金6,493万8,497円の合計額となっており、財務活動によるキャッシュ・フローでは6,493万8,497円のマイナスとなっております。

その結果、Ⅲ、現金及び現金同等物増加額は17万7,977円の増となり、Ⅴの現金及び現金同等物期末残高はⅣの現金及び現金同等物期首残高から17万7,977円増の1,908万5,941円となり、4ページの貸借対照表の資産の部にあります現金及び預金の額と一致するものでございます。

11ページをお開きください。

財産目録でございます。

基本財産の預金500万円は、熊取町からの出資金でございます。

続いて、運用財産の預金1,408万5,941円は、内訳のとおり、各金融機関の定期預金等として預けてございます。

次に、土地でございますが、面積で7,690.87平方メートル、金額で7億1,423万189円となっており、各用地につきましては内訳のとおりでございます。

これら財産の合計といたしまして、7億3,331万6,130円となっております。

続きまして、12ページをごらんください。

負債明細書でございます。

借入金7億1,329万8,591円につきましては、全て熊取町からの借入金でございます。

2ページにお戻りいただけますでしょうか。

平成28事業年度熊取町土地開発公社決算につきましては、こちら審査意見書に記載のとおり、平成29年5月8日に決算審査を実施していただき、正確で相違ない旨、監事からご意見をいただいているところでございます。

決算についての説明は以上でございます。

続きまして、平成29事業年度熊取町土地開発公社予算についてご説明申し上げます。

決算報告書の12ページの次が予算書の1ページとなっておりますので、よろしくお願いたします。

まず、予算書の5ページをお開きください。

5ページの上段、事業計画でございます。公共用地の取得でございますが、平成29事業年度では、公共用地の取得の計画がありませんので、既取得事業用地に係る借入利子のみ8,000円を計上してございます。

6ページをごらんください。

予算説明書でございます。

上段、収益的収入につきましては、節 受取利息といたしまして預金利息4,000円、節 土地使用料といたしまして、町道五門七山線道路改良用地ほかへの電柱等敷地使用料1万円と塵芥埋立管理用地における太陽光発電設備敷地使用料13万3,000円を計上しており、収入合計14万7,000円とするものでございます。

その下、収益的支出につきましては、目 一般管理費、節 旅費として8,000円、需用費として2万9,000円、役務費としまして5,000円、負担金、補助及び交付金として3万5,000円、公課費として7万円をそれぞれ右の説明のとおり計上しており、支出合計が14万7,000円となるものでございます。

7ページをごらんください。

上の表、資本的収入につきましては、節 借入金8,000円は塵芥埋立管理用地等の利子支払いに充てるため熊取町からの借入金でございます。

下の表、資本的支出につきましては、節 償還金、利子及び割引料として、塵芥埋立管理用地等借入金利子8,000円を計上しているところでございます。

3ページにお戻りいただけますでしょうか。

平成29事業年度の予定貸借対照表でございます。

資産の部、負債及び資本の部、それぞれ7億3,340万1,284円となるものでございます。

4ページをお開きいただけますでしょうか。

平成28事業年度の予定損益計算書でございます。

費用の部、収益の部、それぞれ25万円となるものでございます。

その下、平成28事業年度の予定貸借対照表でございます。

資産の部、負債及び資本の部、それぞれ7億3,331万7,153円となるものでございます。

これら予定損益計算書、予定貸借対照表につきましては、平成28事業年度最終予算に基づき、平成29事業年度予算編成上の予定として調製しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。

1 ページ目にお戻りいただけますでしょうか。

以上、ご説明させていただきましたように、第2条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入では事業外収益が14万7,000円、支出では一般管理費が14万7,000円となるものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入では資本的収入が、支出では資本的支出が、それぞれ8,000円となるものでございます。

2 ページをごらんください。

第4条、借入金の限度額につきましては、当該事業年度は公共用地の取得予定がありませんので、利子借入金の8,000円を限度額とするものでございます。

以上、報告第2号 熊取町土地開発公社の経営状況報告についての説明を終わらせていただきます。

議長（坂上巳生男君）次に、報告第3号 損害賠償に関する専決処分報告についての件を報告願います。  
吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）それでは、報告第2号に続く報告第3号をごらんください。

報告第3号 損害賠償に関する専決処分報告につきましてご報告申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次ページをお開きください。

専決処分日は平成29年5月11日でございます。

内容でございますが、1点目の事故発生日時は平成29年3月7日午前9時45分ごろでございます。

2点目の事故発生場所は、熊取町大久保南1丁目地内でございます。

3点目の相手方につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

4点目の事故の概要でございますが、これは、住民部の美しいまちづくり推進課において、ため池の堤とう敷に繁茂した雑木の伐採、剪定作業の際、傾斜があり足場も悪い現場であったため、安全対策としてロープを木にかけながら作業をしておりましたが、高木の枝を切断中不測にも途中で枝が折れ、ロープとともに境界に設置されたフェンスに落下し、相手方所有のフェンスを破損させてしまったものでございます。

5点目の損害賠償額でございますが、6万3,860円で、全て相手方の外構フェンスの取りかえ修繕費でございます。なお、損害賠償費につきましては、全額、全国町村会総合賠償保障保険からの補填を受けるものでございます。

今後におきましては、より一層事故防止に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、報告第3号 損害賠償に関する専決処分報告について報告を終わらせていただきます。

議長（坂上巳生男君）ただいまの行政報告3件に対し、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。  
渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）すみません、最初の繰越明許費のところの7番の土木費の町道具塚日根野線東和苑西交差点改良事業につきましての繰越明許なんですけど、追加工事が発生したというところのその追加工事について、また少し説明をお願いしたいと思います。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）町道貝塚日根野線東和苑西交差点の改良事業につきまして、これは追加工事というよりも、国の第2次補正におきまして、発注時期がおくれたというのが一番大きな要因でございます。この工事につきましても5月末をもちましてもう完了してございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。国の補助金の関係で申請どうのこうのというのを聞いていたと思うんですが、先ほど説明で、追加工事が発生と言っていたと思ったので、どういう工事が追加されたのかなということを思いましたので、質問をさせていただきました。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、行政報告を終わります。

---

議長（坂上巳生男君）それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。議会会議規則第126条の規定に基づき、議長が指名いたします。議席9番 服部議員、議席10番 矢野議員、以上の2名の方を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

議長（坂上巳生男君）次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会委員長の報告を求めます。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（江川慶子君）去る6月1日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに議会運営委員会を開催し、平成29年6月熊取町議会定例会の運営について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、会期について報告いたします。

会期は、本日6月7日から6月21日までの15日間といたします。

次に、本会議の日程であります。本日6月7日、6月8日、6月9日及び6月21日の4日間といたします。

次に、委員会の開催についてであります。総務文教常任委員会を6月16日に、事業厚生常任委員会を6月14日に開催していただきます。

また、第2回の議会運営委員会を6月14日に、議員全員協議会を6月16日に開催いたします。

次に、議事日程についてであります。議案書に記載の議事日程表のとおりといたします。

なお、日程第4 議案第30号及び日程第5 議案第31号の人権擁護委員候補者の推薦についての件、日程第6 議案第32号から日程第21 議案第47号までの農業委員会委員の任命同意についての件、以上の18件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

以上のとおり決まりましたので、議長からよろしくお諮り願います。

これをもって、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（坂上巳生男君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日6月7日から6月21日までの15日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日6月7日から6月21日までの15日間と決定いたしました。

---

議長（坂上巳生男君）次に、日程第3 一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。



初めに、江川議員。

13番（江川慶子君） それでは、私から一般質問をさせていただきます。

まず、国民健康保険についてお伺いします。

社会保障にかかわる予算の自然増削減を掲げる安倍政権のもと、公的医療、介護制度を土台から変える制度改革が次々と具体化されています。医療介護総合法、医療保険改革法など、来年2018年度から本格始動することが定められており、現在、2017年度は実施準備の年であります。

この間、国民健康保険について続けて質問させていただいております。それは、年々引き上げられる国民健康保険料が住民の生活を圧迫しているからです。これまでの質問に対し、国民健康保険の都道府県単位化について少し整理します。

来年2018年度から都道府県が国保の保険者となり、市町村の国保行政を統括、監督する仕組みが導入されます。新制度が始まると、国保財政の流れは、都道府県が、つまり大阪府が国保事業に必要な費用を各市町村に、熊取町に納付金として割り当てられます。市町村が住民に保険料を賦課・徴収し、集めた保険料を都道府県に納付します。都道府県が保険給付に必要な財源を交付金として市町村に拠出することになり、市町村が住民にどれだけ国保料を課すかは、各市町村が都道府県からどれだけ納付金を割り当てられるかに左右されることとなります。

各市町村の納付金負担額は、それぞれの市町村の医療費水準、被保険者の所得水準、被保険者数を指標に都道府県が算定します。市町村の医療費水準は、高齢者数などによって大きく変わりますが、それら年齢構成の相違による差は事前に調整し、年齢調整後の医療費水準をはじき出した上で指標にするというのが厚生省の説明であります。

大阪府は、年齢調整だけで医療費水準は加味しないとされています。市町村、つまり熊取町は、納付金の100%完納が義務づけられます。例えば、滞納者がふえて保険料の収納額が予定より下回った場合も、納付猶予や減額は認められず、その場合は新設される財政安定化基金から貸し付けを受けるよう指導されます。こうした仕組みが、滞納者への差し押さえや保険証の取り上げ等、収納対策の強化に市町村を駆り立てる動機になることは明らかであります。熊取町でもここ数年の差し押さえ数の増加の報告を聞くと、統一化に向けての影響を受けていることが推測されます。

大阪府は、新制度導入に向けて2月に粗い試算を発表しました。その結果は、多くの市町村が大幅な国保料の引き上げとなりました。熊取町は、平成28年度の昨年、累積赤字の解消、医療費の増加と大阪府の共同事業拠出金の増加で大幅な保険料の引き上げが行われ、今回の粗い試算では減額の数字ははじき出されました。今思えば、昨年の国民健康保険料の平均10%の引き上げは、大阪府の保険料統一化を見据えた値上げだったのかと思えるほどです。

国民健康保険料が住民の暮らしを圧迫し、相談もふえていると思います。大阪府が公費を含めた試算が出るのは8月ごろの予定です。制度が大きく変わろうとする中、住民の生活に依拠し何が必要なのか必要な手だてを考えるとときです。

そこで質問に入ります。

まず1つ目は、昨年度の保険料は平均10%値上げとなり、大きな住民負担となりました。今年度の保険料の見込みはいかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 答弁を求めます。山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君） いつも国民健康保険のことをご心配いただきましてありがとうございます。

それでは、ご質問にご答弁させていただきます。

それでは、1点目の今年度の保険料の見込みについてご答弁申し上げます。

平成29年度の保険料率につきましては、現在、算定作業を進めているところでございます。

まず、保険料率を算定するに当たって見込まなければならないのが、いわゆる医療機関等に支払う医療費、つまり保険給付費でございます。この保険給付費につきましては、平成27年度の決算では37億6,858万2,000円であったものが、平成28年度の、いわゆる決算見込みでございますが、36億

2,834万8,000円と比較いたしまして1億4,023万4,000円、3.7%の減となる見込みでございます。これは、昨年の制度改正によりまして、短時間労働者の社会保険加入要件の緩和によりまして、国保から社保へ異動したことによる被保険者数の減少、あるいは高額薬剤の単価引き下げなどによりまして、一昨年高騰いたしました保険給付費が総額で一転マイナスに転じたところでございます。

このように、高齢化、医療の高度化に伴って増加の一途をたどっておりました保険給付費につきましても、制度改正の影響を受けまして減額決算になるなど、見込みが非常に困難な状況になってございます。

次年度、保険料率算定に当たっては、この保険給付費の動向をどう見定めるかによって、その算定に大きく影響するものでございまして、高齢化の進展によりまして医療費が増大するという基本的な動向を踏まえつつ、被保険者数の推移も考慮いたしまして、算定を、今現在鋭意進めておるところでございます。来る6月20日開催の運営協議会に向けて作業中でございます。したがって、現時点の状況ということでご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。ちょっと数字がぱっと早口で言われたんで、もう一度ゆっくり数字を言っていただけますか。医療費の保険給付費の昨年と、2年間のその差額は1億4,000万円程度というのはわかったんですが、もう一度お願いします。

議長（坂上巳生男君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）すみません。27年度の決算におけます保険給付費、これはもうご存じのとおり37億6,858万2,000円で……

（「6,800」の声あり）

健康福祉部理事（山本雅隆君）6,858万2,000円でございます。28年度、これは、いわゆる決算見込み、今の状態でございますけれども、36億2,834万8,000円、差額が1億4,023万4,000円、率で3.7%の減というものでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。ちょっと数字になると答弁のほう丁寧にしていただければ助かります。すぐに聞いても耳に入らないんで、ありがとうございます。

それで、今回、その制度の緩和で、国保から社会保険のほうですか、に異動しているということは、全体的に国保の加入者が減っているというのは予算のときにも数字で出ておりました。そういう関係と薬剤の部分の金額がちょっと落ちついたと。昨年は、高額な薬品、薬ですか、肝炎の関係の。その分の薬剤が落ちついたということで、1億4,023万円ほど、3.7%減になっているということの計算の中で、これから6月20日の運協で決定するんだということですね。

それ以上は担当課としては言えないと。でも現状としては、医療費は減ってきているという現状の中でどうなるかということですね。そこまでしかきょうは答えられないということですね。はい、わかりました。

医療費が下がっているんで、ぜひとも保険料が下がることを期待しているんですが、住民にとって統一国保、国民健康保険が大阪府に統一されるといふ周知はどのようにされていますか。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）住民の方への直接の周知というものにつきましては、昨年保険料率の改定がございまして、一定額の改定になりましたもので、その際に、30年度に統一の方向で作業を進めておるといふようなご案内のほうもさせていただいております。

それから、あとは、この6月20日の運営協議会等でも、またこの国保の広域化に向けての動き、その辺の説明のほうも当然させていただく予定でございます。運営協議会、年2回開かせていただいておりますけれども、その際には、今の現状という国保の広域化に向けての動向、それからスケジュール、その辺のところの説明、そういったものも続けてさせていただいております。

状況でございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）この周知方法、住民に保険料の納付決定が決まって、納付書と一緒に折り込んで説明が入っている分だと思えます。それだけではなかなか読もうという気にもならないし、今、これだけ大きな制度が変わろうとしているのに伝わっていないんです。それで、よそのホームページとかを見ると、結構詳しくホームページの中に国保が変わりますということで、ぼんと書いてあるところを見かけるんですけども、熊取町のホームページにはそれがちょっと抜けているのと違うかなと、ことし大きく変わるその準備のときに何で書かへんのかなというふうに思うんですが、その辺はいかがですか。

議長（坂上巳生男君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）今ご指摘のように、ホームページ等にはまだ掲載のほうはしてございませんが、中身について流動的という部分も結構ございます。それから、統一されるという方向性は決まっておりますが、そのスケジュールについてもまだ不確定な部分もございましたので、あえて混乱を生じるという可能性もございますので、その辺の周知は、今後詳しい情報提供という形でホームページあるいは広報、そういった媒体を活用いたしまして、周知させていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）あえて混乱を生じるというか、もうこれは法律で決まっていることですよ。それで、開始の年度も決まっていることですよ。ぜひ、わかりやすく住民に伝える、周知することを、ぜひ早くやってほしいなと思います。金額とか、まだそれは、現状まだ出ていないのでそこまでは書かなくても、制度が変わるんだと、都道府県単位化になるんだというところを、やはり住民に知らせることは必要であると思いますので、よろしくお願いします。

2つ目の質問に入ります。

来年度、平成30年度の都道府県単位化に向けて、府が出した保険料率の粗い試算では、熊取町は一定の減額が示されました。しかし、各世帯別に試算すると減額とは限らない結果が出ています。その点についてどのように考えていますか。また、対応を考えているのならお聞かせください。

議長（坂上巳生男君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）次に、2点目の平成30年度の都道府県化に向けて大阪府が出した保険料率の粗い試算について、世帯別に試算すると減額とは限らないが、その点についてどう考えるかというご質問でございますが、平成29年2月に大阪府より示された平成29年度における市町村標準保険料率につきましては、この平成29年度の仮の試算値にはまだ見込まれていない公費等の影響、これがございます。

それから、それと比較をするための平成28年度保険料額については、市町村間での保険料必要額の見込み方法等にも一定違いがございまして、いずれも非常に粗い数値であるというふうにされてございます。

ですから、今回の仮試算について、これ以上の比較検討といえますのは、前提条件が異なればおのずと結果も異なってくることから、あらぬ誤解を生む可能性もあるため、これ以上の説明は控えさせていただいたところでございまして、その粗い試算の保険料率をもとにした世帯別の試算値についても、おのずと粗い数値となることから、7月あるいは8月ごろに国が示す予定となつてございます追加公費の考え方が反映された試算値が示された時点でしか、比較検討ができないのかなというふうに考えておるところでございまして。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）粗い試算ということで比較検討に当たらないと。だから、これを使うと誤解を生むので8月の算定まで何もしないというか、8月まで様子を見ているんだというような答弁だったんですが、きょう参考資料をつけさせていただきました。ちょっと細かい数字で見にくいんですが、本当はもう1枚もつけたかったんですけど、ちょっと提出に間に合わなくて出せなかったんですが。

これは何かといいますと、大阪の社会保障推進協議会が今回の粗い試算でつくった表であります。右側が大阪府の標準保険料率の第1回の試算の金額の高い順から並んでいるわけですが、熊取町は14番目です。必要保険料の金額が14万2,414円。現行の保険料が15万6,786円ということで、差額がマイナス1万4,372円という数字になっております。大阪府の粗い試算の府内平均というのは一番上の黒い太字になるんですけども、現行の保険料が12万2,516円、必要保険料が13万2,687円。

これで伸び率を見ていただきますと、熊取町はマイナスですが、ほとんどのところが引き上げになるという伸び率なんです。熊取町はマイナス9.2%ということなんですが、大きいところでは、6番の千早赤阪村になると55.2%の引き上げになるというような指標が出ております。これ、大阪府下で足並みそろえて、府内平均の統一で進むんだろかというのはとても困難なことだろうと想像するんです。

左の表は、統一保険料率にあわせて計算されたものです。モデル世帯ごとの保険料なんですけど、①というのが40歳代のご夫婦で未成年のお子さん2人の4人世帯、その方の保険料、統一について①がそれで、②が65歳以上年金生活のご夫婦の2人世帯、③は40歳以上と未成年の子供とシングルマザーの2人の世帯ということで、3つモデルを出しております。そこで、所得が100万円の場合の保険料、所得200万円、所得300万円ということで、熊取町は下から4つ目の40番のところに金額が載っています。大阪府の統一国保料の現在の試算が一番上の数字、太い数字になります。

これを比較すると、所得100万円、大変な世帯です。所得が少ないという、その部分の保険料が引き上げになるということです。所得200万円、300万円のところは一定引き下げになるという結果がこの数字では出ているんです。これは粗い試算だから、これで何もしないで次の試算が出るまで放っておくということではなく、この傾向を見て、その低所得者に対して何か手だてをしていかなければいけないと思うんですが、その低所得者の方がさらに引き上げになるという予測を立てて、次の熊取町の保険について、住民に負担がないようにしていくためのその努力をぜひしていただきたいと思うんですが、その点はいかがですか。

議長（坂上巳生男君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）江川議員のほうから詳しい資料を提出いただいておりますが、まずもって、先ほどご答弁申し上げましたとおり、この試算値の中には、国が追加投入する予定の、いわゆる公費追加分というのが含まれてございません。したがって、保険料率の額については一定マイナス方向に動く可能性が大きいです。

それから、あと、ここに見込まれていないのが滞納額の歳入、これも見込まれていないというふうに聞いております。それと、もう一つ大きなのは、今現在、先ほど決算見込みの中で、保険給付費が一転マイナスの方向に転じているというのが今の現状でございますが、大阪府がこの試算値を出した時点では、過去の単純平均4.1%というかなり高い伸び率で医療費が伸びると考えて数字のほうをはじき出してございます。ですので、その辺のところを現実に応じた数値ということで試算値のほうを精査されれば、おのずと試算値のほうはもう少しマイナス方向に動くのではないかなという予測はしてございます。

したがって、その不安定な状況でこれを比較いたしましても、答えは先ほどと同じことになってしまうんですけども、不安定な状況のものを不安定な状況で比較して、不安定な話になるというのはいかがなものかなというのが今の現状でございます。

それから、いつも江川議員のほうからのご指摘の中で、私が感じておりますのは、お支払いをいただいております保険料のお話を、すごく中心にお話をいただいておりますけれども、逆にかか

っておる医療費、これについてのご議論がいつもなされていないのかなという非常に感想を持っております。

と申しますのは、医療費、1人頭30万円を超える医療費が熊取町においてもかかっております。これは大阪府下全ての市町村、同じような状況でございます。それを、先ほどから見ていただいておりますように、保険料のほうではその半分、あるいはその半分にも至らない額のご納付をいただいております。つまり、それ以外の部分については、もう既にかなり高額な公費のほうに投入されると、この現実があるということをご認識をいただきたいというふうに感じております。

そういったことと、それから、この国民健康保険の制度の中には、もともといわゆる低所得の方に対しての軽減、法定軽減7割、5割、2割という法定の軽減がもう既に組み込まれた制度になってございます。低所得の方々に対しては一定の配慮というものが十分なされてございます。しかも、この辺の法定軽減の基準については、ほぼ毎年と言っていいぐらい、拡充の方向で改正も続けられてございます。国としても十分その辺のところは配慮して、制度設計を進めてくれておるといのが今の現状でございます。

ちょっと話、取りとめもなくなくなって申しわけないんですけども、そういったこともございますので、我々としても何も手をつけずという状況ではございません。今、江川議員のほうから提出いただいた資料をもとに、そしたら今の統一の仮の試算値であればどうなるんであるなという計算も、我々なりに計算もさせてはいただいております。中身について一定の検証も継続して進めてございますので、その点をご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）聞いていないことまで長々といろいろご意見を聞かせていただいたんですが、今、お話を聞いていて抜けているのは、住民の暮らしの部分抜けているなというのがすごく感じたんです。

高かってもあんたら医療費それだけ使っているんやろうと、だからこっだけ払ったらいいんやと、国も払っているしというふうには、丁寧な言葉でおっしゃってくださっているんですが、住民の立場になってみたら、必要な医療を受けるために国民健康保険に入っているのに、保険料が高くて食べるものも食べられへんみたいな、払いたくても払えないところまで金額が上がっているということがとても大変だということ、やはり保険の担当課は持っていたきたいなと思います。

ちょっと今、言われたんでちょっと言いたいんですが、統一国保になると、その1番のところです。21万2,188円ですが、ことしの①のところの保険料20万8,663円、40番のところに書かれています。その1年前の保険料は18万8,607円なんです。だから、とんとんで上がっているんです。そこを、やはり所得100万円しかない世帯が18万8,000円から20万8,000円になって今度21万円、これは大変だろうなという想像力をもう少し持っていただけたらなと思います。

それと、これは提案なんですけれど、この表の統一保険料率のところの医療分の均等割金、この一番上のこの額です。この額が3万4,970円、これが非常に高いんです。この均等割金額というのが、子どもが2人、3人と子どもが多い世帯に大きな負担になっていると。この金額について、ずっと多子減免、子どもに対して減免すべきだという提案をさせてもらっているんですが、やはりこの均等割の部分、子どもに対しては減額するだとかいう制度がこれから必要になってくるのではないかなということは、提案として述べたいと思います。

何か答弁がありましたら。次に質問にいきますけれど、よろしいですか。

それでは、3つ目の質問に入ります。

前回の質問では、差し押さえは連絡がつかない人に対する手段であるとの答弁でありました。差し押さえによる役場への来庁者数、来庁して相談することによって差し押さえがどのように変わっていったのか、相談で滞納者の対応が変わったのか、そういった相談状況をお伺いします。

議長（坂上巳生男君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君） 3点目の差し押さえによる役場への登庁数、相談状況についてでございますが、平成28年度国民健康保険における保険料を納めていただいている世帯との公平性を保つため、保険料を納付するに足る財産を所有する滞納者への滞納処分としての差し押さえが延べ79件60世帯となっております。この差し押さえにより42世帯については、電話や来庁による納付相談を行うことが可能となり、その回数は120回にも上っております。その結果、分割納付、一括納付に結びつけることができでございます。現在も完納に向けた交渉を続けているところでございます。

実例といたしましては、差し押さえ執行後に滞納額を全額納付し差し押さえを解除した事例や、差し押さえ執行前は、電話催告、臨戸訪問でも接触できなかった、あるいは臨戸訪問の際に不在連絡票を直接自宅に投函しても連絡がなかった、そういった世帯から、差し押さえ後に来庁や、あるいは連絡がございまして、保険料滞納解消に向けた交渉を行うことにより差し押さえの解除や一部解除を行い、納付相談を行い、保険料の分納を開始する世帯もでございます。滞納保険料の完納世帯以外については、完納までの間は、短期証となりますので、それを交付するため、分納の履行状況も定期的に確認をさせていただいております。

また、分納の履行が守られていない場合は、再度、電話等で催告等を行うことによりまして、滞納者の状況により再度相談を実施しておると、そういった状況でございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 江川議員。

13番（江川慶子君） わかりました。滞納による差し押さえの票が来たときというのは、住民はとても驚いて、もうどうしようかなという、本当に困惑しているんです、届いた家庭というのは。でも、それが、そうしないと役場に来てもらえないからそういう通知を出すんだという答弁、前回もあつたんですが、そこまでせんと役場に来てもらえない、だけど、差し押さえが来て住民が役場に行く、その心というか、すごく私は切ないなというか、もう議員としてでもどうにかしてあげたいなと、一緒について行ってあげたいなという気持ちをととても強く持つんですが、本当にそういった人たちが42名、来庁して、どないか解決の方向で相談に当たっているということで、一定よかったなと感じました。

しかしながら、18人ですか、まだ連絡がついていない方がおられるということで、その方については、差し押さえ債権がある場合は執行されているということですね。その辺、ちょっと教えていただけますか。

議長（坂上巳生男君） 山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君） まず、この差し押さえでございますけれども、滞納があつていきなり差し押さえということは、これ絶対やってございませぬ。

ですので、先ほど、いきなり差し押さえということが来てうろたえたというふうにおっしゃられておりますけれども、それに至るまでには、我々は本当に手間をかけて、本当に丁寧に対応させていただいて、それでも応じていただけない、やむを得ず差し押さえをさせていただいておりますので、その点についてはご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

それから、今ご質問の滞納の差し押さえから、分納あるいは完納に至らない、要はまだ反応いただけない世帯についての対応でございますが、これはもうやむを得ず換価という形で対応のほうをさせていただくというのは基本になってございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 江川議員。

13番（江川慶子君） わかりました。差し押さえ数がここ数年比較するとふえているということは、前回の質問でもさせていただきました。ぜひとも相談活動は丁寧に、先ほども丁寧にやっているんだということでしたけれど、さらに丁寧に、またお願いしておきます。

ちょっと時間がないので次にいきます。

4つ目、熊取町の国民健康保険について、保険者として今後どのように進めていくのかお伺いし

ます。

議長（坂上巳生男君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）次に、4点目の熊取町の国民健康保険について、保険者として今後どのように進めていくのかについてでございますが、平成29年度につきましても、熊取町国民健康保険事業特別会計といたしまして、単年度収支均衡を目標といたしまして、将来に赤字を残さない健全な保険財政運営を目指し、努力を重ねてまいります。

また、負担の公平化の観点からも、現状においても府内トップクラスの徴収率の維持向上に一層努めるとともに、健康寿命を阻害する最大の要因と言われております、医療費の増大にも影響を与えてございます生活習慣病の早期発見、重症化の予防などの機会となります特定健診、あるいは特定保健指導の受診、実施率、こういったことの向上に取り組むとともに、ジェネリック医薬品の利用促進につきましても、その効果額をお知らせする差額通知を送付させていただくなど、医療費の適正化をさらに推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）今回、統一国保に変わることにについて、熊取町の保険料がどうなるかというのは今すごく関心があることなんで、町長のお考えもちょっとお伺いしたいんですが、町長、いかがでしょう。町長。

議長（坂上巳生男君）藤原町長、いかがですか。

町長（藤原敏司君）もう一度。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）統一国保について、町長の現在のお考えをお聞かせ願いたいんです、住民にとって。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）江川議員のおっしゃることも確かにそういう状況にはあると思います。ただ、先ほど来、聞いていますと、本当に粗い数字をもとに議論をされています。それが正しいのかということが一つ、前提としてあります。

（「粗いから正しいとは言っていない」の声あり）

町長（藤原敏司君）はい、国保ですよ。だから、その国保について問われていますので、その議論の中でそういう感想を持ちました、一つ。

国保につきましては、これは本来であれば、顔が見える熊取町が運営すればいいんでしょうけれども、それは間違いないことやと思います。

ただ、社会情勢、経済情勢、熊取町の情勢も変わっています。これは、熊取町に限ったことじゃなくて、全国各地いろんな状況、社会情勢が変わってまいりまして、その中でどういうシステムがこの国民皆保険と言われる国保を持続できるのか、これは当然いろんな方面から探る必要があると思います。その中で、今回、大阪府下で一本化ということですけども、そういう、規模を拡大して、その中で経費を抑えられるところは抑える中で、保険料を少しでも軽減できる国民健康保険が将来的にも持続できるというふうな方向へ持っていかなければならないという一つの手段だと、私は思っております。

その中で、いろいろご意見がありますけれども、これは、数字ばかりを皆さん言うてはりますけれども、我々が何をすべきか、そこへ持っていく国保を大阪府下で運営するということですけども、熊取町として何をすべきか、それはそういう観点についても考えていかなければならないのかなというふうに思っております。医療費給付費が増大している中でそれを抑える、そういう施策も肝心の国保のそういう形を変える際にも、我々のする仕事ではないかなというふうに思っております。

いずれにしましても、その熊取町単独で国保を運営するというのが限界に近づいているというふうな状況にあるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）ご答弁ありがとうございます。

熊取町として何をするのか、いろんなことを、施策を考えてやっていくんだというようなことなんです、持続可能に。ということで、決定権は、熊取町に、町長にあるので、その辺はしっかりと住民の暮らしを見据えて、検討のほう、徹底のほうお願いしたいなと期待しておきます。

では、次の質問に入ります。

時間がなくなってきたので、就学援助について質問させていただきます。

熊取町のホームページには、就学援助についてのところですが、「生活困窮家庭の児童生徒には、学用品費、修学旅行費、学校給食費、校外活動費等の就学援助を受けることができます。手続きについては通学されている学校または学校教育課にご相談ください」とだけ書かれています。詳しい説明も申請書の添付もなく、改善が必要だと思いながら、質問の準備をしまいいりました。

他市のホームページを見ると、経済的な理由によりお子さんを小・中学校に就学させることが困難なご家庭に対して、学用品費や給食費、修学旅行費など、学校教育を受けるために必要な費用を町が援助する制度ですと、制度の紹介をし、その下に、援助を受けることができる人などの目安も書かれ、申請書をリンクで張りつけて金額なども詳しく書かれていました。住民にわかりやすく親切なホームページへの改善が必要だと思いました。

就学援助の入学準備金について、前回の質問の回答では、金額の引き上げが実現し、小学校が2万470円から4万600円に、中学校は2万3,550円から4万7,400円に引き上げられました。すぐに国基準まで引き上げ、対応したことに感謝しております。入学前の前倒し支給については、制服やかばん、学用品などの費用がかかるのに就学援助の支給までに一定の期間があくために、できるだけ早い時期での支給を望む声が強まり、多くの市町村が入学前に実施しているところがふえています。

私もこの点について、何度かこれまで質問をさせていただいていますが、生活保護世帯には入学準備に要する経費が3月定例支給にされていることから、準要保護世帯においても、入学準備金は3月に前倒しするべきだと思います。

また、八王子市は消費税増税に見合う援助単価の引き上げを実施し、準要保護の支給対象基準を1.1から1.25に拡大しています。お隣、泉佐野市でも今年度から引き上げが行われています。今までの回答では、前年度の所得が確定する6月を超えないと対象者の認定ができないとの答弁であり、この間の答弁では、その姿勢は全く変わっていないように思いました。八王子市では所得判断を前々年度とすることでその問題をクリアし、初年度は2年分の予算立てで実施に踏み込んだとのことです。

子どもを取り巻く環境は大変厳しくなっています。熊取町でも住民協働参画事業として、くまとり社会保障推進協議会が中心となり、この4月からこどもレストランが開始されました。地域の皆さんのボランティアで大きな協働の輪が広がり、今後到大変期待しています。

そこで、就学援助についてお聞きします。

入学準備金の3月前倒し支給についてですが、その後の検討状況はいかがでしょう。

議長（坂上巳生男君）阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君）それでは、就学援助制度についてのご質問に対し答弁いたします。

まず、入学準備金の3月前倒し支給についてですが、現在の入学準備金につきましては、1学期の支払い時期で、近隣市町の中では最も早い7月下旬に支給させていただいているところです。

この支給時期を3月など入学前に早めることにつきましては、近隣市町の状況を確認したところ、堺市以南の市町におきましては、平成28年度においては、泉大津市が平成29年4月の入学前支給を実施し、平成29年度において、忠岡町が平成30年4月の入学前支給を実施する予定になっております。対象者は、どちらも中学1年になる前の小学校6年の児童を対象としております。

入学準備金の前倒し支給につきましては、小学校入学前と中学校入学前を対象にするか、根拠と



なる課税情報についてどの基準を採用するか、実際に前倒し支給後に町外へ転出されて4月に町立小中学校に進学しなかった場合における一旦支給した就学援助費——入学準備金ですが——の返還対応など、認定に際して公平な制度設計が肝要であると考えており、現状といたしましては、引き続き周辺市町の状況を注視しつつ、こういった課題の調査、研究を進めてまいりたいと考えております。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）ご答弁ありがとうございます。

人口減少の少子化の時代に、今、転入促進に取り組まなアカンということでやっている中で、こういうことを近隣と足並みそろえて、近隣の状況と比較していて、ということが主になってくるのはちょっと違うかなと思います。

それで、それも踏まえて調べていただいたということですよ、忠岡町とか泉大津市とか。そういう動きがあるので、そういうのにいち早く、やはり熊取町もアンテナを張っているんですから、実施できるようにぜひ取り組んでいただきたいなと思います。その辺、いかがですか。

議長（坂上巳生男君）阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君）ここ数年来、転入促進という形の分というのとはちょっと本質的には違うのかなという気がしますが、いずれにしましても、近隣市町におくれること、最低おくれることはないようにアンテナを張っておきたいということ。

先ほど質問にございましたように、八王子市も、これは仮の話ですが、29年度に来年の4月入学の方から前倒し支給するとなれば、ご質問にありましたように、その分2年度分を予算に上げないといけないと。また、次の2番目の質問にもありますが、その財政的な国の措置というのが今のところ交付税措置、これも次の質問でお答えするんですが、三位一体改革でちょっと後退しておりますので、その辺も財政事情も厳しいところがありますが、引き続き近隣市町の動向におくれることなく、実施については、再度、府内もそうですが、やるという流れになったときに慌てて実施設計するんじゃないし、その準備は怠らずに引き続きやっていきたいと考えております。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）やっていくんやけれども、ちょっと積極的にやっていこうという感じは伝わってこなかったんですけど、中学校なんかは小学校から持ち上がりなんで、つかみやすいと思うんです。一遍には無理でも、中学校から始めるよとか、小学校もなるべく、今でも努力をしていると言うんやけれども、早く導入するように、ぜひとももっと積極的に検討をお願いしたいなと思います。

それでは、2つ目の質問に入ります。

就学援助の対象者は、現在、生活保護基準の1.1となっておりますが、熊取町は生活保護基準の切り下げの影響を受けないようにしていると、今までの答弁でいただいております。その後、消費税の導入もあり、対象者の拡大のために、その基準を1.1からもう少し上げてもらうような拡大を求めます。また、クラブ費などの対象費目の拡大も検討されたいです。いかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君）次に、就学援助費の支給対象者並びにクラブ費など対象費目拡大についてでございますが、本町の就学援助費の支給水準は、平成28年9月議会でも答弁いたしましたとおり、岸和田市以南の市町では支給対象者の範囲が最も広いレベルを保ってきており、その後、一部の団体において基準額設定方法の見直しがなされておりますが、平成29年度においても、本町は高い水準を維持しているところでございます。

その一方で、平成17年度の国の三位一体改革により国庫補助が廃止され一般財源化となった以降、限りある財源の中、年々増加する就学援助費に係る財源確保が困難となってきており、ご質問の就学援助の対象者並びにクラブ費などの支給対象費目の拡大は非常に難しいところでございます。

本町といたしましては、こうした厳しい状況ではありますが、当面、現状の支給水準を維持してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、先ほど質問にもありましたが、生活保護基準の切り下げの影響を受けないようにというのは、25年8月以降、生活保護の基準の水準が切り下げられましたが、本町においては、その以前の分について採用しておりますので、そういう形では影響は受けておりませんので、その辺ご理解よろしくをお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）ご答弁ありがとうございます。

生活保護の切り下げについては配慮をしているんやけれども、2014年、平成26年4月に消費税が上がりました。その分の配慮というはされていますか。

議長（坂上巳生男君）阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君）簡潔に言えば、配慮についてはしておりません。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）高い水準を熊取町は維持しているんだという、今、答弁の中であったんですが、具体的にその内容というのはどんなんですか、教えていただけますか。

議長（坂上巳生男君）阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君）細かいところがありますが、モデルケースでやった場合、比較した場合、単純には比較はできないんですが、それでモデルケースで比較した場合、岸和田市以南においては、本町が一番ある程度の所得の世帯までカバーできているという意味において、高い水準ということで答弁させていただいたものです。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）全然、具体性がわからないんで、その点については、次回の質問にするか、また、早目に一度時間をとって教えていただけるか、そのような手だてをしていただきたいなと思います。

議長（坂上巳生男君）阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君）ちょっと単純にこういった形で答弁でしにくいので、また、資料等を提出させていただきます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。ぜひよろしくをお願いします。

自分ところのまちのことなんで、しっかりと勉強させていただきたいなと思います。

私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（坂上巳生男君）以上で、江川議員の質問を終了いたします。

次に、矢野議員。

10番（矢野正憲君）それでは、公共施設の管理についてというふうなことで、公共施設等の総合管理計画がことしの2月に我々に配付をされましたので、それをもとに質問をしたいと思います。

人口減少、財政難の中、公共施設の老朽化等の対応が全国的に共通の課題となっております。国の公共施設の計画的な管理を推進するための計画策定、制定の要請があり、長期的な視点から、公共施設のあり方や取り組みについて、熊取町も公共施設等総合管理計画を制定しております。この管理計画の中には、今後40年間の中で費用総額として約562億円、年間当たり約14.1億円が必要というふうなことが書かれてございます。過去の10年間の投資的平均は約10.1億円というふうなことで、今後3.5億円以上の超過をするというふうなことが書かれてございます。

人口推移を踏まえた財政状況や積立金残高等を勘案すると、継続して維持させることは困難というふうなことも書かれてございます。取捨選択や規模の見直し、遊休化した財産の利活用や貸し付け、売却を視野に検討するというふうなことも書かれておりますけれども、まず、1点目の大原衛生公苑についてでございますが、このことについて、住民生活を支える生活基盤の施設として他市町村との連携も考慮しながら、建物や整備等の計画的な維持管理を行っていくと、長寿命化、管理運営費の縮減に努めると書かれておりますけれども、大原衛生公苑についての質問をさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）それでは、ご質問の大原衛生公苑についてご答弁いたします。

下水道の普及に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の処理量は年々減少しておりますが、下水道が完備されるまでの間、収集されたし尿等を処理するため、施設をなくすことは不可能であることから、平成29年2月に策定した熊取町公共施設等総合管理計画では、住民生活を支える基盤施設として、他市町との連携も考慮しながら、建物や設備等の計画的な維持管理を行い、長寿命化と経費の削減に努めるとしております。

大原衛生公苑は、住宅に隣接した限られた敷地内で建設することとなり、コンパクト化するため立体的な処理構造をとりました。そのため、ポンプが多く、また、焼却設備まで備えた完結処理型であることに加え、老朽化対策のため相応の経費が必要となる中、処理量が減少すればするほど処理単価はふえることから、広域化処理をかねてより研究しているところであります。本町にとっては、財政面での広域的な観点のほか、町立熊取図書館と住宅地に囲まれた用地の有効活用やまちづくりの観点なども含め、総合的に検討していくこととしております。

よろしくご理解を申し上げ、以上、答弁いたします。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）過日、5月23日に全協の中で資料をいただいておりますけれども、大原の衛生公苑というのが平成元年3月から竣工されているというふうな形で、28年間経過をしております。その中で、毎年毎年3,000万円の修繕費、それから人件費を含めても処理費が年間2億円近いというふうな表現がなされております。

このいただいた資料の中に、平成20年度から平成28年度の処理量と処理費用の推移という形で示していただいております。平成20年度の処理量というのが1万7,458キロリットルというふうな形で、平成28年度が1万4,500というふうな形で処理量は減っておりますけれども、処理費用としたら逆に上がっております。1キロリットルの処理単価にしても8,369円から1万2,762円というふうな形、1.5倍ぐらいになっているというふうな状況になっているんですが、今答弁の中で、そういうふうな理由というのは少し触れられたと思うんですが、我々にとったら、処理する量が減るであれば、やはり費用というのは減るものだろうというふうに認識をするんですが、逆に単価が上がっている、この大きな理由というのは何なんですか。その辺をお尋ねしたいと思います。

議長（坂上巳生男君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）端的に言いますと、処理量が減りましても処理施設自体はそれにあわせて縮小するということできませんので、施設の維持、補修が稼働後、時がたてばたつほど修理箇所というのも当然ふえてきますので、その分が費用がふえて処理量は減ってきますので、当然、単価といたしましては上ってくると、そういう状況になってくるものでございます。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）すみません、処理量が減るということは使わないといけない薬品とかが減ったりするわけですよね、本来は。そういった形でやるということは、費用というのが相対的に下がるんやろうなというふうな認識を持っているんですが、じゃ、そういうふうなやつじゃないということなんですか。それはもう熊取町の処理施設がそういうふうな施設になっているんですか。その辺、どうなんですか。

議長（坂上巳生男君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）熊取町の施設が特別そうなのかどうかということじゃなくて、もうこれはし尿処理場の、全てのよその処理場も言えることだと思いますけれども、処理につきましては、確かに薬品とかを投入するわけなんですけれども、それにつきましては、議員おっしゃるように、処理量が減れば減ってくるということは当然発生してきますが、やはりし尿を沈殿化させる槽であるとか、それを次の槽へ送り込むポンプであるとか、そういうものにつきましては、処理量が減ろうが減るまいが基本的にはそのまま維持をさせていかなければなりませんので、それに係る

運転費であるとか修繕費であるとか、そういうのは一定処理量の増減というのかかわりなく発生してくるものがございますから、その分が負担となってくると。処理量が減ったからといって運転費が減ってくるものではなく、そのままずっと上がってくるという、そういう状況になるものがございます。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君）今の吉田統括の答弁によると、そしたら熊取町のし尿処理をする機械だけが特別そういうふうな問題を抱えているわけじゃないわけですね。そしたらそれはもう近隣市町村もし尿処理、毎年毎年公共下水道を整備していっていますよね、どこの市町村も。熊取町も78%ぐらいなっていますよね。し尿処理として処理をしなければいけない量というのは減ってはきているけれども、そのかかっている費用というのは上っているというような、こういうふうな問題というのは熊取町だけじゃなくて、し尿処理施設を持っているところは大体共通した問題というふうな認識をさせてもらったらいいんですか。

議長（坂上巳生男君） 吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）そのとおりでございまして、し尿処理施設の維持管理につきましては、平成21年度から大阪府のほう为主导となって、この泉州の今後のし尿処理のあり方についてというのは、事務レベルでございすけれども、やはり単独ごとで施設を維持して処理していくのは、これからの社会状況、財政状況とかを考えていくと不経済であろうという共通認識は持っているものでございます。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君）この計画を読んでいると、平成42年か43年まで長寿命化計画という形で、修繕しながら使っていくというふうなことを書かれています。連携というような言葉も先ほど出ていましたけれども、同じような共通な問題意識を持っておられるのであれば、先ほど吉田統括がおっしゃったように、広域で連携するというふうなことがしやすいような問題なのかなというふうには思いません。

その中で、やはり熊取町も平成元年から使っているし尿処理施設である。他市町村も同じような年代ぐらいから使っているような機械じゃないんですか。その辺はどうなんですか。その辺、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（坂上巳生男君） 吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）この泉州の施設でいきますと、阪南市は平成19年の稼働ということで新しい施設でございすが、それ以外の貝塚市以南の施設で見ますと、本町と同じような、むしろ本町よりも古いような施設もございす。そういった時期に建てられた状況でございすので、本町と同じような課題といえますか、認識を持っているところでございす。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君）阪南市が比較的新しくて平成19年から稼働と。貝塚市以南であれば、我々本町の熊取町のし尿施設よりも古いところもあるというふうな話の中で、連携をするというふうな話の話が今出ていましたけれども、事務レベルではそういう話が出ているんですよというふうな話やったんですが、それは、し尿施設は新たに大きいやつをつくるんですか。それとも、今ある既存施設をやはり修繕しながら使っていくとか、その辺の話というのは出ているんですか。その辺、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（坂上巳生男君） 吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）その事務レベルの中で話し合っておりますのは、当然、担当の者が集まった中での協議でございすので、大きな新たな施設を一つどこかに建設するというような話ではなくて、今ある施設をどこか最終まで稼働するような施設に持っていけないかとか、そういった議論を担当課の中ではやっているところでございす。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君）すみません、わかりました。広域でするにしても新しいやつをつくるんじゃないで、既存の施設を使うというような形で、それはどこになるかというのは、具体的な話というのはまだ出ていないんですね。という形ですよね。

例えば、熊取町もそういった形で、これから平成42年、だから13年、14年ぐらいまで、年間2億円ぐらいかけてやっていくというふうな中で、先ほどちょっと新しいところが平成19年というふうな話がありましたが、そこの阪南市と具体的にそういう話というのはできないんですか。うちのし尿処理をしていただきたい、当然お金も発生しますけれども、そういうふうな話というのはできないものなんですか。その辺はどうなんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）この集まったの話というのは、なかなか実現に向けて進めていくというのは難しい問題であろうかと認識しておりますので、それとは別に、広域化というのはこれからの施設維持管理の中で一つの選択肢として、その全体の協議とはまた別に、いろいろ模索しているところでございます。

具体的なことにつきましては、いろいろ相手の関係もございまして、また、もし報告できるような状況になりましたら、その時点で報告はさせていただきたいと思っておりますけれども、現在のところでは一つの方向性としていろいろ研究をしているところでございます。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）一つの選択肢として、いろいろ調査をやっておるといふようなことですね。実際、そしたら熊取町が単独でこれからもやっていくのか、広域でやるのか、両にらみにしながら、試算をしっかりとやりながらやっていくというふうなことになるんだと思いますが、僕が思っているのは、やはり年2億円ぐらいの処理費用がかかっておるといふようなことであれば、そういう話というのは早いことやっていただいて、当然、熊取町が負担金を出さないといけない、あると思いますが、その辺やはりどんどん詰めていっていただきたいなというふうには思います。

あそこの処理施設というのが、やはり熊取町のへそになるようなところにもありますので、あそこを活用しないでいいのであれば、いろいろまた絵が描けるんだろうというふうに思っておりますので、その辺はしっかりと対応していただきたいなというふうに思います。お願いしておきます。

次になんですが……

議長（坂上巳生男君）矢野議員の一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

---

（「11時54分」から「13時00分」まで休憩）

---

議長（坂上巳生男君）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

矢野議員の一般質問を継続いたします。矢野議員。

10番（矢野正憲君）次に、行政系の施設というふうなことになってございますが、旧南海ニュータウンの汚水処理場の管理計画を読んでも、今現在もう活動は完全に休止しているというふうなことで、都市計画道路の泉州山手線の整備の動向を注視しながら、隣接する南海電鉄の所有地と一体的な利活用を協議すると。売却も含めて検討するというふうなことなんですが、この南海ニュータウンの汚水処理場についてはどういうふうな考えを持たれておられるのか、答弁いただきたいと思っております。

議長（坂上巳生男君）南総務部長。

総務部長（南 和仁君）それでは旧南海ニュータウン汚水処理場につきましてご答弁申し上げます。

当該施設につきましては、大規模住宅開発に伴う汚水処理場として建設され、昭和58年12月の開発完了後に開発事業者から移管を受けたものでございまして、平成5年10月には公共下水道への接続が完了したことにより、その役割を終えたところでございます。

地元の自治会の方々からは当該施設の撤去と公園の整備など、その後の有効活用についてご要望等をいただいております。これまでその要望等を踏まえ、有効活用について検討を進めてきたところでございます。

今後でございますが、当該施設の東側に計画されてございます都市計画道路泉州山手線について、議員もご承知のとおりかと思いますが、大阪府都市整備中期計画の中間見直しにおいて、平成28年度から32年度までの間で着手する路線として位置づけられることなど、当該施設を取り巻く状況が大きく変化してございます。このことから、計画書に記載しておりますとおり、都市計画道路泉州山手線の整備の動向を注視しながら隣接する洪水調整池及び南海電鉄所有地との一体的な利活用の協議、また、売却も含めて検討してまいりたいというように考えてございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） 都市計画道路の泉州山手線の動向次第というふうなことになっておるんですけども、きょうが7日で、1週間後の14日に都計のほうでいろいろと、岸南線と、それから泉州山手線、泉山のことについていろいろと報告があるというふう聞いておるんですが、この都市計画道路の泉州山手線、着工が28年から32年のこの5カ年の間でというふうな形になっているんです、大阪の中期計画の中では。いつごろ着工するかというふうな報告は1週間後にはもらえるんですか。その辺はどういうふうになっているんですか。その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（坂上巳生男君） 阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君） 泉州山手線の状況でございますけれども、先ほど総務部長のほうからご答弁もありましたけれども、28年から32年の間で着手ということになってございますけれども、着手の場所とか期間につきましては、現在、府のほうから、地元市町による災害時の活動拠点整備の具体化とあわせて都市計画変更など必要な手続が立った時点で事業内容を精査し、区間を定めて実施するというふう聞いてございます。ですので、具体的な場所、時期につきましては、現在のところ、大阪府のほうからまだ聞き及んでいないという状況でございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） そしたら、着工も未定であるというふうなことであれば、完成も全然めどがついていないということになるわけですね。今現在、ちょっと僕自身、熊取町の中をいろいろと回っておると、土地自体が動いているような、宅地調整されているような時期になってきているのかなというふうに感じてございます。

その中で、熊取のニュータウンというのは、不動産屋に聞けば、空き家が出てもすぐ売れるというような状況やというふうなことでございますので、熊取町が持っている土地だけでも先に先行に販売するとか、売却するとかというような、そういうふうな考えというのは持たないんですか。その辺はどうなんですか。ここには南海電鉄と一体運用と書かれていますけれども、その辺はどうなんでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 南総務部長。

総務部長（南 和仁君） 先ほどご答弁させていただきましたとおり、地元自治会様からもいろいろご要望を受けてきたところでございまして、役場内部ではございますが、一定結論づけまして、一部売却で、一部の残ったところには公園整備を中心として地元区におろしていこうということで一定結論づけて、いよいよ地元区に入っていこうというふうな状況ではございました。

その中で、先ほど来からお話しさせていただいたように、泉州山手線がいわゆる廃止から存続に大きく変化したということで、先ほど来からお話しさせていただいております洪水調整池というのがこの処理施設の横に隣接しております。南海鉄道の所有している土地というのも隣接して一体化した土地で、まとまった土地となります。面積のほうなんですけれども、処理施設があるところの土地の面積が5,725.28平方メートル、熊取町が所有しているのが約7,800平方メートル、南海鉄道

が持っておられる土地が7,100平方メートルということで、3つの用地を合計しますと2万平方メートルを超える広大な土地がそこにできあがるわけでございます。

当然、その一体化した用地というものは泉州山手線に接して土地があるわけですが、今、売却、あるいは残った土地の整備をするよりは、その2万平方メートルを超える土地の利活用をやはり見据えてやっていきたいというのが今の考えでございます。当然それだけの面積になれば、一部売却し、その収益、売却益で施設整備もできようかと思えますし、また南海からもいろいろなお知恵、ご支援もいただけるかと思えます。整備の手法につきましては、町が直接執行する、あるいは民間の力をかりてPFIなどの利活用も図っていくということで、かなり可能性というか、土地の利活用における幅というのが広がってくるかというように考えておりますので、そういったところを見据えたいというところでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） 面積は2万平方メートルというふうな話ですが、大半が調整池でしょう。あれだけ深くてというような土地というのを一体に活用するというでも、なかなかそれは難しいんじゃないですか。いろんな形で埋め立てとかするというような話があるんであれば話は別なんでしょうけれども。処理場の跡地と隣接している調整池ですよ。調整池はぼくも子どものころよく遊びました。かなり深い。利活用といっても、実際的な問題で言うたら、し尿処理の跡地利用ぐらいしかなかなかできないのかなというふうに思っているんですが、泉州山手線の工事をするときに、そういうふうな何か埋め立てするとかいうふうな話というのがあったりするんですか。その辺はどうなんですか。

議長（坂上巳生男君） 泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君） 泉州山手線の工事に関しまして、現時点でそういう大阪府と取り決めを交わしているということはありません。ただ公共事業につきましては、公共事業の工事間の流用土ということがありまして、できるだけ土を処分しないということで工事間で流用すると。片方が必要でして片方が残土が出るとなれば、片方のところに持って行って利用すると。そういう形の流用の仕方というのが、やはり一番望ましいということで、大阪府のほうからも町のほうに指導もやられてございます。

そんな中で、現在泉州山手線につきましては概略設計をしている途中でございます。それによりまして縦断線形をどうしていくかということで、今、検討されてございます。そんな中で、縦断線形が決まれば、やはり残土の出るところもありますし、大阪府の泉州山手線の工事の中で流用できなければ、それらをいただいて埋めるということも可能だと考えてございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） 今、大阪府のほうで図面を書いているようなところなんですかね。1週間後にはそういうふうな説明もいただけるのかもしれませんが、あの調整池が埋まるだけの残土が出るような、山を削るとかというふうな工事ではないんじゃないですか。その辺はどうなんですか。やはり道をつくるときにはそれなりの土や砂というのは出るんですか。

議長（坂上巳生男君） 泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君） こればかりは、縦断線形が決まらない中ではどうもお答えのしようがないんですけども、基本的に平地のところには道路をつける場合でも、その下に舗装がきます。アスファルト舗装がきて路盤がきて路床という。土がやわらかければ路床の厚みがどんどんふえて、置きかえ土にもっていきますので、ある程度の残土は出るというところでございますが、今回の場合は、大きく縦断線形を今検討中というところですので、どれだけの残土が発生するかというところにはまだまだご回答できるような内容ではございません。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） ある程度の、一定の残土が出るというふうな仮定にして、先ほど部長がおっしゃった事業間の中で流用するというふうな形の話がありましたよね。余ったやつをここに埋めるというような話でしたけれども、現地を知っている僕にしたら、あれだけ分が埋まるような残土は出るのかというふうな思いを、やはり持ちます。

ましてや工事の着手というのがまだいつかというのがわかっていないんですよ。32年までには着手をするというふうなことらしいんですけども、32年に着手をして、道自体が完成するのもやはり10年とかかかるわけでしょう。ということは、10年間あそこはもうあのまま、塩漬けのままにおいておくんですか。その辺はどういうふうに考えているんですか。僕自身は、熊取町の持っているし尿の処理場跡だけでも売ればどうなのかなというふうに、思いは持っているんですが、その辺はどうなんですか。まだ先10年15年の話ですよ。

議長（坂上巳生男君） 南総務部長。

総務部長（南 和仁君） 塩漬けのまま放置しておくのかというお話で、今すぐ売ればという議員のご提言というように思っております。

ただ、一点だけですけども、塩漬けという言葉が非常に気になります。というのは、塩漬け土地というのは、よく土地開発公社が十数年前に塩漬けの土地を保有しておりまして、それを清算すべきではないかということで、大阪府下でも土地開発公社の解散というのが相次いだ経過がございます。塩漬けというのは公共事業のために取得したものの、景気の低迷とか財政の悪化によって事業が進まなかったり中止したりして、放置されている土地であると。さらに、民間の金融機関からその土地を購入するに当たって多額の資金を借り入れて、毎年その利子分だけがふえていくという、そういった一定の一般的な定義が塩漬けの土地であるというように考えておりますが、当該施設の用地につきましては、4月には自由が丘が花見の場所として活用していただいておりますし、また、職員の水防訓練もあそこで行っております。日常的には施設の中に水防資機材も保管させていただいているというところで、すいみません、塩漬けという言葉だけが気になったんで、十分に、十分ではないかもわかりませんが、利活用は図られているということだけはまずご理解いただきたいと思えます。

それと、このまま10年間15年間放置していくのかというのは、毛頭私どもは考えてございません。実際に先ほどお話しさせていただいたように、泉州山手線の計画がこんなにも大きく変わらなければ、今ごろ地元の方々にこういったお話しもさせていただいて、地元区長あるいは住民の方々にいろいろとご意見いただきながらこの土地についての利活用を進めていっていると思えます、今の時期であれば。ただ、余りにも泉州山手線の計画が大きく変わったということで、若干もう少し状況を見たいというところでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） 大きな幹線道路を、広域道路が来れば土地の値段等も上がったりするというふうなこともあるんでしょう。これ、熊取町の町有地だけではなくて南海電鉄も一部持っているというふうなことなんで、熊取町の思いだけでは前に進まないというのもよくわかります。

わかるんですが、あの大きな調整池が残土で埋まるのかというふうなことと、大阪府が事業の中で残土の流用を認めてくれるのかというふうなことと、あと、例えば埋めるというふうなことになれば、ダンプとかの出入りとかもありますよね。周辺住民の皆さんや周辺自治会がそういったことをオーケーというふうなことはあるのかなというふうな思いは、やはり持つんです。持ちます、実際問題でしたら。

そういうふうなことであれば、今現在、熊取町内の中でも宅地造成しているところがやっぱりふえてきていますよね。そういう現状じゃないですか。申請とかがやっぱり出ているわけでしょう、確認申請とか。そういうふうな今のこういう状況を見越して、もう先に売却をするとか、貸し出し



をすとかというようなことを考えたほうが、僕はいいのかなと思います。10年15年たったら当然人口も減少しているだろうし、そうしたら家を求める人らも全体的に少なくなってきたらいいだろうし。

そういったことを思ったら、今のうちできることは手当てをすべきかなというふうに思っているんです。その辺についてはどうですか。泉州山手線が来てからというても、だけど、着工がいつやと決まりましたよ、完成が大体この辺ですよというようなめどがついているのであれば、そういうふうな話であっていいと思うんですけれども。28年、29年たってというふうな中で、28年から32年のこの5カ年の中のどこぞで着手するというような話ですよ。その辺が少し怖いところがあるのかなというふうな思いがあるんですけれども、その辺もう一度確認したいと思います。

議長（坂上巳生男君） 泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君） 泉州山手線につきましては、先ほど理事のほうからもご説明させていただきましたが、地元市町の災害時の活動拠点整備の具体化等とあわせということで、その後につきましては都市計画変更などの必要な手続の見込みが立った段階でということで、この都市計画変更につきましては今年度中に大阪府のほうが行っていくという予定でございます。

そんな中で、岸和田市以南、岸和田市、貝塚市、熊取町のどの部分から着手していくというところについては今のところは未定というところで聞いてございます。ただ、何年間も未定のまま進めていくのかというところではございませんので、もう少し、先ほど総務部長からもありましたが、お時間をいただきまして、その辺の着手時期、また熊取町から着手していただけるのか、どこから着手していただけるのかも含めまして、ここの土地利用については再度検討させていただきたいと考えてございます。

また、調整池につきましては、私ども都市整備部の管轄となっております。今回、南海電鉄とそこの土地利用についても協議をさせていただきましたが、やはりあのまま売るにしても、都市計画道路泉州山手線が着工となったこの時点ではもう少し見定めたほうがいいんじゃないですかと。それは、コミプラ跡地も含めて、やはり先ほど総務部長からあった広大な土地ということで、利活用の幅が広がるということで、単価的にも上がるんじゃないですかというような助言もいただいた中で、もう少しお時間をいただきたいなと考えてございますので、よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） そういうふうな考えであるならば、やはり泉山線の着工を一日でも早くしてもらい、どの区間から着手するのかということも、やはり大阪府のほうにねじを巻いてもらわないといけないのかなというふうに思います。それが一つの大きな核になっていますので、そこについては、しっかり対応してほしいです。

どこからするんかというような話なんですけれども、僕自身が独自に聞いているような話であれば、予算委員会のときにも少し触れましたけれども、岸和田市のほうは少し置いておくと。土地の買収が結構たくさんあるから大変やというふうなことを聞いています。現実的に言うたら、阪和道の貝塚のインターのおり口からずっと浜まで出ている貝塚中央線、中央線から外環までの間を先にやろうというふうな話は聞いておったりするんです。

そういうふうなことであるならば、やはり熊取町は関係ないことありませんから、隣の貝塚市とタッグを組んで一刻も早く着手してもらえよう、そういうふうな要望というのはやっていただきたいです。

議長（坂上巳生男君） 泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君） ありがとうございます。泉州山手線につきましては、もともと27年度に岸和田市と貝塚市、泉佐野市、熊取町の3市1町で泉州山手線整備推進協議会を設立しまして、知事要望、また副知事との協議を各首長が協議会として申し込んでいった。そんな中で今回中期計画に位置づけがされたというものでございます。

今後、どこから着手していくかというところなんですけれども、中期計画にも書かれていますよ

うに、地元市町村による災害時の活動拠点の整備というところで、お隣の貝塚市が、せんごくの杜で広域的な防災拠点を設置していくということでいろんな方面に公表されてございます。そのところを捉えまして、事務レベルでは貝塚市とはどうしていくというお話を進めさせていただいているところでございます。

また、本町、外環から北側、外環から貝塚市までの間で用地が60%既に取得されてございます、大阪府のほうが。そんなこともありまして、これからは町長をトップにしまして要望していきたいと考えてございますので、議員皆様方におかれましては応援のほうよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） わかりました。

2万平方メートルの大きな土地であれば、いろいろな活用も絵も描けるやろうというふうな話がありましたから、それはそれで済みますので、あと公園の整備とかも考えているというふうなことでしたから、それはやはり周辺の自治会だけではなくて、住民の意向等も重々やっぱり聞いていただきたいなというふうな思いは持ちます。

もともとあそこは3自治会で公民館等をつくりたいというふうな話もあったというふうに聞いてございますし、その辺も十分酌んでいただいて、しっかりと対応していただきたいなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君） 南総務部長。

総務部長（南 和仁君） 今回矢野議員からご質問いただいたということで、そのお言葉を肝に銘じて活用のほうを進めていきたいというように考えております。矢野議員がおっしゃるように、大きな広大な土地が都市計画道路と接するというところで、まちの活性化というか、まちの大きな部分を何かそこで担えるんじゃないかということも可能性としては十分あるというように考えておりますので、そういった、また時期が来れば皆様方のご意見等をお聞きしたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） わかりました。

次の老人憩いの家のほうに移るんですが、町内に38カ所の老人憩いの家があるというふうなことで、建設後40年前後経過したものが多いですけれども、大規模改修というのはおおむね実施が済んでいるというふうなことを書かれています。ただ耐震改修、これが未実施やというふうな形になっているんですが、今回の管理計画を見ていると、38の憩いの家の中で、26件が昭和56年の新耐震基準以前につくられているものやというふうなことになります。ということは、大きな地震が来たら危ういというような建物であろうかというふうに思っているんですけれども、耐震改修をするときには、まずもって前段で耐震診断等もやっていきますよね。昭和56年以前の建物が26で全部で38ですけれども、この辺はどうやって対処していくんですか。その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（坂上巳生男君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） それではご質問の2点目、老人憩いの家38カ所につきましてご答弁申し上げます。少しこの経緯もひくくめて、まずは答弁させていただきます。

老人憩いの家でございますが、昭和49年度より大阪府の補助金を活用し、町内各地区において順次設置しており、古い施設では40年を超えているところもございます。そしてその間、老朽化対策として、平成9年度から19年度までの10年間で屋根のふきかえや外壁塗装などの大規模改修を実施いたしました。

現在におきましては、その維持管理につきまして、町と自治会で交わした覚書などを踏まえ、個別具体的に对应しておりますが、改めて町、自治会それぞれの役割分担について各自自治会と調整し

てまいりたいと考えております。

また、今後におきましては、昨年度策定いたしました公共施設等総合管理計画の中でお示しさせていただいておりますが、本町の高齢者人口が増加している状況に加え、本年度より本格的に立ち上げ支援を行っている住民運営の通いの場であるタピオステーションにつきましても、老人憩いの家が会場になることも想定しており、地域における福祉・介護予防の拠点としても期待していることを踏まえ、その管理運営体制につきましてはしばらくの間は現状を継続していきたいと考えてございます。

さらに、このような状況の中、当該施設における安全対策についてでございますが、昭和56年以前の旧耐震基準で建築されました施設は26カ所となっております。まずは対象となる施設の耐震診断を複数年に分けて実施し、その結果に基づき町の厳しい財政状況なども勘案しながら、行政主導で耐震化を含めた施設の安全対策や長寿命化を図っていくための計画を策定していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） 耐震診断は、今もってゼロ件なんですよ。ですよ。複数年かけて耐震診断をするんですか。何年かけてするんですか。

議長（坂上巳生男君） 山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 26カ所という、箇所数がそれだけございますので、やはり事業の進捗状況の管理とかもひっくるめて考えますと、やはり2年3年かけざるを得んかなというふうには思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） そしたら、耐震診断は、昭和56年の新耐震設計基準でつくられていないやつは、26カ所は2、3年でもうやってしまうというふうな形なんですよ。わかりました。

耐震診断が、今度終わると、耐震改修になりますよね。恐らくこれ、新耐震設計基準以前の建物やから、診断すれば多分ほとんどが耐震改修をせなあかんというような状況になるであろうというふうには考えているんですけども、実際に耐震診断をやって、耐震改修をするというふうなところになったときには、その辺はどういうふうな形でやっていくんですか。当然悪い順番に耐震改修をやっていくんだと思いますけれども、その辺は何年ぐらいかけてされるつもりで考えておられるんですか。

議長（坂上巳生男君） 山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 大変奥歯に物の挟まったような言い方になるんですけども、やはり財政状況、また公共施設等総合管理計画の中では、公共投資できる財源というものが非常に限られている、取捨選択しなければいけないという現状を踏まえますと、やはり明確にここからここまでの間に何カ所絶対しますということをこの時点でお答えすることはなかなか難しいと考えます。

やはり全体の、全町的な公共施設の、投資していけるもの、それについては今後、行財政改革のアクションプランでありますとか、そういったところの中で取捨選択というものが図られていくのかなというふうには思っておりますが、やはり高齢者福祉施設、この計画の中でも継続していくことをうたっておりますので、まず診断をやって優先順位をつけていきたいなというところはまずは考えております。

これまではやっておりますので、そこをまずはやった上で、どの程度投資が必要なのか、この時点で、診断をやっていない中で幾らかかるかもわかりませんので、どれだけの期間、スパンをかけてやるかということはこの時点ではなかなか難しいのではないかと。診断を行った後でももう少し具体的なものが見えてくるのではないかとというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） 今の答弁であれば、耐震診断を2年か3年かけてやりますと。状況を把握しますと

いうふうな中で、どれぐらいの予算が要るのかというふうなこともそのときにわかってくるであろうというふうな形ですよ、答弁は。それはそれでいいと思います。

それがわかっただら、やはり実施計画というのをつくってほしいです。26ある憩いの家、どれから直していくのかというふうなことも、やはり庁内の中で議論しておかないと、やりたいというふうな気持ちがあっても、さっきも言うてるように、財政、お金の問題やというふうな話も出てましたよね。この耐震改修というのは国の補助メニューにないわけですよ、憩いの家は。というふうなことになれば、もう完全に町の単費でしないといけないような事業になるわけでしょう。そういうふうな実施計画というのはいち早く段階でつくってほしいです。耐震が終わってから。

本当は、もう少し言うんであれば、1年目の耐震診断が終わったら、悪いところというのはわかってくるんで、2年目は耐震改修も同時に進行するぐらいの腹づもりでおってもいいのかなと個人的には思います。というのは、やはり熊取町は、行政として町民の皆さんに耐震診断やってください、耐震改修やってくださいというふうな形でコマーシャルされていますよね。というふうなことを言うている熊取町にあって、地域のコミュニティの集まりの場になっている憩いの家が耐震診断はしないわというふうなことになれば、それはちょっと事悪いと思います。

大きな予算をかけないといけないような事案もあるかもしれませんが、それはやはり町単費でやっていくというような腹は決めてほしいと思います。この話というのは、ちょっとやはりトップリーダーの町長の考えにもよるところが大きいんだと思うんですが、町長はこの辺どのように考えておられますか。

議長（坂上巳生男君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） 老人憩いの家、地域コミュニティの拠点でもありますし、今、健康寿命をというふうなことの中で皆さんの自主運営でやってもらうタピオステーション、これの拠点でもあります。週に、多ければ2、3回そこで集まっていたりわけです。そういったときに、ないことを祈っていますけれども、そういう大きな災害が起こったときに、その安全性を確保するという観点からすれば、それに十分対応すべく手段をとるべきだというふうに考えております。

ただ、理事も答弁させていただきましたけれども、平成29年度から先の財政、将来的なそういう見通しを考えたときにおきましては、本当に計画的に立てないかということもあります。行財政改革も、これはもう聖域なき改革に入っていく中で、そういうものが張り詰めのきいたそういうものの中で優先度を高めながら、そういったところに改修なりの方向で進めていかなければならないものであるというふうには考えております。

まずは、耐震診断を進めたいと思います。それでもって次の計画、そういうものについては同時にもちろんやっていきたいというふうに思っております。そういうことでご理解願えればと思います。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） 耐震診断を2、3年かけてやる、2年でやってほしいなどというふうな思いもありますし、いつからしますの。平成29年度の補正でも組んででも、それでもやるんですか。その辺はどういうふうな考えをお持ちですか。

議長（坂上巳生男君） 山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） すみません、まだ今年度、29年度におきましては、高齢者福祉施設という視点で申し上げますと、老人福祉センターのほうの耐震診断をしております。この施設も40年超たっておりまして、高齢者の憩う、また活動する拠点であるということ踏まえまして、そこから手を入れていっているという現状も踏まえまして、その後、また財政状況等を見きわめながら具体的にしていこうという形になるかと思っております。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） 藤原町長、いつから耐震診断を始めますか。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）議員が言われるように、補正でも組んでやりたいというのはやまやまです。ただ無責任な財政運営がそこにあってはならないというふうなこともあります。それが無責任とは言いませんけれども、計画的に立てた予算の中で、また皆さん方に対するそういう負担が大きくなる、あるいは財政の先の見通しを立てたときにどのぐらいの影響が出るのかというふうな、耐震診断だけではありませんので、それらも含めた中で考えていく必要があるかなと思います。

できれば30年度当初予算には何とかのせられるような仕組みを検討していきたいというふうにご考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）わかりました。平成30年から憩いの家の耐震診断はやるというふうな答弁をいただいたというふうに理解をしました。耐震診断が終われば、次は耐震改修もあわせてやっていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

昭和56年以前はそれでいいですよ。昭和56年以降の建物はどうしますか。

議長（坂上巳生男君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）30年度からということ言われましたけれども、また内部ですっかりと話し合っただけ進めていければというふうには思っておりますし、その後のことですけれども、26カ所の耐震診断、耐震補強工事は、やはり複数年かかるということもありますので、まずはそこを優先的にやりたいなというふうに思っています。その時点で、残りの、新耐震基準につきましてもやはり年数たちましたら大規模改造という形にはなろうかと思っております。そういったものも今後は考えていかなければなりませんけれども、優先順位をつけていきたいなというふうに思っております。

また、この老人憩いの家なんですけれども、やはり今回の公共施設等管理計画の中で、継続を一定していきたいということも明確に示させていただいたんですけれども、やはりそれには、現状は熊取町の人口は横ばいもしくは微減という形の中で高齢者人口がふえていっているという状況を踏まえますと、やはり施設の統廃合を視野に考えていくべきところの考え方も一方ではあるかと思うんですけれども、タイミング的にはまだその時期ではないというふうに判断いたしました。

ですので、やはりこの先、もっと長期ビジョンに立ったときには、人口減、また高齢者人口もここ20年強は増加傾向にありますから、タイミングではないとは思いますが、その先は減になっていきますので、そこもひっくるめて考えていくべきことで、トータル的に考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）山本理事のさっきの答弁で、首長の答弁をひっくり返すようなこともちょっと言われたような、内部で検討したいというふうなことおっしゃっていましたが、藤原町長は平成30年の当初予算には計上するように努力したいということは、そういうふうな答弁をいただきましたから、やっぱりそれに沿うような仕事はしっかりとさせていただきたいと思っております。

ここにおられるのは、財政の部局の皆さんもおられますから、町長の答弁を聞かれたと思います。やはりそれに沿って予算計上はさせていただきたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）議員の、町民の安全・安心に対する熱い、強い思いは非常に重要であり、強く感じております。

ただ、いずれの施策もそうですけれども、そのもの単体で捉えたら非常に有意義であったり、あるいはすばらしい意味を持つ事業施策等々数多くございます。ただ町の、先ほど来、町長も申しましたように、熱い気持ちとしては30年度にのせられる仕組みを考えたい。これは基本ベースには置

きますけれども、最終的には選択と集中という財政的な枠組みの中で、この今取り組んでおります次期行革のプランの中で十分に精査してまいりたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） もう余り言いませんけれど、言いませんけれど、この総合管理計画は取捨選択をするような計画でもあるわけですよ。その中で憩いの家というのは取捨選択で捨てるほうじゃなくて、やはり選択と集中やったら、集中するようなものなんでしょう。これからもタピオ体操のステーションになったりとか、地域の住民の皆さんに寄ってもらうような会場になったりとかするんであれば、やはりそこは予算をつけていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願い致します。もう答弁はいいです。

最後になるんですが、子育て支援系の施設というふうなことで、3月議会のほうで廃園になった南保育所、それから旧の学童保育の2施設、北と東、これの活用または売却等、その辺どういうふうに考えておられますか。

議長（坂上巳生男君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） それではまず、廃園となりました南保育所につきましてご答弁申し上げます。

当該施設につきましては、現在、活用方法について検討を行っているところでございますが、先ほど来出ております公共施設等総合管理計画に掲載しておりますとおり、新耐震基準以前の建物であること、またアクセス道路が狭小であることや周囲を南小学校の敷地に囲まれている立地条件であるなどの課題があり、現時点で活用方法や処分等の方向性は決まっておりますが、引き続き公共施設としての利活用のほか、売却も視野に入れて検討を行ってまいりたいと考えてございます。

次に、旧学童保育所の2施設についてでございますけれども、まず旧東学童保育所につきましては、学童保育所指定管理者であるNPO法人が指定期間中の事務所として本年10月から利用を開始する予定でございます。また、北学童保育所につきましては、学童保育所の入所児童数が施設規模を上回った場合等に備え、補完的な施設として活用することを想定し、これまで維持管理を行ってまいりましたが、老朽化が進んでいることから、現在検討中の学童保育所全体の施設整備計画の中で、売却も視野に入れて整理、検討していく予定でございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） 計画の取捨選択でまあまあ遊休地であったり未利用地になったりするんでしょうね。東学童はちょっと10月から使うというふうな形なんで、南の保育所と、それから北学童については、いろんな形で、熊取町がやはりお金をもらえるような感じで売ったりするか貸し出しするかというのはやはり検討してほしいなと思います。

南小学校校区にある社会福祉法人等もそれなりの大きな土地を探しているというような話も聞いておったりしますので、それはそれでまた話し合いができれば、売却じゃなくて貸し付けとかでもできるのかなというふうに思っていますので、しっかりと対応していただきたいなと思います。

以上で私の質問等を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君） 以上で、矢野議員の質問を終了いたします。

次に、浦川議員。

3番（浦川佳浩君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

今回の私の質問は、熊取町の商売人が抱える問題を救済するための新たな取り組みについてということで、熊取町における産業振興の観点から項目別に質問いたします。後ほど詳しく説明いたしますが、熊取町の問題として、まちににぎわいが無いという意見が多く寄せられた経緯があります。まちの活性化を図るには、戦略的に産業振興に当たることが必須となり、人口減少、少子高齢化の進展、地方産業における長引く景気低迷など、これらの環境の変化に迅速に対応していく必要があ

ります。

平成13年11月に本町でも産業振興ビジョンが策定され、その10年後である平成23年3月には新たな熊取町産業振興ビジョンが策定され、今のところ6年が経過いたしました。そこで、当ビジョン策定におけるこの6年間の成果、そして、これは10年計画になっていますので、これからの4年間の今後の取り組みについて方向性を伺ってまいります。

まず、現状を認識するために、基礎的なデータについてお答えいただきたいと思います。

1番の本町の産業別事業所数と産業活性化基金の直近5年間の利用の推移について答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）それでは、熊取町の商売人が抱える問題を救済するための新たな取り組みについての1点目、本町の産業別事業所数上位5位と、産業活性化基金の直近5年間の利用推移についてご答弁申し上げます。

本町に所在する事業所数は、経済センサス、これは総務省統計局が行っている統計調査でございますが、これによりますと、平成26年7月1日現在の数値で、公務を除く全産業の事業所数が1,245事業者となっております。

産業大分類別事業所数でございますが、最も多いのは卸売・小売業で256事業者、割合にして20.56%となっております。以下、2位はサービス業で206事業者、割合にして16.55%、3位は医療・福祉で149事業者、割合にして11.97%、4位は製造業で130事業者、割合にして10.44%、5位は宿泊業・飲食サービス業で129事業者、割合にして10.36%となっております。

次に、産業活性化基金の直近5年間の利用推移でございます。産業活性化基金は、中小企業者またはその他関係団体の円滑な資金調達のための財源、及び商工業、農業を含む産業の活性化を図るための事業実施に必要な財源に充てるため、平成25年度までの中小企業融資準備基金にかえ、平成26年度に設置したものでございます。

利用推移でございますが、平成24年度、25年度までは中小企業融資準備基金となりますが、この基金は中小企業者またはその関係団体に必要な資金を円滑かつ効率的に融資するため、提携金融機関4行に基金を預託することで、市町村連携融資の貸付利率を優遇するという活用を行ってきたものでございます。

平成26年度からは産業活性化基金となりますが、信用保証料の補助として13件、64万9,248円の活用をいたしました。

平成27年度には、新たに産業活性化基金事業補助金交付要綱を制定し、ブランドの創造に関する取り組み及び農業祭実行委員会への補助を行ったほか、信用保証料の補助11件を合わせて150万7,337円、平成28年度は、平成27年度と同様の活用で、信用保証料補助10件を合わせて123万4,287円を基金から活用したところでございます。

1点目のご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）平成26年の経済センサス基礎調査、私もそちら、ホームページにもありましたので拝見しました。卸売・小売業が一番多くて256社、町内には1,245社の事業所があって、サービス業、製造業、建設業と続いて宿泊・飲食店が129店舗あるというふうな記載がありました。

産業活性化基金については、現在、平成27年度末で1億1,087万7,000円の残高がある。平成26年から産業活性化基金、それ以前は中小企業融資準備基金だったと。この5年間で見た場合に、およそ250万円ぐらい使われているかと思うんですが、今、答弁でもいただいたとおり、この産業活性化基金は中小企業の円滑な資金調達及び産業の活性化を図るための事業実施に必要な財源に充てるというのが第1条の設置目的で出ているかと思えます。

ただ、金額、毎年毎年これが積み立てられているのか、ちょっとこの1億1,000万円までになった経緯がよくわかっていないんですけれども、非常に大きなお金でありますけれども、実際この5

年間ではそれほど多く使われていない。この2年間でも二百二、三十万円ぐらいですか、使われていると。私からすると、もっと有効に活用するものがあるのかなど。これは、後からの補助メニューの質問等でもまた詳しく話しさせていただきます。

今、1番目の質問では、そういった基礎的なデータについてお答えいただきました。

では、実際にこれから、平成23年に施行された熊取町産業振興ビジョンの中身について答弁をいただきたいと思います。

まず1点目の、熊取町産業振興ビジョンのアンケートについて、事業者が抱える課題等について答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）ご質問の2点目、熊取町産業振興ビジョンのアンケートについての1つ目、商業分野における事業者が抱える課題等についてでございますが、策定時に実施したアンケートの集計、分析の結果として、顧客の減少や売り上げの減少との回答が最も多く、景気の低迷による消費の減少が影響していることがうかがえるほか、地域の特徴・個性が生かされていない、商店ごとのまとまりに乏しいなどの回答も見られたところでございます。

以上が2点目の1点目のご回答でございます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）このアンケートについて、ちょっと住民の方もわからないかと思しますので簡単に説明しますと、商業、農業、工業に携わる関係者と一般消費者を中心とした無作為抽出された方々にアンケートを送付して、その回答を得ています。結果的に40代から60代の方たちからの回答が多くて、男女の内訳としてはほぼ半々の方々が答えていただいています。

そういった方々に熊取町の強みは何ですかという質問に対して、熊取町には自然が多い、こういった答えが最も多かった。逆に、熊取町の弱みは何ですかという質問に対しては、私が冒頭で申し上げました、にぎわいが無い、閉鎖的だ、この意見が最も多かった。

課題としては、先ほど部長から答弁いただきましたとおり、売り上げが減少している、顧客が減少している、商店ごとのまとまりに乏しい、地域の個性が生かされていない、新しいことにチャレンジする素地が少ない、こういった意見が非常に多く寄せられております。

では次に、この課題解決に向けたこれまで6年間の成果と、そしてこれからの取り組みについて2番目の質問をお願いします。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）それでは、2つ目の課題解決に向けた6年間の取り組みと今後の取り組みでございますが、ビジョン内に記載しております取り組み内容で申し上げますと、顧客、売り上げの減少に対応するものとして、平成23年度及び平成27年度にはプレミアム商品券事業を実施したほか、平成26年度に産業活性化基金を設置、基金を活用した信用保証料補助の対象となる融資を拡充、そして、平成27年度にはブランド創造事業及びにぎわい創造事業への補助メニューを新設し、熊取コロケのレシピ化、農業祭の実施への補助など、産業の活性化、にぎわいづくりに努めたところでございます。

特に、平成28年度中、熊取コロケにつきましては総個数3万2,900個の熊取コロケの製造を委託し、泉佐野青年会議所主催のK I T フェスティバルを皮切りに、大東市で開催された日本青年会議所主催のイベント、さらには、関西国際空港で開催された関西産業観光博覧会、泉州国際市民マラソン、そして、熊取町商工会と連携し、こーたり〜な泉佐野、はんなん産業フェア、岸和田サービスエリアなど、さまざまなイベントにおいて提供してまいりました。

さらに、町内事業者10者を初め、町内3大学の学食、泉佐野市のホテル日航関西空港においては朝食及びランチ、貝塚市の飲食店などにも提供し、販売や配布を行っていただくとともに、11月には、町内小・中学校8校で学校給食への導入、平成29年3月からは、限定数ではございますがふるさと納税の返礼品としても提供を開始したところでございます。



また、「熊取スイーツ～さといもフェア～」と題し、熊取町産里芋を使ったスイーツのイベントに町内9店舗に参加をいただいて実施し、消費者や参加店舗からも非常に好評をいただくとともに、開発された商品を引き続き販売していただける事業者があるなど、大変、産業振興に寄与できた事業も実施いたしました。

今後の取り組みでございますが、町内の商工業の発展を目的とする熊取町商工会と連携し、事業者からのニーズも踏まえ、小規模事業者の育成や経営改善を支援しつつ、産業活性化基金を活用し、ブランド品の創出、創業者への支援、融資に係る信用保証料補助などを行うことを基本に、町内の産業の活性化に努めてまいりたいと考えております。

さらに、熊取コロッケにつきましては、次に申し上げます産業活性化基金補助金のメニューの一つであります熊取コロッケ販売促進支援事業補助金を活用した町内大学の学食、町内飲食店による取り扱いをPRしてまいります。

また、スイーツイベントにつきましては、好評を博しております、くまとりにぎわい観光協会が主催するくまとりSANPO! COBIRIの日とのコラボレーションを検討しているところであり、こういったイベント等も活用し、産業の活性化に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）いろいろとこの産業振興ビジョン、つくられた際の計画されたものが実際にずっと形になってきて、COBIRIもそうですし、熊取にはブランドがないといったところから熊取コロッケというのをこれからどどん力を入れていくと。それで、やっぱりこの農業祭は本当に大きな熊取町のお祭りの形で、非常に多くの方が利用されて、毎年毎年楽しみにされて、今年度で6回目になるかと思うんですけども、当初このビジョンが計画されて、このときにも農業祭みたいなものをつくるといったもの、実際にこの6年間で成果として大きく出てきたのかなというふうに私も感じています。

これを見ると、やる気づくり、つながりづくり、それからにぎわいづくり、この3つのつくるというものを実施してまいりますというような形で、この産業振興ビジョンには書かれているんですけども、そういった中で、次にやる気づくり、先ほど答弁でも少しありましたけれども、事業主に対しての補助金メニュー、こういったものが、このときにも書かれていましたけれども、実際にこの4月から形になってきているかと思えます。

次の質問に入っていきますので、次の答弁をまたお願いしたいと思うんですが、3つ目の新たに追加された主な産業活性化基金の補助金メニューとその利用状況について答弁のほうをお願いします。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）それでは3点目の、新たに追加された主な産業活性化基金補助金メニューとその利用状況についてでございますが、平成29年度から、産業活性化基金事業の補助メニューについて、新たなブランド創造に向けた取り組みを広く支援していくため、ブランド品となり得る商品の研究開発、創造、販路開拓に対して支援を行うブランド創造支援事業、農業祭などのにぎわいづくりを支援するブランド・にぎわい創造支援事業、町内における創業を支援するため、創業前から創業後2年以内の事業者に対し、創業時の必要経費や創業後間もない時期における経営安定に係る経費に対して支援を行う創業支援事業、地元農産物を利用した加工品について生産、商品（加工）開発と製造、流通販売までを手がける6次産業化に向けて取り組む事業について支援を行う6次産業化支援事業、中小企業経営支援事業として、これまでの信用保証料の補助と日本政策金融公庫小規模事業経営改善資金融資に係る利子補給の制度に再編いたしました。

これらの補助メニューはチャレンジ意欲の高い事業者からのニーズに応えるための制度で、府下自治体の中でも数少ない先進的な制度でございます。しっかりPRし、事業者の方々に利用していただくことにより、産業振興につなげていただきたいと思いますと考えております。

次に、利用状況でございますが、4月からの2カ月間に創業支援事業について6件の問い合わせ

をいただいております、そのうち3件について補助の申請を受け付け、現在審査を行っている状況であります。残り3件については、補助金の申請が可能かどうかの聞き取りなどを行っている状況でございます。また、数件の電話の問い合わせもいただいております。さらに利子補給につきましても、4月以降利子補給の対象となる小規模事業経営改善資金融資の申請が2件というふうに聞いているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございました。

本当に冒頭で申し上げた産業活性化基金、今まで余り活用されていないように私は感じているんですけれども、この1億1,000万円の基金の目的が、やはり冒頭で申し上げた事業者を応援するための基金になっていますので、ぜひとも活用いただいて、特に私自身が非常に使いやすいというか、ありがたいなと思ったのは創業支援事業でありまして、今も6件申請が上がって3件採択ということで、3件はまだ継続中と、審議しているところだということなんですけれども、事業所開設支援事業補助金、事務所の賃貸、それから、備品の購入、事業所開設に要する経費を支援します。経営者支援事業、先ほど答弁いただきましたけれども、起業後2年以内の事業者が市場調査、販売促進等経営支援の安定に向けて行う事業、これらを補助しますということですよ。

これは本当に事業者からするとありがたい。というのは、必ず会社を運営する、立ち上げるときに絶対に発生する経費を補助するというので、こういったところで補助していただくと、またそのお金を別のところに充てることができるということで、非常にニーズがあるの違うかなと。まだこれ2カ月で6件ということなんですけれども、もっともっと周知されていくと、こういったやる気づくりという最初のビジョンにつながっていくというところで、本当にありがたいメニューなのかなというふうに感謝しております。

これはこれで、今までこの6年間の取り組み、それから、これからの4年間の今後の取り組みということをお話いただいたんですが、ちょっと質問を変えて、視点を変えて質問をさせていただくと、今、平成23年3月に熊取町産業振興ビジョンというものがつくられて、10年たった平成33年にこのビジョンが完成する、そこに向かって今走っているわけですよ。この33年になったときに熊取町には1,245社の事業所があると。冒頭、事業者に共通している悩みというところで、売上げの減少、それから、売上げが横ばいで非常に悲観的になっている経営者の方が80%以上おられる。そういった人たちが、10年たったときに果たして何割ぐらいの方々が売上げ増につながっているというふうに考えられてこのビジョンというのはつくられているのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）ビジョンにつきまして、個々の事業者の経営目標について想定した計画ではございません。あくまで経営者の方々のいろいろな側面から支援する体制をつくるビジョンということでございますので、このビジョンにおきましては、先ほどの繰り返しになりますが、個々の個別に10%売上げするとかいうようなことでの想定はしてございません。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）そうなんですよね、本当にビジョンとはそういうことなのかなと思ったんですけれども、当初このビジョンを見ていたときに、熊取町に住む1,245社の企業の80%の人たちが非常に悲観しているわけです。熊取町の最も悪いところとして、にぎわいがないと。じゃ、どうやっていくのかということでできたビジョンなのかなと思ったんですけれども、マクロ的な、非常に大きな視点で見たときにはこのビジョンのとおりだと思いますし、今後もまた、残り4年間も走っていただきたいと思うんですけれども、ミクロで見たときに、個々の事業主に対して見たときのサポートというところがなかなか見えない部分がありまして、いわゆるそれを補完するためのものが必要なんじゃないのかなというふうに、私はこのビジョンを見て率直に思いました。

やはりにぎわいというものは、熊取町の町内で1,245社の社長がいて、その人たちが元気になっ

て初めてにぎわいというのができるんじゃないのかなと私は思っているんですけども、そういった人たちが、80%の人たちが自分の事業所を何とか元気にしてほしいと願っているわけですよね。それに対しての取り組みというのは何か今されているのでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君） 経営に関する相談、支援体制というのは、現在、熊取町商工会のほうで実施させていただいております。件数等については、販路開拓支援、年間79件というような状況でございます。

議長（坂上巳生男君） 浦川議員。

3番（浦川佳浩君） そのこの辺がうまく機能していただければいいんですけども、ちょっとそれは商工会マターになりますので、この場ではちょっと控えさせていただきますが、今回私が提案させていただくのは、まさにそのミクロの視点に立ったときの行政からのサポートというところで、次の質問にも入っていくんですけども、先日、愛知県岡崎市に未来と熊愛の会とで視察に行かせていただいたときに、岡崎ビジネスサポートセンターというところを訪問させていただきました。このビジネスサポートセンターというものの自体、最初、よくわからなかったんですけども、よくよく調べると、静岡県富士市が一番最初に立ち上げられて、その富士市から岡崎市、もしくは第二第三のビジネスサポートセンターにつながっているというようなお話をいただいて。

このビジネスサポートセンターは何かというと、運営主体は行政、それから商工会議所、商工会です。そこが主導する中小企業相談所として、第三者機関となって、岡崎市なら岡崎市の事業所をサポートする、そういった役割を担っています。

次の質問に入りますので、先に答弁いただこうかなと思うんですけども、じゃ、4点目の事業主を支援するための新たな組織、ビジネスサポートセンターの立ち上げについて答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君） 藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君） それでは、4点目の事業主を支援する新たな組織、ビジネスサポートセンターの立ち上げについてでございますが、事業主を支援する組織といたしまして、本町には熊取町商工会がございます。商工会の事業として、商工業に関し相談に応じ、指導を行うこと、情報、資料の収集や提供、講習会や講演会の開催などであり、まさに町内の事業者の経営に関するサポートを行うための組織であります。さらに町、金融機関と連携し、創業支援につきましても取り組んでいただいているところございます。

本町におきまして独立したセンターを設置する旨のご要望でございますが、センターは事業者を経営支援するための組織であり、その役割、重要性は認識しておりますが、センターの設置に当たっては事務所の確保や初期備品の購入費などのイニシャルコストや、ランニングコストとして指導員や事務員の人件費や事務経費など、相当な財政負担が伴います。現状の本町における相談者の件数や事業者からのニーズの状況などを総合的に勘案した場合、費用対効果の面で課題が多いものと考えております。

事業者からの経営相談、創業相談の対応といたしまして、熊取町商工会や公益財団法人大阪産業振興機構が中小企業・小規模事業者のための無料経営相談所、大阪府よろず支援拠点を設置しておりますので、そのような施設をご利用いただくことで町内事業者のニーズには応えることができるものと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 浦川議員。

3番（浦川佳浩君） 岡崎市にも岡崎商工会議所があるんです。当然、岡崎市の行政があります。なので、我々熊取町も行政があって商工会があります。そういう意味でいくと、みんな同じですよ。要するに、じゃ、何でビジネスサポートセンターが今ちょっとずつ各自自治体でふえてきているのかということなんです。

今、大阪府のよろず支援拠点のお話もされましたけれども、大阪府のよろず支援拠点というのもの、もともとは富士市がビジネスモデルとなってできた支援拠点なんです。要は、そんなものがあったらいいよねというところから全国、国がそういったものを各都道府県でつくっていった、そういったような経緯があります。

要するに、必要だからできているんです。岡崎市のビジネスサポートセンター、3年間で111の自治体から視察がありました。そのうちの一件が大阪府大東市、大東市も岡崎市に來られて、いろいろ話を聞かれています中で、これはすごいというところで、2年とちょっとで大東市も大東ビジネス創造センターというものがつくられています。大東市も当然ながら商工会、商工会議所がありますよね。それでも、やはりこれが必要やということで2年間いろいろ切磋琢磨されて立ち上げられた。この大東市がビジネス創造センターを立ち上げられたのはご存じですか。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）はい、存じております。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ことしの2月にできたばかりですので、ぜひともその動向を見ていただきたいんですけども、例えば産業振興に当たっては今住民部が所管で相談窓口になって、冒頭から商工会の話をたくさんいただいていますけれども、産業振興課としては大体どれくらい相談窓口、相談が来られているんですか。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）経営支援、経営相談については、熊取町に相談した事例は私は存じてございません。創業支援は若干ございます。その場合も基本的には商工会のほうにご案内するというような形になります。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）それでいくと、商工会に入らないとなかなかそういった話はできないですし、商工会が必ずかかわっていかないとそういった相談も、今、なかなかないということでしたので、例えば岡崎市のビジネスサポートセンターは月に50件、年間600件を目標に当初相談員が2名体制で設立されました。ところが、実際ふたをあけてみると、年間1,400件、今はもう2,000件超えているそうなんですけれども、それぐらいたくさんの事業者から相談したいというふうになって上がっています。

実際に、そのビジネスサポートセンターに相談に行かれて、何と70%を超える事業者の売上げの増につながっているという、すごく大きな実績があるんです。何でそこまでできているのかというところまで一件一件調査できなかったんですけども、いずれにしても70%を超える人たちが相談に行くと売上げ増につながったら、絶対行きますよね。自分のところも相談したい、自分のところも相談したいということで口コミが広がって、今もうなかなか予約が1カ月待ちとか、非常に行列ができる相談所になって、それだけ実績があるんでいろんなメディアにも取り上げられているわけですけども。

例えば熊取町でも同じことをやろうと思ったらできると思うんです。商工会も先ほどから話が出ますけれども、各自治体には必ず商工会、商工会議所がありますから、それでもやはり別の役割としてこれだけ相談員2名でフットワークの軽い形で組織としてやっている。当然、商工会、それから行政と連携を組んでやっているわけですから、非常にフットワークが軽く、しかも強力にバックアップしていく。あなたの会社だけをサポートします、そういった形で会社の右腕として相談員がいてくださっている。

先ほど、大阪府のよろず支援拠点を使ったらというような話もありましたけれども、例えば泉佐野市と熊取町で同じ事業者があったとき、同じ相談を持ちこんだら、よろず拠点なんかは当然同じ回答になりますよね。でもそうじゃないんです。自治体で設置することで、あなたの会社だけを応援したい、ここがまず大きく違うんですよね。なので、そういったところも含めて、商工会は商工会の役割があって、行政は行政の役割があって、ビジネスサポートセンター、今回、私、初めて質

聞させていただくので、すぐすぐにつくってくださいとは言いませんけれども、今回発信することで熊取町にいる1,245社の企業がやっぱり売り上げにつながっていかないと、にぎわいにはつながっていかないと私は思っています。

なので、そういった、例えばセンター長なんかは公募で大体やられています。熊取町でも公募していただいていると思うんです。そのために冒頭で申し上げた産業活性化基金1億1,000万円、これを有効に活用してもいいんじゃないのかなと思うんですが、例えばそういう使い方というのはできないんでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君） 貴重なご意見ありがとうございます。

目的は浦川議員と同様で、私も事業者のための支援のそういうものがあればいいということは全く同感でございます。ただ、手段として今回センターのご意見をいただいております。ちょっと事前に教えていただきましたので経費を調べさせていただきましたところ、岡崎市でランニングコストだけで約6,260万円、そしてさらに商工会議所から2名分をそこに派遣されておりますので、その人件費も支払われているというような状況でした。もう1件、その岡ビズの参考にした大東市のビジネス創造センターにつきましても、29年度予算で約2,917万円だけの運営経費がかかっているというような状況です。

目的としては、先ほどの繰り返しとなりますが、私どももそういうところを望むところではございますが、本町、先ほど言いました産業活性化基金1億1,000万円のうち約6,500万円が預託してございます。したがって、実際に使える額としては約4,400万円、もしセンターを仮に岡崎市並みに設置したとすれば、もう基金が枯渇してしまいます。

当然そうなれば、今現在行っております補助金制度もやはり廃止せざるを得ない状況も考えられますので、あくまでその手段として、先ほど申し上げました大阪府のよろず支援拠点、これはまさに岡ビズを参考につくられているということで、十分そのノウハウは生かされているものと考えております。スタッフにつきましても、約18名、常時2名体制で相談を受けておりますし、近隣では泉佐野市役所のほうで月2回出張相談、またさらに阪南市の商工会のほうにも月1回の出張相談も行っているとお聞きしております。

確かに熊取町にあればいいというのは浦川議員と同様ではございますが、やはり経費の面、またさらに本町における事業者数1,245、少ないからいいんやということではないんですが、やはりそういうところをぜひご活用いただいて産業活性化基金についてはまた別の支援でさせていただきたいというのが思いでございます。

議長（坂上巳生男君） 浦川議員。

3番（浦川佳浩君） 岡崎市の6,000万円というのは相談件数も2,200件以上ということで、当初2人で始めていたものも、今非常に人数も多くなってきているということで、確かに経費という部分は大きく出てきているのかなと思います。

今、部長もおっしゃっていただいたとおり、やはり1,245社、熊取町で商売をされている人たちを元気にする、ここが最終ゴールですので、それに向かっての手段はいろいろあるかと思えます。今回ちょっとその基金ということで、なかなか大きな経費がかかるので難しいという答弁があったんですけども、結局、事業者が元気になる手段というものが見つかれば基金に頼らなくてもいいのかなと思いますので、その辺はまた部なり町長のお気持ち一つかなというふうにも思いますので、ぜひともにぎわいづくりにおいてこのサポートセンターの立ち上げを検討していただきたいなと思うんですけれども。

もう一つ、このビジネスサポートセンターがあれば熊取町いいのになと思うところが、例えば女性の活躍、今、いろんなところで女性の社会進出なんかうたわれていますけれども、当然男女共同参画社会、それから女性活躍推進法、至るところで今女性の活躍を求める声が上がっていて、熊取町でも同様に女性の活躍を期待するところではあると思うんですが、こういった女性の起業者に

対しての支援というのは今特に何か本町でやられているのでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君） 町として直接的に相談とか支援体制はございません。ただ、今回の産業活性化基金の中では、女性の方の支援ということで全体の上限額を引き上げたりというような形での支援はさせていただいております。

議長（坂上巳生男君） 浦川議員。

3番（浦川佳浩君） さっきの岡崎市なんかを例にすると、センター長は男性で副センター長が女性なんです。やっぱり女性の、同じような目線で立った方がトップでいて、そうすると創業相談というのが半分が女性の方らしいです。やはりそういった女性の方がトップで、副センター長でいて、創業からずっと支援していく。会社がうまくひとり立ちできるまでずっとその女性の方が経営者の右腕としてサポートしていく、そういった関係が非常にうらやましいなというふうに率直に思うんです。それが熊取町であったら、どれだけ女性の起業家がふえてくるのかということも大いに期待したいところなんですけれども、そういった女性の推進を図っていきいたいということと、あと、このアンケートでありました事業者連携、今このアンケートを見ると、やっぱり自分のところだけじゃなくていろんな会社同士で連携をしてやっていきたい、もしくは同業者じゃなくて異業種で連携していきたいという声があるんですが、その辺の連携は今熊取町で何か取り組まれていますか。

議長（坂上巳生男君） 藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君） 熊取町としての取り組みといたしましては、コロッケに始まります食のブランド創造会議ということの中で、例えば産官学、学生の方、そして商工会、農業の方等々が集まってそのような議論はさせていただいております。

また、一方、商工会におかれましては、中小企業庁が設置した、全国の事業者が会員登録することによってお互いの情報を交換できるという、そういうサイトがありまして、そういうのを商工会のほうではご支援させていただいているというのが現状でございます。

議長（坂上巳生男君） 浦川議員。

3番（浦川佳浩君） そういったテーマを絞って連携しましょうということももちろんありだと思うんです。ただちょっとその回数が少ないのかなというのは思っています。

岡崎市ばかり例にとってあれなんですけれども、3年間で1,200社とそういった信頼関係ができているわけです。いわゆる岡崎ビジネスサポートセンターを通じることによって自分の会社が売り上げが伸びたら、当然ながら、行政とというか、ビジネスサポートセンターとの信頼関係というのは大きく向上すると思います。そういったところが、ことし4年目になるんですけれども、事業主との信頼関係はでき上がっているんで、次は事業者連携に力を入れて取り組んでいきたいというふうに言われてます。

これは、まさにもう自然な流れなのかなと思うんですけれども、これからはやはり町独自で何かをするという、先ほど来からかなり財政面で難しいというようなことが非常に多く出ていますけれども、いかにして産官一体となって、官民一体となって取り組んでいくかということが非常に重要になっていく中で、果たして熊取町は1,245社とどれだけ絆で結べているのかなというのが率直な意見です。

なので、例えば、この間も議会報告会に行かせていただいたときに、高齢の方が買い物に行くにも非常に大変だと。スーパーも遠くて一回一回の食材を買いに行くだけでも非常に苦労がある。何とかしてほしいというようなお声もやっぱり上がっているんです。これは多分ほかの議員の方もいろいろ相談を受けていると思いますけれども、行政だけであるというのはやっぱり無理があるんです。そう考えていくと、やっぱりこれから官民一体となっていくに協働して住民サービスの向上につなげていくかがキーになっていく中で、熊取町、今どこまで行けているのかなというのが、私は今非常に危惧しています。

やはりそういった関係というのはいきなりつくろうと思ってもできないですね。岡崎市でいく

と3年間1,200社と密になって、あなたの会社を応援したいんだという熱い人が立ってずっと取り組んできたから、4年目からの事業者連携というのは割とスムーズに立ち上がると思うんです。

だけど、熊取町には残念ながら、私の所感ですけれども、そこまで企業と行政が密になってきているのは何社あるのかなと。1,245社のうち何割なのかなというのが、やっぱり率直な意見としてあるので、こういった行政でもない、商工会でもない、フットワークの軽い第三者機関が立ち上がって、あなたの会社を応援したいんだという人にトップになっていただいて、そういった人たちと関係を築いていくことがこれからの官民一体となった取り組みというのが、私は非常にキーになってくる、選ばれるまちづくりにつながっていくと思っていますので、ぜひとも、お金がかかるから難しいじゃなくて、どないしたらその1,245社の経営者の人たちを元気にしてあげられるのか、どういうふうにしたら官民一体となって取り組んでいけるのかというところを、ぜひとも前向きにやっていただきたい。

もう一つ、私、ここに立つたびに何かいろんなものを持ってきてお話しするんですけども、岡崎市に行ったときにこういうのがあったんで、このカードみたいなものです、とってきたんです。前々から、例えば熊取町には129店の飲食店がありますと。129店言える方は今この中にどれだけいるのかなと思うんです。これは住んでいる人でも難しいと思います。特に、これが、来られた人が熊取町でご飯食べよう、どこにあるんやろう、必ずそういう話になると思います。

それで、我々が視察に行くところというのは、やっぱりまちづくりに成功しているところなんで、こういったツールがやはりあるんです。例えばこれは岡崎市なので、岡崎市は家康生誕の地ということでこれがちょっと印ろうみたいな感じになっているんですけども、広げていくと、これは公園めぐりなので公園ばかりが書かれているものが書いてます。裏にはスポットがあって、下にちょっとしたグルメ、この付近のグルメ情報があって、ほかにもドライブマップ、ドライブするんやったらここがいいよ、ほかにも飲食するんやったらこういうところがあるよと、こういう形でシリーズになって、人が集まる場所にはこういったものが大概あります。場所によっては、ランチするんやったらコーヒーつけます、5%オフにしますというようなクーポンもつけられて、いろんなところに飾っているんです。

ところが、熊取町のゆめの森公園、あれだけたくさんの方が来るのに、見たことないです。つくられていないんで。図書館もそうです。前回答弁でもつくられていますというお話がありましたけれども、非常に偏っている、業種が。偏っているところの事業所のリーフレットみたいなものは確かにあります。だけど、こういった形では、やっぱりないんです。

ぜひともこれ、そんなに難しいことじゃないと思うんですけども、熊取町の129店舗、飲食店なら飲食店、美容室に行くならこういうお店があります、そういう紹介というものはつくるのは簡単かなと思うんですけども、その辺どうなん、何でできないのかなと思うんですが。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）飲食店に限りましては、前回もご答弁させていただいて、商工会でマップを含めてつくらせていただいております。当然掲載する会社というのは商工会加盟業社に募集をかけてすることですので、加盟業者でない飲食店の方については掲載されていないというのは現状でございます。

また一方で、全体的なお話、飲食店じゃないんですが、観光協会が発行しております観光マップというのは、それぞれの魅力であったりそういうところをきっちりと紹介したマップも置いてございます。ゆめの森はたしかそのマップは置いていたと思うんで、また確認して、なければそういうのもきっちり配布をしたいと思います。

本町で町内にある飲食店をどこまで把握できるか、現実的には本当に難しいのが正直なところでございます。それぞれできては潰れできては潰れという中で、また届け出制度もない、また商工会に加盟すればその辺の情報というのはいただくことはできるんですが、町内全施設というのはやはり現実的にはちょっと困難かなというふうには考えております。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）できては潰れできては潰れで、やっぱり潰れたら困るわけです。確かにあそこに店ができたな、でも、もう半年したらなくなっているというのもやはりあります。非常にもったいないことですよ。

委員会等で話をさせていただいても、商工会でつくられていますというご答弁はよくいただくんですけども、商工会に入るのにもやっぱりお金がかかるわけです。今の話でいくと、商工会に加盟していない企業は熊取町に住んではいけないみたいな、そんな感じにも捉えられるわけです。

要するに、熊取町でお店をする人が、全員が商工会に入っていたら何ら問題はないと思うんですけども、そうじゃない人たちもかなりいらっしゃいます。そうすると、これはオール熊取の取り組みでは既になくなるわけですよ。1,245社、飲食店129店舗、こういった人たちが、まず熊取町には4万人以上の人たちが住んでいますから、そういった人たちが、ああ、昼行くんやったらあそこよ、美容室行くんやったらあそこよ、そう使ってもらわないと、今度行ったときにあの店なくなったなということにやっぱりなってしまうわけです。

そうでなくても、このアンケートで8割を超える事業主が、今はしんどいと悲観的に思われている方が非常に多い。じゃ、やっぱり何とかしないといけないわけで、その何とかというのを、私はこの第三者機関のフットワークの軽い組織にぜひとも企画していただきたい。

人口減少の問題も非常に大きいと思います。今回は通告に入っていないんで転入促進なんかには触れませんが、この資料1なんかには、平成29年の熊取町の将来推計人口で4万7,000人となっていますよ。でも、実際はこの4月で4万4,000人を切っている、4万3,917人になっていて、非常にこれも大きな問題です。というのは、やはり熊取町ににぎわいが無いと思っている人たちが一番多いわけですよ。それににぎわいが無いと思っているまちにどうやって転入促進するのか。そういうところにもつながっていくんだと私は思っています。

ぜひとも、この辺でもうそろそろ、行政でもない、商工会でもない、第三者機関というところをもう一遍ちょっと見ていただいて、これ熊取町にもあったらいいよなと思うのは思うと思うんですけども、部長も。だけど、予算の問題でということもおっしゃっていたので、まちが元気になっていければ別のところでお金も入ってくるわけで、その辺のところももう一度しっかりと検討いただいて、また僕も質問した以上、大東市の動向、岡崎市の動向というのを見守っていきますので、ぜひともこの第三者機関、ビジネスサポートセンターの設置を商売人の人たちのために、ぜひともつくっていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

議長（坂上巳生男君）以上で、浦川議員の質問を終了いたします。

次に、河合議員。

12番（河合弘樹君）議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1つ目の質問は、ため池の安全管理と活用についてですが、全国には約21万カ所のため池があり、そのうち大阪府には全国で4番目に多い約1万1,000カ所のため池があります。ちなみに一番多いのは兵庫県で、約3万8,000カ所あるそうです。

ため池には、農業用水としての役割はもとより、景観形成や気象緩和などの機能もあり、近年頻発する局地的豪雨に対し雨水を一時的貯留することで河川への流出をおくらせる流出抑制の効果があるなど、多目的機能を有するとされていますが、熊取町内のため池の81カ所の中で、現在農業用水として使用されている池の数と、子どもの水難事故防止等の安全対策と、ため池の水利権と所有権について、農業用水として使用されていない池の今後の活用についての4点まとめて答弁願えますか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）それでは、ご質問のため池の安全管理と活用についての1点目、安全対



策として行われていることはについてご答弁申し上げます。

本町が管理するため池の安全対策としまして、ため池パトロールを年2回大阪府及び本町職員により実施し、施設の状況把握を行ってございます。パトロールの内容としましては、堤体の状況、漏水の有無、余水吐けの放水を阻害する異物の有無及び堤体に設置されていますフェンスの状況などについて確認を行い、事故の未然防止に努めているところでございます。なお、パトロールにより異常が確認されれば、各ため池の水利組合と協議を行い、施設の破損等の対応については、町が応急対応を含め維持補修の方法について検討し、施設の機能復旧に努めているところでございます。

続きまして、2点目の町内にあるため池の数と、農業用水として使用されている池の数はについてご答弁申し上げます。

本町が管理するため池につきましては、現在、永楽ダムを含めまして81カ所ございます。そのうち農業用水として使用されているため池については76カ所、使用されていないため池が5カ所となっております。

続きまして、3点目の池の権利についてご答弁申し上げます。

本町が管理しているため池の所有権につきましては、現在、保存登記などがなされていない場合もございますが、基本的には本町に所有権はあるものと考えてございます。また、農業用水として使用されている用水につきましては、ため池を管理されている水利組合に慣行水利権があると考えてございます。

なお、使用されていないため池を処分した場につきましては、昭和57年4月に制定しましたため池の処分に関する取扱要綱に基づき、売却代金から売却に要した経費を控除した額を、町とため池を管理している水利組合がそれぞれ45%、残りの10%は地元区に配分するものとなっております。

続きまして4点目、農業用水として使用されていない池の今後の活用についてご答弁申し上げます。

ため池につきましては、本来の農業用水をためる機能のほかに、議員ご説明のとおり調整池としての機能もあわせ持ったため池もあることから、ため池を廃止することによる下流への影響の有無を調査した上で、支障がないと判断できれば関係水利組合及び地元区と協議を行い、処分に向け手続を進めていきたいと考えてございます。

今後におきましても、農業用水の確保並びに防災上の観点からも良好な維持管理に努めるとともに、安全対策にも取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）河合議員。

12番（河合弘樹君）ありがとうございます。

現在、熊取町内で農業をされている方も、皆さんもご存じのとおり、年々少なくなっております。国の補助金で支援もございますが、厳しい現状であります。それに伴い、今後のため池の活用ですが、岸和田市では2015年8月より大阪府内で初となるため池の水面を利用した太陽光発電事業が行われています。また、堺市ではゴルフの練習場として利用されているところもあり、熊取町内のため池でもこのような事業をぜひ取り入れていただきたい次第です。

そのほかにも、釣り堀や、埋め立ててグラウンドや駐車場にするなど、さまざまな活用方法があると思いますが、熊取町にとっても町民にとってもメリットがあるように取り組んでいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の2項目めの永楽ダム周辺の道路整備についてですが、永楽ダム周辺の道路は以前よりかなりよくはなりましたが、いまだに幅が狭いところもあり、カーブも多く、普通車同士ではすれ違いも難しいところもあり、ウォーキングやジョギングをしている人々も多く、リスクのある道路だと思えます。

その続きの環境センターまでの道路改良についてですが、特に永楽ダム終点から環境センターま

での道路ですが、今の時期ですと木々が生い茂っており、道路を遮り大変通りづらくなっていますが、木々の伐採や道路の拡幅など、町が考えている対策をお聞かせ願えますか。

議長（坂上巳生男君） 泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君） 続きまして、ご質問の2点目、永楽ダム周辺の道路整備についてご答弁申し上げます。

ご質問の永楽ダム周辺道路につきましては、主に環境センターへのごみの搬入のためのルートとして利用されている反面、自然を感じながらウォーキングをされている多くの方々にご利用いただいている状況でございます。

本町の道路整備につきましては、平成20年3月に策定し平成26年3月に道路環境の変化に応じた中間見直しを行いました第2次道路整備計画に基づき、現状の交通状況により優先度の高い路線から計画的に道路整備に努めているところでございます。

ご質問の永楽ダム周辺の道路につきましては、成合地区からの町道永楽線及び高田地区からの町道高田桜谷線の2路線があり、当該2路線におきましては、同整備計画に道路の整備の計画は現在のところございません。しかし、当該道路につきましては道路幅員の狭い箇所もあることから、ウォーキングをされている方からは通行車両とのすれ違い時には危険を感じる場合もあると聞いてございます。

本町といたしましては、歩行者の安全確保を行うため、平成27年度に路面標示を行うとともに、看板等により通行車両に徐行を促す対策を行ってございます。また、頻繁に通行するごみ収集業者に対しても安全な通行を行うよう随時指導を行っているところでございます。

一方、永楽ダム周辺道路につきましては、平成24年12月に策定しました熊取町道路舗装修繕計画に基づき、社会資本整備総合交付金を活用しながら、計画的に舗装の修繕を実施するとともに、平成24年度に実施しました道路防災点検に基づき、平成28年度には町道永楽線の法面修繕工事を実施したところであり、本年度におきましても交付金を活用し、町道高田桜谷線の法面修繕工事、及び前点検から5年を経過することとなることから永楽ダム周辺道路の防災点検の実施を予定してございます。

また、先ほど議員からもご質問がございました道路に出ている木々につきましては、あの周辺の山林につきましては町有山林でありますので、担当原課と協議を行いまして、剪定できるものにつきましては剪定を行いたいと考えてございます。

今後におきましても、歩行者及び車両の安全な交通が確保できますよう、通行車両に対する徐行運転の啓発やごみ収集業者への指導を引き続き行うとともに、防災対策を行うなど鋭意適正な維持管理に努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 河合議員。

12番（河合弘樹君） ありがとうございます。

環境センターまでの道路を通行する車も大変多く、少しでも今より改良されることを期待しております。どうぞよろしく願いしておきます。

それでは、最後の3項目めの永楽ダム広場でのイベントについてですが、春に行われる桜まつりでのバーベキューは禁止になっており、以前は花見をしながらバーベキューをしている姿をよく見かけましたが、現在では近隣市町でもほとんどのところで火気厳禁になっていますが、町民の多くの方から、バーベキューを花見の期間中限定で有料にして場所も限定し特例でできるようにという声が聞かれますが、それについてどう思われますか。

議長（坂上巳生男君） 大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君） それでは、ご質問の永楽ダム広場でのイベントについての、桜まつりでのバーベキュー禁止についてご答弁申し上げます。

永楽桜まつりは平成3年4月より現状の永楽ダム広場の改修にあわせ、町制施行40周年記念事業

として始まったイベントでございます。桜まつり開催当時は議員のご指摘にもございましたけれども、永楽ダム広場でのバーベキューも可能であり、特に桜まつり期間中の土曜、日曜になりますと、永楽ダム広場の地面が見えないほどのたくさんの来園者が来られていました。

しかし、バーベキュー後のごみなどの放置や飲酒をされる方同士のもめごとにより、警察を呼ぶ事案も多数あったことから、また、火の不始末による山火事や桜など樹木への被害のおそれもあることから、平成19年4月の熊取永楽墓苑の開苑を機に、永楽ダム広場でのバーベキューを禁止したものでございます。

現在でも、桜まつりにおけるバーベキューの問い合わせは毎年1、2件ございますが、バーベキュー禁止の理由をご説明させていただき、バーベキューコンロを初め食器や調理器具など無料で貸し出ししています野外活動ふれあい広場をご案内させていただいております。

以上、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）河合議員。

12番（河合弘樹君）ありがとうございます。

その野外活動ふれあい広場に桜を植えることはできないでしょうか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）すみません、現在も何本かはあるかと思えますけれども、ただダム広場ほどの本数はなかったかのように思います。

議長（坂上巳生男君）河合議員。

12番（河合弘樹君）その桜はバーベキューする施設からは見えるのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）バーベキューを実際多くされますのが、下の建物をくぐった一番大きい広場がメイン会場になるかと思えます。そこからでしたら、山の麓の山桜とかそういうのは何本かは確認できるかと思えます。

議長（坂上巳生男君）河合議員。

12番（河合弘樹君）もっとたくさん植えていただいて、町民の皆様が楽しく花見ができるよう願って要望したいと思います。

以上で、質問のほう終わりたいと思えます。どうもありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）一般質問の途中ですが、ただいまより午後3時まで休憩いたします。

---

（「14時45分」から「15時00分」まで休憩）

---

議長（坂上巳生男君）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を継続いたします。重光議員。

2番（重光俊則君）議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

非常に久しぶりのこの質問席ですので、非常に緊張しております。質問の準備等も久々に行いまして、ちゃんと質問できるかどうか心配しておりますけれども、先ほどきょうの一般質問の冒頭で、江川議員のほうから国民健康保険について一般質問されました。

平成30年度から大阪府下統一保険料へ移行するというので、その間に自治体間で医療費や法定外繰り入れ、住民の収入、徴収率等いろんな面で格差があり、公平・公正な保険料率になっていくのかということで多くの住民の方が不安を持っておられます。また、熊取町では、28年度に熊取町の国民健康保険料が約10%値上げとなりました。この6月には、29年度の保険料が決定されようとしています。それで、平成28年度の熊取町国民健康保険事業の収支予測はどうなっているのでしょうか、それを説明していただけますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それでは、国民健康保険についてのご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目の平成28年度の熊取町国民健康保険事業の収支予測についてご答弁申し上げます。

平成28年度会計につきましては、5月末をもって締めておりますが、確定値ではありませんので、あくまでも決算見込みとしてお聞きいただきたいと思います。

まず、平成28年度決算見込みで、歳入見込みは60億2,950万円、歳出見込みは59億6,644万7,000円で、収支6,305万3,000円の黒字決算となる見込みでございます。その主な要因を平成27年度の決算と比較いたしますと、その増減を分析いたしますと、平成28年度の保険給付費が対前年度比1億4,023万円、3.7%のマイナスに転じたことによるものでございます。

また、この保険給付費が減少いたしましたのは全国的な傾向でございまして、いわゆるC型肝炎治療薬など高額薬剤の薬価改定の影響、それから、制度改革に伴います短時間労働者の社会保険適用拡大による被保険者の減少、それらが影響したものと考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今、トータルで歳入歳出につきましての数値が説明されましたけれども、ほぼ値はおわかりと思いますが、歳入に関しまして、国民健康保険料、それから国庫支出金、療養給付費交付金、それから前期高齢者交付金、府支出金、共同事業交付金、繰入金につきまして100万円単位で値を教えてくださいたいのと、歳出につきましては、保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業拠出金につきまして100万円単位で28年の実績の値を教えてくださいませんか。

議長（坂上巳生男君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）先ほども申し上げましたとおり、決算見込みということをお聞きいただきたいと思います。

まず、そしたら歳入のほうですけれども、保険料の決算見込み、28年度12億1,100万円でございます。100万円以下はもう切り捨てという格好で読ませていただきます。それから、この決算の項目で集計させていただいております次の項目といたしましては、大きなもので国庫支出金という形で集計させていただいております、その分でございますが、12億1,300万円の見込みでございます。それから、次が療養給付費交付金、これは額がもう小さくなってきておりますので、もうこれはちょっと割愛させていただきます。次に、前期高齢者交付金、これが15億7,800万円の見込みでございます。それから府支出金、大阪府からの支出金でございますが、これが2億9,800万円の見込みでございます。それから共同事業交付金、これは高額と共同安定化と両方含みます、これが12億2,000万円でございます。以上、歳入の主なところでございます。

それから、歳出でございますが、まず保険給付費でございますが、これが36億2,800万円でございます。それから次が、後期高齢者支援金等でございますが、6億1,700万円でございます。それから、介護納付金2億900万円でございます。それから共同事業拠出金、これは高額とそれから安定化の両方含みます、13億円でございます。歳出の主な項目はその程度でございます。

以上、見込みということでご報告申し上げます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）それから、今、共同事業交付金が12億200万円、それから共同事業拠出金が13億円ということで、共同事業拠出超過が約1億円です。激変緩和措置が28年の見込みのときに4,000万円を見込まれておりました。これの激変緩和措置は幾らだったのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）ご質問の3点目のあたりと関連するんですけど、もう、そしたらこの分だけ先お答えして……

（「すみません、はい」の声あり）

健康福祉部理事（山本雅隆君）わかりました。

28決算見込みで、この共同事業についてでございますが、激変緩和、決算見込み4,087万円を見込みで想定してございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）そういう意味では、激変緩和措置自体は28年度の保険料を決めたときの予測とほぼ同じであると。

先ほどの個々の歳入歳出につきまして、一番大きいのは保険給付費が、28年度の見込みが38億4,300万円に対して36億2,800万円です、これ、非常に低下しておりますよね。この主な内容はどういうところに。先ほどもちょっと説明もあったと思うんですが、もうちょっとわかりやすく説明していただけますか。

議長（坂上巳生男君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）この保険給付費でございますが、主な減の要因として我々が考えておりますのは、被保険者数、これが見込みよりも500人ぐらい減少してきております。

と申しますのは、昨年秋に制度改正がございまして、短時間被保険者がそのまま社会保険のほう、いわゆる加入できなかったものが加入できるという改正がなされましたので、国保のほうに流れる方がそのまま、というか社会保険のほうに加入できるようになったということで、国保の減少に拍車がかかったというのが一つ。

それから、何回も名前が出てくると思うんですけれども、ハーボニーとかオプジーボとかいう、特効薬なんですけれども、一錠当たり非常に高額と言われる薬剤が、薬価改定、国のほうももうちょっと財政破綻やというようなぐらいまでいっているということで、国のほうが薬価改定を行いまして、薬価を大幅に引き下げた影響、それによるものだと我々は分析しているところでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）短期時間の労働者が被保険者として500人低下したということと、特効薬等の費用単価が低下したということ、非常にプラスの、国保会計にとってはプラスの面が多かったと思われるんです。

28年度の10%の繰り上げのとき、その繰り上げの理由といたしますか、一つは、27年度の赤字補填、これが4,900万円あります。それから、それに約7,000万円がその値上げ分になるわけですが、結局その7,000万円の値上げ分がほぼほぼ値上げしなくてもよかった額に、結果的にはなったんじゃないかなと思われるんです。

28年度その保険料を改定するときに、住民の皆様への説明資料の中には、前期高齢者数が増加しました、高額医療費給付費が増加しましたということで、国民健康保険料が上がるんですよという説明の、こういうチラシが配られていますよね。実際として、前期高齢者が増加して高額医療費給付費が増加したというのはその事実の一部ではあると思うんですけれども、今の27年度の実績と28年度の見込み、それから実績から見て、この2つの理由があったという説明は、やはりちょっと全体の中身を住民に対してちゃんと説明できていないんじゃないかなと思われるんです。

やはりこの28年度の10%の値上げの原因は、27年度の赤字補填が約4,900万円、それプラス7,000万円は、次のいずれかと考えられていたわけです。一つは、ご説明で、多分保険給付費の増加ということで、7,400万円の見込みがあったと思うんです。それで、10%の値上げとなっていると思うんですが、私自身は、その7,000万円というのは、いわゆる交付金、拠出超過額から激変緩和措置を引いた6,900万円、この部分がお金が足りないという予測で7,000万円が本当はプラスされて、約1億1,000万円の国保料を値上げして充当させないといけない状態になったんじゃないかなと思われるんです。

その辺の説明が本当に十分に国保の値上がりが見込まれたときに住民にされたのかということは、少し疑問だと思うんですが、あくまでも現時点で、やはり国保の値上げの増加理由は前期高齢者数が増加した、高額医療費給付費が増加した、これだけだとお考えですか。私が言った2点については、

やはり何らかの影響があるとお考えか、先ほどこのチラシの中で記載されている2つだけが原因やったと今でもお考えでしょうか、その辺はどうですか。

議長（坂上巳生男君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）まず、答弁のほうが重複してしまうんですけども、その共同事業の分析は別途何回かお答えをさせていただいております、共同事業だけで一覧表にしたものもたしか資料としてご提供させていただいていたと思います。

この共同事業は、先ほど申しました共同事業の拠出金、交付金、これだけで構成されておるものではなくて、高額の場合には、それに対しての国の負担金、府の負担金が入ってまいります。それから、保険財政共同安定化事業につきましては、激変緩和の分で、府支出金の中に、これに対しての支出額が含まれてございます。それらを全て総トータルで、この共同事業というものを評価しなければならぬというふうに考えております。

決算上も予算上も、この数字は全て一体で動くものでございますので、共同事業としては、国保財政にどのような影響を与えるかというのは、今申し上げました負担金なり激変緩和措置、それらを全て込み込み、そして総トータルでどう影響しているのかというのを評価しなければならぬということで1枚物にしてお示しをさせていただいたところでございます。

それでいきますと、27年度におきまして、総トータルでマイナスの468万9,000円、それから28年度におきましては、これは決算見込みではございますが、逆にプラスの2,888万2,000円というような収支になってございます。したがって、少なくともこの共同事業に関しましては、値上げに影響する制度ではない、むしろ28年度の収支においては黒字側に働いておる制度であるというふうに考えておるところでございます。

したがって、ちょっと話が長くて申しわけないんですけども、やはり28年度どうしても値上げの必要が生じたのは、27年度医療費の伸びが突出しておりまして、その医療費の伸びが、やはり継続するものであるという見込みのもとで保険給付費、これをもう見込まざるを得なかったということで、その伸びによるものやと、それが一番の要因であるというふうに分析しておるところでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）ことしの3月もそうですが、いわゆる交付金と拠出金についての説明資料をいただいております。ただし、この説明につきまして、共同事業拠出金超過に対する激変緩和措置についての説明資料というのは、おっしゃるような説明の内容がなかなかインターネットではわからないんです。

熊取町の保険年金課は、そう説明されていますのですが、そういう共同事業の拠出超過とそれに対する激変緩和措置の厚生省の説明資料にはそういうことは書いていないんです。今、おっしゃる熊取町の激変緩和措置を含む共同事業、安定化事業のバランスの収支が、ことし3月に説明された内容であるというのが、そういうわかる資料があれば、これを別途、またそれについては教えていただきたいと思うんです。インターネット等で厚生省とか大阪府が説明している共同事業、交付金とか拠出金とか激変緩和措置等についての説明資料の中ではそういう計算はないので、その辺につきましては、もう少し、その実態がどうか確認しているところについては、一度また議論の場を持たせていただきたいと思います。

それで、先ほどトータルで6,700万円の黒字になるということになるわけですが、この黒字につきましては、これは次の、29年度の保険料をどうするのかということにかかわってくるわけですが、この6,700万円については、住民に返却するという考えなのでしょうか、そのお金はどういう考え方で処置することになりますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それでは、2点目のご質問という形でお答えさせていただきます。

それでは、次に、2点目の平成29年度保険料の諮問内容についてでございますが、午前中の江川議員のご質問でもお答えいたしましたとおり、平成28年度の医療費の動向を参考に、平成29年度保険給付費の見込み額を算出すべく、今現在、鋭意作業中でございます。現時点ではお答えできない状況であるということをご理解いただきますようお願い申し上げます次第でございますが、先ほどのご質問にありましたように、保険給付費の減少に伴い、決算見込みにおいて約6,300万円の黒字が、これ、見込まれます。当該黒字を保険料算定に織り込む予定でございます。

また、保険給付費の伸びが薬価改定や被保険者数の減少により鈍化しておることなどは、保険料の引き下げの要因になるというふうに考えてございます。そういったことを考えて、保険料算定を現在急いでおるところでございますので、ご推察いただきますようお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）当然のことですが、28年度の実績をベースに出てきた黒字6,700万円分は、29年度の保険料算出のときに、いわゆるプラス側の要因として考慮していくということになりますね。

それで、今、29年度の保険料については、諮問のために計算中であるということなんですけれども、3番目の質問に絡んできますけれども、29年度の保険料の決定に当たり、予算補正の必要性があるんじゃないかということでご質問しております。いわゆる交付金とか激変緩和措置等、あるいは保険給付費等の予測が大分変わってくるということであれば、この29年度予算で説明がありましたけれども、そのときとかなり値が変わってくる、今、集計中なので厳密には言えないということなんですけれども、それはどのようにお考えですか。

どのようにといたしますか、予算が立っています、予算が立って、今、保険料を国保の運営協議会に諮問しようとされております。それに当たって、いろいろな歳入歳出の大きな項目が変わってきますよという場合は、予算が28年度の当初説明予算とは大分変わってくるわけです。それは、今までそれに対してこの時点で補正というようなことは余り聞いたことはないんですけれども、私自身は一般的には大きな変更があった場合は予算補正すべきではないかと思うんですが、その辺についてはいかがお考えですか。

議長（坂上巳生男君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）すみません。そしたら3点目のご質問として、まずお答えさせていただきます。

次に、3点目の、平成29年度保険料の決定に当たり予算補正の必要性はとのご質問でございますが、これは共同事業に関してのご質問としてまずお答えさせていただきますと、保険料の算出時点において、この拠出金でございますけれども、大阪府国民健康保険団体連合会のほうから予算積算用に数値が示され、概算額を計上してございます。

また、交付金につきましては、平成29年度の保険給付費の実績に応じて交付されるということになってございますので、この時点、今時点での歳入歳出とも補正を行う必要はないというふうにご考えてございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今、現時点での説明はそれで理解したいと思いますが、6月20日に国民健康保険運営協議会が開催されます。その資料は、約1週間前ぐらいにはもう配付されると思うんです。前回の予算審議の後、国民健康保険料の決定が国民健康保険運営協議会にかけられるわけですが、これは29年度の予算とはかけ離れた、かなり違った値で諮問、計算されると思うんです。

それが、議会には審議の場がない、議会への説明の場がないと思うんですが、6月20日の、これは議会最終日の1日前ですが、それまでに国民健康保険運営協議会にどういう説明をされるか、どういう資料を出されてどういう保険料の諮問をされるかについての議会への質問はない、しないということなのか、その辺はお考えはいかがですか。

議長（坂上巳生男君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）保険料のこの算定につきましては、当然予算組みというのは、保険料の計算の、大きくその考え方というのはこれは変わりません。要は、積算する時点が、予算は11月前後、それから保険料の算定は6月20日ということで、より直近の、最新の詳しい確定値に近い数字を使って保険料率を算定するという違いがあるだけで、考え方のところにおいては大きく変わるものではない、これ、ございません。

ただ、予算を積算した時点が11月でございますので、先ほどの保険給付費なんかですと、この年度末あたりはかなり大幅に保険給付費のほうは落ちついているというか、引き下がってきておるといような状況です。これは、熊取町だけではなくて、全国の傾向として、専門の国保新聞というのがあるんですけども、そちらのほうにもそのような分析が載っておるといような状況でございます。したがって、状況の変化、これは十分6月20日の運営協議会の資料というか、積算の際には反映させたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）運営協議会には、もう今年度の保険料がこういう形で決定しますよということを諮問されるわけですね。ところが、議会は、なぜその値が出てきたのかというのは、例えばきょう江川議員とか私が質問しなければ、例えば6,700万円黒字になったことすら知らされないまま29年度の保険料は計算されて諮問会議にかけられるわけです。

いわゆる議会を無視して健康保険料は決めていいんだという考えでおられるわけです。それまでに国保協議会で決まったことを議会が審査すればいいんだと。それまで、当然住民の方が国民健康保険組合協議会におられるわけで、住民の方は、その29年度の国民保険料がどういうベースに基づいてどういう保険料になるかと知らされている、議会は全く知らされない状況でそれが決まって、住民の方にこれだけの国民保険料を徴収しますよという状況にあるわけです。これは非常に異常な議会運営だと私は思います。

予算審議のときにも申し上げましたけれども、国民健康保険で、いろんな数値が非常に見通しがわからない状況であるからこういう値でしか出せませんというお話がありましたよね。これは、それで仕方ないと思うんですが、それが決まった時点で、そして、実際に国民健康保険料が確定する時点で議会に一切それを知らさない、それも議会内で、議会会期内に運営協議会が開かれるのにもかかわらず、その内容について一切知らされないというのは非常に大きな問題だと思います。それについてどうお考えですか。

これは、やはり保険年金課が決めて諮問した、町長が諮問するわけで、町長自体が本当は答えていたかあかんわけですが、その国民健康保険料の決定というのは議会を無視してやっていいのかということです。これについて、もしお考えがあるならお聞かせいただきたい。

議長（坂上巳生男君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）重ねての回答になってしまいますけれども、やはり予算審査の際に、考え方なり計算方法なり見通しなり、大きく変わるところはなくご説明もさせていただいて、予算審査を我々が提案させていただいておるところでございます。それ以降、状況の変化をより精査して、そして適正な保険料率を算定しておるとい、そういう流れでございます。

額のほうではございますけれども、確かに6,000万円という額、それ自体は大きくは感じますけれども、国保の予算総額、歳入歳出それぞれ60億円ぐらいの予算総額になってございます、率にしますとおおよそですけども1%の範囲におさまる話でございます。だからといって、何もそのままでもいいという話では決してございませんけれども、大枠、そして大きく変わることはない話の筋につきましては、当然、予算審査のほうで議会のほうにも十分ご審議いただいております。そして、さらに内容を精査した上で、そして法律で定められた国民健康保険運営協議会のほうに諮問、そして答申をいただいて保険料を決定するという、そうした法定されたプロセスを踏んで保険料率を決定させていただいておるといところでご理解をいただきたいと思っております。



当然、傍聴のほうも、10名という枠ではございますけれども、オープンでその運営協議会自体も公開の場で実施させていただいておりますし、後ほどにはなりますけれども、当日の資料についても、請求があればその分について公開もさせていただいておりますので、決して誰も知らない間に決める、そういった話ではございません。

運営協議会につきましても、ホームページをごらんいただければあれなんですけれども、6月20日に開催いたします、傍聴もできますということでの掲示もさせていただいておりますので、そのあたりで決して非公開で決めておるとい状況では決してございません。そのあたりでご理解をいただきたいと思ひます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今の状況の説明は、全く納得できないわけです。

20日に運営協議会があるから、そこに、傍聴に参加しなさいよということであるわけですが、やはり、議会の位置づけというのは、やはり予算審査してその予算の執行に当たって大きな差異が出るあるいは出ないにかかわらず、その保険料の決定というのを議員が全く知らない状況で決まる、そして、ほぼその配付資料もそこで確定するという状況がある、これは非常に異常な状況だと思いますので、この辺の改善を、今後、議長を通して町長に要望していきたいと思ひます。

できれば、20日の資料につきましては、運営協議会に配付される時点で議員にも全員配付するように要望いたしまして、次の質問にいきます。

4番目、平成30年度の大阪府統一保険料の予測なんですけれども、江川議員の質問の中にありましたけれども、平成29年2月に大阪府から粗い試算値が発表されて、熊取町の現行制度による1人当たりの28年度保険料額は15万6,786円、それに対して大阪府が試算した新制度で計算した試算値は14万2,414円。統一後が非常に低いという結果になりました。

今、諮問予定の29年度の保険料率がどうなるかというようなこともちょっと言おうと思ひたんですが、結局、今、試算中であるということ等からその答えは出ないと思ひわけですが、平成30年度の大阪府の統一保険料の予測というのは、先ほど、粗い試算があつて実際の公的資金等の投入等が不確定な部分があるということ、未確定であるということですが、実際、より精度の上がった試算値というのはいつごろ大阪府民とか町民のほうに知らされることになりましょか。

議長（坂上巳生男君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）大阪府のほうからスケジュールが示されておまして、そのスケジュールによりますと、7月ないし8月に、要は、国の追加公費の考え方、これが示されてそれを織り込んで大阪府として試算値を出すという流れになっておまして、国のほうの追加公費の考え方、それが出されるのを待つてという状況です。今、予定では7月ないし8月というぐらひのスケジュール感でスケジュールを聞いておるところでございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）2月の試算値以降、各自治体で掲載されている各自治体の保険料額が、それぞれ予算ベースであつたり実績ベースであつたり違ひますよということで、いろんな意見が大阪府に出されていると思ひんですが、それに対して大阪府はどうそれを対応しようとしているか、あるいはその自治体ごとの質問に対して回答を出したとか、そういうのはどんな状況ですか。もう次の7月とか8月に試算を出すまで待つてくれという、そういう状況ですか、どういう状況でしよか。

議長（坂上巳生男君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）まず、先ほどの、午前中の江川議員のときもそうなんですけれども、これはもうあくまでも試算値で、大阪府が出している資料としては珍しく右方に粗い試算という表現まで書いて、丁寧に今時点の数字ですよと、しかも反映されていないのがたくさんありますよと、これをベースにはちょっと、ということをお大阪府は珍しくこういうような出し方をしております。

我々としても、やはりこれをベースに議論ということになると、本当に入っていない情報をベー

スにした議論になってしまいますので、ちょっと言い方はきついかもわからないですけども、ちょっと空論になってしまうというおそれがありますので、我々としても、出された試算値の中で参考にできそうなものは参考に、ただ、粗い試算と書かれているものについては、あくまでもこういうようなベースでこんな感じで数字出されるんやなという、そういう程度でしか我々受け取っておりません。

それ以上受け取って中身を精査したところで、公費がこんだけ入ってきた、あるいは先ほど申しましたように、あそこには滞納繰越額の歳入額が含まれていないんです。その額もそこそこあります。先ほど申しましたように、医療費の見込みが非常に、過去平均の4.1%という高い伸びでもって見込まれているとかというようなことがありますので、かなり数字が変わってくると我々想定しておりますので、その数字と比較した中でのご議論というのは、すみません、ご遠慮させていただきたいというのが正直なところでございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今の時点でその数値をどうこうというのではなくて、その30年度の保険料がどうなるのかというのが最も関心のあるところで、自治体間の格差、医療費格差だとか、その徴収料だとか、いろんな格差が反映されているのかどうか等を含めて、公平・公正な値になってくるのかというのを、夏にはいわゆる試算値を出しますよということになっているわけですけども、その時点ではかなりの情報をやはり集めていただいて、住民にどういう状況になるのか、もっと、いわゆる説得力のある内容で提示していただかないといけない。それが出ないのであれば、やはり各自治体として、町として大阪府に要請すべきだと思うんです。

そういうところで、住民が持っている不安感というのをなくしていくということが非常に重要だと思いますので、実際の真実の姿がどうなのか、手続きがどうなっている、それについて熊取町はどういう意見を出さなあかんということがあると思うんです。熊取町の、いわゆる千八百幾らの1人当たりの、熊取町が言っている法定内繰り入れ、いわゆる一般的には法定外繰り入れになると思うんですが、それも当然上乘せされてくると思うんです。そういうところを含めて30年度どうなるんやと。それについて熊取町の保険年金課はこれでいいのかどうかというのを、住民の代表として審査していただく必要があると思うんです。その辺を、ぜひ十分に情報を取り入れて、不十分な情報は要求していただきたいと思うんです。

それから、もう一つだけ、先ほど江川議員のときの発言にもありましたけれども、いわゆる医療給付費が負担金より2倍以上出しているんですというのは、そういう自覚をしていただきたいというのは総理大臣が言うのはわかりませんが、いわゆる熊取町がそれを言うのは言い過ぎだと思うんです。国民健康保険はそういうシステムなんです。

それ、じゃ、今の3分の1だからそれを倍にしろ、それをほとんど全額払って文句言ったらあかん、そういうことじゃないわけで、日本の国民健康保険料のシステムがそうになっていて、その財源の弱体している状況にあって国民健康保険料を請求せなあかんという立場から、こういうことを言いたいというのはわかるんですが、それは言うべきことじゃないと思いますので、次回もこういう資料の中にそういうことを書かれるようなつもりがあるならば、そういうことはぜひとも消していただいて、実際これだけの、計算したらこういう保険料になるよということを公平・公正に伝達できるようにしていただきたいということで、国民健康保険料は十分に国が補完しているんやから余り文句言うたらいかんよというようにとられるような発言は、ぜひともやめていただきたいということで要望をしておきます。

議長（坂上巳生男君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）ちょっと私の言い方が不適切やったとするならば、その件については謝罪いたします。

ただ、私が申し上げたかったのは、この国民健康保険が制度として成り立っておるのは、国民健康保険の加入者というのが熊取町の全体の4分の1であります。4分の3の方々のご負担も伴って

おるんだと。ですので、国民健康保険はみずからのやはり自助努力、これも必要なんだということ  
を申し上げたかったというところでご理解いただきたいと思います。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）そういうことであれば、やはり国民健康保険で、会社をやめた人が高齢化になつたら国民健康保険に入るわけです。実際は、働いているときは組合あるいは会社の保険で賄われていて、実際老後になって医療等がかかるようになったら国民健康保険で持ちなさいという仕組みに今なっているじゃないですか。

そういうので、そういう今の4分の1しか所属していないんやと、そういうことではなくて、それは国がこういうシステムをつくっていることであって、徴収を、お金をいただくためにそういうことも言わなあかんという気持ちはわかりますけれども、そういうことは、私は言うべきではないというのを最後の要望として、お答えなしで進めさせていただきたいと思います。

次の質問へ入ってよろしいですか。次の質問に入らせていただきます。

2番目の質問ですけれども、熊取町の行財政改革についてですが、5月21日から北小学校区、東小学校区、中央小学校区でタウンミーティングが開催されました。これは、藤原町長にとって行政に対する理解を求めるといふことと、住民の皆さんの要望を直接聞くといふことで非常によい機会だったと思うんです。多くの区長が地域内に呼びかけられて、非常にたくさんの皆さんが参加していただいたと思います。本当に、町政連絡員をされている区長は、本当に真摯に町のために、その実際の行政の意見を聞ける場、そこで実際に住民の方に言ってもらう場に参画してもらおうといふことで協力されていると思うんです。

質問につきましては、各区長は本当はもっともつと言いたいことがあったと思いますが、初めてのタウンミーティングということもあって、町長の、余り突っ込んではいかんなかという節度ある質問で終えられたかなというように感じも持っております。これまで3回タウンミーティングを開かれて、その中で行財政改革についても一言言われているわけですが、この3回のタウンミーティングを開いて町長はどのように感じられましたか。一言ご感想をお願いしたいんですが。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）タウンミーティング開催に当たりましては、各自治会長、区長、本当にご協力をいただきました。感謝申し上げるそういう気持ちで本当にいっぱいでございます。

私の政治姿勢、情報公開が大きな柱やといふことで、そういうもとに行政運営に努めさせていただいているつもりです。その情報公開を、いかに皆さん方に、住民の皆さん方にわかりやすく伝えるかといふ、そのツールの一環としてタウンミーティングを開催させていただいています。

その後、知り合いの方に何人か、その進め方なり内容なりについてご意見をお聞かせいただいているところもあります。初めてわかった部分もあるからよかったというふうな評価もいただいていると思います。

ただ、主催する側、私にとりましては、まだまだその内容については、精査という言葉がありますけれどもそういうかたい言葉ではなくて、もう少しわかりやすい表現もあるのではないかなといふふうに思っております。さらに、その説明の内容、仕方、伝え方、これもどんどんわかりやすく、そういう方面で、そういう伝え方も変えていかないかんのかなと思います。資料につきましても、もう少しわかりやすいような、そういう資料もつくっていかなければならないかなといふふうに思っております。

情報、これをどんどん発信してまいります。先ほど重光議員から、保険料の算定に当たっての数値が決まってからでないといふ議会の方には伝わらないといふふうなことも言われていますけれども、スケジュール感、そのタイミングというのもあります。今、この場でそういうことをお話しされていますけれども、できるだけそういうものについては、情報は皆さん方に伝えていきたいといふふうに思っておりますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）そのタウンミーティングの中で、本町の行財政改革の取り組みについてということで、基金現在高の推移というので、28、29年は基金が減ってきますよということと、これまで第1次、第2次行財政改革プランを実行して、18年から21年で約28億3,500万円、22年から26年度で27億9,600万円の効果が上がりましたという説明がされております。その間、基金のほうは七十数億円から27年度には40億円まで低下してきております。

それぞれ28億円、28億円でトータルで56億円もの行財政改革プランでの効果額があったけれども、実際に熊取町が潤ったという状況ではなく、何とか赤字を抑えながらここまで基金を余り大きく取り崩さずにこれかなという状況だったと思うんですが、その第1と第2の2番目の質問と同時ですが、平成18年から21年度まで、それから22年から26年度まで、それぞれ約28億円の効果があつたとされているわけですが、基金はこの間減少してきております。

この間に、具体的に大きな効果としてあつたものはどういうものか、それから、実際、費用として使わなければならないというのはどういうものがあつたかということでもとめていただきたいということで、表をまとめていただいているんですが、せっかくなつくっていただいていたんですが、時間の都合上、簡潔にご説明していただければと思います。よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）それでは、1点目と2点目あわせてご答弁させていただきます。

ご質問の1点目、第1次行財政構造改革プラン・アクションプログラムの実績及び当該期間における収支の状況についてご答弁させていただきます。

第1次行財政構造改革プラン・アクションプログラムにつきましては、平成18年度から21年度までの4年間にわたりまして、住民や議会の議員の皆様のご協力も得ながら給与制度の適正化を初め、議員報酬の見直しや保育料の見直し等を取り組んだ結果、4年で合計28億円もの効果を積み上げることができました。

しかしながら、平成16年度から進められた三位一体の改革による影響や、平成20年度のアメリカの投資銀行大手、リーマンブラザーズの倒産を契機とするリーマンショックにより、町税の落ち込みなどがあつたことから収支不足が続き、行政改革による効果があつたものの公共施設整備基金及び財政調整基金から4年で約20億円の繰り入れを行ったものでございます。

具体的には、資料に書いてありますので、簡潔にご説明します。

3種類の表から成る資料でございますが、1つ目の表は、第1次行財政構造改革プラン・アクションプログラムにおける実績効果額の推移と主な取り組み項目でございます。

2つ目は、公共施設整備基金と財政調整基金繰り入れの推移でございます。公共施設整備基金については主な充当事業と、財政調整基金につきましては結果として全体の財源不足に至った各年度の主な要因を列記してございます。

年度ごとの収支では、収入環境の悪化やその時折々の行政需要に対応する必要があつたため、各年度に行政改革を積極的に取り組んで実績効果額を生み出しましたが、結果として財源不足が生じてしまったため基金を繰り入れざるを得ない状況であつたということでございます。第1次行財政構造改革プランやアクションプログラムにおきましても、取り組み後の収支におきましても、一定の繰り入れが発生することを織り込んでおりましたので、結果としてこういう基金の状況になつたこととなりました。ご理解賜りますようお願いいたします。

加えて、2点目につきましても、同様に、行財政構造改革プラン・アクションプログラム等の取り組みによりまして、第2期におきましても、職員数の削減を初め議員定数の削減や町税の徴収率向上等に取り組んだ結果、5年で1次同様、約28億円もの効果を上げることができました。その結果、26年度におきましては財源不足は生じたものの、25年度まではおおむね収支の均衡した財政状況であつたことから、基金現在高を減少することなく維持することができました。

これも、資料のほうの一番下の3番目の表でございます。こちらは、第2次行財政構造改革プラン・アクションプログラムにおける実績効果額と主な取り組み項目でございます。第2次行財政構

造改革プラン・アクションプログラムにおきましても、1次と同様に行政改革取り組み後におきましても、一定毎年基金を繰り入れる計画となっておりました。実施段階では、プランの取り組みやそれ以外の要因も相まって、計画期間中の財政収支は均衡する状態で推移しましたが、効果額を基金に積み立てるまでに至らなかったということでございます。

よろしくご理解賜りますようお願い申し上げて、1番と2番の答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）時間の関係で申しわけございません。早口でご説明していただきましてありがとうございます。

この資料につきましては、じっくりとまた考察させていただきたいと思います。

この2回の行財政改革で一番大きかったのは、やはり職員数の削減というのが最も大きかったと思うんです。それから、職員給与の低減というのがございました。これは、職員の方が非常にご苦労されたところであるわけですが、18年、22年度、27年度、それぞれ当初における職員数とラスパイレス指数がどうなったかということをご説明いただけますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君）そしたら、順に申し上げます。

18年度につきましては、職員数411名。職員数だけ先に申し上げます。平成22年度につきましては388名、27年度は330名。ラスパイレスですが、平成18年、98.6、平成22年は98.7、平成27年度におきましては96.8でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）その職員数の中には、消防職員の約40名の異動も入っているのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君）消防職員につきましては、平成22年度までは入っております。24年度末で25年度をもって広域ということになりますので、平成27年の数字には入っておりません。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）それから、ラスパイレス指数ですけれども、100に近いほど、私はいいと思うんですけれども、本当に給与自体をやはり上げていく、今の状況でやはり職員の方がインセンティブを持って仕事をしていただくための環境ということでは、やはりそういう給料自体が、地方公務員自体の給料自体上がっていく方向を考えていく必要はあると私は思います。

それから、次の質問ですけれども、新行財政改革プランの策定を予定されておりますけれども、議員の意見を反映させるプロセスが十分に含まれていないように思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）ご質問の3点目、（仮称）新行財政改革プランの策定段階における議員の皆様の見解の集約機会についてご答弁申し上げます。

5月23日開催の議員全員協議会におけるプラン策定に係る資料におきまして、9月開催の議員全員協議会にてプラン素案の報告と記載しておりますが、その場におきまして議員の皆様のご意見を頂戴し、プランづくりに適切に反映させていただき予定でございますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）それで素案ができて、次のアクションプログラムが、案ができるということになっているわけですが、やはり十分な、そこに至るまでの現状の分析と、それができた過程を含めて、十分に時間をかけてその結果について十分議会と討議できる場を設けていただきたいと思います。

それから、次の質問になりますけれども、行財政改革で職員のコスト意識とか徹底した業務分析とかが必要になってくると思われるんですが、これに対して町が考えている具体的対応策は、今の

時点で説明できるものがあれば説明していただけますか。

議長（坂上巳生男君）東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）ご質問の4点目、職員のコスト意識及び徹底した業務分析に関する具体的対策についてご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、職員のコスト意識及び徹底した業務分析につきましては、行財政改革を断行していく上で非常に重要であると認識してございます。

今後、策定作業を進めていく（仮称）新行財政改革プランづくりにおきましても、その関連項目を位置づけていくことになる予定でございます。したがいまして、プランづくりにおきましてはご指摘の視点も重視し、全庁的に照会を行い、改革への取り組み項目を抽出してまいります。

一例ではございますが、大きな課題であります老朽化する公共施設の維持管理面でもコスト意識を高め、改革に取り組んでいく必要があること、また、役場全体の業務全般にわたりまして総点検を行い、お金、もの、人の再構築を図ることも極めて重要と考えてございます。

しかしながら、現在、プランの策定作業は始まったところでございます。その具体的対応、取り組み項目につきましては、今後適切な時期にお示ししてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）これにつきましては、実際にどのような分析をされてどのような取り組みをされるかと、素案づくり、そのプログラムづくりが非常に重要なプロセスになりますので、そこに十分なエネルギーを結集していただきたいと思っております。

そして、新行財政改革プランの策定につきまして、その推進体制というので企画部長、総務部長が取りまとめ役として、推進責任者として副町長が位置されるわけですがけれども、やはり、企画部長、総務部長がどういう意識を持ってこれに取り組まれるかというのは、非常に重要になってくると思っております。

町長が代表して答えてもらったほうがいいのかもわかりませんが、それは今の時点ではまだ十分に検討はされていない中身もありますので、町長の考えは6月時点でじっくりとお聞きしたいと思いますので、今、この新行財政改革プランを推進する総務部長、企画部長として、その心構え等をここで述べていただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）今回、この一般質問を通じて賜ったご指摘の点などは金言として重く受けとめ、今後の検討に生かしてまいりたいと考えております。

現町長のもとで目指します子育てしやすいまち、あるいは教育のまち、あるいは長く楽しく暮らせる健康長寿のまちを、その実現を念頭に置きつつも、厳しい財政状況を直視する中で、担当部長といたしましては、やはり聖域なき抜本改革を断行すべき立場にあり、大きな責任を痛感するところで身の引き締まる思いでございます。

顧みますと、過去には住民の皆様を初め、各方面のご理解ご協力を得まして、21年度から25年度の決算までの間は確かに財政調整基金からの繰り入れを回避するなど、財政運営において収支が均衡した、いわゆるプライマリーバランスの確保が一定達成できたところでございます。しかしながら、現下の人口減少社会の到来、少子高齢化のうねり、また扶助費の増嵩や老朽化する公共施設の維持管理など課題に直面する中で、改めて事業施策の選択と集中等に配意しつつ、持続可能な身の丈に合った行財政運営に、住民の皆様、ここにお集まりの町議会の議員各位と町行政が一丸となって邁進してまいりたいと考えておりますので、何とぞ倍旧のご支援のほうよろしくお願いたします。

ちょっと時間のほうが、このあたりで、よろしくお願いたします。

議長（坂上巳生男君）南総務部長。

総務部長（南 和仁君）覚悟ということで、これまで本町は18年度の第1次行革、また22年度からの2次行革ということで、財政の危機的状況を回避してきたところでございますが、次の新しい行政改革はかなり厳しいものになると私は想定しております。向こう5年間で将来の熊取町を左右するような期間であろうというように思っております。

その中でやはり行政改革を進めるには、やっぱり企画、財政、人事、この担当が全ての施策において、取り組みにおいて矢面に立っていくという覚悟でございます。また、それが求められていくでしょうと思っております。

私も総務部は税も持っています。課税、収納、日夜職員頑張っております。行政改革というのはあくまで、住民の皆様からお預かりした税金を効率的に効果的に住民の方々に還元していくこと、それが全ての行政改革の取り組みであって目的であろうというふうに考えております。十分覚悟を持ってやっていきますので、よろしくお願いします。

（「一言だけいいですか」の声あり）

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）どうもありがとうございました。

これは、非常に重要な新行財政改革プランになると思いますので、企画部長、総務部長を先導に、特に部内のヒアリングは非常に重要になってくると思います。それを取りまとめる副町長、最終的な方針を出される町長につきましては、6月にじっくりとお考えとかを聞かせていただきたいと思いますので、何とぞ全力で頑張ってくださいと思います。

ありがとうございました。これで質問を終わります。

議長（坂上巳生男君）以上で、重光議員の質問を終了いたします。

（発言する者あり）

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）先ほど、最後の発言で、9月議会と言うべきところを、6月と言いましたので、発言訂正したいと思います、よろしくお願いします。2回言ったそうです、すみません。

議長（坂上巳生男君）次に、渡辺議員、どうぞ。

8番（渡辺豊子君）それでは、議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

先ほど、新行財政改革プランに向けて企画部長と総務部長から心強い決意をいただきまして、それに引き続いての質問としてぴったりの質問になるかなというふうに思っております。

平成25年8月23日の議員全員協議会で、本町の諸施設におけるネーミングライツの考え方についてご説明がありました。そのときの資料をつけさせていただきます。資料1をごらんください。

ネーミングライツは、民間団体等との契約により公共施設等に愛称等を付与させるかわりに、当該団体からその対価を得るものであるということとして、3つメリットが上げられております。1つは、安定的な財源確保による持続可能な施設運営が可能になるということ。そして2つ目は、民間のノウハウ等を活用した施設の魅力向上が図れるということ。そして3つ目が、契約団体によっては施設のイメージアップ、PRにつながるという、この3つのメリットがあると。そして、それとは反対に3つのデメリットもあるというところで、1つ目は、施設名称が数年ごとに変わってしまう可能性があるということ。2つ目は、企業名が施設名称となることが多くわかりにくいと、親しみにくさが生じるということ。そして3つ目は、契約団体が不祥事を起こしたときには、施設イメージがダウンするという、そういった3つのデメリットもあるという、そういったご説明のある中で、そうした上で、市町村の中には安定的な財源確保という財政面の理由から、同制度を導入しているケースが多いと考えられるとあり、最終的にはその当時におきましては、行政改革の実践により、一定健全財政維持している状況だったので、現時点はネーミングライツは導入する必要はないと考えるという、その当時のご説明はそれでありました。

しかし先般、5月23日に行われた議員全員協議会において、新行財政改革プランの策定についての説明がありました。この26年、27年において扶助費の増嵩、大規模建設事業の実施などにより財政状況が大変厳しくなってきたこととありました。持続可能な、かつ身の丈に合った行政運営を実現していくために、平成30年から5年間の計画期間とする新行財政改革プランを策定するというものであります。厳しい財政状況の改善に向けて、財源不足を基金に頼るのではなく、新たな自主財源となる歳入を確保するための施策が必要であり、また重要であると考えます。

そこで今こそネーミングライツを導入し、自主財源確保に取り組むべきと考えておりますが、どのようにお考えでしょうか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）それでは、1点目のネーミングライツの導入による自主財源確保の取り組みについて答弁申し上げます。

渡辺議員ご指摘の自主財源確保につきましては、行財政改革の観点からも非常に重要な取り組みの一つであると認識してございます。

ご質問のネーミングライツの導入につきましては、議員からご提供の資料のとおり、施設名称が数年で変わってしまう可能性があることや、また、既に公募による愛称が定着していることなどを理由にネーミングライツを導入しないこととし、平成25年9月議会の会期前の議員全員協議会で報告したところでございます。

しかしながら、少子高齢化の進行及び人口減少社会の到来により、行財政運営を行う環境がさらに厳しくなるということが想定される中、歳入確保が喫緊の課題であるとの認識のもと、本年度に入り改めて制度導入の検討を行ってまいったというところでございます。

その結果、平成30年度から次期行財政改革に取り組むことも踏まえ、その一環として、先行的に議員ご要望のネーミングライツの導入を進め、住民の皆様はもとより職員に対してのメッセージも含め、自主財源確保、歳入確保の重要性を発信してまいりたいというふうに考えてございます。

つきましては、導入に向けた具体的なスケジュールとしまして、ネーミングライツに係る総括的なガイドラインや、また、具体的な募集要項を定めるとともに、議会へも報告させていただいた上で、本年度中に募集ができるよう進めてまいりたいと考えてございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。素早い対応で早速ネーミングライツに取り組んでいただくといいところで、ここに以前いただいた資料の中にも、下のほうにも参考例として載っていますが、泉佐野市の体育館はバイキング左近体育館ということで、今はJ：COM末広体育館になっている、ネーミングライツになっているらしいですが、年間70万円、命名権として収益があるようでございます。そして、泉の森はエブノ泉の森ホールで、年間280万円とすごく大きな額だと思います。そういった命名につきまして、導入に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

本町におきまして、施設はいろいろあるんですが、今、その導入に向けて検討している施設というものはどこを検討しておられますか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）現時点という前提で答弁させていただきます。

現時点、想定しておりますのは、対象施設を限定しないという、いわゆる提案募集型というのを想定してございます。したがって、25年の資料にあります愛称の既についている施設やついていない施設、また極端な話ししますと、道路や、また橋、歩道橋といったそういった施設についても全て公共施設、対象としてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。



8番（渡辺豊子君）わかりました。そのほうがいいかなというふうに思います。企業にとっては、道路、またここの施設というところでみずから提案していただくということですね。はい、わかりました。早期に導入のほう、まずはそういった要綱を作成して、29年度中ですね、ということによりよくお願いしたいと思います。

次に、そしたら2点目へいきます。

2点目は、広告収入ですが、これは余り大きな額ではありませんけれども、ちりも積もれば山となるでございます。企業のスポンサー力をおかりすることで経済の活性化にもつながるかと思ます。今後、検討している取り組みはありますか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）それでは、2点目の今後の広告収入として検討している取り組みにつきまして答弁申し上げます。

現在、広告事業としましては、ご存じのとおり、広報紙、ホームページ、公用車、ひまわりバス、駅東西自由通路といったこの媒体に加えまして、平成28年8月から役場庁舎正面入り口の風除室と、それから駅自由通路に広告つきの案内板を設置したところでございます。

今後の新たな媒体といたしましては、都市整備部の取り組みといたしまして本年8月ごろに、永楽ゆめの森公園の駐車場とその横のスケートボード広場のフェンスを活用して広告看板スペースを設け、募集をかけていく予定としてございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。一応そういった看板で啓発、広告を募集するというところ、わかりました。

私のほうからちょっと提案させていただきますのは、ちょっと昨年、奈良県のほうの大淀町に視察に行かせていただいたときに、その視察の内容とは別なんですけど、町納税通知書発送用封筒、そういったものにも広告をつけていたみたいなの、それを募集していました。資料の2ページ目についていますが、募集が載っています。

その分につきまして、ちょっと持ってきたんですが、この大淀町の封筒の裏側です。この町の税務課が出している封筒の裏側に、これはJAなんですけれども、広告、2枠載せております。今、この枠について1枠4万5,000円ということで、広報に募集載せている分を資料として2ページに入れさせていただいているんですが、こういった封筒に広告を掲載している、町発送の分なんですけれども。そして、泉南市もこういった封筒、熊取町もこんな封筒あると思うんですが、その封筒の裏側にこのように広告を載せております。広告という感じで。

こういったスペースを利用して広告を載せて、これも収入源としている、そういったことも一つの広告収入になるかと思うんですが、その辺のところご検討をしてみたらどうかと思うんですが、どうでしょうか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）議員ご提案の、いわゆる町発送用封筒、こちらへの広告掲載でございますが、町で使用する封筒への有料広告につきましては第1次、第2次行財政構造改革プランにおきましても、改革項目の一つとして取り組みを進めてきたところでございます。

しかしながら、現状は、ご指摘のとおり町発送封筒への広告掲載の実施には至ってございませんが、ご提案の新たな自主財源の確保といった視点、こちらは行財政改革の観点からも非常に重要であると認識してございます。

つきましては、折しも現在、次期行財政改革プランを策定中でございますので、ご提案の町発送用封筒につきましては、同改革プランの一環として関係部局と調整を図りながら検討してまいりたいというふうに考えておりますのでご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

す。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 新行財政改革プランの提案を、今回、いっぱいさせていただいております。本当にわずかな額かもしれませんが、こういった努力が、町民には訴えるものがあるかと思えます。また、この企業のPRというところで、企業の活性化になるかと思えますので、よろしく取り組みのほう、また、プランの中にのせて取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

町発送のこういう封筒はたくさんあるかと思うんです。健康福祉部のほうも特定健診の案内を出していますよね、その封筒の裏にいろいろ載せていますが、こういった広告も載せられるかと思えますので、また検討していただきたいと思えます。お願いします。

では、終わります、2項目めへいきます。

2項目めは、転入・定住促進についてです。

3月議会の会派代表質問では、まちの活性化について質問をさせていただきました。その中で平成28年度末の転入・転出数についてお伺いいたしましたが、まだわからないとのことでしたが、もう転入・転出状況はわかりますか。お願いします。

議長（坂上巳生男君） 明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君） それでは、転入・定住促進につきましての1点目、平成28年度末転入・転出状況につきまして答弁申し上げます。

まず、ご報告の数値でございますが、実は総務省統計局のほうで1月1日現在の状況、全国状況というのを取りまとめた公式データというのがございまして、ご質問は年度末データというふうになっておりますが、暦年データということで読みかえて答弁させていただきますので、ご容赦のほどよろしくお願い申し上げます。

まず、ご質問の平成28年でございますが、転入者が1,114人、転出者は1,148人でございまして、34人の転出超過となっております。これは、近隣5市3町では、警察学校という特殊要因のある田尻町に次いで8団体中2番目により数値となっております。

参考としまして、前年の平成27年度を申し上げますと、27年度は転入者が1,244人、転出者は1,377人でございまして、133人の転出超過となっております。近隣5市3町では8団体中3番目というところでございました。

比較いたしますと、平成28年度は転出超過が99名改善されたという、そういった状況になってございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 転出超過であります、府内の中ではまだ少ないほうだということですね。わかりました。

なかなかその転出者はどこへ行かれているのかなというふうに思うわけなんです、そういった数字の中で、田尻町はいろいろな条件があつて、もう、何かすごく人口が8,000人だったのが9,000人になったというふうなことを聞いているんですが、熊取町におきましてもそういった転出超過にはなっているけれども、数的には府内では少ないほうだということではございますが、まだまだ転入超過になるように踏ん張っていかないといけないと思うんですけれども。

その中で、これ、わかりますかね、創生戦略の中でKPIになっていた転入者数の中の分析なんですけれども、25歳から39歳までの、今、転入が1,114人と言っていましたけれども、その中で25歳から39歳までの転入者数というのはわかりますか。

議長（坂上巳生男君） 明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君） ご質問の数字ですけれども、25歳から39歳までのいわゆる生産年齢人口、その中でもさらに我々がターゲットとしている年齢層でございます。

が、こちらが、残念ながらマイナスの268名の転出超過ということになってございます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 転出、268人転出していったというところで、転出超過ですね。何人転入してきたかはわかりますか。

議長（坂上巳生男君） 明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君） ちょっと電卓たたかさせていただきますのでお待ちください。転入ですね。転入のほうのこの年齢数は2,605人でございます。一方、転入のほうがこの年齢構成で2,605人、転出のほうが2,873人の、要は転出ということで、それを差し引きいたしましてマイナスの268名の転出超過というところでございます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 転入者数は1,114人と申してましたよね。

議長（坂上巳生男君） 明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君） すみません。失礼いたしました。ただいま申し上げました数値でございますが、平成24年度から28年度までの累計数値をちょっと申し上げてしまいました。ちょっとお待ちいただいてよろしいですか、確認いたします。

議長（坂上巳生男君） 明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君） お待たせいたしました。平成28年度の25歳から39歳までの転入者数合計は418名でございます。転出者数が481名ということになりますので、63名の転出超過というところでございます。

改めて訂正させていただきます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。今、かなり418人転入で481人転出というところの数だったんですが、地方創生戦略の中のK P Iの目標が、平成31年に転入者数を612人にするというのが目標です。そして、26年のときは586人だったと、そして27年のときは568人だったというふうに、その創生戦略の中のデータ、K P Iのデータをいただいているんですが、今、それで、28年は418人と、かなりこの年代の転入者が減っているというところ、その辺のところ、どう考えますか。

議長（坂上巳生男君） 明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君） 本町の、いわゆるこの人口の特徴というところになるんですけども、ちょっと人口分析、総じて答弁させていただきますと、総人口の推移全体で申し上げますと、平成27年度が4万4,063人、そして平成28年度が4万3,948人ということでマイナス115人ということで、これは平成25年から4年連続の減少ということになってございます。これにつきましては、熊取町のみならず全国の自治体も、むしろ熊取町のほうがやや遅目という、それでいてなおかつ微減と、全体の割合からいえば微減という状況になっております。

その中でも、とりわけ若年世代に当たります20から39、20も含めた20から39というのは、実は社会増減のほうがこの24年から28年間の合計でいきますと、マイナス780名というふうになってございます。そのうち、その中でも実は20から24というのがこのマイナス780のうち実は512名ということで、20から24が極端にマイナスになっているという状況になってございます。

この世代というのは、もうご存じのとおり、ちょうど学校の卒業、また就職期に当たりまして、イメージとしては熊取町で育った子どもが流出していると分析しているところでございます。この流れは、一定、熊取町は働く場所が直接ないということで、大阪市内であったりとか大都会のほうに行かれているといった、そういったところではないかというふうに分析しておるんですが、大事なことなんですけれども、我々、一番大事にしていきたいと思っているところは、この出ていった子どもたち、この出ていった子どもたちがいつか帰ってきたいというふうに思えるまちづくり、これが一番大切かなというところで、次期総合計画の中にもこの帰ってきたいというような、そういったところも一つのテーマにしているというところでございます。

人口動態の特徴、20から39がマイナス、24から28の合計が先ほど申しましたとおりマイナス780に対して逆に、ゼロから19歳までのいわゆる子育て期は、こちら実はプラス590名と、ゼロから19はプラス590名となっております。

このことから、熊取町の子育て支援、また充実した教育環境、こちらのほうが支持されているのではというふうに考えているところですが、ゼロから19までプラス590のものが、実際働き出す20から39がマイナスになっているという、このあたりを、これはまた熊取町の特徴といいますか、ということも含めて対策のほうを考えていかないとというふうに考えております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） まあまあ、データ分析していただいてご報告いただいたんですが、要するに生産人口25歳から39歳という、そういった年代をいかにふやしていくかというところが、この転入促進策、地方創生の目的になっているかと思うんです。

0歳から19歳時期、この年齢はふえているというところで、子育て支援が、そこに力が入っている分で子どもの人数がふえているということはいずれのことなんです、その子どもたちがまた出ていったら意味がないので、まずは、その25歳から39歳の転入者層をふやそうというのが一番の目的かと思うんです。

その目的の中で、転入促進策を訴えている中で、今回、次の項になってくるんですが、この地方創生、加速化交付金を使ってそういう人たち、転入をふやすために1,090万円を使って熊取創生プラットフォーム事業というものが実施されて、若年者、若者向けのこんな情報誌「熊取ものがたり」をつくったわけなんです。動画もつくったわけ。学生にご協力いただいて、このすばらしい雑誌ができて、そして学生の感想も3月議会終了後に聞かせていただきました。

本当に私たちも感動させていただいたわけなんです、すばらしい作品、また、動画を使って、この雑誌を使ってPR活動をし、転入を促進しようという、そういった目的があるかと思うんですが、そういった状況につきまして、今そのプロモーション活動についての状況を教えていただけますか。

議長（坂上巳生男君） 明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君） それでは、続きまして2点目のPR誌「熊取ものがたり」のプロモーション状況につきましてご答弁申し上げます。

まず、町内大学また、各公共施設、こちらはもちろんのことなんです、堺市以南の9市4町の自治体の窓口、こちらへも、これは観光系のラックになるんですけども、そちらに配架させていただきまして、また、それに加えて町内外のカフェまたレストランなど若年層の集客が高いさまざまな店舗のほか、住宅展示場やお子様連れのお出かけスポットなど、また住居を構えることを意識する年代が集まる施設などを中心に、順次配架しているところでございます。

また、先週の日曜日になりますが、6月4日にはABCハウジング日根野住宅公園でのイベントに参加いたしまして、この当該情報誌と総括的な転入促進パンフレットであります「ほほえみ子育て熊取町！」のこのパンフレットを活用したプロモーション活動を行ってきたところでございます。また、今週日曜日11日も第2弾として参加する予定でございます。

現在、作成いたしましたこの1万5,000冊、このうち、およそ2カ月間ですが、既に約9,000冊を配架、配布いたしまして、当初の予定を上回るペースで営業活動に努めているところでございます。

さらに、当該情報誌の電子ブック版というのをつくりまして、こちらを町ホームページに掲載するほか、また、転入促進に取り組む上で重要な団体と想定しております大阪府宅地建物取引業協会泉州支部のホームページにも、当該電子ブック版の掲載にご協力いただいております。また、動画のほう、PR動画なんですけれども、全国移住ナビまたユーチューブのほうに掲載しているPR動画、こちらとあわせて幅広く今後につきましてもその周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） ありがとうございます。1万5,000冊のうち9,000冊あらゆるところに配架していた  
だき、また、いろんなイベントにも参加してその分をPRしていただいているということですが、  
その反響ですか、それはどうですか、また問い合わせ等、ございますか。

議長（坂上巳生男君） 明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君） 反響、情報誌、動画、いずれもごらんいた  
だいた方に直接感想を聞きますと、非常によくできたものやということで、先日も、もともとちょ  
っとその業界でおられた方とちょっとお話しする機会があったんですが、非常にそのプロの目から  
見てもこの情報誌のほう、よくできているという、そういったお褒めの言葉もいただいたところで  
ございます。

反響のほうなんですけれども、不動産業者を回っていますと、やはりこの情報誌のほうが非常に  
売れ行きがいいということで追加の発注というんでしょうか、追加で送ってくださいといった、そ  
ういった、大体50部程度ずつ不動産業者には配っているんですけれども、追加の要望なんかもあつ  
たりして、今のところ順調にPRできているのかなというふうに感じているところでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。それについて、それを見て問い合わせとかはまだ別にないわけす  
ね、見た方から熊取町に対して。その辺は不動産屋に問い合わせがあるというところですか、そ  
ういった声とかは。

議長（坂上巳生男君） 明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君） すみません。ちょっと私どものほうに直接  
よくできたよとかいう、いいねというような、そういった直接のご連絡等々はいただいたことはご  
ざいませませんが、ただ、ごらんいただいた方につきましては、どうでしたかということでお伺いしま  
すと、非常によかったよということでいただいております。

それと、すみません、ちょっと一点、先ほど私、売れ行き好調と言いましたけれども、これは無  
料でございますので、すみません、ちょっと表現上のあれということで、すみません、訂正させて  
いただきます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。じゃ、そういったプロモーション活動を推進しながら、やっぱり若  
い人たちにこれを見ていただいて、熊取町はいいな、いいまちやなということをお印象づけながら、  
実際に熊取町に転入してもらおうと思ったときには、何かやっぱり施策が必要かと思うんです。ず  
っと住み続けたらメリットを感じてもらえるわけなんですけど、3月議会でも質問させていただきました  
が、これを推進しながらただ単に熊取のまちをPRするだけではなくて、何か新しい転入策と  
いうものを検討していないですか。

議長（坂上巳生男君） 明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君） それでは、続いて3点目のご質問というこ  
とで、3点目の、今後、プロモーション活動を推進しながら、若者の転入をどのように促進してい  
くのかにつきまして答弁申し上げます。

まず、プロモーションとしましては、子育て支援としまして、妊娠・出産期から子育て期にわた  
る切れ目のない支援を実施し、その後に続く義務教育期では、充実した教育と安心して学んでい  
ただける教育環境を提供し、子育てしやすい、教育のまち、熊取としての熊取ブランドを構築してい  
るところでございます。

また一方で、転入促進効果とともに、本町のブランド力や魅力にまずは注目していただく取り組  
みとしまして、平成25年度からの3年間の期間限定で、新築住宅の固定資産税課税免除を初めとし

た7つの施策による転入促進、こちらを行ってきたところでございます。

その効果としましては、ご承知のとおり、一定の転入実績はもとより大阪府を初めとした他団体からの問い合わせや新聞等のマスメディアに取り上げられるなど、本町への一定のインパクト効果、こちらもございました。

ご質問の今後の取り組みでございますが、こちら、午前中からの答弁の繰り返しで申しわけございませんが、非常に厳しい状況が予測されております。財政状況も、こちらも鑑みまして、まずは補助金や物といったこの短期的な取り組みではなく、先ほど申しあげましたこれまで着実に積み上げてまいりました充実した子育て、教育施策を、先ほどの情報誌や動画「ほほえみ子育て」のパンフレットなどにより、若年世代にしっかりと訴求するとともに、また、転入促進を図る上で重要な位置づけと想定しております不動産業者や住宅メーカーにもご協力いただきながら効果的なPRに努め、若年世代に選ばれ、選ばれ続けるように取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） そしたら、今回、28年度は418人しか、若い25歳から39歳の転入者はなかったというわけです。今、こういった情報誌を手がけてPRしていただいているわけです。来年度のその効果というものは、やっぱり数字で見えていただくのが一番かと思うんです。

来年の転入者が現在と変わらず、転入者がこれ以上に下がった場合、少なくなった場合、やっぱり幾ら財政が、将来的に見たときに、やっぱりこういった年代の方たちが減っていくということは将来財政を見たときにも不安です。ですので、いかにふやしていくかというところで、今、やっぱりある程度財源を使ってでも転入してもらえる施策を考えていかないといけないと判断するのは、どんなときに判断されますか。

議長（坂上巳生男君） 明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君） 議員、今、ご質問というか、ご要望いただきました、ご意見いただきました。熊取町は、やはり住民税、固定資産税というのが大きな財源の柱でございます。その柱を支える、まずは人口、これが減っていくということ、これに、まずは歯どめをかけないといけないというところで、平成23年度から転入促進、大阪府内ではいち早く転入促進策に取り組んできて、24年3月に転入促進プランと基本方針というのを策定し、取り組んでまいったところでございます。

そういったことで、マイナス、転出超過は出ておりますが、大阪府内でも何とか上位のほうにはいてはおるんですが、ただ、絶対数の人口、こちらのほうが国全体で下がってきているという状況でございます。その中で、その下がっていく水準よりもまずはその上を目指すというところ、まずここを大事にしていきたいなというふうに思っております。

先ほど、25年から3年間実施してまいりました、いわゆる転入促進策、新築の固定資産税課税免除に代表されるものなんですけれども、あれらの施策につきましては、やはり一定我々としてはキャンペーン的に、熊取町をまずは全国に名前を響き渡すんやというような意気込みで取り組んできた施策でございまして、今度またあれをいつ再開させるんや、また新たな三世代同居・近居といったような、そういったものに取り組んでいくんやという、一定の判断になってくるのは、やはり著しく転出超過が出てきたときかなというふうに思っております。大阪熊取町はそこまでまだ極端なマイナスが出ておりませんので、その中でしっかりとやっていきたいなというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 著しく転出超過ということですが、ちょっとこれは田尻町のように財政豊かなところを比べても大変かと、同じように問題にできないかと思うんですけれども、3月は泉佐野市のそういった転入促進策を紹介させていただきました。今月は、ちょっと田尻町なんですけど、田尻町は町民税10%減税を3年間実施すると。こんなまねはできないかと思うんですけれども、そしてまた、

町内で住宅取得者には10万円分の田尻旅行商品券を贈呈する転入・定住促進助成のほうを創設しているそうです。そしてまた、三世同居・近居助成事業として最大30万円を助成する事業をこの31年9月まで実施するそうです。

そういった田尻町のようなまねはできないかと思うんですが、やっぱり近隣を意識しないと、結局、やっぱり田尻町のほうに、泉佐野市や田尻町にこういった若い方たちが転出していかれては困るかなというふうに思っております。

今回、資料につけさせていただいているんですが、そういった中で、3ページに大阪府のほうも新婚世帯に対しての住居支援、新生活スタートアップに係るコストということで、新居住居費を、引っ越し費用を支援する市町村につきまして、大阪府も国庫補助しますよ、24万円ですか、支援額の上限額ですが、そういった補助をしますよと、国庫補助率が4分の3ですよという、そういった取り組みを大阪府がやっております。支援する市町村には府も支援しますよというところの補助事業なんですけど、こういったものを利用したらどうかと思うんですが、その辺はどうですか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）ご提案いただいております新婚世帯補助、こちらにつきましては、大阪府のページに出ておりますが、実は国の内閣府からの補助としまして、内容のほうも、経済的理由で結婚に踏み出せない低所得者を対象に経済的支援を開始、拡充した自治体に対して、28年11月からスタートしたという補助事業になるんですけども、世帯所得、夫婦ともの所得が300万円未満の新規に購入した世帯に対して、引っ越し代また住居を最大24万円補助するというもので、国費4分の3の18万円、町単費が4分の1の6万円というところで、こちら、導入団体なんですけれども、府内42のうち和泉市と泉佐野市と岬町と枚方市と寝屋川市と藤井寺市の6団体が、今現在、導入されているというふうに伺っております。

ただ、こちら、本町の事情で言いますと、本町の、ご存じのとおり住宅事情というのは、近隣と比べまして新婚向けの賃貸住宅が少ないということ、また、戸建てが多いという背景、この国の事業は夫婦で、また300万円未満という低所得者、これを支援していこうというそういった事業でございますので、これは自治体としては余り適切な表現ではないんですけども、それなりの扶助費も想定されるという、そういったことから府のほうにも確認いたしますと、現在6団体、全国でも198というまだ低い数字になっているのかなというふうに伺っております。

そういったところで、先ほど申し上げましたとおり、一定、議員からこういったご要望をいただいておりますので、当然、これらの施策につきましても4分の3いただけるというものの4分の1持ち出しというところもございますので、そういったところも今後の財政状況もしっかりと見きわめながら、一つの施策としてまた検討してまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）いろいろな国の補助事業等、いろいろと手を挙げながら、若い方たちは本当に生活が大変なので、こういった施策があるならばやっぱり熊取町に転入も考えてこられるかと思うんです。本当に、そういったことも踏まえながら、25歳から39歳までの若い方の転入策を、本当に激減したときではなくって、やっぱり今からでもしっかりと考えていただきたいなというふうに思います。

ちょっと時間があれなんで、次いきます。

次に、4点目へいきます。

若い世代のふるさとへの愛着や定住促進につながる施策として、平成27年からオリジナル婚姻届けを作成していただいております。複写式で記念に残せるようになっております。寝屋川市でもこの6月から本町のオリジナル婚姻届けと同じような複写式にしたということで、一般紙のほうで紹介されておりました。

次は、さらなる定住促進として、オリジナル出生届や出生記念証を作成している市町村もありま

す。子育て支援のまち熊取町として、オリジナルの出生記念証を作成してさらなる定住促進につなげてはどうかとは思いますが、いかがお考えでしょうか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君） それでは、最後に4点目のオリジナル出生記念証につきまして答弁申し上げます。

こちら、先ほどの3点目でも答弁申し上げました本町の子育て支援につきましては、昨年、新たに立ち上げました子育て世代包括支援センター、すくすくステーションにおける妊娠期や産後の不安軽減につながる妊産婦に対する総合的な相談支援や、これまで議員からご提案いただき施策実現してまいりました産後2週間サポート事業や不妊・不育治療費助成事業を含め、妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施し、その後に続く充実した子育てとセットで熊取ブランドとして「ほほえみ子育て熊取町」のキャッチフレーズのもと、積極的にプロモーション活動を展開し、現在、転入・定住促進に取り組んでいるところでございます。

議員ご提案のオリジナル出生記念証でございますが、今後、新たな子育て支援策の検討、また、既存事業の充実を進めていく中で、優先度の高い、そういった施策とのバランスなどにつきまして、健康福祉部と調整しながら、また、転入促進担当といたしましては熊取ブランドの視点でしっかりと研究してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）先般、国のほうも合計特殊出生率が低くなったというふうな報告が厚労省のほうからも出ていましたが、その中でも、熊取町におきましても府平均より出生率が低かったと思うんですが、28年度もそうですか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君） すみません、出生率の、ちょっとデータを持ち合わせていないんですが、直近のデータでは、国、府より低いという数値になっているのは確かでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） そういった中で、本当に出産、出生したことを町を挙げてお祝いする、記念に残るものを贈呈しながらお祝いする、そういった機運というものが定住促進につながるかなというふうに思っております。

今回資料の中に、これは出生届なんですけど、つけさせてもらっているんですけど、現物はこういったものなんですけど、この出生届というのは、これはオリジナルで松山市がつくっているんですけど、これは本町におきましては、なかなか病院等でこういった書類を作成しているというところで、こういったものはちょっと難しいというふうに、そういうふうに説明していただいているんですけど、記念証、出生記念証というものを泉南市もこのように出生記念証というものをつくっております。それを出産された方に、出生届出されたときに、こういった町を挙げて出生をお祝いしますよということで贈呈している、後ろにつけておりますもう一つは、藤井寺市なんですけれども、藤井寺市もこういったカラーではこんなものになっております。ここに写真を入れられるように、挟めるようになっております、写真を挟んで赤ちゃんの写真を挟んで記念に置いておくことができる、赤ちゃんのお名前とか書いて、メッセージとか書いて記念に置いておくことができる、そういったものを贈呈して定住促進につなげているというところがあります。

今まで熊取町は出産記念品というものを贈呈してまいりました。それがこの28年度で終了したんですよ。そのかわりになるものとして、こういったものも、これはそんなに費用もかからないかと思えます。こういったもので、定住促進につなげてはいかがかと思うんですが、もう一度ご答弁お願いします。



議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）この取り組みなんですけれども、藤井寺市のほうに確認いたしましたところ、議員おっしゃるとおり、さほど経費はかかってございません。ほかの婚姻届けとかウェディングカードであったりとか、また、今回のこのお誕生カード、これらをセットにしまして、全部で7,000枚ぐらいつくっていらっしゃるんですが、その作成費用で21万6,000円程度というふうに伺ってございます。

内訳としたら、当然スケールメリットの関係等々もありますので、経費は一概にはちょっと幾らか、このお誕生カードで幾らになるかというのは、ちょっと今現時点ではわからないんですけれども、ただ、すみません、一定、お金が安いからするという、そういった考え方ではなくて、まずはしっかりと、これが熊取町の熊取ブランドにつながっていく、ひいては転入・定住促進にもつながっていくと。そういったところの考え方で、まずは検討していきたいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。ゆるキャラ、ジャンプ君やメジナちゃんを入れながら、定住促進につながる策にしていっていただきたい、こちらの思いが、そういう思いでつくれば、思いとして浸透していくかと思っておりますのでお願いしたいと思っております。

時間があれなので、次いきます。

3項目めへいきます。3項目めは、胃がんの早期発見の推進と予防対策についてです。

ピロリ菌と呼ばれているヘリコバクター・ピロリは、胃・十二指腸潰瘍や胃潰瘍や慢性胃炎、胃ポリープや機能性ディスペプシアなど、消化器官に関連する多くの病気の原因となります。中でも、胃がんの原因菌として重要視されており、胃がん罹患者の約98%が感染しています。ピロリ菌に感染した人の全てが胃がんになるわけではありませんが、感染者の8%は75歳までに胃がんになると推定されており、日本ヘリコバクター学会の理事長が述べておられます。つまり胃がんにはピロリ菌感染が深くかかわっていると言えます。

ピロリ菌は主に幼少期に感染し、人の胃の粘膜に好んで住みつき胃炎を引き起こし、慢性的に胃粘膜が炎症していると萎縮性胃炎となり、胃がんを発症させると言われております。胃の粘膜が萎縮すると、血中のペプシノゲンの値が低くなります。そこで、ピロリ菌感染と萎縮性胃炎の進行性を血液検査で調べ、胃がんになりやすいリスクを判定するのが胃がんリスク検査です。胃がんそのものを見つける検査ではありません。

和泉市は、胃がんの早期発見、予防対策の一環として、胃がんリスク検査費用の補助事業を行っています。がん検診としての位置づけではなく、検診へのきっかけづくりや検診を勧奨する一つの方法として取り組んでおられます。死亡率減少の検証が不十分で、がん検診としての位置づけはできないとの国の見解をもとに胃がんリスク検査を実施しないというのではなく、本町も和泉市のように検診へのきっかけづくりとして取り組みを推進してはいかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、ご質問の3点目、胃がんの早期発見の推進と予防対策につきましてご答弁申し上げます。

まず、胃がんリスク検査費用補助事業を検診へのきっかけづくりや勧奨と捉える考え方で取り組みについてでございます。

平成28年度におきまして、府内13市町で胃がんリスク検査を実施しておりますが、いずれも各市町単費事業としての実施でございます。そして、その中でも和泉市におかれましては、府内で唯一当該検査を受けた方に対し補助金を交付する形をとっており、また、渡辺議員ご指摘のとおりがん検診としての位置づけではなく、検診へのきっかけづくりや勧奨する一つの方法として実施しております。

一方、本町につきましては、胃がん検診の受診率が比較的 low、その向上が課題ではありますが、胃がんリスク検査の考え方はこれまでもお示しさせていただいておりますとおり、有効性評価に基づくがん検診ガイドラインにおいて、検査を受けることが胃がんでの死亡率減少につながるかの検証が不十分であるという見解を踏まえ、加えて、ピロリ菌除菌を受けることによる副作用のリスクなども報告されていることから、その導入を見送ってきたところでございます。そして、その考え方は検診事業のみならず、補助金交付事業に対しましても当てはまるものと考えております。

現在におきまして、さきの3月議会での会派代表質問でご答弁申し上げましたとおり、国の指針に基づき、胃内視鏡検査の導入に向け医師会や近隣市町と検討を行っているところであり、その導入が受診率の向上にもつながっていくものと考え、まずは胃内視鏡検査の導入を優先的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） ありがとうございます。この、胃がんリスク検査につきましては、しつこいと言われるぐらい質問していきまして、今回で7回目になります。

これ、今回ちょっと方向を変えて補助事業という形で質問させていただいておりますが、やっぱり3番目に多い胃がん、その胃がんの検診を、幾ら内視鏡で検査をしますよと言っても、検診に行かなければ、幾ら内視鏡で検査できても胃がんが発見できないわけです。そのきっかけづくりとして、リスク、血液検査をするだけなんです。先般、前立腺がんの血液検査をしていただくことを導入していただきました、その同じ血液でその検査ができるという、そういったものであります。ですので、本当にそんなに住民に負担がないというところでございます。

和泉市は、平成26年9月にがん対策推進条例というものをつくっております。ですので、そういった分につきましてはの取り組みとかがやっぱり違うのかなというのを感じております。和泉市の生きがい健康部、健康づくり推進室、健康増進担当の職員とお会いさせていただいてお話を聞いてまいりました。この後ろにつけておりますが、クーポンの資料もつけておりますが、5歳刻み、40歳から60歳の5歳刻みの方、だから5歳刻みですので、これをするのは5年間だけなんです。5年間やったら40歳から60歳の方、対象の方が全ていけるということで5年間だけなんです。そして、このクーポンを受領していただいて胃がんリスク検査を受けていただくというもので、最後のページにあります、この受診票というものがああります。この受診票の中で検査した後、診査結果をお医者さんが書きます、その検査結果に基づいてその要精密検査になったという判定があったときには、この一番下の右枠にあるんですが、いつ内視鏡検査を受けますかとか、また、他院を紹介しますというふうに書かれてある、それを行ったかどうか追跡、ここの担当職員は行っただけではなくてこの受診票が返ってきますので、内視鏡を受けましたか、いつ受けますかということ、再度受診者の方に連絡をとって検診を推進するという、そういうことに取り組んでおられます。

ちょっと時間ないので次……

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員の一般質問の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

8番（渡辺豊子君） というところのものであるというところを、わかっただき、もう一度検討していただきたいと思っております。

ちょっと時間がないので次いきます。

2つ目、ピロリ菌の感染者に影響する因子として、特に上下水道などの衛生環境が上げられています。かつて、上下水道が整備されていなかった時代に不衛生な水を摂取することで感染が広がっていたと考えられています。ピロリ菌は唾液や吐瀉物からも感染します。したがって、現在の若い世代の人たちは、感染している父母や祖父母などを介して感染しているのではないかと考えられています。ただし、感染するのは免疫力の低い12歳ごろまでだそうです。そこで中学生を対象に胃がんの主な原因となるピロリ菌がないかを検査し、胃がんのリスクを早期に取り除く事業が全国各

地の自治体で始まっています。若いうちに除菌すれば生涯にわたってリスクが低くなる上、その子どもへの感染防止にもつながります。

高槻市は、平成26年度から中学2年生を対象に中学生ピロリ菌対策事業を行っているそうです。がんを早期発見し、早期治療へつなぐためにがん検診の受診環境の整備だけでなく、ピロリ菌対策事業のような発症予防にも力を入れているとのこと。

胃がんの予防対策として、中学生ピロリ菌対策事業を本町も実施してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）続きまして、中学生ピロリ菌対策事業の実施につきましてご答弁申し上げます。

まず、当該事業でございますが、一般的にピロリ菌は幼児期までに感染しているケースが多いため、中学生を対象に学校検診での尿や便検査を活用し、ピロリ菌の検査を行い、陽性者への二次検診を経た後、除菌治療を行うものでございます。

全国的に見て、胃がんでの死亡率が高い地域が、予防という観点を持って大学病院などの専門医の協力体制を整えた上で、実施している自治体がございます。府内では、高槻市が当該事業を導入しておりますが、実施につきましては専門医療機関によるフォロー体制の確立が必要不可欠であると聞いております。

また、当該事業は、胃がんリスク検査と同様、有効性評価に基づく胃がん検診ガイドラインで示されているとおり、公共が行う検診の目的である死亡率減少の検証が不十分であることに加え、除菌薬を飲むことによる発熱や下痢、味覚異常、アレルギー反応などの副作用も報告されており、ピロリ菌に感染してもほとんどが無症状である中学生に対し、積極的な除菌による副作用のリスクについての十分な認識と検証も必要と考えております。

以上のことを踏まえまして、現段階におきまして当該事業の実施は考えていないところでございますが、今後におきまして、乳幼児健診やがん検診などを実施する際、子育て世代からリスクの高い世代まで幅広い年齢層を対象に、胃がんとピロリ菌感染との関係などについて啓発することにより、胃がんの予防対策に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）ご答弁ありがとうございます。今、中学生を対象にした検査で副作用ということですが、今のところ副作用が出ておりません。それと、今回こういった、高槻市が取り組んでおりますが、生涯にわたって胃がんのリスクを抑えることができるという事業かと思っております。そして、その検査によってご両親、ご家族の方への胃がん検診への勧奨になるかと思っております。そういった意味で大きなメリットがあるかと思っておりますので、今後検討をよろしく願いいたします。

以上、時間となりました。ありがとうございました。

---

議長（坂上巳生男君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日はこれにて延会いたします。

---

（「17時03分」延会）

---

6 月熊取町議会定例会（第 2 号）

## 平成29年6月定例会会議録（第2号）

月 日 平成29年6月8日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 阪口 均	5番 坂上 昌史	6番 鱧谷 陽子
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 矢野 正憲	11番 佐古 員規	12番 河合 弘樹
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	貝口 良夫
企 画 部 理 事 兼 シティプロモーション推進課長	明松 大介	企 画 部 理 事 兼 兼 財 政 課 長	東野 秀毅
企 画 部 理 事	北川 裕一	総 務 部 長	南 和仁
総 務 部 理 事	林 利秀	総 務 部 理 事	塩谷 義和
総 務 部 理 事 兼 兼 契 約 検 査 課 長	阪上 章	住 民 部 長	藤原 伸彦
住 民 部 統 括 理 事	吉田 潔	住 民 部 理 事	田中 耕二
健 康 福 祉 部 長	小山 高宏	健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義
健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆	健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義
都 市 整 備 部 長	泉谷 徹	都 市 整 備 部 理 事	阪上 敦司
都 市 整 備 部 理 事	大西 宏	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷 ゆかり
上 下 水 道 部 長	山戸 寛	上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸
教 育 次 長	阪上 清隆	教 育 委 員 会 事 務 局 統 括 理 事	吉田 茂昭
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	亀坂 典夫		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	北川 雄彦	書 記	藤原 孝二
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

### 一 般 質 問

議案第30号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第31号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第32号	農業委員会委員の任命同意について
議案第33号	農業委員会委員の任命同意について
議案第34号	農業委員会委員の任命同意について
議案第35号	農業委員会委員の任命同意について
議案第36号	農業委員会委員の任命同意について
議案第37号	農業委員会委員の任命同意について
議案第38号	農業委員会委員の任命同意について
議案第39号	農業委員会委員の任命同意について
議案第40号	農業委員会委員の任命同意について
議案第41号	農業委員会委員の任命同意について

- 議案第42号 農業委員会委員の任命同意について  
議案第43号 農業委員会委員の任命同意について  
議案第44号 農業委員会委員の任命同意について  
議案第45号 農業委員会委員の任命同意について  
議案第46号 農業委員会委員の任命同意について  
議案第47号 農業委員会委員の任命同意について  
議案第48号 退職手当条例の一部を改正する条例  
議案第49号 育児休業条例の一部を改正する条例  
議案第50号 墓苑条例の一部を改正する条例  
議案第51号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
議案第52号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例  
議案第53号 附属機関条例の一部を改正する条例  
議案第54号 町立中学校普通教室等空調設備の購入について  
議案第55号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第1号）  
議案第56号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第57号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）  
請願第1号 精神障がい理解啓発講座開催についての請願

---

議長（坂上巳生男君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年6月熊取町議会定例会第2日目の会議を開きます。

---

（「10時00分」開会）

---

議長（坂上巳生男君）それでは、本日の日程に入ります。

前日に引き続き、日程第3 一般質問を継続いたします。

初めに、文野議員。

1番（文野慎治君）皆さん、おはようございます。本会議2日目のトップバッターで質問させていただきます。今回の質問は、大きな項目で3点挙げております。順次、通告に従いましてご質問していきたいというふうに思います。

1点目は、ごみ処理施設の広域化等の検討についてという題をつけさせていただいております。6月定例会前の5月23日に、議員全員協議会におきましてごみ処理施設の広域化等の検討についてということでのご報告、あるいは現状のこういう状態になっていますということをお聞かせいただきました。それに伴いましての今回は質問でございます。

1点目は、現在の熊取町の施設の現況と熊取町の認識についてご答弁をお願いしたいと思います。  
議長（坂上巳生男君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）文野議員のご質問のごみ処理施設の広域化等の検討についてご答弁いたします。

まず、1点目の施設の現況と熊取町の認識についてでございますが、環境センターは、平成4年4月から稼働して以来25年が経過することで特に建築設備の老朽化が顕著であり、施設内用配水管や工場棟建屋の壁面、屋根の劣化などが挙げられます。また、近年、灰固化物や不燃物の最終処分場である大阪湾広域臨海環境整備センター（通称フェニックス）の受け入れ基準が強化されたことで成分分析の頻度をふやすことを求められていることや、大阪府の指導の厳格化により、焼却調整の面でシビアなコントロールが求められる等、焼却炉本体設備の燃焼制御にかかわる部分の仕様の

古さから対応が徐々に難しくなっている面があります。

これ以外にも、環境センターへの一般家庭持ち込み件数が増加したことで受け付けを待っていた場合があり、平成28年度で約1万8,000件、これは平成4年度の約900件に比べ20倍の伸びとなっており、現在の計量器1台で受け入れ可能な当初想定していた量を超えるものとなっている状況です。このため、搬入車両の安全確保や待ち時間短縮を行うため、対面通行がしやすくするため溝ぶたの設置や、職員による交通整理の実施など、費用のかからない方法で工夫を続けているところでございます。

これらを踏まえ、環境センターでは、長期維持補修計画に基づく計画的な修繕を実施することで平成43年まで施設を稼働させることに全力を尽くしていますが、老朽化対策や環境基準を満たすための性能を維持、向上させることは今後困難であり、単独による新施設の建設か広域化による処理を行うか判断する重要な時期であると認識しております。

議長（坂上巳生男君） 文野議員。

1番（文野慎治君）ありがとうございます。大変、平成4年4月から稼働してもう25年経過し、そして、私はごみ袋の有料化のときにこういう議会の中でもご質問させていただいた記憶があるんですけども、とにかく大事に手入れをしながら長寿命化を図っていくんです。そのためのごみ総量を減らすための有料化でもあるんですよという側面をお答えいただいて、非常に賛否というか、そのことについての我々議員としての姿勢の判断基準にもなったというようなことも記憶をしています。

大変老朽化、これはもういたし方ないんですが、今お話のあった、平成4年につくったときは最新型であったと思うんですけども、その間の技術の更新であったり、後からできる施設は立派なものであったり、そして特に環境問題というような形もあって、今、ご答弁の中でフェニックスの受け入れ基準が強化されているんだと。フェニックスというのは大阪湾広域臨海環境整備センターのことやというふうに思うんですが、具体的にどのような基準が、今若干触れられましたけれども、強化をされているのか、そういった点もちょっと教えていただけますか。

議長（坂上巳生男君） 吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）強化になってきている点につきましては、ばいじん、灰固化物の溶出試験というのがございまして、これが今まで年2回であったものが年4回にふえてきているというところ、それから、やはりダイオキシン類に関する規制というものが厳しくなっておりまして、本町といたしましては、重金属安定剤で化学的に固定化させて、その基準に合うように処理をしているというところでございます。

フェニックスにつきましては、第1工事、それから第2工事、続いて今は堺港沖のところでやっているんですけども、フェニックス自体は年々埋め立てる場所がなくなってきております。また、国といたしましては、今後想定される大規模災害の起こったときにまたフェニックスへの処分がふえるであろうということから、我々の排出事業所に対しましてはできるだけ持ち込みを減少化させるために、年々ダイオキシンの数値であるとかそういった基準を高めてきてフェニックスへの持ち込みを減らしていきたいと、そういう考えのもとに進んでいるという状況でございます。

議長（坂上巳生男君） 文野議員。

1番（文野慎治君）ありがとうございます。

先ほど、現在の件数がふえている一つの内容として、一般家庭持ち込み件数が増加していて平成4年の20倍の伸びやということがあったんですが、先ほどちょっと述べさせていただいたように、ごみの総量を減らそうという形で一つ、ごみ袋の有料化というときの判断があったと思うんですが、ごみ総量としての変化というのはどんなんでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）ごみの総量といたしましては、可燃ごみにつきましては横ばい、若干減少傾向というところでございまして、平成20年度であれば1人1日当たりの家庭可燃ごみ排出量は

521グラム、これが平成28年度では420グラムというふうになっております。これは平成20年度から有料化した関係で下がってきていますけれども、それ以降は緩やかな横ばい、ちょっと減っているというような状況でございます。

それから、特徴といたしましては、やはり粗大ごみ、これが若干ふえてきているというような状況でございます。

議長（坂上巳生男君） 文野議員。

1番（文野慎治君）わかりました。いずれにしても老朽化していて、当然、職員の方も踏まえて、議員で以前見せていただいたこともあるんですが、非常にご苦労されているなど。いろいろ職員の方、また現場で住民の方と対応して、ごみを排出するのを手伝っていただいたりとか、そういった本当に熊取町の施設として非常にコンパクトで、ちょっと行く不便のことはあるんですけども、そういった状況の中で職員の方が本当に日常苦労していただいているなというふうに思います。

議員全員協議会のときの資料でも、平成12年から13年にかけての排ガス高度処理施設整備工事というような関係で夜間運転をするようになって、これは燃焼温度の均一化を図らないと環境基準を維持することができないというような形も書いていただいている、現場でもそんな説明も受けました。ですから、それこそ昼夜を問わず、機械物ですから1回火を落とすとまた次、スイッチを入れたときに温度が一定になるまで、そういうことも踏まえて夜間運転をして、それにまた従事していただいている方もおるといことで、熊取町の表の予算を使ってこういう整備ができましたというようなことをやっておられる職員に比べると、本当に裏方で昼夜、また受け入れ時間以前にもやはりそういう維持、ちょっとでも43年まで延ばそうというような努力をされているんやなということでした。

機械はどんどん古くなって、そのとき私、帰り際に思ったのは、本当に今、新幹線の時代と言いますけれども、SLを釜をたいて走っている、その維持管理をただ単にとめておくだけで長年たつのと違って、動態として、まさに環境センターやから火を落とすわけにはいきませんから、そういう形で本当にプロの皆さんが老体にむち打って稼働している設備をみんなの協力のもとでやっただけでいるんやなというふうな感想を持ちました。

今回こういう形を出していただくに当たってもそのことを思いつつ、そして環境であるとか、あるいは住民のニーズであるとかサービスであるとか、そういったことが大変担保できた上で次の段階へ行けるのか、あるいは後の質問になりますけれども、今回、泉佐野市、田尻町のそういう組合のところとの協議ということになる場合、やはり熊取町としたら単独で43年までだましましの中で、しかし計画としてはもう本当に単独でやる場合やったら踏み切らないかとか、そういうような時期にも来ている。条件としては単独でやったらどうかとか泉佐野市、田尻町、またもっとほかの枠組みはないのかとか、そういったことも判断せないかなというふうに思うんですけども、例えば単独で整備をするような場合のこういう施設に対する国の交付金であるとか、そういうふうな措置というのはどうなっているのでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君） こういう施設の交付金というのは、人口が5万人以上であるとかそういう大きな施設というのが条件になってきておまして、本町の場合はそれに当てはまらないという形になってきます。ただ、それにつきましては交付税の措置が受けられるということでございます。これが総事業費の30%が受けられまして、最終的にどうなるのかといいますがと総事業費の77.5%、これで済むような形で措置されるというものでございます。

議長（坂上巳生男君） 文野議員。

1番（文野慎治君）人口5万人が一つのあれやということになると、これはもう全く届かないし、近隣でいえば岬町だとか忠岡町とか、そんなところも含めて同じ状況なんですよ。近隣のそういったところが今、ごみという施設をどうするかというような形の情報というのはどうなっているのでしょうか。つかんでいることを簡潔に、そういう計画を持ってやっているんだとか広域



でやろうとしているのやとか、そんな形はありますか。

議長（坂上巳生男君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）ほかのところではどういう計画になっているかというのは、正直なところ、申しわけございません、つかんでおりません。

以上です。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1 番（文野慎治君）それと、ごみの有料化のときに要望として言ったんですけど、ほんまに綱渡りで、この話がきょうなかっても43年まで綱渡りで、もう本当に機械の機嫌をとりながら皆さん一生懸命やってくれているわけやけれど、機械物やからもしもというときもあるんですよね。そんなときに、それはもうどこの近隣の市も皆こういう施設はかけていますから、しかし毎日、市民の方、町民の方のところからごみは出てくるわけで、そういったときの対応というのを考えておいてくださいというようなことをずっと以前、要望したことがあるんですが、現状はどんなのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）その辺の故障とかで処理できないというようなときには、具体的には泉州内で、平成25年3月ですけれども、相互協力するというような文書を交わしております。それ以外にも以前から、こういう施設が故障するということは十分考えられることでございまして、現実問題といたしまして以前、岬町の焼却施設が故障のため運転できないということがございまして、その際には本町が受け入れたということがあります。ですから、このようにお互い、受け入れる側といたしましては余力があるという条件とかが当然必要になってくるわけなんですけれども、可能であればお互い協力し合いましょうというような認識でつながっております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1 番（文野慎治君）ある意味、それは安心させていただきました。

2 点目に移りたいんですが、泉佐野市田尻町清掃施設組合の検討会に、これは議員全員協議会の中で平成26年12月から参画しているという報告があったんですが、この参画以降の調査検討内容というのを教えていただけますか。

議長（坂上巳生男君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）次に、2 点目の泉佐野市田尻町清掃施設組合の検討会に参画以降の調査検討内容についてですが、第1回検討会が平成27年2月に開催されて以降、6回の検討会と、それ以外にも適宜協議を重ねてまいりました。その内容といたしましては新施設建設場所の候補地選定の報告であり、その時点時点での立地アセスメントの進行状況の報告を受けてきたところであり、先日の議員全員協議会でお示した場所が最適候補地として昨年9月に提示されたところでございます。

その後、広域化の是非を検討する際に重要な判断材料となる経費負担と住民サービス面、つまりごみの処理方法、直接搬入方法などの協議を求めておりましたが、組合側といたしましては、新施設建設に向けた基本的な計画書の作成や地元調整など課題が山積しており、経費や運用方法については、より具体的な計画書が策定できる時期にならないと明らかにならず、むしろ現時点では本町の参画有無によって施設規模、環境影響評価に影響するため、本町の態度表明をできるだけ早く求められているところでございます。

以上で2点目の答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1 番（文野慎治君）ありがとうございます。泉佐野市、田尻町と2つの自治体の冠がついている組合なんですけれども、この組合自体はいつから動いているんですか。

議長（坂上巳生男君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）この組合につきましては、ちょっと資料がございません。かなり以前か

らということでもよろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1 番（文野慎治君）地理的なこととか、田尻町とかやったらもう場所等を探すのも大変ですわな。埋め立てるしかないですわな。そういうふうな意味で1市1町は先行してそういう話をやっていたと。熊取町は26年12月から検討会に参画した。今お答えいただいたように、広域化の是非であるとか、候補地は去年の9月にコスモポリス跡地ですか、上ノ郷の上のほうですね。そこになったと。なら、第1回検討会の27年2月以降6回検討会があったけれども、熊取町としてはそこに意見を反映する、まだ足を片一方も突っ込んでへんぐらいの状況やから、お客状態で、こういう形で話は進んでいます。そこに本格的に、今ご答弁あったように、これのやっぱり判断というのは費用負担というのが大きいし、それと住民サービスがどうなんやということが非常に大きなことですよね。だから、そういうふうなことを検討するに当たっては、枠組みが2でやるのか3でやるのか、施設の規模やとか費用分担とかそういったこともかかってくるから、そういう問題意識はありつつ、まだお客状態の中で、そういう入る条件として熊取町の今のごみ処理に対する満足度が維持できるかどうかというところまでは入らんことにはできへんという、ぶっちゃけて言うとそんな感じですか。

議長（坂上巳生男君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）議員おっしゃったとおりでございます、結果的には場所がコスモポリス跡地ということで、本町にとっては一番近い場所に決まったわけでございますけれども、この検討の中で本町から意見を言ったりいたしますともう熊取町が参画しているような格好にもなってきますし、そうなってきますとそれに伴う費用負担というのも当然、まだ広域するかどうか分からない段階で求められるということも危惧いたしましたので、その期間につきましては、議員おっしゃるようなお客様みたいな形で勉強させていただいたというところでございます。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1 番（文野慎治君）費用負担については、議員全員協議会資料によると施設整備費で221億6,000万円、敷地造成費で10億9,000万円、合計約233億円、しかし、それには造成地以外の取り付け道路等の関連施設整備費は含まれていませんし、あるいは規模によってどんな建物になるかということで、もう全く、これは最低にはなるけれども、どれだけなるかもわからへんし意見も今言えない状況なんですよということですよ。加えて言えば、熊取町の態度表明はできるだけ早うしていただきたいと言われていて、このことについてこういう質問の機会も今初めていただいたというような状況で、私にしてもこれは大変な問題やなという認識を持っています。

今年度のできるだけ早い時期ということで、例えば議会では、もうきょう6月議会ですから、9月やとか12月というような形になって、年度なんてあつという間に済むんで、非常にすごいことを判断せなあかんということやと思いますし、町長の最終的な決断になるんかなというふうに思うんです。

3点目のほうにいかせてもらいますけれども、今のやりとりでもうなずいていただいているような点も多々あるんで、決断するための重要事項というのは、これは質問している私とも共通はしていると思うんですが、重要事項をどう考えているかというのと時期を理事者側としてはどう考えておられるのか、まずご答弁お願いします。

議長（坂上巳生男君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）最後に、3点目の決断するための重要事項と時期についてですが、広域化の是非を決断するに当たり、単独整備とのコストの比較など財政面での状況や、住民サービスの低下を招かないかということはもちろんのこと、現在の場所から環境センターがなくなることによる大型車両通行量の減少など、自然公園を含む周辺環境への影響といった単純に金銭的価値に換算しがたい面の検証等といった内容も検討するほか、広域構成団体全体の総合的なメリットも考慮することが重要事項と考えているところでございます。

また、判断の時期につきましては、組合側のスケジュール上、今年度のできる限り早い回答を求

められております。そのため、これからの短い時間でできるだけ判断材料がそろい次第、議員の皆様説明させていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）3点目は、いろいろやりとりということよりもお考えを聞かせていただきました。

先ほど質疑の中で、本当に熊取町の施設を、これは何も環境センターだけではなくて、火葬場も皆さんそれぞれで出先でそういうことをやっておられて、住民サービスの中での縁の下の力持ちの人という職員、かかわっておられる方、業者の方も含めて非常に熊取町の住民のためにやっていたという、これはもうどこの施設であろうがそうやと思います。ですから、その利用を受けておる、税金を払ってやっていたというまず住民の方ファーストというのは当たり前のことなんですけれども、現地の施設を運営しておる所長であるとか町職員の方あるいはそこに従事しておられる仕事としてやっていたという方、聞くとところによると、先ほどちょっと例を挙げましたけれど、夜間運転なんかは本当にそういう形で委託をしてやっていたという、43年までもたすために頑張るんやということでやっていたというわけですね。そういった方の労働条件のことであるとか、本当に現場の考えもぜひ吸い入れていただけたらなというふうに思います。

今もお答えいただいたように、内容やとか交渉経過、そういったことについては逐次議会にも報告をいただきたいと思ひますし、また、それに沿って議会の意見も、こういう場だけではなくて反映する機会もつくっていただけたらなというふうに思ひます。

もう本当に時間がないと思ひます。大きなまず決断をして、その後で出てくる交渉事、これは本当に熊取町全体の、今ちょっと言葉で言わせていただきましたけれども、そういう要素に鑑みて熊取町としてその組合の中へ入って行って、どういう意見反映をしていくんやということにつながってくると思ひますので、大変重たいのを理事者側の方も抱えておられる。しかし、こうやってもう議会に出していただいた限りは、議員もその荷物をしょいながら一緒に解決せなあかんというふうに思ひますので、これはもう最終的な要望ですけれども、そういう形でやっていたらなというものを思ひます。もう答弁は結構です。

議長（坂上巳生男君）中尾副町長。

副町長（中尾清彦君）先ほどご質問があったかと思ひますけれども、泉佐野田尻組合の建設時期なんですけれども、本町は答弁にありましたように平成4年なんですけれども、泉佐野田尻のほうは、第2事業所がごみ処理施設でございまして、昭和61年4月でございまして。

以上です。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）それでは、2点目の熊取駅西整備についてご質問したいと思います。

1つ目は、熊取町担当整備部分の設計内容を今お聞かせいただける状況があればご答弁いただきます。

議長（坂上巳生男君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）それでは、ご質問の2点目、熊取駅西整備についてご答弁申し上げます。

1点目のご質問、本町担当の整備部分の設計内容につきましては、本町町域に新設されます約3,000平方メートルの交通広場とこれに伴う熊取駅東西自由通路の西側昇降設備の整備でございまして、泉佐野市とは住吉川廃川敷の行政界を境として役割を分担してございまして。なお、交通広場や自由通路への昇降設備などの詳細につきましては、今年度において都市計画法に係る事業認可を取得の上実施する詳細設計の中で確定していく予定となっております。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）その詳細設計の時期というのはいつごろになるんですか。

議長（坂上巳生男君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）今年度、先ほど申しました事業認可というのを進めていく中で、その後、補正予算等の中で対応させていただく予定となっておりますので、年度後半というふうな形でご理解いただけたらと思っております。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1 番（文野慎治君）関連するんでちょっと次のほうも言いますが、熊取町整備分と泉佐野市整備分費用予測、それとの実施時期、熊取町と泉佐野市の費用分担の点について、あわせてご答弁いただけますか。

議長（坂上巳生男君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）それでは、2 点目の本町整備分と泉佐野市整備分の費用予測についてでございます。先ほど申し上げましたように、整備内容が確定していない中での超概算額となりますが、現時点で設計費、用地補償費、工事費等を含めた本町の総事業費を約 6 億 7,000 万円程度と見込んでいます。なお、泉佐野市の事業費につきましては、用地費等も確定していないということで、現時点では未定ということでお聞きしてございます。

また、今年度において、本町並びに泉佐野市が大阪府警察本部など関係機関との協議の上それぞれ実施する詳細設計等の完了を受けて、総事業費の見込みを精査する予定とさせていただいております。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1 番（文野慎治君）泉佐野市と熊取町でそういう形でタッグを組んで、大まかなルールというのは西整備の構想ができたときから出ていますよね、費用分担の点について。それを念のために数字の割合、分担割合ですか、確認の意味でお願いします。

議長（坂上巳生男君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）現時点で協定を結んでございまして、補助事業費に対しまして当然、補助金を差し引いた地方負担額というものがございすけれども、それに対して本町が 3 割、泉佐野市が 7 割という負担割合になってございます。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1 番（文野慎治君）基本的にはそれに沿って、これはよく役所で、同じ熊取町であっても縦割りやからということのあれなんやけれども、例えば今回は駅前ということで熊取町と名前がついていて、いやここは熊取町の部分、ここは泉佐野市の部分というような形で費用分担であるとか設計であるとかそういうような形があるけれども、利用する人の駅としてはもうこんな熊取町がお金を出そうが泉佐野市がお金を出そうが一緒なんで、ですから、どういう状況で今進んでいますよとか、そういうふうな情報発信については同じようにしていかないかんと思うんです、これは要望ですけどね。ですから分担としては、先ほどありましたように東西自由通路のほうから、ですから今、改札を出て右のほうへ出て階段だけがあるようなところがあって、その昇降、エレベーターであるとかエスカレーターをつけるとか、そんなところは熊取町の分担になるんですよね。そういう基本的な形としたら、設計図を依頼するまでの話として、皆さん方のお考えとしてはエレベーターもつけ、エスカレーターもつけるのか、どっちかを選択するのかというような点はどういうふうにご考えておられるんですか。

議長（坂上巳生男君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）これまでも議員の皆様からいろんなエスカレーターの話とかもございました。基本的には、福祉の観点からエレベーターについては必要かなというふうな形で現在考えております。ただ、エスカレーターにつきましても、今後の高齢化社会等々の中でどのような形になるかわからないですけれども、当然、整備エリアに関するスペースの問題であったりとか、エスカレーターはかなり費用がかかってございますので費用の面も含めて、そのあたりを含めた形で、先ほどの設計とかの中でいろいろ内部でも検討しながら、また当然、先ほど議員のほうからありましたように駅利用者の利便性ということもございすので、JR、泉佐野市とも含めた協議の中で決

定していきたいなというふうに考えてございます。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）すみません、ちょっと補足になるんですけれども、エレベーターにつきましては駅に設置する義務がございますので、そちらは設置させていただきます。

ただ、エスカレーターにつきましては、今のところ必須義務ではございませんので、国庫補助対象になるかどうかも含めて今後、府とも協議を進める中で泉佐野市とも協議を進めていきたいと考えてございます。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）広場としては本当、熊取町の西の広場をおりたところがこうなるとかいうイメージなので、ぜひとも、ここはうちやから、ここはあれやからというような形で総合的に利便性が確保できて安全性が確保できて、よそから来る人にとっても、ああきれいな駅前広場やなどと言っていたり、あるいは懸案のバスの乗り入れのことであるとか、そんなことも踏まえて、熊取町は熊取町として、西がオープンするときはいろんな問題が解決できるファクターがあるんですよ。だからそういうことも、これは泉佐野市もあるかもわかりません。ただ、利用者のことから言えば、泉佐野市が7割負担してくれるわけやけれども、要望としては逆の割合ぐらいの、熊取町側としてはお金は3割しか出せへんけれど要望は9割ぐらい言うでみたいなことの、風通しよくそれはやっていただきたいと思うんですよ。ぜひとも、自治体が違うからというようなことではなくて、日々皆さん方のおつき合いの中でもそういう意思疎通をぜひよろしくお願ひしたいと思います。

4点目、先ほどご答弁の中にも若干触れられていましたけれども、国とか府の補助金の関係についてご答弁いただけますか。

議長（坂上巳生男君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）それでは、4点目の国・府補助金につきましてご答弁させていただきます。

国の補助金につきましては社会資本整備総合交付金を活用する予定でございまして。この補助金を活用して事業執行を回ってまいりたいというふうに考えてございまして、近年内示率も低いことから、今後におきましても国庫補助金の確保に努めながら、泉佐野市と協力して早期事業完成を目指し鋭意事業に取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）ぜひよろしくお願ひします。これも先ほどと一緒なんですけど、その都度また議会にも報告いただいて、我々も住民の方の期待度とかいうのはよく耳に入りますので、そういう要望等もその都度あると思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、最後の3番目、永楽ダム周辺の活性化についてということなんです。

きのう重光議員の中でもありましたように、タウンミーティングが町長の肝入りでスタートされました。5月21日を皮切りに6月25日の全体会まで今3回開催をされています。その中で4点の町側からのテーマを開催するところにご提示されて、北小校区やったら北小校区でこの点とこの点は報告してくださいというようなオーダーに沿ってやられているんです。

今まで終わりました3回全て私も住民として参加をさせていただいておるんですが、その中で、永楽ダム周辺の活性化について（永楽ゆめの森公園など）ということについて、こういう冊子で非常に映像も使いながらやられています。タウンミーティングのこれは1回目を今やっておられるので、やり方とかそんなのは、また町長も1回終わられて、皆さんのご意見を聞く中で修正点であるとかこんなことをしたいとか出てくると思ひますので、我々は我々でまた次の機会に、タウンミーティングをせっかくやるんやったらこんなんやったらどうですかとかいうようなこともひよっとしたら質問等、提言もさせていただくかもわからないんですけれども、きょうはそれはまだ時期が早いんで避けまして、永楽ダム周辺の状況ということで、3カ所とも実はこういう冊子でご披露をされております。

その資料は、ダム周辺の自然環境、春は約1,000本の桜、夏はダム周辺の蛍、秋は紅葉、そして奥山雨山自然公園ハイキングコースであるとか自然環境の保全活用、永楽ダム周辺、桜まつりであるとか定期的な桜の手入れ、適正な管理をします、桜の保全活用計画、もみじ・紅葉樹の植栽計画、隣接施設としてゆめの森スケートボード広場、オープンカフェをやります、指定管理者制度の導入です、隣接施設として土丸・雨山城跡であるとか、そのほかに野外活動ふれあいセンターというふうな施設の案内も含めて、本当に住民の方にとってここが憩いの場で、町としてもそこにスポットを当ててこれからも皆さん方のニーズに沿ってやっていきますよというふうな趣旨で、町長の夢も語っておられるし、住民の方も今利用されている方、あっ、こんなんでできるんやったら私も行こうかというふうな呼びかけも含めてやっておられるわけなんですね。

そこで、きょうは2点その中でも質問という形を書いているんですが、さまざまパンフであるとか映像を使って熊取町の自然、本当に休日、ほっとする時間をここで過ごしてくださいというような形でのプロモーションをしているわけなんです。それぞれの実現への優先順位とか、あるいはその実現のためのタイムスケジュールとかいうのまでは、きょう質問で、順番はこう思ってんねやとか、そういうふうなことも含めてお聞かせいただきたいという趣旨で質問項目に入れさせていただいておりますので、よろしくお願ひします。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）それでは、永楽ダム周辺の活性化についての1点目、実現への優先順位とスケジュールについてご答弁申し上げます。

永楽ダム周辺の活性化につきましては、タウンミーティングにおいて町長からご説明させていただきましたとおり、具体的な項目としましては、奥山雨山自然公園ハイキングコースの計画的な整備、桜の保全・活用計画の策定、もみじなど紅葉樹の植栽計画の策定及び永楽ゆめの森公園で試行的に開設いたしますオープンカフェや土丸・雨山城跡の保存活用計画の策定でございます。

ご質問の優先順位につきましては、これらの活性化に向けた事業は、各担当課におきまして継続して行っている事業もございしますが、今年度から新たにに取り組む事業となっており、ダム周辺の活性化に向け鋭意取り組んでまいりたいと考えてございます。

タイムスケジュールを申し上げますと、まず奥山雨山自然公園ハイキングコースの計画的な整備につきましては、国の補助金を活用し、今年度におきまして長寿命化計画の策定を行い、次年度から安全で安心してハイキングを楽しんでいただけるよう計画的に改修を行ってまいりたいと考えております。また、桜の保全・活用計画及びもみじなど紅葉樹の植栽計画の策定につきましては、10年、20年後におきましても春には桜が咲き誇り、秋には紅葉が楽しめるよう、現在桜の保全活動等を行っていただいております熊取町緑と自然の活動推進委員会の会員の方々からご意見をいただきながら、今年度に各計画を策定し、次年度から計画に基づき計画的に補植を行うとともに、これまで以上に維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、永楽ゆめの森公園で試行的に開設いたしますオープンカフェにつきましては、利用状況など今後の参考となるよう、今年度の気候のよい9月下旬から11月下旬の間で開設を予定しており、今後、協力していただける事業者を募る予定でございます。

最後に、土丸・雨山城跡の保存活用計画につきましては、今年度に泉佐野市史跡日根荘遺跡保存整備委員会を3回開催し、今年度中に史跡日根荘遺跡保存活用計画書を取りまとめる予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）タイムスケジュールについてお答えいただきました。ぜひ、この問題でやっぱり熊取町のせつかくある緑、山、自然、また皆さん方のご苦労でできた公園、せつかくあるものを活用していこう、それを一つの財産として、憩いの場として集客していこう、こういうことでありますから、これはもう大賛成です。ぜひ今おっしゃっていただいたようなタイムスケジュール、夢事で

終わらないように、目についてぱっと予算をつけて、ことしはこれ取り組みます、これは変わったなという問題、それとか、それこそ桜を植える、町長みずからおっしゃっているそういう今度から桜の一本一本に番号をつけた幹をはかって成長ぐあいを見る、ソメイヨシノの本来の寿命が来ているから、それをどう植えかえていくかというような細かい点までタウンミーティングの中でおっしゃっていますので、今気づいてもその成果が10年、20年後やというふうなお仕事を皆さん方も携わるわけやし、そのことについて、我々もこの時期に議員をやっている者としてはしっかり応援をしていきたいなというふうに思っています。

最後の質問項目として記載をさせていただいているんですが、憩いの場として人を呼び込む施策なんですけれども、防災の観点からの取り組みという形で1つ項目を上げさせていただいて、お考えを聞かせていただいた上でやりとりをしたいなというふうに思うんです。この点についてご答弁いただけますか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）次に、2点目の憩いの場として人を呼び込む施策であるが、防災の観点からの取り組みはについてでございますが、永楽ゆめの森公園におきましては、地震等災害発生時には園内アナウンスにより速やかに芝生広場に避難していただき、状況に応じた適切な避難誘導が行えるよう、公園、墓苑管理人にも指導を行ってまいります。

また、永楽ダム周辺における防災情報の発信につきましては、J-ALERTへの対応機能を有し、平成28年4月に運用を開始したデジタル防災行政無線の永楽局からの情報発信により、永楽ゆめの森公園や永楽ダム周回道路付近等をエリアとして対応し、必要に応じて広報車両等による対応なども行いたいと考えてございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）ありがとうございます。今回これをあえて入れさせていただいたのは、やはり今にぎわい、これはゆめの森の運営もそうなんですけれども、単なるブームでは終わらせなくて、住民の方のこれからの健康を維持していくためにも、こういう環境で外を歩いてくださいねとかあそこへ行ったら運動しようとか、そういったことも踏まえて、本当に住民の方がそれぞれのニーズに応じてその場所へ行って、いい空気を吸って、いい景色を見て過ごせる場所を提供しようという大きな事業やと思うんです。人をそこへ集客して、そしたらその人たちの安全を図るというのは設置者である熊取町の大きな責任やということで、今回あえてこの項目を入れさせていただいて議論をしたいなというふうに思った次第です。

ゆめの森ではそういう形にしますよ、あるいは防災無線であるエリアは、例えば地震発生だとかそういうJ-ALERTですか、そういうふうな情報をやりますという形、これはよくわかります。当然のことやなというふうに思うんですが、例えば携帯電話、これはもうほとんどの方がお持ちになっています。永楽ダム周辺なんかを、実はこの質問を考えたときに実際、携帯を持って回ったんです、地図にここは通じるとか。大きな携帯会社は3つあって、私はa uなんでドコモやソフトバンクはどうなんかわからへんけれども、今までのあれから言うたら阪和道からちょっと山手はしんどかったのが、携帯自身もよくなっているんやろうけれども、周辺の道路は針が1つになるようなところも確かにあります、カーブとかそんなので。1つのときにかけてみると、つながるときとつながれへんときも発生しました。

確実につながれへん場所というのは、ちょうどダムから環境センターのほうへ行く道、これはもう全く圏外が出ました。環境センターの中は何かつけているんか、それでつながります。火葬場のところも施設の中はつながるんかしらんけれど、その間はずながれへん。整備しようとするハイキングコースの入り口なんかはもう全くつながれへんし、中へ入ってしまうと全くつながれへんと思うんです。

ただ、今ご答弁にあったように、デジタル無線でやるからそれを聞いてもらえるというふうなもの

のなんだけれども、これからいろいろお金も投資したり、時間をかけてやるんだけれども、まず今のこの時代、熊取町が人を呼び込もうとするようなエリアについては町がやっぱり、これ、どういう費用負担になるかわかれへんから、例えばつながれへん大手の携帯会社とか、あるいは熊取町がちょっと高い何かをつくったら全てのところが、それは技術的なことやから私、わかりませんが、そういう発想も今の時代、要るんじゃないかなと思うんです。

永楽ゆめの森公園は町外からの方がたくさん来られます。また子ども連れ、あるいは逆に周辺を歩いているような方は年配の方もいらっしゃいます。そういうふうなことからしたら、やはり携帯が少なくともつながって、よくお葬式でも車列でばっと行きますよね。ほんなら親戚の人がなかなか道に迷って到着せえへんというようなとき、つながれへんとかいうことも実は聞いたことがあります。そやから、やっぱりこれから何年もかけてやっていく中で、まずそういうふうなことを整備してほしいなということ、これは要望です。

それと、もう時間もないんで言いますけれども、きのうの河合議員とも質問がかぶるんですけど、やっぱりダム周辺の道路です。さっき、ゆっくりゆっくり携帯の電波をたどりながら何周かしたんです。やっぱり歩いている人がたくさんおるし、車もそれこそいっぱい通ります。ちょっととめて、ここやったら電波がいけるかなと思ってやったら、後ろが来たらもう追い越しも何もでへんから、また来て戻ってというようなこともあったんです。さっきの話じゃないですけども、何かあったら広報車もそこを回しますというようなお話があったけれども、これ、いざあそこで何か出会い頭で事故ったようなときがあれば、そんな広報車なんて通れません。だから前、旧国道170号で何かあったときに、電柱があればやったらそこは避難路になりませんよって言ったことがあるけれども、もっと狭いです。

ですから、この間、法面とかそういう形の整備はしましたというのはきのうのご答弁でありましたけれども、もう一つ突っ込んで、大きな工事はできへんにしても、何百メートル間隔で車が退避できるような場所、桜に一本一本それもやっていくことは必要やし、しかし日常、今現在使っている人の安全、熊取町の人はこちらは危ないとわかると思うんです。ところが、ゆめの森に子ども連れで来た家族の方が、あ、ここの周辺を回れるらしいわとって一歩中へ入ったときに、桜でダムでといったらよく琵琶湖で言ったら海津大崎やとか津風呂湖とか、あそこらはすごい桜の名所なんです。同じような感覚でダム湖の横からさっと道をスタートしたら、まずアクセルを踏んでいます。熊取町の人やから、ここは何が来るかわからへんから今事故は起こってないですけども、人を呼び込んで、ほんならハイキングコースもせつかく来たんやから回ってくださいということこれから熊取町の売りとしてやるのであれば、やはり道の防災とかそういうこと以前の話として、何とか今の状況を変えないかなと思います。

それと、ここは歩いている人は何百メートル地点とか書いてあるけれども、例えばどこでガードレールにぶつけた、どこで出会い頭でやったというようなときに、携帯が通じて通報するときにはきちり場所ができるように、そういうふうなことも道路の管理者としては、今言うのは、タウンミーティングで一つダム周辺をにぎわいにしたいという思いがあるんやから、ちょっと今までやれなかったツケが部長のところのがと来ると思うんですよ。だから、ちょっとそういう観点の注意喚起を、何とか最優先課題としてそういう方、熊取町の住民を守ると同時にゆめの森のにぎわいを支えていただく、よそから来るような人の家族の安全とかそういったことも、熊取町は永楽のダム周辺に来てくださいという限りは持ってほしいなというふうに思っています。

もう時間なんであれなんです、何かあれば。

議長（坂上巳生男君） 答弁は簡潔にお願いします。泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君） いろいろご意見いただきましてありがとうございます。

ダム周辺の道路につきましては、河合議員からのご質問でもお答えさせていただきましたが、現在のところ徐行していただけるようにできるだけ努めていきたいと考えてございます。

これまでも再々、ダム周辺道路につきましては検討してございます。ただ、物理的にダム側が急



な勾配で落ちている、また山側が、山の法につきましてもあの道自体が法を切り裂いてつくった道で、物理的にかなり難しい状態でございます。そんな中で、張り出しの歩道をダム側につけるといふ提案もやらせていただいているいろいろ検討したんですけれども、費用がかなり高くつく。幅が5メートルで10メートル程度をつけるだけでも700万円程度の費用がかかってくるということで、断念したところなんです。

物理的になかなか難しい状態ですけれども、今、議員がおっしゃっていただいたように、奥山雨山自然公園というのは町の財産であると私どもは考えてございます。また、町外から人を呼び込めるだけのものでもと考えてございます。今後、それらを町長のもと活性化を行いまして、いろんな人に来ていただいて、未来のある子どもたちに残していくという中では安全対策も必要ですので、今後、それらも含めましてどんな形が一番ベストなのかということで検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君） 文野議員。

1 番（文野慎治君） ぜひ期待をしております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君） 以上で、文野議員の質問を終了いたします。

次に、佐古議員。

11 番（佐古員規君） それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に従い、私の思いをしっかりとご質問させていただきたいと思っております。

今回は大きく2点ございます。その中の1点目、泉州の広域観光についてと題しまして、スポーツツーリズムなどの活用、これをどのように考えているかということ掘り下げていきたいと思っております。

まず、今現在、関西空港の年々ふえ続けるインバウンド需要、これについて少しお話ししたいと思っております。

直近の日本政府観光局のデータですけれども、2017年4月現在の訪日外客数、外国人の訪日数でございます。それが2016年4月は208万人でした。それがことしの4月は257万人ということで、初めて単月で250万人を超えたと言われるぐらい今現在かなり来客数がふえてございます。これを踏まえて、このインバウンドの需要をいかに我々のところの需要というか、活用できるかということ、そういった視点から、まずスポーツ観光という切り口からご質問させていただきたいと思っております。

その重要をいかに活用していくかというのは、これは熊取町だけで考えていてもだめでございます。ですから、これは泉州全体で考えるべき、もしくは大阪府全体で考えるべきと考えております。その中で、大阪体育大学を初め4つの大学を持つ熊取町がどんな役割をしていったらいいのか、その辺についてお聞きしたいと思っております。

1つ目で、泉州観光プロモーション協議会ということで、これは堺以南の市町から成る広域団体でございます。この団体の活動状況等をお聞かせください。

議長（坂上巳生男君） 藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君） それでは、泉州の広域観光について、スポーツの活用と熊取町の役割について、1点目、泉州観光プロモーション推進協議会についてご答弁申し上げます。

泉州地域の広域観光につきましては、議員ご承知のとおり、平成24年9月に設立した堺市以南の9市4町で構成する泉州観光プロモーション推進協議会において、泉州地域の地域資源や特性を活用して、泉州を知ってもらい、訪問してもらえよう国外を中心に広くプロモーション活動等を展開するなど、構成する9市4町が一体となって取り組んでいるところでございます。昨年度におきましても、台湾及び韓国等を中心としたインバウンド向けのプロモーション活動として、韓国の商業施設でのPRや台湾の現地旅行会社へのセールススクールの実施、また、台湾及び韓国のメディア等を対象としたファミトリップ等を実施したところでございます。

さらに情報発信として、公式ホームページやSNSを通じた泉州の魅力の発信や泉州観光PRサ

ポーターによる情報発信、また、受け入れ環境事業として、泉州地域の割引施設をまとめた泉州周遊クーポンつき冊子を改訂し、外国人旅行者等に人気の大阪周遊パス購入者への同時配布などを行ったところでございます。

スポーツの活用につきましても、海外や全国からの参加者が集う大規模なスポーツ大会については、泉州の魅力を発信する絶好の機会と捉え、昨年度においても大阪マラソンのランナー受け付け会場における泉州地域のPR活動や、泉州国際市民マラソンにおいても参加する外国人ランナーに対してPR動画やガイドブック等を活用し、泉州地域の魅力を積極的に発信したところでございます。

このように、本町も参画する泉州観光プロモーション推進協議会の活動において、スポーツも観光ツールと捉え、広域観光に取り組んでいるところでございます。

以上、1点目のご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）少し質問したいと思います。泉州マラソンで外国人は何人ぐらい参加されていると認識されていますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）泉州国際市民マラソンの参加人数ということで、私のほうからご答弁させていただきます。

前回、第24回の泉州国際市民マラソンにおきまして海外のランナーの方ですが、23の国と地域から合計いたしまして78名の方がご参加をいただいたところでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）泉州国際マラソンという割には全然国際になっていないというのが私の実感かなと思います。たった100人にも満たない人数で、何千人も走るランナーの中でその比率でおるということがそもそもまだまだ宣伝不足ではないかなというふうに思っております。

ここで質問していきたいのは、泉州観光プロモーション協議会というこういう広域団体があるにもかかわらず、なかなか的を射たというか、そういった活動ができていないのではないかなと。もちろん台湾であったりとか韓国にPR活動で行かれています。事業計画とかもちょっとお持ちしているんですけども、そんな内容にも入ってございますけれども、もう一つは、大阪の泉州まるわかり屋ということで、関西空港のターミナルの中にそういったブースを追加していたりするわけですが、これは関西空港だけの宣伝ではなくて、もっと広く、例えば東京オリ・パラが今年2020年に開催されます。ですから、そういったところで東京に向いて東京にショーケース等、泉州の活用のできるそういった地方の宝、泉州の宝をいかにそこで売り込むかということ、ぜひ泉州観光プロモーションの中でやっていただきたいなというふうに考えております。そんな中で、熊取町がどういうふうにインセンティブをとってやっていくかというのを考えたいなというふうに考えております。

2つ目に質問になりますけれども、今後の本町のすべきことはということについてご答弁願います。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）続きまして、2点目の今後の本町のすべきことにつきましてご答弁申し上げます。

まず、広域観光における本町の役割については、1点目の泉州観光プロモーション推進協議会の取り組みにおいて構成市町の一つとしてその一翼を担っているところではありますが、さらなるインバウンド需要の取り込みによる泉州地域の活性化を図るため、当推進協議会を母体とした（仮称）泉州観光DMOの設立に向けた検討を現在行っているところでございます。

この組織につきましては、堺市以南の9市4町のみならず、地域内外の多様な利害関係者と連携、

役割分担を行いながら、泉州地域が一丸となり、地域の観光、マーケティングの司令塔的な機能を果たすものであり、この組織が行うアクションプランにおきましても現在、観光資源の一つのテーマとしてスポーツを検討しているところでございます。

このような動きの中で、本町の特性という点においては、議員ご指摘のとおり、観光に特化した大阪観光大学や、スポーツ、健康に特化した大阪体育大学、関西医療大学が立地するという優位性がございます。このような本町の特性については、本町の貴重な資源として、また、設立が検討されている（仮称）泉州観光DMOの連携する事業者として、広域で取り組みを行う際にも十二分に特性が発揮できるものと考えているところでございます。

今後につきましても、大学からのご意見を拝聴しつつ、必要に応じて本町が大学と連絡調整機能を担うなど、泉州全体での活動の取り組みの中で本町の特性を生かすべく役割を担ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）ありがとうございます。日本版DMOということで泉州観光DMO、仮称ということですが、それが立ち上がりそうであるということで、大変前向きな答弁かなというふうに感じております。

そんな中で先般、5月22日にですけれども、公益財団法人大阪観光局の溝畑理事長から、ある団体の研修会に町長以下理事も出ていただいて研修、講演活動をしてまいりました。私もその中でいろんな勉強をしてまいりましたけれども、その題材としましたら、泉州の広域観光でスポーツツーリズムなどの活用と題しまして、そういった講演をいただいたところです。その先生の溝畑理事長がおっしゃっていたのは、泉州というところはごっつい宝がぎょうさんあるでと、何で皆さんもっと働かへんやということをおっしゃっています。その切り口の一方で、スポーツという観点から見ても、現状は市場規模でも5.5兆円、これが2025年になったら15兆円に膨れ上がりますよと、そんなのを何でほっとくんやということもおっしゃっていました。そういったことで後押しをしてくださる強い味方がいらっしゃるということをしっかり思っておいていただいて、ぜひ泉州観光プロモーションもその先生方と、要は大阪観光局と一体になって泉州を盛り上げる、そういった施策をしていけばいいのかなと思っております。

そんな中で一つ言われていた内容が、海外の方というのは柔道であったりとか相撲であったりとかそういったのを体験したいということもございますけれども、まず大阪にはシマノがあって、スポーツサイクリングで要は湾岸道路を使ってサイクリングロードをつくらうやないかと、そういったことまで計画しておいて、それも竹山市長もノリノリでやってございます、堺市の市長でございますけれども。そんなスポーツを切り口にやろうとしている中で、さあ熊取町はどういうふうにインセンティブをとっていくかということで考えていくと、熊取町がすべきことは私が考えた内容、これは、やっぱりその4つの大学あると先ほど答弁にもございましたけれども、この大学が熊取町と今、DASHプロジェクトを組もうとして熊取町と連携して何かをしたいという提案をしてきてございます。今度、6月13日に何か来られるということですが、そういった大学からの提案を待つのではなくて、ぜひとも熊取町からどんどん各大学に足を運んで、こういったことを広域でやろうと思う、そういったところで熊取町はどういった仕事があるんやなということをしかりと調整をとっていただきたいというふうに考えております。

ここで質問したいことがございます。今は熊取町は、例えば50年先を見据えた形でスポーツを切り口にということ、それも4つの大学を活用して何か考えられていることというのをもう一度お聞かせ願えますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）スポーツの観点でということでの質問でございますが、観光大学につきましてはそれを主眼とした格好で、特に新しい泉州観光DMOの中でも参画いただく予定となっております。ただ、体育大学につきましては、本町とのスポーツ連携の中では一定の本当にすばらしい連

携をとらせていただいて、共同でいろんな事業させていただいているところがございますが、観光という観点でどれだけ本当に大学のほうでご協力いただけるかというところはまだまだ未知数のところがございます。体育大学自身が観光を主眼としたそういう施策をどのような形で打っていただけるというのは、ちょっと今度の課題ということで認識してございます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）今、観光という切り口なので藤原住民部長がお答えいただきましたけれども、これはスポーツ全般で考えていかないといけないんで、これはまた教育委員会であろうということでもなく、前回からも何回も言っていますように、やはり本町全体で考えていくような問題かと考えております。

私がつかんでいる情報で一つご紹介したいのが、大阪体育大学で今ハンドボールチームというのが、高校の先生からなんですけれども、プロのハンドボールチームがホームグラウンドというかホームの地域を探しているということで、そういったのをぜひ熊取町に誘致するんであれば、ひまわりドームなんかは絶対最適かなというふうに考えております。そういった意味で、何か熊取町にそういったハンドボールチームを呼ぶ、これは何でそういうことを言うかということ、まずは、今観光とおっしゃっていますけれども、私が考えているのは、国からの交付金等に頼るのではなくて、やはり自主財源がどこかで稼げるようなそういった収益の上がる事業を今後やっていかないと、いつまでも交付金に頼っているのではなくて、そういった自主的に、自給自足じゃないですけど、そういったことができるような事業をやっていかないといけない。その中の一つがスポーツではないかなと思っております。

例えば、何年前にも質問させていただいたように、プロのバスケットボールチームが興行としてひまわりドームでできないかとか、そういったこともあります。国際試合であったりそういうプロの試合が熊取町で開催できるとなれば、そこで興行収入というか、そういったものも熊取町に落ちます。それから、そういったものに付随しているいろんな食品関係であったり、今は宿泊施設というのはないですけども、そういったところも潤うということで、そういったスポーツに関するビジネスが生まれてきます。そういったところで考えると、熊取町というのは大学が4つもあってということもありますけれど、やはり体育大学もあります、観光大学もありますということで、これはもっともっと広くあちこち働きかけて動くべきかなというふうに考えております。

ですから、もっとさかのぼって考えますと、30年前にある方から言われたのは、熊取町というのは大阪の中でも子育てのまちでずば抜けていたんやと、だから熊取町に住んできましたということで、今は、じゃ熊取町にとって何があるねんというふうに言ったときに、子育てのまち熊取、確かにそれは自負するところではございますけれども、どんどん他市町でもまねされてきておりますし、どんどんすぐれたところも出てきてございます。ですから、いつまでも熊取町はそれだけに終始するのではなくて、いろんな切り口でよそからも追従できないような、要は50年後には勝ち組でおる自治体でないとかかんというふうに考えていますので、そういったためにもぜひ、4つの大学もしくは企業もしくはそういう商業施設、商売人であったりそういう方々を巻き込んで、何か取り組みを考えていかないといけない時期にもう来ているのかなというふうに考えています。

少し企画部に質問したいと思います。今は住民部の方が答弁されましたけれども、企画部としてこのことについてはどのようにお考えなんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティブロモーション推進課長（明松大介君）先ほど今後10年、50年先のスポーツまちづくりということでご質問をいただきまして、観光担当のほうでお答えいただきましたが、まず企画部といたしましては、第4次総合計画、こちらは先日の議員全員協議会でご報告いたしましたとおり、現在鋭意策定作業を予定どおり進めているというところがございます。現在、6月16日までパブリックコメントを行ってございます。その基本構想の施策の5つの大綱の一つに「だれもがいつまでも健康でいきいきと活躍できるまち」という、スポーツを位置づけてございます。次期総合計

画では、健康とスポーツを今現時点で同じ大綱に位置づけまして、住民の誰もが生きがいを持って社会で活躍し、健康で長生きできるよう子どもから高齢者まで健康長寿を延ばすために取り組むことをまちの文化として進めること、そのように取りまとめ、そのことは重要な取り組みとしてスポーツを位置づけているという、そういった今現時点の構想でございます。

そういった中で、先ほど議員のほうから4つの大学、やはりこれが熊取町の特性だということでご提案いただいておりますけれども、今、先ほどお話もございましたが、今現在、大阪体育大学と熊取町の間で、大阪体育大学が2015年に開学50周年を迎えたということを契機として、次の10年間を見据えた大体大ビジョン2024というのを発表されまして、そのビジョンを具現化させるために2016年、昨年ですが、大体大DASHプロジェクトというものを立ち上げられたところでございます。

当該プロジェクトなんですけれども、ありがたいことに立地自治体であります本町と連携したいということで3つのビジョンを掲げられておりますが、研究ビジョン、教育ビジョン、そして拠点づくりビジョン、それについて進めていきたいという意向、これが3月1日に町長以下関係職員にご説明され、それを受けまして部長会での審議を経て、現在、関係4部局、こちらは企画部、教育委員会、健康福祉部、住民部になりますが、こちらの担当理事が中心となりまして、今月、先ほどありました来週6月13日に第1回目の協議を開催する予定ということで、まずはその中で大体大が熊取町と具体的にどのような事業をどんなスケジュールで行っていききたいという、どのような意向で協働されたいのかというその確認と、また、町としましてはその事業が今後、町が目指していきます健康長寿、子どもから高齢者まで長く楽しく住めるまちづくりといったそういった視点などにつきまして、大学側の意向も考慮しながら、相互ウイン・ウインの観点で協議を進めてまいりたいというふうに考えてございます。したがって、先ほどございました自給自足といった観点では、現在、宿泊施設誘致条例に基づきましてホテル誘致もしっかりと今、町長のトップ、陣頭指揮のもと頑張っておられるところでございます。

2年ほど前ですか、スポーツコミッションということでそういったご提案もいただいたところで、いろんな角度からスポーツというところについては企画部といたしましても検討してまいりましたが、第4次総合計画の中で、まず健康につながる、そこから住民福祉の向上につながって、子どもから高齢者までがこの笑顔で健康で過ごしていけるような、そんな取り組みに大学連携、スポーツというのをつなげてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）健康とスポーツというキーワードでありありがとうございます。確かに、それを実現するためにも体育大学とも、各大学とも連携しながらやっていくというのは本当に大事なことで、それはやっていただきたいというふうに感じております。

それを考えるに当たって、なぜ企画部に振ったかということですが、前から言っているように、これはやっぱり部署間の連携というのが今の現状ではなかなかしにくいので、そういった直轄部隊のスポーツと、それから健康もしくは観光も軸とした専門部隊というのは立ち上げか必ずというか、ぜひ必要ではないかなというふうに痛感してございます。それで町長の思いをしっかりとその中で具現化していくという、そういった部隊をつくる必要があるんじゃないかなというふうに考えています。その辺について、町長、もしお答えできましたら率直なご意見をお聞かせください。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）いろいろとご提言ありがとうございます。

1年4カ月過ぎました。その中で、行政運営を進めるのに必要な部分とそうではないちょっと弊害になるような感じがするものを感じております。それは何でかと思ったら、言われるような縦割り行政かなというふうな、そういうところで感じる場所があります。思わぬところの部署がこの担当やったりするという、そういう感がするんですけれども、積極的に物事を前へ進めようと

する場合においては一本化するほうが進めやすいであろうというふうに思っております。

これから鋭意、皆さん方のご協力を求めながら、また担当部局と相談しながら、どんな形がいいのか、私の思いも込めて一つでも改善できるふうに頑張っていきたいと思えます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）前向きな答弁、大変心強く思います。

それで、熊取町にとっては、その方向でしっかり進んでいただきたい。そのためにも、地域を動かさないといけないので、広域で何とかその辺、スポーツといえば泉州やとか健康といえば泉州やな、観光といえば泉州やな、こういったことをしっかり植えつけていっていただいて、自分のところだけがウインになるのではなくて全体でウインになるような、そういう取り組みをしっかりしていただきたいと思えます。

先ほど縦割りということをおっしゃっていただきましたので一言だけ少し、きのうの一般質問の中で耐震のいろいろそういったのが健康福祉部のほうからご答弁ございましたけれども、一般的に普通考えて、耐震云々といえばこれはまちづくりと違うのかなというふうに感じるところでございました。以前にも広告が、駅前の通路の広告となると総務とかではなくて道路課ですよとか、何かその辺が縦割り過ぎて、もう少しそういったのをせひうまく形態を見直す必要があるのかなと思えます。健康とか福祉のプロフェッショナルがそういった、もちろん耐震とかもしないといけないかもしれませぬけれど、それはそれでまちづくりのほうのプロフェッショナルなんで、そっち側でしっかりやっていただくとか、そういう連携をうまくとればもう少しスリム化するんじゃないかなというふうに感じました。これは余談です。

しっかり熊取町の収益が上がるような事業がもしできれば一番いいのかなと。本来、スポーツというのが今までは体育というのとイコールで考えられてきましたので、体育となると、これは人格形成であったりそういう道徳的なものも含んでおったんで、商売というのはナンセンスというような認識がどこかにございます。これからはそれを払拭して、スポーツでいろんなところで、受益者負担も含めてですけれども、やっぱり海外のインバウンドの持っている財産、お金をいかにこっち側に落とさせるかという、そういったこともしっかり考える時代に来ているのではないかなと思っております。

一つだけ、これは提案で終わりたいんですけれども、例えばひまわりドームで国際試合とかそういった試合をするに当たっては、前から言ってきたかもしれませぬ。観客席が今1,000ちょっとしかございませんので、これでは興行的には全く無理なので、ですから、それじゃ全然採算が合いませんねとどこも断られます。ですから、可動式の安いタイプでいいんですけれども、そういったもので観覧席をふやせるようなもの、ぱっとやればしゃあっと組み立てられるようなそういったものをぜひ導入していただいて、国際試合とかそういったものもしっかり招致していただいて、それからプロの試合、これも興行目的で結構です。そういったものを招致していただく、それでお金を落としていただくということもしっかり検討していただきたい。

もう1点だけ、あとは、今はやりのロッククライミングでボルダリングというのがございます。それも、ひまわりドームはあんな立派な施設でございます。そこの中の一部にそういうボルダリング施設の国際大会に合った規格のものを一つ導入して、そこへ子どもから大人まで来ていただくということも検討していただいたらどうかと。それはそれで、例えばプロの選手を呼んでちょっとデモをやっていただくとか、ここで国際大会をやっていただく、そういったこともぜひ検討していただけたらというふうに感じております。そういったことがプロのチーム招致であったり興行収益であったり、そういったことで収益のつながる事業になるんじゃないかなと考えておりますので、これは要望でございます。ぜひその検討もしっかりしていただきたいなというふうに思えます。

次にいきます。2つ目ですけれども、空き家の活用法について少し触れたいなと思えます。

まず、なぜこの質問をしたかですけれども、たまたまいろんなところにお邪魔させていただくと、

やっぱり独居老人の方であったり高齢者だけがお住まいのご自宅があります。ですけれども、部屋は一つしか使っていないねんと、ほかの部屋をどこかで使ってくれるところはないかなとか、そういう相談を受けたり、あそこの空き家はもったいないなという話、そういったことを聞きました。片や今度、若者です。地元の同級生の子どもたちがもう巣立っていきまして結婚しました。熊取町に住みたい、親元と一緒に住みたい、だんじりにも参加したいから住みたい。ですけれどもお金もそんなにないですと。大原住宅、町営住宅に申し込みしました、だけどなかなかやっぱり当たりません。府営住宅もなかなか当たりません。結局当たったのが貝塚市の府営住宅であったりするわけです。そういった意味からも、空き家というのを何かにうまく活用できないかなという観点からちょっとご質問させていただいた次第です。

昨今、少子高齢化が進む中、また景気もまだまだ回復したとは到底言えない環境の中、若者たちが結婚してもなかなか地元に住むことができない、そんな方が少なくないです。そこで、熊取町が本町の空き家、これも多分増加しているであろうと考えられますが、そのことについてどうお考えか、お聞かせ願います。

議長（坂上巳生男君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）それでは、空き家の活用方法についてご答弁申し上げます。

まず、1点目の町内の空き家が増加する中、どうお考えかについてでございますけれども、本町における空き家の状況は、平成20年の住宅土地統計調査におきましては空き家率が5.8%でございましたが、平成25年度の同調査におきましては7.1%と増加している状況でございます。このうち、賃貸用や売却用等を除いた実質空き家率が平成20年度は3.0%、同じく平成25年度の調査では3.7%という状況で、現状、府内市町村では最も低い順位となっておりますが、議員おっしゃるように、5年前に比べますと若干増加している状況にあり、ご質問にありますように、今後ますます少子高齢化が進む中、本町においてもさらなる空き家の増加が想定されます。

本町においても、大阪府が中古住宅の流通やリフォーム等に係る民間団体、事業者、公的団体により設立されました大阪の住まい活性化フォーラムに参画し、先進地における空き家活用方法などを参考に、使える空き家を有効に活用し、将来の空き家を抑制し、定住転入促進策の一助となるよう、空き家の活用について研究を進めているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）研究をしっかりと頑張っているということで今お聞きしました。どんな感じで進めようですか。研究中という内容ですけれども、何か、どこかの事例とかがありましたですか。

議長（坂上巳生男君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）先ほどの大阪の住まい活性化フォーラムでは、いろんな空き家を活用した実績というようなものが出てございます。大阪の北のほうの農村部におきましては、昨今、田舎暮らしとかいうような観点から空き家の活用をしているというふうな事例がございましたり、南の岬町とかになりますと海に近いというふうな、そういうふうな環境での住まいを求めている方、そういうような部分での空き家情報を提供していく中で空き家を借りたいという人とのマッチング、後からも出てまいりますけれども、空き家バンク、こういうようなものがやっぱり有効になってくるのかなというふうな形で考えてございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）先般、テレビ見ていましたら、空き家対策をうまくやっている事例が出てございました。それはどういうふうに行っているかというところ、埼玉県上尾市というところが市営の団地ですか、月1万8,000円ということでやっているんですけれども、これは何かと聞いてみましたら、県が学生向けに部屋をフローリングにしたり、例えば学生であったり若い結婚した世代、そういった方向けにベビーカーの置き場とか子育て世代の目線から見た設計をしているんです。リノベーションを学生に

依頼ということで、要はちょっと大修理とかするんですけども、それを学生にやっていただいていると。家具とかそういったものまで学生目線で設計したり、そういったのをこしらえていただいているという、そういう事例がございました。京都市の洛西ニュータウンなんかは、そういうふう

に学生とタッグを組んでリフォームというカリノベーションを行っておるということです。やっぱり一般のプロが考えたら一般向けになってしまうんですけども、学生が考えると奇抜であったり、あっ、よう考えてるわとかいうような一般の方が想像し得ないような発想で使い勝手のいいものをこしらえてきます。それで、すごく若い世代に人気のあるような、そういった空き家の需要があるということをお聞きしました。そういったことで、まずは熊取町に空き家がまずどれだけあるねんという把握をせなあかんと思うんです。

そういった意味から、今度、2番目にいきます。転入・定住促進の一助として空き家バンクを創設することは、私は大切なと考えています。そのお考えはいかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）2点目のご質問の空き家バンクの創設につきましては、先ほども少し答弁で触れさせていただきましたけれども、大阪の住まい活性化フォーラムにおきまして今年3月末に大阪版・空家バンクのホームページが公開されてございます。現在、府内10市町村の空き家に関する情報が公開されているところでございます。本町におきましても、大阪版・空家バンクと連携し、広く本町の空き家情報を発信できるような、熊取空き家バンクの今年度中の創設に向けて現在準備を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）大阪版・空家バンクを一緒にやっていきたいということで今お聞きしました。この情報源というのはどこから得られるとお考えでしょうか、空き家の情報ですね。

議長（坂上巳生男君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）基本的には、空き家といってもいろいろあると思いますので、持ち主が空き家として新たにどなたかに住んでいただきたいという情報という形になると思います。当然、住民皆様に照会というか、こういうふうな空き家の活用を考えている例がございませんかというふうな形でのまずPR、照会というふうな形になっていくのかなというふうに考えています。

あと、もう1点、先ほど申し上げました大阪の住まい活性化フォーラムにつきましては、いろんな関係機関、銀行とか不動産の関連の事業所等々も加入してございますので、そういうふうな活性化フォーラムを通じて、あるいは町内、近隣にあります不動産関係のお仕事をされている事業所、そういうようなところとも連携しながら情報収集に努めていくというふうな形で現在考えてございます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）不動産関係者と連携を密にということは大変大事かなと思います。

それともう一つは、熊取町は町政連絡会で自治会長の連携がすごく密にとられてございます。ですから、やはり地元のことは地元の区長が一番よくご存じです。ですので、そういった情報をしっかり区長を通じて、会長を通じて得られるような仕組みをしっかりとつくっていただけたらなというふうに感じております。それができたら、今度はホームページにしっかり空き家バンク制度ということで載せていただいて、若者が今度はそれを見て、あっ熊取町にもこんなところがあるんやなと、ほんなら、僕の給料でもここやったら住めるわということで、入ってきやすくなるんではないかなというふうに感じております。

定住転入促進策も、私の中ではある一定の仕事というか、一応完了しているのではないかなというふうに感じております。それはどういうことかといいましたら、一応宣伝でPRする、そういった仕組みができ上がっていますし、そういった転入・定住促進の次にやらなあかんことというのは、今度は外から今みたいに学生を取り込むという前にやらなあかんことというのは、今住んでいる住



民の方がいかに今の熊取町に満足しているかというのをしっかり今度は手を加えていかないといけないのではないか。外から幾ら入って入ってと言っても、熊取町がよくなかったら誰も来ません。ということで、今住んでいる方がやっぱり住みたいな、今住んでいるご両親がやっぱり熊取町はええわとなったら、子どもたちも、ある一定の時期は外に出るかもしれません。ですけれども、やはり熊取町に戻ってこようと思うような、そういうまちづくりにシフトすべきかなというふうに感じております。それが、ひいては定住ということで転入、定住につながるのではないかと思っております。

ですから、そういった意味でしっかり若者を捉える施策、それから住民の意見をもっとしっかり聞けるような仕組みづくりをしていただけたらなというふうに感じております。

一つ提案がございまして、そういう空き家バンクを創設した際に、その中に、知らないと損する全国自治体支援制度というところがございます。そこをクリックすると、例えば茨城県の常陸太田市というところでしたら新婚世帯に家賃助成2万円を36カ月間とか、山口県下関市はU J I ターン希望者なら5年間低家賃であったりとか、そういったいろんなメニューをそこで見られるような仕組みになってございます。ですから、せっかく今までやってきました定住転入促進策、それもこういったサイトにうまく載っていけるような、そういうようなアンテナを張って、どんどんこういったところをうまく活用できるようになればなというふうに感じております。その辺についていかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）貴重な情報をいただきましてありがとうございます。

知らないと損する全国自治体支援制度でございますか、これ自身、私も知りませんでした。すみません。今お教えいただきましたので、早速この本議会、本日終わりましたらチェックさせていただきまして、うちの情報、子育て、教育、またその他いろんな施策を打っておりますので、そのサイトになじむかどうかということも多分、恐らく議員ご提案いただいているのでなじむのだろうというふうに推察しますが、しっかりと掲載を、掲載料が有料、無料なのかということも検討しないといけないと思うんですけれども、無料であるならばどんどん掲載していきたいということでございます。よろしく申し上げます。どうもご提供ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）ありがとうございます。こういったことをどんどんやっていくと、若い世代がもし願ったとおりに入ってきたとするならば、次にせなあかんことというのは、今度、その若者たちがいかに自治会活動に参加できるような仕組みをつくって、その仕組みで若い世代が区長、会長をせなあかんところもいろんなところに出てきてございますけれども、やらされ感ではなくて、そういった方たちがしっかり熊取町に対する意見を述べて、それが町政運営に反映できるようなそんな仕組みをできれば、そしたら私もなってみようかなという人がどんどん出てくるのではなかろうかというふうに感じております。今は、やはりなかなかたくさんいる前で自分が手を挙げてがっと言うというのはよっぽど勇氣ある人でないと言えないのかなという気がしますので、そういったのをどんどんアンケートでもらうなり、せっかくそういう役職につかれた方、そういった方の若い世代の声をいかに吸い上げるかという、そういう制度設計とか仕組みづくりが今後必要ではないかなというふうに感じております。それができれば自治会離れというものもなくなってくるのではないかなと。

今は、各自治会でやっぱり自治会に入らない方が多いでございます。そういった取り組みも何か町が施策を打っていかないとだめかなと思っておりますので、空き家バンクもしかり、そういったので働き盛りの若手世代が安心して自慢できるような、暮らしやすい熊取町にぜひしていただけたらなというふうに感じております。これはもう僕の要望で、きょうはこの辺で終わっておきたいなと思っております。その件、何かご答弁できる方がいらっしゃったらいいんですけど。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティブロモーション推進課長（明松大介君）総じて空き家バンクという切り口で、転入・定住促進について佐古議員のご意見をいただけたところかなというふうに感じております。

その中で1点、非常に共感といたしますか、我々の方向性と同じだなというところを感じた点をご報告させていただきますと、先ほど転入・定住促進、今現在しっかりと進めておるところですが、昨日の答弁でも申し上げましたとおり、要は一定インパクトを与える時期というのは3年間終了したというところで、今後については、先ほどおっしゃられていましたもともと住んでいらっしゃるおじいちゃん、おばあちゃん、お父さん、お母さんが本当に住んでよかったんだよということで、ですから、ここにいらっしゃる議員も恐らくそうだと思います。その息子、また孫に、熊取町は本当にいいところだから、今は東京、大阪市内に行ってしまうんだから仕方がない、それは我々も同じだと思います。いつか機会があれば戻っておいでよと言うてもらえるような、そんなまちづくりがやはり大事なかなということで、次期総計においてもそういった名称で思いを込めてまとめているところもございます。

そういったところで、本日いただきました自由に若者が意見が言える、そういった視点、協働のまちづくり、また熊取町が大事にしてきた自治会の位置づけ、このあたり、各担当部局それぞれが委員会とか協議会とかそういう懇話会であったりとか持っておりますので、そんなところで若者、女性をどんどん入れていき、自由な意見がいただけるような、そういった仕組みにつきましても全庁的に考えていく必要があるのではないかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）一言だけ言って終わりたいと思います。

若者の意見を聞くということは本当に大事であって、今度はこの庁内、若い世代の職員の意見もしっかりと上長が取り入れて、ブレインストーミングで何でもいいから言えよというぐらいの感じのそういった会議とか、そういう風通しのいい風土であってほしいなというふうに感じておりますので、ぜひ、しっかり若者が意見の言える、そういう施策をこの熊取町本町からつくり上げていただきたいというふうに思います。これは要望で終わっておきます。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）以上で、佐古議員の一般質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩といたします。

---

（「11時53分」から「13時00分」まで休憩）

---

議長（坂上巳生男君）休憩前に引き続き会議を開きます。吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）先ほど午前中、文野議員の一般質問で、ごみ焼却施設を単独で建てたとき補助金はどうなるのかという質問に対して、私、総額の30%が交付税措置され、結果、事業費に対して77.5%が負担額になる旨答弁いたしました。交付税措置は総額の30%ではなく起債額の30%であり、上限まで起債したときには事業費の77.5%が負担額となるものでございます。訂正しておわび申し上げます。申しわけございませんでした。

議長（坂上巳生男君）一般質問を継続いたします。

次に、二見議員。

7番（二見裕子君）それでは、議長のお許しがありましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

一般質問に先立ちまして、まず一言お話をさせていただきます。

町長のタウンミーティングで永楽ゆめの森公園でのオープンカフェを試行していただけることをお聞きいたしました。昨年9月の会派質問のときに提案させていただいたオープンカフェを早速

試行していただけるということで、本当に感謝いたしております。また、さらなるにぎわいを期待したいと思います。

それでは、私の通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1つ目の新生児聴覚検査についてですが、難病の早期発見が重要なのは、一番初めに学習するのは音を覚えることだからです。小さいころを思い出していただければわかりますが、人は初め、音や言葉を覚えてから、字や物、そして物事を覚えていきます。つまり、全ての始まりは音、言葉を覚えることから始まります。難聴になると言葉が入りにくくなります。そうすると、覚えていく言葉の量が少なくなったりうまく覚えられなくなるといったことも起こります。また、周囲の音も聞きづらくなるため、身の回りにあるものがどんな音がするのかも理解しづらくなります。特に赤ちゃんは、生まれたころ、目がほとんど見えません。新生児の視力は0.01から0.02くらいと言われており、その後、生後6カ月で0.1、1歳を迎えるころには1.0になります。そのため、赤ちゃんには音による情報が非常に多くなります。音を聞くことでさまざまなことを覚えていきます。

しかし、難聴になると本来発達すべき部分が発達しにくかったり、していなかったりします。音が聞こえにくいことにより、適切な発達ができなくなってしまうことが問題です。赤ちゃんに限らず、子ども全般に言えることです。

これらを防ぐために、新生児聴覚スクリーニング検査があります。検査を行い、早期発見し、音を補ってあげることで、適切な発達を促せるようになります。難聴の早期発見は非常に重要な要素となっています。それは、全ての物事を理解する礎となる部分だからです。生まれつき聴覚に障がいのある先天性難聴は1,000人に1人から2人の割合でいらっしゃるということで、早目に補聴器をつけたり適切な指導を受けることで、言語発達の面で効果があります。

それでは、1点目の聴覚障がい早期発見され適切な支援が行われた場合は、聴覚障がいによる音声・言語発達等への影響が最小限に抑えられますが、熊取町における新生児聴覚検査の受診状況はどうでしょうか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、新生児聴覚検査についてのご質問の1点目、熊取町における新生児聴覚検査の受診状況につきましてご答弁申し上げます。

まず、新生児聴覚検査の受診状況の把握につきましては、出生後から4カ月までの間に実施しております。こにちは赤ちゃん訪問事業の際に助産師が母子健康手帳を用いて確認を行っており、さらに、本年3月からは4カ月児健康診査におきましても受診状況の把握に努めているところでございます。

ご質問の本町の受診状況についてでございますが、平成28年4月から平成29年1月末までに出生された273人の新生児のうち245人が受診、率にして89.7%、残り28人が未受診もしくは未確認となっております。検査結果といたしましては、異常なしが244人、要精密検査が1名でございましたが、精密検査の結果は異常なしという状況でございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）熊取町は受診率がいいということでありまして、医師による受診勧奨が行われているかと思っておりますので、受診状況というのはとてもいいのかなというふうに思っております。新生児聴覚検査は、やはりその部分では効果が大きいというふうに思っておりますので、かといひましても費用面というのは実費というふうになっているのかなというふうに思います。

新生児の聴覚検査方法というのは、内耳からの反響音を調べる検査と音を聞かせたときの脳波を見る検査の2種類、これも費用は大体平均5,000円かかってくるかなというふうに思っております。今年度、厚生労働省より、平成29年度より新生児聴覚検査に係る協議会の設置や研修会の実施、普及啓発等による都道府県における推進体制を整備する新生児聴覚検査体制整備事業を開始するというので、これは2点目なんですけれども、大阪府としてこれの取り組みをされるようですが、こ

れに関しまして熊取町としましては取り組みとしてどのようになっておりますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）そうしましたら、ご質問の2点目、大阪府の取り組み及び熊取町としての取り組みにつきましてご答弁申し上げます。

大阪府の取り組みにつきましては、先ほど議員おっしゃいましたように、平成29年度より新生児聴覚検査に係る協議会の設置や、研修会の実施、普及啓発等により都道府県による推進体制を整備する新生児聴覚検査体制整備事業を実施することとしております。具体的には、耳鼻科医会、産婦人科医会など医療機関従事者などに対して年間2から3回の研修会の実施や、新生児聴覚検査のパンフレットを作成し配布するという普及啓発を行うものでございます。さらに聴覚検査を受診後に精密検査を受け、療育が必要となった場合にスムーズに療育につながるようなシステムをつくることを目的に、医療機関や教育機関などの関係機関による連絡会の実施を予定しており、目下その準備を行っている状況というふうに伺っております。

そこで、本町の取り組みといたしましては、大阪府が作成いたしました「赤ちゃんの耳の聞こえ」と題しましたパンフレットを出生届け出時に全員の方に配付し、新生児聴覚検査や耳の聞こえと言葉の発達についての情報提供、耳の聞こえについての相談先の周知などを行ってございます。

また、先ほどご答弁申し上げましたとおり、こんにちは赤ちゃん訪問事業の際に新生児聴覚検査を含めた母子の状況把握に努めるとともに、4カ月健康診査では、保健師による問診と聴力のチェックや医師の問診及び診察により、聴力を含めた乳児の発育・発達を総合的に確認しており、乳幼児健診で経過観察となった場合は、担当保健師が経過観察健診や医療機関の精密検査につなぐなどの支援を行っております。さらに精密検査の結果、支援が必要となった乳児につきましては、担当保健師が療育に関する事業や制度の紹介など、適宜適切な支援を行っているところでございます。

本町といたしましては、今後も引き続き、医療機関、助産師、療育施設など関係機関と連携し、聴覚について支援が必要な乳幼児や保護者に対しまして担当保健師が中心となった支援に努めるとともに、新生児聴覚検査につきましては、大阪府や他の自治体の動向に注視しながら、熊取町以南の3市3町の広域での調査研究を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）昨年も6月議会で新生児聴覚検査の質問をさせていただいたんですけれども、3市3町連携してということで、研究していく、勉強させていただくというふうな話だったんですが、具体的に何か進んだものというのはあるのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）具体的にということは、正直申し上げまして今現在は何もないというのが現状でございます。ただ、そういった中で、今、議員からもお話がございましたように、新生児聴覚検査の体制整備事業、こちらによりまして、まず産婦人科医、産科医によりましてはまだ新生児聴覚検査が実施されていないという医療機関もあるというところで、まずは大阪府下全ての医療機関で新生児聴覚検査を受けられるというような体制整備に向けて大阪府も取り組んでいくということを我々は聞いてございます。そういったことも含めまして、我々もその動向に注視しながら引き続き研究してまいりたいと思っております。

また、治療費、検査費用の助成でございます。そちらにつきましても、議員もご存じだと思うんですけれども、現在大阪府下では千早赤阪村の1団体のみというふうに聞き及んでおります。そういったこともございますので、今後そういった形でいろんな大阪府の取り組みによって啓発もなされていって、受診率も上がってくる中で助成ということも今後研究していきたいと。引き続きの研究ということでご理解いただければというふうに思っております。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）啓発という部分で、大阪府としてパンフレット作成等々されているということですか。

が、熊取町におきましては、先ほど受診率をお聞きした限りでは89.7%、未受診の方が28人ということで、かなり高い数字が出ているかなというふうに思っているんですけども、そうなるのと、ほとんどの方がされている、じゃ費用の面で、昨年にも質問したときに本当に金額が産院でばらばらであるというふうに、平均すると5,000円ぐらいかなというふうな数値は出ているんですけども、そう思ったときにしっかりと、地方交付税措置ということですのでごく曖昧な、金額幾らなのかという部分もあるかなというふうに思うんですけども、千早赤阪村は公費で助成されていて、3市3町とかいう考え方ではなくてされているということで、その辺については町としてはどういうふうなお考えでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 以前からずっと母子保健の分野につきましては3市3町の広域でということで再度ご答弁申し上げておるんですけども、やはり本町にも産科医がないと。千早赤阪村におかれましても同じ状況かなと思うんです。そういった中で、今までさまざまな母子保健の事業を新たに立ち上げてきたわけですが、その際におきましても、泉佐野泉南医師会に対していろいろ協議させてもらうに当たっては、やはり3市3町で足並みをそろえてやっていただかないとというご意見が実際ございます。そういった形でいかないと、町単独で医師会のほうと協議でいってもなかなか前に話が進まないといったところが現状でございますので、3市3町とも今、議員がおっしゃりましたように地方交付税措置がなされているといったことも踏まえすと、必要でないという意見は全くございません。確かに必要だと十分認識してございます、3市3町。そういった中でやはり足並みをそろえてさせていただきたいというのが実情でございます。

議長（坂上巳生男君） 二見議員。

7番（二見裕子君） じゃ、また3市3町で、ほかがどれぐらいの受診率かは聞いておりませんのでわからないですけども、熊取町としましては本当に高い水準で受診をしているわけですので、しっかりと率先していただいて、公費助成という部分で全てが全ての金額では無理かと思うんですけども、本当にたとえ2,000円であろうが3,000円であろうがしていただくことによって、やっぱり新しく生まれた子どもにそういう保険がきかないもので公費があるというものはすごく助かるんじゃないかなというふうに思いますので、またその辺もしっかりとよろしく願いいたしたいと思います。それでは、次に2点目の防災についてお伺いしたいと思います。

1点目の小・中学校での避難訓練は行われていると思いますが、防災教育についてはどのように行われているのでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） では、二見議員の防災教育についてのご質問にお答えいたします。

本町の小・中学校では、各校が学校安全計画を作成し、計画的に避難訓練を実施するとともに、理科、社会科、保健体育科等の教科指導や特別活動等を関連させ、計画的かつ実践的に各校の実態に合った工夫ある防災教育を行っております。

教科指導の具体的な内容につきましては、まず小学3、4年生の社会科で火災や消防署の仕事、地域の防災活動等、災害からまちを守ることの必要性や方法など、主に地域の取り組みについて学びます。そして、小学校5年生の理科では台風と気象情報、6年生になると地震、火山、津波等の被害等について正しい知識と理解の定着を図り、それらのことを関連づけて、小学校6年生の社会科では災害発生時の政治の仕組みについて学ぶとともに、地域の一員としての自覚を育む学習を行っております。さらに、学んできたことを主体的に考え行動できる児童の育成を目指して、小学校5、6年生の保健では自然災害によるけがの防止について学び、実践的な態度を育成しております。

また、中学校では、理科において自然の恵みとともに災害について、社会科では自然災害と防災への取り組みについて理解を深めるとともに、保健体育科においては自然災害による危険と傷害の防止について実践的な態度を育むことを目指しています。さらに特別活動の時間には、町の防災マ

ップ等を活用し、具体的に災害発生時における備えや心構え、地域における役割等について自覚を高める学習も行っております。いずれも、各教科を関連的に見通し、各校の実態に合った取り組みが実施されています。

自然災害の正しい知識や理解、対応方法などを学び、その上で災害が起こったときにみずから考え、みずから行動できる児童・生徒を育てるために、今後とも充実した防災教育に取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたしまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）防災教育をさまざまやっただけで、本当にとっても今お聞きしてすばらしいなというふうに思いました。

避難訓練というのは年2回ぐらいですか、されているようですが、災害といっても防災といっても今、地震や大雨とかさまざまあると思うんですけども、地震もいつ来るかわからないということと、また大雨については最近、本当に毎年のように異常気象で被害も出ているような状況かなというふうに思っております。

先日、日本防災士会主催による気象庁のワークショップというのに勉強に行かせていただいて、これは大雨のときにどう動いていくかということのシミュレーションだったんですけども、それぞれワークショップですのでグループを組みながら地図をもらって、どんな地域に住んでいるのか、またどんな建物、家に住んでいるのか、家族構成も想定して、そのときの大雨の気象状況で自分の行動というんですか、グループとして家族としての行動をポストイットに書き込んで張り出して、グループで考えをまとめていくというようなワークショップをさせていただきました。実際に経験していないことですが、学校でもされているかなというふうに思うんですけども、体験してはいないんですけども考える機会というのはすごく大事かなというふうに思ったんです。

このような何かワークショップ的に子どもたちが考えて発言するようなものというのは、学校のほうでは教科的にはされているかなというふうに思うんですけども、そういうものは何かされているものがあるのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）こういった災害時の対応等に関して大切なことが3つあるというふうに考えております。まず一つは、しっかりと知識を身につけるということ、それからもう一つは、知識を得た上でしっかりと行動すること、つまりどう行動していいかということや学ぶということ、それから3つ目がしっかりと心を育てるという、この3点が非常に重要であるというふうに思っております。心を育てるといいますのは、例えば災害時に周りや協力するであるとか、ボランティアの精神であるとか他を気遣うであるとかといったようなところ、そういったところを育むという3点が重要であると。

今、避難訓練の折に当然各学校では、ただ単に教室からグラウンドへ避難するのではなくて、それをする前に例えばこんな場合はどう対応したらいいでしょう、グループで話し合おう、個人で考えようといったような形でワークシート等を利用する、あるいはグループワーク等をするということを行って、そういった学習をした後、ではどういう気持ちで避難しましょうか。ただ教室から外へ出るのではなくて、どういう気持ちでどういう思いで避難することが大事なのかという自覚を持って避難させるようにというふうな取り組みをしておりますので、今、二見議員からお話しいただいたような丸々その時間を使ってワークショップということではないですが、ワークショップをし、それを生かした行動訓練というような形をとらせていただいております。

ただ、今いただいたようなご意見についても、また各学校に広めていきながらご参考にさせていただければというふうに考えてございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）私が小学校とか中学校で介助員させてもらったときに、何か避難訓練といえばみんな黙って動いていくというような、そういう意識でしかなかったもので、本当に実際そういうふう

な勉強をされてというイメージが少なかったもので、私がこの前気象庁のワークショップに行かせていただいたときに、現実にならなくなったときにどうするという動きの部分で、やっぱり学校からグラウンドに出るといふ部分ではなくて、家にいたときに災害に遭ったときに、じゃどう動いていくのか、家族の構成、おじいちゃんがいるのか、おばあちゃんがいるのか、小さい子どもがいるのかという、そういうふうな動きの中で考えていくというものもすごく重要じゃないかなというふうに思いました。

今回、気象庁のワークショップというのが45分ぐらいでできるということで、気象庁のホームページで全てダウンロードができて、どのようにやっていったらいいかというのも全て解説していただいているというものがありません。自助、共助の意識を育てる本当に防災教育は大事やなと思いますので、またこれも一度見ていただけたらなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今いただいた内容等も参考にさせていただきながら、学校のほうで当然ながらどういった防災教育をするという計画は年間立てていただいております。実はワークショップ等も、自分が現場で担当しておいた折に、ただ避難するだけではなくて、やっぱり子どもたちに考えさせた上でということの重要性を考える中で進めさせていただいたということも実際ございますので、今いただいた気象庁のそういったホームページ等も参考にさせていただきながら、より子どもたち自身が自分の身をしっかりと守り、他者の身も案ずることのできるような子どもたちを育てられるよう頑張りたいというふうに思っております。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）じゃ、またしっかりと防災教育もよろしく願いたいと思います。

それでは、2点目ですけれども、災害時の情報ということで、熊取町としてはどのように発信されているのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）防災についてのご質問の2点目、本町としての災害時の情報発信について答弁申し上げます。

まず、災害時における避難所開設に関する情報等につきましては、町内39局のデジタル防災行政無線の活用、広報車による関係地域への情報周知、関係区・自治会、各機関・施設等への電話連絡、各部署からの所管施設への情報提供、また、町のホームページや携帯電話への配信などにより、適時適切に情報提供を行っておるところでございます。

このほか、災害の状況を見きわめつつ、本町の消防団5個分団あるいは泉州南消防組合にも協力を求めながら迅速な情報発信に取り組んでまいりたいと存じますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）防災行政無線というのは、災害のとき、地震であろうか大雨であろうか情報というのは同じように39の局から流れているのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）エリアを区分して流したい自治会、39ございますので、その近い自治会と流したいところを選択して流すことは可能です。もちろん全体に流すこともそうです。それは、状況に応じてそういった対応させていただきたいと考えています。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）よく住民から防災行政無線が聞こえないということをお聞きして、住んでいる場所によっては音が聞き取れないとかというもお聞きするんですけれども、災害時はボリュームは最大となるから聞こえるというふうに町のほうにお聞きしたら言われたんです。本当に雨とか風とかそういう音が大きい場合に屋内にいてるときというのは聞こえないかなというふうに思うんですけれども、そのあたりはどんなふうに考えておられますか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）ご指摘の点は非常に懸念されるところでございます。そういった意味で、以前にも答弁させていただいたことがあるんですけども、聞こえないというそういったご指摘と、反対にうるさいと、ちょっと音が大きくて、お昼とか夜のお仕事とかでやはりそういった反対のご意見等もありまして、通常はできるだけ最小限の音で運用しておるんですけども、雨の強さとか風等によって状況が変わってまいります。そのときは適切な音量等をもって対応できればと。

ただ、それを補完する意味で、町のほうからエリアメール、緊急情報メール等メールであったりとか、あるいは自治会長あるいは区長へ直接電話をさせていただいて、各地区の自主防災組織の連絡網等をまとめていただいているところが多々ございますので、そういったところの地域一丸となって対応させていただければと考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。自治会長連絡であったりとかメールで連絡していくという場合かなというふうに思うんですけども、避難する場合に避難所が開設したかどうかというのはホームページに載るんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）ホームページにも掲載させていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）これ、ホームページに載るというのはインターネットをされている方しか見ることができないわけで、されていない方についてはどのようにしていくことができるんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）そういった意味で、直接関係する地域に広報車等、そちらで周知させていただいたり、繰り返しになりますけれど、自治会の関係者に連絡網、そういった総じて重層的に対応させていただきたいと考えております。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。ネットを使わない高齢者である方とか情報を得にくい方に個別に受信機とかを設置するという考えもあるんじゃないかなというふうに思うんですけども、そこら辺は何か考えていないですか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）今のところ、現体制、取り組みで対応したいと考えております。今ご指摘の点は情報収集等の研究に努めたいと考えます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）個別受信機とかというのをされているところもあるんですけども、かなりコストもかかるということもお聞きしておりますし、また、防災ラジオとかというの也被れている自治体とかもあるんですけども、そこら辺は何かほかの手だてというのを考えていることもないですか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）先ほどの個別受信機とあわせてそういった新たな手段とか、やはり費用対効果とか有用性あるいは即時性、そういったところを総合的に検証してまいりたいと考えております。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。これからどんどん高齢化にもなっていくかなというふうに思いますし、公用車で回れる地域であればいいですけども、やっぱり道が車では回れないような状況であったりとか、何かそういう分断されたときにどうやっていくんやろうなというのすごく不安やなというふうに思ったんです。災害時の情報の伝達の手段というのをもう少し違う角度からも考えていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。



企画部長（貝口良夫君）今おっしゃられたように、非常に激甚な災害の場合でさらに困難な局面等も十分想定して対応を考えることが不可欠と考えます。今のご意見も十分配慮させていただいて、研究にも努めたいと思います。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）じゃ、よろしく願いいたしたいと思います。

それでは、3点目にいかせていただきます。

熊取町内に幾つか地元の方で井戸をお持ちの方がいるかなというふうに思うんですけども、井戸というのを災害時に防災井戸としての活用というふうな考えはどうでしょうか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）続きまして、3点目の町内にある井戸の災害時における防災井戸としての活用につきまして答弁申し上げます。

これにつきましては、既に大阪府のほうで災害時協力井戸という制度が創設されております。本町におきましても23カ所の災害時協力井戸の登録がございまして、大規模な災害時には生活用水として利用に供していただけるものでございます。

本件につきましては、泉佐野保健所が窓口となっており、一部に非公表の箇所もあるものの、本町におきましては各災害時協力井戸の場所や協力者などの当該情報を把握しており、また住民の皆様にも大阪府のホームページや保健所において確認できるところでございしますが、今後も泉佐野保健所と連携し、災害時の応急対策に資してまいりたいと考えております。

なお、災害時協力井戸につきましては、洗濯水や手洗い等の生活用水としての活用を図るものであり、保健所に確認いたしましたところ、やはり飲料用としては常時の水質基準の確認の必要性や、地震時には地下水脈の変動などにより水質の変調も考えられるため、飲料用としての推奨は避けるべきとのことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。ちょっと調べていまして、そのようなことが町にあるとは全然知らなかったというか、調べましたけれどもなかなかそういうのをされているというのがわからなかったんです。この井戸は、住民の皆様にも町としてホームページに載せて公開するということはしないんですか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）あくまで府の制度で、登録の廃止等もございまして、基本的には一元的に大阪府のほうで情報の管理等をされることがふさわしいと考えますけれども、そういった制度があるということを本町といたしましても知らせることは非常に有意義でございまして、ホームページ等で今後、速やかに対応してまいりたいと考えます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）箇所を指定してしまうと、もしかして個人的なものでダメなのであるならば、町として23カ所の災害時の協力井戸があるということぐらいは載せていただければすごく安心かなというふうに思います。

阪神・淡路大震災で一番なくて困ったのが水洗トイレに流す水ということで、先ほど部長からもおっしゃっていましたが、トイレ・洗濯用水として飲み水ではないということで、その辺もあわせて載せていただくのが、これも災害発生時にしか使えないということとか、また井戸水の提供というのは全てボランティアであるとかという、そういう文言とかもしっかりと載せていただければ少し安心かなというふうに思います。

それと、井戸があるということは多分、旧の住宅地かなというふうに思うんですけども、その自治会長なりがそこに協力井戸があるとかいうものももしわかるのであれば、災害があったときに動きやすいんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺はいかがですか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）今のご指摘は非常に重要かと考えます。先ほど申し上げましたが、周知には速やかに努めてまいりたいと考えます。

ちなみに大阪府内で現時点ですけれども、政令市とかは除いて1,471カ所に今登録がございまして、やはり無償という形で対応されておると。ただ、これはある意味幸いなところでございまして、平成17年3月からこの制度をスタートさせておるんですけれども、実は実績として利用されたのはゼロという、これは激甚な災害が来れば一気にこういう制度が非常に役立つだろうというような考えはあるんですけれども、そういった意味でも日ごろから、どうしても埋没されてしまう情報ですので、できる限り地元の方、あるいは先ほどおっしゃられたように自治会長、区長等とも確認しながら進めてまいることが重要かと思えます。

ちなみに熊取町は、経緯はわからないんですけれども、ある程度町内に点在しているんです。和田のあたりがかなり登録、これは地元の協力の関係かもわかりません。ちょっとそこは定かじゃなかったんですけれども、結構集中して、全体で23カ所、もちろんボランティアという形でご協力いただいておりますということと、あと登録の看板のようなプレートは自宅のほうに掲示いただくようになっています。余り私自身も拝見したことはないんですけれども、そういった意味からも、ホームページ等でお知らせすることがご指摘のとおり重要かと考えております。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）23カ所だけなんですけれども、町内の井戸は把握されていますか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）今回ご質問いただいて、事前に例えば上水道であったり水質の環境であったりとか消防水利という意味で、結論から申し上げたら、登録制度とかそういう何か許可とか許認可とか全く町のほうは通っておらないんで、それは把握しておらないところです。大阪府の協力井戸の23カ所という数字を今認識しておるところです。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）これ、大阪府に登録されるということは、大阪府から何かあったのはどうやってご存じになって登録されたんですか。井戸を持っておられる方はどういう経緯で、その辺はわからないですか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）今申し上げました非常に古い平成16年度の分、その当時は府民の方に大阪府のほうから協力を求められたというふうに考えられます。結果として、今申し上げたような現時点で1,500カ所近い登録のご協力をいただけるような経緯になっております。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）できれば、和田の辺は多いということですが、もし小学校とか中学校、避難所になるような近くの方で井戸があってという方で、登録されていない方がいらっしゃって登録していただけるというふうなことがあれば、その辺も町として、またもう一度こんながあるというのを言っていたかどうかという事は可能ですか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）積極的にその辺、周知したいと思えます。町内で点在していることのほうが激甚災害があったとき全ての地域の方がそういった生活用水に困らないと、十分活用を図れるということで重要かと思えます。そのあたり、周知に努めさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）よろしく申し上げます。

それでは、4点目になりますが、災害時における福祉避難所施設利用の災害協定を社会福祉施設等で先日締結したと思うんですけれども、この制度に関します備蓄であるとか建物の耐震についてはどのようになっているのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）続きまして、4点目の福祉避難所施設利用に関する災害協定締結の社会福祉法人等における備蓄や耐震の状況について答弁申し上げます。

本町と町内の社会福祉施設等との同協定につきましては、本年3月27日及び5月2日において、合わせて12の社会福祉法人等と締結したものであり、要配慮者等を受け入れるため、災害の状況を踏まえ、各法人のご協力により福祉避難所の開設ができるものでございます。

ご質問の備蓄物資については、各法人に備蓄の義務づけをしているものではなく、必要な物資等につきましては避難所運営の状況に応じ本町から基本的には供給することとしておりますが、各施設の多くは自主的に備蓄に努めていただいております。

また、各施設の耐震の状況につきましては、基本的には対象施設の被害の状況に応じて、施設側の利用可能な場所及び設備について利用できるものと協定しているものでございますが、いずれの施設も昭和56年以降の新耐震基準での建築施設となっており、一定の耐震性を有しているものと認識しております。

いずれにいたしましても、今後とも、災害時における迅速かつ円滑な各施設の利用に当たり、受け入れ施設側との緊密な連携に努めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。備蓄については福祉施設のほうがされているということよろしいんですか。

（「はい」の声あり）

7番（二見裕子君）町で協定を結んでいますので、しっかりとそこら辺、やっぱり受け入れていただく以上は町のほうで幾らかの援助というのは申し出ていただいたのかなと思うんですけども、その辺は義務づけでもないし、法人でやっていただくというので丸投げですか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）今回の協定に当たりまして、昨年秋ごろですけれども、社会福祉協議会の協力を得て実態調査なり意向調査等をさせていただきました。もちろん今ご質問いただいている各施設ごとの備蓄されている資機材であったり食料や水とか、一定把握はさせていただいております。

ただ、何分協定は防災の臨時的に受け入れていただく場合のことを想定しておりますので、各施設で備蓄されているのは、やはりそちらに入所されている方であったり関係者とか、第一義的にはそういったこととなりますので、実際にご協力いただいたときのそちらの運用状況を見ながら、町のほうから、町も一定備蓄等ございますので、そういったものであったり追加の確保等、そういった形で対応していきたいと考えています。

今申し上げましたことは一定協定の中に盛り込んでおりますことと、備蓄のみならず、施設の利用も協定しておいてもそちらが被災される場合もありますので、いずれにしても実態を見て、社会福祉のそういった福祉避難所としての対応をお願いして、協力、相互連携してまいりたいと考えてございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）入所の方がいらっしゃって、その方が第一にということでもあるかなと思いますので、受け入れていただける協定を結んでいただいたということで、プラスアルファの備蓄に関しては補っていただけるように、またよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、3点目に移らせていただきます。精神障がい者の方の支援についてということで、精神障がい者の方の就労支援は熊取町としてどのような取り組みを行っていますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、精神障がい者の方の支援につきましてご答弁申し上げます。

精神障がい者の方への就労支援の取り組みでございますが、他の障がいをお持ちの方と同様、主

に障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスとして実施しております就労支援と、ハローワークや泉州南障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携して行う企業等への一般就労支援がございました。

まず、障がい福祉サービスを利用した就労支援でございますが、就労移行支援と就労継続支援の2つのサービスがございます。

1つ目の就労移行支援につきましては、就労を希望する方に生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識及び能力向上のための訓練、求職活動に関する支援、利用者の適性に応じた職場開拓などの支援を行うもので、本年5月末現在で19名の方が利用されてございまして、そのうち精神障がい者の方の利用者につきましては7名となっております。

2つ目の就労継続支援につきましては、一般企業等での就労が困難な方に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスでございます。就労継続支援には雇用契約を結ぶA型と雇用契約を結ばないB型の2種類がございます。本年5月末現在で、就労継続支援A型では18名の方がご利用されてございまして、そのうち精神障がい者の方は9名となっております。また、就労継続支援B型は83名の方が利用されており、そのうち精神障がい者の方でご利用の方は27名となっております。

次に、企業等への一般就労についての支援についてご説明させていただきます。

企業等への一般就労支援につきましては、関係機関である泉州南障害者就業・生活支援センターやハローワークと連携して進めてございます。

障害者就業・生活支援センターは、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づきまして、就職を希望されている障がい者の方あるいは在職中の障がい者の方や家族の方が抱える不安や困っていることに応じまして、雇用及び福祉の関係機関との協力のもと、就業面及び生活面の一体的な支援を実施することを目的として、都道府県が指定しているものでございます。具体的な業務の内容につきましては、自立や安定した職業生活の実現を目指し、就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がい者の方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問の実施による就業に関する相談、また、それぞれの障がい特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言、また、生活習慣の形成など生活面での支援や関係機関との連絡調整などを行うことにより、就業支援と生活支援を一体的に行っております。

なお、平成28年度には熊取町以南3市3町にお住まいの障がい者の方から3,614件の相談を受けており、また、本年3月末現在でセンターを利用し就職された熊取町在住の27名の障がい者の方が継続して就業されております。また、ハローワークにおきましても、就職を希望する障がい者の方に、障がいについて専門的な知識を持つ担当者が仕事に関する情報を提供するなど、支援を行っております。

本町では、就職を希望する障がい者の方からのご相談があった場合につきましては、ご本人の希望や現在の生活状況や家庭状況などについて丁寧にお話をお伺いし、これら関係機関などと連携しながら適切な支援につなげられるよう努めているところでございます。

以上をもちまして、精神障がい者の方の支援に関する答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。ありがとうございます。

精神障がい者の方はなかなか就職が難しいというふうにお聞きいたします。体の状態、心の状態によるのかもしれないですが、そのことによって、就職面接に行ったけれど、やっぱり統合失調症であるとか病によってはやはり受け付けていただけなくて、それが原因で引きこもってしまう方もあるかなというふうに思います。そのために生活も困窮になっていくということもあるのではないかなというふうに思うんです。経済的に自立ができて初めて就労支援というふうになるのじゃないかなというふうに思うんですけれども、すぐに一般就労することはなかなか難しいと思うんです。それぞれの状況に応じた就労の機会が提供できるような働きかけというのがすごく大事なと思う

んです。

具体的に、先ほども言うていただきましたけれども、町としてもどのような感じで働きかけというのはいしていただいているんですか。

議長（坂上巳生男君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） 町としまして、私どもの障がい担当としましては、先ほどもご答弁でご説明させていただきましたけれども、やはりご相談に来られましたら、まずその方がどういう状況で何を希望されているのか、そういったところをきちんとお聞きさせていただきまして、今、議員おっしゃられていましたように、その方がどういった形が一番いいのかなということもございまして、先ほどお話しさせていただきました泉州南障害者就業・生活支援センター、こちらのほうでもそういう相談を受けまして、いろんなその方に合った職場をご案内されたりとかしてございまして、熊取町のほうでもご相談を受けましたら、先ほどB型、A型とお話しさせていただきましたけれども、B型というのは本当に小さいアクセサリをつくったりとか軍手を束ねていたりとかということとか、A型になったらもう少し作業的には一般就労に向けたような取り組みをされるとか、そういうことをそこで訓練といいますか、そこでなれていくというようなことをされてございます。

私も一度そういう施設に伺ったときに、一度就職されましたけれど、ちょっとしんどくなって来られている方もいらっしゃいます。ここで気持ちを整えて、体調を整えて、やはり生活面を整えていくという面もかなり大きいので、そういうところで整えてまた一般就労のほうへ戻っていかれると、そういうような形で取り組まれているというのもお聞きしてございますので、今後もそういったところのその方に合ったような状況とか、その辺を町としましても深くお聞きして、いい形でサービスを受けていただくなり、そういうところにご案内させていただくとかいうところが大事ではないかなというふうに考えてございます。

議長（坂上巳生男君） 二見議員。

7番（二見裕子君） わかりました。

今、2018年4月に精神障がい者雇用ということで義務化になるということで、厚生労働省が事業者に義務づけている障がい者法定雇用率を2020年度末までに現在に2.0%から2.3%に引き上げるというふうなことが決まったということで、雇用義務づけの対象に統合失調症などの精神障がい者の方も加わって、対象者の数がふえるような形の措置になってきているんです。

町の職員の採用についてお聞きしたいんですけれども、町職員採用というのは、募集時に身体障がい者採用枠というのはあるのでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君） 町の採用の件ですけれども、議員おっしゃったように、法のもとで雇用率が定められています。今現在は身体障がい者の方、知的障がい者の方の雇用ということで、本町の場合は枠が6名のところ現在は8名という形になってございます。

今、議員おっしゃられたように、30年度から精神障がいの方が追加されるということで、今後、その枠がうちのほうで必要になった場合につきましては、精神障がい者の方も全て含めまして採用試験ということでの検討となろうかと思えます。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 二見議員。

7番（二見裕子君） 全体の枠の中に身体障がい者の方だけの枠があるというわけではないということですか。全体の中でのことということですか。わかりました。

町としてもしっかりと今後取り組みをしていただけるということですが、就労支援で就職された方が新しい環境に入って、またストレスがたまったときにケアできるかどうかで定着というのも変わってくるかなというふうに思います。本人は本当に頑張ろうというふうにも入っていますし、逆にストレスも見せないようにしている人もいるかなというふうに思うんですけれども、そのとき、町としてもケアをしっかりとさせていただきたいなというふうに思います。これ、企業でし

っかりとケアしていただければ定着率は上がってくるのかなというふうに思うんですけども、町としてその辺の何かケアというのは、就職された方に声かけするとか、そんなのはされていますか。  
議長（坂上巳生男君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） 一般企業ということになりますと、そこまでの町からの働きかけということではないんですけども、そういったしんどいなというようなご相談というのはいろんな相談場所がございまして、町内でも3カ所の事業所でいろんなそういう相談を受けているところもございます。当然、町のほうでも受けさせていただきまして、そういうところでお話をお伺いさせていただきましたら丁寧に状況をお聞きした上で、先ほど就労センターのお話もさせていただきましたけれども、そちらのほうと連携しまして、その職場のほうも連携してどういう状況に環境があるのかとか、そういうところも先ほどのセンターのところで確認して、その方の状況に合った環境整備、そういうことも企業との調整もされてございます。そういったところの調整をまた町のほうでもさせていただくなり、そういうことは今後、進めていく必要があるかなと考えてございます。

議長（坂上巳生男君） 二見議員。

7番（二見裕子君） わかりました。いつでも相談に乗ってもらえるというのが、やっぱり小さいまちですし、町で就職を世話していただいた限りは町のほうでそういう質問にも乗ってもらえたら、そのときに割とお話もして聞いていただいているかなというふうに思いますので、そういうこともすごく必要なというふうに思うんです。

ホームページで身体障がい者の方の相談とか何か探していたときに、精神的にしんどい部分での相談をどこに持っていったらいいのかというのがちょっとわかりにくいというふうに思ったんですけども、その辺はどうですか。相談の子どもの分はすごくよく、ここに言ったらいいんやなというのはわかるんですけども、そういうのはどうですか。

議長（坂上巳生男君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） 本町では、障がいをお持ちの方にいろんな相談だけではなくて、サービスの内容であったりとか、そういったどういうところにどういう相談をしたらいいのか、またどこにどういうサービスがあるのかという、そういうしおりなんですけれども、1冊のA4判で冊子をつくってございまして、そういったのもホームページのほうにも載せておるんです、実を言うと。当然ながら、窓口に来ればこういうことがありましてこういうサービスもございましてとか、またこういうところのご相談をいただけるような場所であったりとか、当然、町のほうでお受けすればそういったところとの調整もさせていただきますし、また、議員おっしゃられましたように、そういった相談があれば町としても丁寧にその辺をお受けさせていただいて、状況を確認させていただいてつなげていきたいなど。そういったサービスの面とか相談先であったりとか、そういうのはそういうところにまとめてございますんですけど、今後、ホームページのほうでも改善するところがあれば当然改善していきたいなというふうに考えてございます。

議長（坂上巳生男君） 二見議員。

7番（二見裕子君） ホームページはすごく便利なんですけれども、なかなか探していくのにやはり時間がかかるところという、すごくクリックしてクリックしてどんどん奥に行かないと見られないというのはとても何か難しいものがあるなというふうに思いますので、そこら辺の整備もしていただいて、しっかりとまたご相談しやすい体制をつくっていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君） 以上で、二見議員の質問を終了いたします。

次に、阪口議員。

4番（阪口 均君） 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。眠たいんでしょうけれども、もうちょっとですから皆さん頑張ってください。

私のほうから2つあります。一つは熊取町のため池を利用した太陽光発電についてということで、

これはちょうど1年前の28年6月に一般質問で私がしまして、今回が2回目となります。

もともと町有財産を利用して町の収入になる方法として何かあるかなとかいうふうなことから、熊取町にため池が多いということと、そのころからため池を利用した太陽光発電というのがある地区で始められていたというふうなことで、昨年一般質問をさせてもらいました。そのときの回答としましては、いろいろ障害、弊害みたいなものもあわせ持ちながら、そういうこともあるんですけども、研究を重ねていきたいというふうな答弁をいただいたように思います。それから約半年ぐらいたった去年の末ぐらいに水とみどりのほうに確認しましたところ、この4月施行の法律で、今まで熊取町行政と業者が交渉して成立すればそういう事業が進められていくというふうな状況だったんですけども、そこに入札という行為を挟まないといけないというふうなことで、しばらくペンディングやというふうなことを直接聞きました。

それから4月1日が過ぎまして、今現状どういうふうに変わってきているのかということについてお聞きしたいと思います。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）それでは、どのように変わってきているのかということで、まず法改正によります改正点についてご答弁申し上げます。

平成29年4月に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、これの改正が施行されました。太陽光発電事業を実施するに当たり影響のある改正点は、これまで固定価格買取制度で電力を売電しておりましたが、発電量が2メガワット以上の発電につきましては入札により買い取り価格を決定する買い取り方法となり、発電量が2メガワット未満につきましてはこれまでどおりの固定価格買い取り制度による買い取り方法となったものでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）ということは、熊取町はいろいろ池があるんですけども、その大きさ、規模からいくと固定価格でやることができるのか、もしくは2メガワット以上の池になるから入札という行為が必要になってくるのかという点についてはどうですか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）本町におきましては、まずため池面積によりまして当然パネルの設置面積が限られてきますので、それによって2メガワット以上のパネルを設置する池、それ以下の池というのは両方ございます。だから、その前提にする池によって2メガワット以上の入札制度に乗るか未満の固定価格制度に乗る池なのかという両方のケースがございます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）大きいほうの2メガワット以上の池というのは幾つぐらい熊取町に存在しますか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）いろんな設置に関しての条件的なものがあるかと思うんですけども、それらも加味した中で現時点ではうちが我々想定しているのが3カ所程度のため池については2メガワットの発電量をクリアできるかなということ、すみません、5カ所程度のため池がその面積以上かなというふうに把握してございます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）その5カ所というのは今公表できますか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）申しわけございません。先ほどの面積的なことで申しますと、大体2メガワットと申しますと、ため池のパネル設置可能面積2万平方メートルが該当しますので、その池については2カ所程度というふうに把握してございます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）2カ所程度ということによろしいですね。5じゃなく3でもなく2カ所という。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）2万平方メートル以上のパネルが設置できる池となります。ただ、大きな2万平方メートル以上の池、満水面を持っている池は何カ所かございますけれども、その中で町が設置できるであろうというような岸から10メートル離れた中に絵を描いていきますと、今、理事のほうがお答えさせていただいたように2カ所の池になってくるということで、ただ、この中で2メガ以上を選択するのか、また2メガ以下を選択するのかというのは、事業者が最終的には入札制度に参加して2メガ以上の池でしたら2メガ以上設置するのか、それかもう手っ取り早く、時期もかからない低価格の2メガ以下に抑えていくのかということにつきましては、最終的には業者が選択して町に申し入れてくるのかなと考えているところでございます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）普通に考えると2メガ以下で入札なし、固定価格で契約という、そっちのほうが無くて得なような気がするんですけども、満水状態で仮にどうなんでしょう、例えば実効7割ぐらいのものですかね。やっぱり3割ほどはあけておくと池のためにもならないですから、そうなったとしてもそれよりも下げて固定価格でというふうな、そっちがよさそうな感じがするんですけど、一般的にはどんなものなんですか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）先ほどもうちの部長が答弁しましたように、あくまでもどっちを選択するかというのは事業者の判断になるかと思っております。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）そしたら、2カ所ですね。その2カ所の池はどこどこになりますか。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）池につきましては、今まだ水利とも全然協議をしていない状態でございます。そんな中で今、池についてはこの場では控えさせていただきたいと考えています。これを設置に向けて手続を踏んでいきますと水利の協議もございまして、水利が承諾をさせていただいた上でもまだ近隣の自治会との協議も残ってまいります。そんな中で、今の段階では選定作業を行っている最中ですので、この場では池のお名前というのは控えさせていただきたいと考えてございます。以上でございます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）わかりました。

法律が改正された後に、ほかの自治体で太陽光発電を入札によって進めた自治体とかは現実にあるんですか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）申しわけございません。ちょっと把握はしてございません。

ただ、2メガワット以上になりますと入札制度になるということの情報がある中で、入札の時期でございますけれども、今のところ我々のほうへ10月ぐらいに入札の制度を実施するというふうな情報は入ってございます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）ということは、まだどの自治体も、入札を準備していたとしてもそこまでいっているところはないという理解になるわけですね。わかりました。

それでは、そういう状況の中で町の対応はこれからどうしていくのか。一部に触れていたいただいたような部分もあるんですけども、2番目の質問になります。よろしくお願ひします。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）それでは、2点目の町の対応はどのようにしていくのかについてご答弁申し上げます。

本町といたしましては、現在、太陽光パネルが設置できるため池の選定作業を行ってございます。



設置条件といたしまして、1つ目がパネル設置可能面積、2つ目が進入路の有無及び幅員、3つ目が電気設備設置用地の有無などにつきまして、これまで水利組合から要望のあったため池及び満水面積が1万平方メートルを超えるため池、この22カ所において調査を行っているところでございます。これら設置条件を満たしているため池から、引き続き地元水利組合と設置に関し協議、調整を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）今、地元水利組合から候補が挙がってきたという発言をされましたけれども、そういうアプローチはもう地元としているわけですか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）今ご要望があった水利組合というのは、もう昨年度来から幾つかの水利組合からご相談があったという状況でございます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）その相談があったというのは、町側からこういうことをやろうとしているんやということの説明は事前に行っているという理解でよろしいですか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）町側からの発信ではなくて、水利組合側からこういうことでため池の発電、ほかにもやっているけれども熊取町でできないのかなということでご相談がございました。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）ということは、一部の水利組合からというふうな、そんな感じですね、今の話ですと。となると全ての水利組合にこれから話をしていくというふうな、そういう手順が踏まれていくというふうに理解してよろしいですか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）ご要望というか、ご相談のあった水利組合が5つでございます。ご相談があっても当然、先ほど私、申し上げましたいろんな条件等がございまして、それを町で検討しないと次の段階に進めないということもございまして、現在考えてございますのは、5つの水利組合のご要望のため池について検討が終わった時点でそれぞれの水利組合にご回答を申し上げて、事業に進める可能性のあるところについては引き続き協議していきたいというふうに考えてございます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）5つの水利組合は今公表できるんですか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）まず坊主池水利組合、それと五門水利組合、小谷水利組合、弘法池水利組合、大池土地改良区でございます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）5カ所の水利組合が町と今、何らかの形で接触しているということですか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）現在、相談を受けまして、町でまず選定作業を実施しているところでございまして、相談を受けた以降水利組合に対しては、いけるいけない、そういった接触というんですか、協議は行っていない状況でございます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）そしたら、一応弘法池も5カ所の水利組合からは出てきているということですね。それについては、町がさっきの3つの基準で面積、進入路、その設備があるかないか、こころ辺を勘案した上で、この池は候補に上がるな、上がらないなというふうなことを絞り始めているということよろしいんですね。

(「はい」の声あり)

4番(阪口 均君) 私の考え方ですけれども、もし業者が受けてくれるんでしたら、少々進入路がなかったとしてもそれでも業者がやりますよと言うんやったら、仮に10キロワットでも50キロワットでも発電すれば町の収入ですから、できるだけそういう交渉をしてほしいなど。おいしいところだけ持っていかれるという、おいしいところだけでやられてということじゃなくて、この池をやるんやったらこっちもやってよぐらいのできるだけ量を売って収入を多くしていくというふうな動きを、ぜひこの際ですからやっていただきたいなというふうに思います。それについては交渉事ですから、しっかりとやりたいことを言ってもらいたいなというふうに思いますが、いかがですか。

議長(坂上巳生男君) 大西都市整備部理事。

都市整備部理事(大西 宏君) 小さい面積のため池も数を寄せれば大きくなるわけでございますけれども、ただ、まずは現時点で先ほど私、申し上げました3つの条件をクリアするため池について事業化をさせていただいて、その後、そういった状況も見据えた中で面積が1万平方メートル以下の小さいため池についても検討していきたいと考えてございます。

議長(坂上巳生男君) 泉谷都市整備部長。

都市整備部長(泉谷 徹君) 今、理事が条件を3つご提示させていただいたんですけれども、この条件につきまちは一応事業者ともいろいろ聞き取り調査をしまして、1万平方メートル、1メガを発電できれば採算性はとれるというところで、一定パネル面積の1万平方メートルというところで、その前後ぐらいの規模を今選択してございます。今年度はこの規模ぐらいので何件かを公募したいと考えてございます。

ただ、そこで実績ができましたら、これより小さい池でも他市でやっている実績もございまして、それらも踏まえて来年度からできるだけふやして行って、町の財源にもなりますので、それらも含めて検討は進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

議長(坂上巳生男君) 阪口議員。

4番(阪口 均君) わかりました。

そしたら、次に具体的なスケジュールと書いています。今までのやりとりの中である程度触れた部分もありますけれども、スケジュールについて答えられる部分をお願いしたいと思います。

議長(坂上巳生男君) 大西都市整備部理事。

都市整備部理事(大西 宏君) それでは、ご質問3点目の具体的なスケジュールについてご答弁申し上げます。

先ほどご答弁させていただきました設置条件を満たしているため池の水利組合と協議を行い、ため池周辺の自治会とも設置に向けた調整が整いましたら、8月ごろには事業者募集を実施いたしまして、10月ごろには事業者を決定したいと考えてございます。その後におきましては、事業者が行う電力会社への契約の申し入れや太陽光パネル等の設置工事などに約5カ月必要と伺ってございますので、最短でも発電開始時期につきましては平成30年4月になる見込みでございます。

ため池への太陽光パネル設置につきましては、水利組合からの要望がある一方で、再生エネルギーの導入と町有地の利活用や新たな収入の確保の観点から設置可能なため池については今後も進めてまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。ご答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君) 阪口議員。

4番(阪口 均君) 各地区、5カ所以外の水利組合への説明会というのは今のスケジュールになかったと思うんですけれども、それに関してはどうなんですか。

議長(坂上巳生男君) 大西都市整備部理事。

都市整備部理事(大西 宏君) まずは今年度、可能であると考えているため池でございますけれども、それについて水利組合と協議をさせていただいて、ため池と申しますのは、町では改修とかハード

整備を実施しまして、水利組合が実質、水の管理とか池の表面管理等維持を行っていただいている中で、当然水利組合の協力をなくしてはこの事業を実施できないこともございまして、水利組合とまずは協議をさせていただいて同意を得た中で、続きまして、池の周囲に住宅等もございますので、地元の自治会にも当然調整をさせていただいた上での事業実施ということで、まずは選定したため池に限ってそういった調整に入っていきたいと考えてございます。

それと、ほかの要望が出ている水利組合に対しては今の状況で選定のご報告とか申し上げたいと思いますけれども、要望のないため池については、現時点ではそういったこちらから進んでの事業推進とかについては予定してございません。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）議員言われますように、やはり情報提供という観点から他の水利組合にも情報は流していきたいと考えてございます。ただ、今回これの公募と、あと業者が決定するぐらいまでは、やはり選定の水利組合と協議をどんどん進めていきたい。一定業者が決まりまして業者が事業着手できるような状況になった段階で、他の水利組合にもこういう今状況やというところで、ほかに手を上げられる水利組合があるのかないのか、また事業者からも最小、今1万平方メートルの設置面積ということをお聞きしているんですけども、実際のところどこまで小さな池でもできるのかとかいうような実績を踏まえた中で、再度ほかの水利組合にもそのような現状の情報を流していきたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）わかりました。

あと、事業者に関してですけれども、先ほど5カ所の池の名前が挙がったときに事業者と相談して候補池を決めたみたいな、5カ所以外も含めてですよ、候補の池を選定しているというふうに言われたと思うんですけども、その相談している事業者というのは1社とですか。どこと。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）私が先ほど申し上げた5カ所の水利組合の要望があったというため池と、現在選定にかけている中でこのため池が候補となっているというのは重複するため池もございまして、原則、先ほど私が申し上げました満水面積1万平方メートル以下の22カ所について選定したため池ということでございます。

ただ、特定の事業者と協議しているかという点につきましては、一定、当然こういった条件を整備する中では、どういったことで事業化する条件として設定する必要があるとか、そういった助言はいただいておりますけれども、個々この事業者と協議を続けているという状況ではございません。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）ちなみに、候補に挙がってくる事業者というのは何社ぐらい考えられますか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）現在いろんなことで先ほど助言いただいた業者は2社程度でございまして、ただ、公募をかけていく中で業者が幾つになるかというのは、現時点ではちょっと想像がつかない状況でございまして。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）わかりました。前へ進んでいるということの確認はできましたし、町財産、町の資産からお金を生むという大事な事業になってくると思いますので、ぜひ私の先ほどの思いも含めてしっかりと業者と協議していただいて、進めていただきたいなというふうに思います。この件についてはよろしくお願ひします。

続きまして、2つ目の下水道の普及についてということで質問します。

これに関しましても私、これを取り上げるのが2回目です。平成27年12月に一度下水道のことを

一般質問させてもらいました。今回は、この前平成29年度の予算というのを我々に提示していただきましたけれども、その予算の確保はできたものというふうにお聞きしています。工事区間も広報に載せていただいていますので、そういう状況だと思うんですけども、その点につきましてご答弁をお願いしたいと思います。

議長（坂上巳生男君）永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）それでは、阪口議員ご質問の2点目、下水道普及についてご答弁申し上げます。

まず、1点目のご質問、平成29年度予算の確保についてでございますが、平成29年度の社会資本整備総合交付金につきましては、通常整備分8,000万円及び長寿命化対策に係る防災・安全交付金1,000万円を合わせまして9,000万円の要望額に対し、いずれも100%の内示となり、平成21年度以来8年ぶりに要望額満額を確保することができてございます。これにつきましては、昨年11月に平成29年度における国交付金確保に向けた要望活動を藤原町長を初め府内6首長及び大阪府とともに国土交通省並びに地元選出国會議員の皆様に行ったことも一定の成果があったと大阪府からも報告を受けてございます。

当該交付金が満額確保できましたことにより、6月号広報にて住民の皆様にお知らせしております下水道の工事予定箇所につきましては計画どおり実施するとともに、長寿命化対策工事及び設計業務などを実施してまいります。

今後におきましても、引き続き下水道事業に重要な財源となっております国補助金の確保に尽力するとともに、財政状況を勘案しながら計画的かつ効率的に事業推進をしてまいりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）平成21年以来ということですが、これは、とれるときととれないときというのはどんな状況で変わってくるのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）大阪府にも昨年満額つきませんでしたので確認したところ、大卒の国の下水に対する補助金というのは変わりはないんやという形でお聞きしております。そこで、重要な対策等々があれば防災安全部に回ったりすることになりますので。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）わかりました。ちょっと素人考えでいきますと、9,000万円くれと言うてくれるときとくれへんときとあるんやったら、1億5,000万円くれと思いきり風呂敷を広げるような、そんなやり方もあるんかなとかいうふう思うんですけど、そんなことというのはできないですか。

議長（坂上巳生男君）永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）整備工事の財源としましては、今私が言いました国の補助金のほかに、工事します下水道債と受益者負担金と一般会計繰入金で成り立っております。そうしますと、国の補助金だけ多くとりますと、それについてきております下水道債、一般会計繰入金が増加することになりますので、それが効率的、効果的な整備や今後の財源とのバランスをとりました事業計画とはならないと思います。本町としましては、計画どおり国庫補助金のメニューと一般財源と基準内の繰り入れ、起債の計画等々を勘案しながらの事業推進としてまいりたいと思っております。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）ということは、ほぼ毎年これがベースで、ずっとこれから先もこの規模でいくんやというふうな、そういうことになるんですか。

議長（坂上巳生男君）永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）ちなみに、平成27年度当初要望額7,000万円であったものから平成28年度に整備工事分の補助金を1,000万円増額しまして8,000万円にさせていただいておるような状況で、その辺はまだ未普及の方々からのお声もありますし、財源のバランスをとりながらさせていただき

たいと思っています。

ただ、今回企業会計を導入という形でしておりますので、阪口議員の27年12月の一般質問のときに私お答えさせていただいた中長期的な下水道事業の取り組みという形で、平成28年度に企業会計の適用という形で取り組みを開始して次年度以降から企業会計に入っていきますので、それを受けて中長期の計画等々の検討をしていかなあかん時期だと思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） わかりました。

そしたら、29年の予算は満額で工事が進むということで、工事箇所も広報に載っています。これは距離にしたらどれぐらい29年で進むことになるんですか。

議長（坂上巳生男君） 永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君） たしか1,150メートル前後だったと思っております。去年とほぼ変わらない距離だったと記憶しております。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） わかりました。毎年1キロちょっとぐらいしかいかへんねやという、そんな話になるわけですね。

議長（坂上巳生男君） 永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君） 今回1キロ少しのわけなんですけど、下水道工事をしますのにいろいろ施工条件等変わってきます。国道のバスが通る路線、地下埋設物が多くて地下埋設をよけながら工事していかなあかん路線、延々とおうちがないんですが入れていかなあかん路線等々ございますので、メートル当たりざくっと幾らという形にはなかなか当たらないと思っております、施工条件がかなり違ってきますので。

ただ、その中でも効率のよい、住民にお声を聞きながら整備を進めさせていただきたいと思えますけれども、1キロしかないというお話はあるんですが、それ以上に延びる場合もありますし、逆にそれ以下のときもございますので、その辺はご理解よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） そしたら、今年度末で79.6%の普及ということになるわけです。これ、距離でもスペースでもいいんですけども、整備されたエリアと未整備エリア、これは何%ずつぐらいになるんですか。

議長（坂上巳生男君） 永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君） 整備された区域の面積ですが、現在、平成28年度で汚水を整備した面積でご答弁させていただくと585.5ヘクタール。市街化区域が925ヘクタールございまして、まだ未整備という区域につきましては339.5ヘクタール、ちなみに事業認可をとっておりますのが703ヘクタール、この事業認可も今年度、拡大に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 人口比で79.6%が29年度最終の普及率やと、これは予算書のあれについていたと思うんですけども、今の面積でいくとどの計算をしたら……。市街化も含めたほうがいいんですか。

議長（坂上巳生男君） 永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君） 認可区域ですと83.3%、市街化区域の中ですと63.3%となっております。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） わかりました。

そしたら、ちょっと別のことをお聞きするんですけども、今整備されている地区にもかかわらず下水道に流していない家庭というのは軒数でどれぐらいあるんですか。

議長（坂上巳生男君） 永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君） これも平成28年度末のデータでお答えさせていただきます。整備区域内

の世帯数は1万4,133軒、そのうち公共下水道に接続していただいているおたくが1万3,059軒、未接続のおたくが1,074軒となっております。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） わかりました。

そしたら、ちょっと私、ばくっと計算したんですけれども、下水道使用料が5億1,300万円、下水会計のほうに皆さんの家庭から入っていますよね。1,000軒ほどが、整備されている地域にもかかわらずつないでいない、流していないと。1軒当たり大体3,700円ぐらいかなと思うんです。計算の基準としたら5億1,300万円を1万四千何軒かぐらいで割ると3,600円か3,700円ぐらい。これが全部流してくれると3,700万円ほどの増収になるわけですね。だから下水道会計がその分潤うんやと。家庭にはいろいろ事情があるでしょうから、みんなに強制的に、せつかく整備が済んでんねんから流せみたいなことも難しいと思いますけれども、そういうアプローチというのはしょっちゅうされているんですか。

議長（坂上巳生男君） 永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君） 阪口議員今ご質問の部分で、ちょっとデータのなものをお見せしたいと思います。平成28年度末における整備の人口比率でいきますと、水洗化率が93.4%と熊取町はなっております。これは、岸和田市以南の泉南地域ほぼ同時にスタートした下水道事業の平均89.6%を大きく上回っているような状況で、住民の皆様のご協力もあり、町のアピールもありという形になっておる点と、本町の水道・下水道事業がどうしているのかという形になるんですが、実際、水洗化便所だけが下水道の役割ではなく、下水道法の第1条にも公共用水域の保全という形で川なり大阪湾をきれいにしていこうという方針もありますので、その辺、町としまして、今、3月の予算のときにもお話をちょっとさせていただいたことがあったと思うんですが、改造助成金がございますね。1年以内やったら基本は5万円、改造助成金を町のほうから出しましょうと。近隣市町村を見ますと田尻町が8万円、泉佐野市が5万円、岬町が4万円、その他近隣市町にはこの制度はございません。

あと、アピールの方法なんですけど、毎年6月号広報のところにも特集号を組ませていただきました。下水道の関心を広めていただくとか、ホームページ等々も活用させていただいてPRしているなり、あと、助成金の制度があります。毎年12月ごろに、お忘れではないですかという形で各戸にビラを配っております。また、周辺の自治会なり町の掲示板に2週間ほど、改造はお忘れではないですかというところで載せさせていただいておるような状況で、本町のほうもなるべく早く、下水道を整備しましても費用対効果が出ませんし河川はそのままです。一刻も早く流していただきたいということはかなり積極的にPRしていると思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） たしか、私もこの質問をするのにホームページを見ていたらそういうコメントがありました。でもちょっと弱いかなというふうに思ったりして、もうちょっとアピールできないのかな。補助金の問題とかそういうこと、お金に敏感ですからね、皆さん。そういうことで訴えかけるともうちょっと反応があるのかなというふうな気がしたりするんです。いろいろとやり方があると思いますから、今の方法だけじゃなくて、いろいろまた考えていただけたらなというふうに思いますので、よろしく願います。

それとあと、2番目ですけれども、下水道利用者とかみ取り利用者、くみ取りと書きましたけれども、浄化槽でも最後、何か汚泥みたいなのを松藤がくみに来ますので、そういう意味で総称としてくみ取りという言葉を使いましたけれども、その双方の利用者の自分が得しているとか何や損やなとかいうふうな、そこら辺をちょっと明らかにしたいなと思うんです。

いろいろ聞きますと、どこかの家庭によっていろんな契約条件が違うから、例えば浄化槽の大きさにもよるし、いろんな条件があるから一概に比べられへんという話は聞いています。そこで、私

の家のことで一回比べてみたいなと思うんですけども、うちは浄化槽です。5万4,000円、松藤が毎年取りにきます。それ以外に何か払うたこともあるかのようなことも言っていました。それと浄化槽の酸素を送り込むポンプ、あれもやっぱり何年かに1回交換せなあきません。あと平均、うちの水道使用量は約30立米ぐらいという状況です。これを仮にうちに下水が通ったとしたら、下水道に流せたとしたらどれぐらいの金額差になるのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）続きまして、2点目の下水道利用者とくみ取り利用者の比較についてでございますが、本町の平成28年度末の下水道人口普及率は79.7%、当初予算のときより逆に年度末のほうが伸びておるような状況でございます。近隣市町に比べて高い状況となっておりますが、いまだ約2割の住民の皆様には下水道サービスの提供ができていない状況となっております。

くみ取り便所及び単独浄化槽につきましては、し尿以外の生活雑排水が河川や大阪湾の水質悪化の原因となっているため、本町におきましても平成26年3月策定の生活排水処理基本計画に、公共下水道の整備を基本としまして、下水道事業認可区域外の皆様の地域に対しましては合併処理浄化槽を支援するため合併処理浄化槽の設置補助制度を記載してございます。議員の皆様におかれましてもご承知と存じますが、合併処理浄化槽を設置した場合におきましてもやはり臭気が気になりますし、清掃・点検時におきましても臭気が伴ってございます。

快適な公共下水道を全ての住民の方にご利用していただけますよう、引き続き未整備地域への下水道整備につきまして計画的かつ効率的に鋭意推進してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

ちなみに、阪口議員のお宅の年間合併処理浄化槽5万4,000円とお聞きしましたので、阪口議員、今、月30立方メートルお使いということになりますので、水道使用量のメーターの部分で下水道使用料を徴収させていただきますので、1カ月の使用料が4,020円になります。としますと、1年間で約4万8,000円のご負担が下水道になればかかってくるという形になります。

以上です。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）わかりました。もっと開きがあるのかなというふうに思っていたんですけど、約6,000円ほど年間、差があると。普及しているところと未普及のところという状況です。これは必ずしもどの家庭もこうじゃないよということは理解した上で、やはり不公平感みたいなものは住民の中にあるんですよ。私も皆さんみたいな都会じゃなくて小谷に住んでいますから、なかなか届いてこないんですけども、まだ通っていないところの方々の意見、話を聞きますと、どうも不公平やなど、同じで税金を払っているのになど。一方では30年前ぐらいから下水処理がもうできていて、単純に言いますと6,000円が30年やったら1家庭18万円ぐらいの差になってくるのかなというふうな感じですし、それと、前回の答弁のときにお聞きしたと思うんですけども、最初に下水道を整備したところのマンホールが悪くなってきているから今もうそっちの修理にお金が必要で、新しく整備のほうにいく金がそっちにいつているんやと、だから早いところには2巡目の、こんな言い方をすると変ですけど、税金がそっちに流れて、未整備のところはちょっと高い処理代を払いながらずっとまだ、声には出しませんが我慢しているみたいな、そんなふうなことも聞きようによったらやっぱりあります。

ですから、私は今回ここで2点お願いしたいと思うんですけども、一つは、できるだけ早く整備を100%まで持っていただいて、町民の中での不公平感がないように頑張ってもらってほしいなというふうなことと、先ほど言いましたけれど、せっかく整備されているにもかかわらずまだ使われていないことによって、入ってくるべきお金が町のまだ下水道のほうに入ってきていないというふうなことは、いろんなアプローチの仕方でも解消してほしいなというふうに2点お願いして、もしご答弁がないようでしたらこれで終わりますが、いかがですか。

議長（坂上巳生男君）永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）阪口議員の30年ほど前から整備したところでもう一度国庫補助金というのを私たちの税金で払っているという部分について、今長寿命化計画でやっておりますのが、主に経年変化しておりますマンホール鉄ぶたとマンホールポンプでございます。平成26年度まではこれは全て一般財源、町の単費でさせていただいてある分を、このメニューがあるという形で長寿命化計画を策定しまして平成27年から取り組む事業でございます。その辺のご理解をひとつお願いしたいのと、そこで通常の施工分はまた27年、28年から8,000万円に国庫補助の分を増額させていただいておりますので、その辺のご理解が1点。

あと、人孔の鉄ぶたにつきましては、今主に民間開発で施工して帰属されました平成以前の昭和にさせていただいている鉄ぶた、ちょうどテーパー受けがない、かたかた鳴るような鉄ぶたが不安全ですので、その鉄ぶたを主にさせていただいているのと、マンホールポンプにつきましては耐用年数が短くて15年という耐用年数になりますので、やらなくてもやっても更新時期が来ます。その辺は国庫補助をとりながら頑張らせていただいていると。

ただ、下水道というのは、もう皆さんご存じのように上流から下流へ流れていきます。としますと下流域で維持管理に係るお金を国庫補助を入れましても、将来、使用者の新旧のバランスをとりますと上流の方、今整備されていない方についてももうその恩恵が事前にされているものやと、私たちはその方針でなるべく国庫補助を活用しながら整備していることだけご理解していただければと思います。

以上です。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）わかりました。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）以上で、阪口議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより午後3時10分まで休憩といたします。

---

（「14時50分」から「15時10分」まで休憩）

---

議長（坂上巳生男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

まず、1つ目、熊取町青年団の活動の活性化についてということで、平成28年3月議会で同じような質問をさせていただいたんですけれども、そのときの答弁で、提案はできると思うが支部長会の判断次第ということやったんです。活性化について何か提案はされましたかということで、答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）それでは、熊取町青年団の活動の活性化についての1点目、青年団活動の活性化について、提案はできると思うが支部長会の判断次第ということだったが、何か提案はされたのかということにつきましてご答弁申し上げます。

前回、平成28年3月議会でご質問をいただいた以降に事務局より熊取町青年団の活動をより充実させることを目的とした新たな提案は、残念ながらできておりません。しかしながら、平成29年1月に予定していた第64回熊取町青年団駅伝競走大会が悪天候の影響により中止になったことを踏まえ、新たに駅伝大会の代替事業となる企画を検討してみたいというご提案をさせていただいたところでございます。

なお、事務局からの提案に対し、熊取町青年団では、支部長会において検討されましたが、他事業の日程等の関係もあり、結果的には代替事業の実施を見送ると決定されたところでございます。

また、熊取町青年団からの発案に基づき、バレーボール大会への中学生チームの招聘について調



整を行いました。関係者からは団員と中学生の体力差に起因するけがが危惧されるということで、実現には至りませんでした。

今後も、事務局といたしましては、熊取町青年団の自主性を尊重しながら、既存事業の見直しを含めて青年団活動を支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご支援を賜りますようお願いし、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）先ほどの答弁の中で、ことしの駅伝大会が中止になったことで代替の何か催し物をしたらどうかという提案があったということ、バレーボール大会に中学生のチームを招待したいということで、それが結局だめやったんですけれども、この2つについて、駅伝大会の代替企画、何か具体的なものはされたかということ、中学生チームをバレーボール大会に招待することがかなわなかったんですけれども、それについての代替案は何かされましたか。

議長（坂上巳生男君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）まず、1点目の駅伝大会の代替の事業についてでございますが、駅伝大会のときに準備をしていました物品といいますか品物、副賞等、これがありましたもので、同じように交流大会等を行いますとこうした物品については利用することもできると考えましたので、そういった何か別にかわる交流大会をすればどうでしょうかというような、何をという具体的なことではないですけれども、そういったことはお話をさせていただきました。

それと、2点目のバレーボール大会への中学生のチームの招聘がかなわなかったということについて、その次に新たな提案というのは事務局のほうからはしておりません。といいますのも、中学生チームの招聘についての調整の結果報告を支部長会にさせていただいたんですけれども、支部長会のほうでも新たな提案でありますとか調整依頼というものもありませんでしたので、事務局からは何も調整、提案等はさせていただいておりません。

以上です。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。駅伝が中止になったことで何かやりませんかということで、それは何もせえへんということやったんですけれども、バレーボール大会については中学生チームを招待したいという新たな試みやったと思います。それがかなわなかったので、結局ここでは積極性が出てきたと思うんですけれども、そのときにもう一步踏み込んで具体的な、例えばほかの社会人の活動をされているチームを招待してはどうですかとか、そういう提案はなぜされなかったんですか。

議長（坂上巳生男君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）そのことなんですけれども、活性化に向けて今やっている事業を何か改善であるとかプラスアルファしようということにつきまして、事務局からの提案に基づいてそれを検討してやっていくというふうなこと、こういう流れをつくりますと、どうしても団員の皆様はやらされてる感というのが出てくると思います。こういったやらされてる感が出た中で活動していくとなりますと、提案したその年は仮にできたとしても、継続性を考えますとこれはいいことではないと思います。やはり団員の皆様が自分みずから考えて納得して、これを新たな青年活動を行うなら行うでやっていくべきものであるというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）その点についての考え方はわかりました。

次、2つ目の熊取町が考える青年団の位置づけの答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）それでは、2点目の熊取町が考える青年団の位置づけについてご答弁申し上げます。

現在、熊取町青年団では、加盟する12地区の青年団支部により構成され、駅伝大会やバレーボール大会、盆踊りや祭礼など、年間を通じてさまざまな活動が展開されているところです。本町では、

これらの熊取町青年団のさまざまな活動を通じて、参加される青少年が先輩団員や後輩団員とともに学び、協力し、成長し合うという青少年の健全な育成に寄与する社会教育団体の一つであり、公の支配に属さない、主体性を持った教育の場と捉えております。

また、青年団活動は、みずからの交流活動のみならず、盆踊りや祭礼といった郷土文化の発展や保存に関する活動、また、行政のさまざまな分野への事業協力や自治会など他の団体との共同した事業への取り組みなどを通じて、地域のコミュニティを醸成、維持する側面も有しております。

このため、本町といたしましては、前述した2つの側面を踏まえつつ、青年団の自主性を尊重しながら、その活動を今後も支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）自主性を尊重してということやったんですけども、今、活動自体は、主なものやったら駅伝とバレーやと思うんです。これはずっとやっていてマンネリ化していると思うんですけども、この辺についてはどうお考えでしょうか。

議長（坂上巳生男君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）今マンネリ化というお言葉があったんですけども、青年団活動は今、団員が徐々に減少しているというようなことも前回のご質問のときにご指摘あったかと思うんです。一度この時点で、事務局がとか第三者ではなくて青年団の団員の方、皆さんで今やっている活動について振り返りをしていただいて、やっぱり続けるべきやという活動と一定少し変えてみるべきやとか新たな活動をしてはどうかとかいうふうなところをご議論いただいて、その上で、できることを少しずつでも変えていけばいいのではないかなというふうに考えています。

以上です。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）その提案を事務局からされてはどうですか。

議長（坂上巳生男君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）すみません、繰り返になってしまうんですけども、それを事務局から提案といいますか、そういうお話をさせていただくレベルでは構わないと思うんです。それを強制されたというふうに捉えられるようなことでは青年団活動の今後の継続性を考えると難しいと思いますので、お話し合いの中ではそういったことは言えると思うんですけども、やはり一番考えるべきは団員の方がどう考えるか、ここにかかってくると思います。

以上です。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）じゃ、その提案はしないということですか。

議長（坂上巳生男君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）提案という形でするのがよければ、もちろん会議は絶えず事務局として入っているわけですから、できないことはございません。

それと、つい最近の動きを一つだけご紹介をさせていただきます。実は5月22日の夜の会議で、時間はほんのわずかだったんですけども、この日はバレーボール大会の直前ということで、最後の役員の方々、支部長の方々の動きの確認であるとか準備状況の確認であるとかの目的で会議を行いました。そのときにことしの団長から各支部長に対して、青年団の組織のあり方と、それとバレーボール大会についてもやらされている感を感じられている支部はないんだろうかというような問いかけがありまして、このことについてはこの場ですぐに答えが出る話ではないので、宿題として各支部で意見を取りまとめくれへんかというようなご発言も既に出ておりますので、こういった先ほど言いました活動の振り返り、一部はもう既に動いておるのかなというふうに考えます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。私もことしの団長の彼とは個人的に知り合いですのでそういう話も聞いていますので、彼が思うような活動の振り返り等々、ぜひサポートしていただけたらありがたいと思います。

青年団活動の活性化ということで、ちょっと切り口を変えて聞いてみたいと思うんですけども、きのうの渡辺議員の質問でも、転入・定住政策のところでは転出超過になっているのは熊取町で育った若い世代の子たちだということと、けさ佐古議員からも、祭りをやりたいから熊取町に住みたいんじゃないかという発言もあったんです。僕もそう思います。実際に僕の友人たちも、青年団へ入っていたら大体今、熊取町に住んでいることが多いです。そういった中で、定住政策として青年団の活動を活性化するという何かお考えはございませんか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）青年団活動と申しますのは、先ほど教育委員会からありましたとおり2つの側面があるということ、それともう一つ、協働のまちづくりというところで、区長会、町政連絡事務嘱託員連絡会を基本としたコミュニティ組織のいわゆる若手部門という、そういう位置づけもあるのかなというふうに思っております。そういったことで、まず若い方々がまちの活性化、いわゆるにぎわいというのをつくっていただくには、やはり最適な要は世代やということで認識しております、きのうご質問がありました青年団のど真ん中になってくる年代が転出超過が著しいという状況になっているという客観的な認識も持っております。

そういった中で、熊取町の伝統的な文化でございますだんじり祭り、こちらも十分熊取町の魅力の一つになり得るかなというふうに思いますので、これにつきましては観光という側面、そういったところで熊取町のにぎわいづくりの一つとして何らか住民部の観光セクションと協力、調整しながら何かいいアイデアがないかというのは、これはもう考えていくべきやろうというふうに感じております。

そしたら、何かそういった青年団活動を通じて定住・転入促進につながる何かアイデアはと言われると、今現時点では持ち合わせてございませんが、本日そういったご意見もいただきましたので、検討してまいりたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）ぜひ考えてほしいと思います。青年団に入ったら友達とか地元とのつながりも濃くなって行って、結局はこの辺に住んでおきたいなというふうに考えるのは当たり前のことなんかだと思います。そういう施策を打って来年すぐ結果が出るとか再来年とかそういうレベルではないですけども、10年、15年したら結局はその世代の転出が減っているというような施策かなと思いますので、ぜひ積極的に企画部に取り組んでいただきたいなと思います。

では、次の質問に移りたいと思います。

2つ目のアトムサイエンスパーク構想について、ここ最近ずっと連続して質問しているんですけども、僕は、要はこれは何をするための、結局どこに行き着くんだというようなことを聞きたいんです。

まず、1点目、現在BNC T相談室だけが継続してやっているような事業かなと思うんですけども、それだけでいいのかということで答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）北川企画部理事。

企画部理事（北川裕一君）それでは、アトムサイエンスパーク構想につきましてご答弁申し上げます。

初めに、1点目の現在のBNC T相談室のみでよいのかとのご質問についてでございますが、本町といたしましては、京都大学原子炉実験所で行われている研究の中でとりわけ大きな成果を上げており、革新的がん治療法として注目されておりますホウ素中性子捕捉療法、通称BNC Tでございますが、これにつきまして、早期実用化に向けた取り組みを関係機関と連携しながら後方支援しているというところでございます。

その取り組みの一つでありますBNC T相談室の運用につきましては、開始から約2年が経過し、

相談実績が本年5月末現在で延べ244件となり、多くの方々にご利用いただいている状況が続いております。また、この相談室は、患者等からの相談業務に加えましてBNC Tに関する情報提供の機能も兼ね備えておりまして、BNC Tの実施を希望される多くの方々にとりまして貴重な情報収集の機会ともなっております。

この相談室の運用のほか、大阪府、京都大学、関西BNC T医療センター及び本町が事務局に名を連ねておりますBNC T推進協議会への参画を初め、BNC Tの原理等をわかりやすく説明したパンフレットやDVDを活用した多方面への周知活動、また本町ホームページへの情報掲載や住民向けシンポジウムの開催などBNC Tの普及啓発を行うことによりまして、本町を広く発信できる機会として取り組んでまいりました。

今後とも、BNC Tの早期実用化に向けた取り組みを行ってまいります。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。

次の2点目の研究を後押しするためだけの構想なのかということで、アトムサイエンスパーク構想を読んでいても大方BNC Tのことが大幅に書いているんですけども、結局、その研究を後押しするためだけの構想なのかということで答弁お願いします。

議長（坂上巳生男君）北川企画部理事。

企画部理事（北川裕一君）次に、2点目の研究を後押しするためだけの構想なのかとのご質問についてでございますが、熊取アトムサイエンスパーク構想は、実験所において蓄積されてきた原子力の学際的研究分野についての研究成果を地域社会や産業に還元する仕組みを構築し、もって原子力の平和的利用の促進と国民の理解を促していく、こういう目的の達成に向けまして、大阪府及び京都大学原子炉実験所とともに邁進してまいりました。これまで実験所は、原子力の研究・教育拠点として、特に人材育成の面で大きな役割を果たしてきており、とりわけBNC Tの臨床研究におきましては、日本はおろか世界をリードする存在となっております。

一方、行政の役割としまして、大阪府は実験所の取り組みをサポートし、国への橋渡しや全国レベルでの周知などを行い、また本町においては、実験所が立地する地元自治体の立場から、国・大阪府等への要望活用や実験所の取り組みを各方面に紹介するなど、後方支援に取り組んでまいりました。

構想の目的にあります研究成果を地域社会や産業に還元するためには、研究段階から実用化に至ることが不可欠であることから、本町といたしましては、実用化に向けた道筋が見えていますBNC Tに対しまして後方支援をしており、実用化後には本町の知名度や魅力がより一層向上することを期待するものでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）今、実用化された後には知名度が向上するというようなふうな答弁やったんですけども、知名度を向上させるための準備は何かされているのですか。

議長（坂上巳生男君）北川企画部理事。

企画部理事（北川裕一君）特に調査をして何か効果をはかっているものは今のところございませんけれども、鋭意取り組みを進めていく中でご意見を賜っていきたく思っております。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）今、取り組みされていないということですけども、今、ネットでBNC Tと検索して一番最初に出てくるのは何かご存じですか。

議長（坂上巳生男君）北川企画部理事。

企画部理事（北川裕一君）本町のBNC T相談室であると思います。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番(坂上昌史君) それが出てくるのは、「BNCT相談室」と入れるか「BNCT 相談」と入れたら一番上に出てくるんですけども、「BNCT」だけ入れると南東北のほうの研究が一番上に出てきます。そういうところで、熊取町としてもうちちょっと取り組んだらいいんじゃないかなと思って提案なんですけれども、今そうやって「BNCT」と入れただけでは熊取町は出てこないんで、熊取町でBNCTの今研究がどれだけ進んでいるのか、どこでどういうふうな研究をやっている熊取町ではどのような研究をしているのかというような新たなページをつくって、それをずっと見ていったら結局BNCT相談室に行き着くようなものをつくったらいんじゃないかなと思うんです。

要は、そこには南東北の研究の成果とかアジア圏、近隣でやっているような研究の成果も全部載せてしまえば結局ワード検索でひっかかると思うんで、どんどん上のほうに来ると思います。ぜひその辺、検討されてはいかがですか。

議長(坂上巳生男君) 北川企画部理事。

企画部理事(北川裕一君) 今現在、BNCT推進協議会というものをつくっております、大阪府と京都大学、本町も参画しております、南東北の病院なんかも参画いただいているところでございます。そういったところと連携を図りながら、今後、今、議員のほうからご指摘いただいた点を含めまして研究してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長(坂上巳生男君) 坂上議員。

5番(坂上昌史君) ぜひその辺、足並みをそろえてやっていくよりも熊取町でできることは先んじてやっていかんと、結局こういう研究が完成して治療できる段階になって、いざ、じゃ熊取町ブランドで進めていこうといっても準備できていないんで、どこか先にやられたらそっちに持っていかれてしまうと思うんで、ぜひその辺、先んじて手を打ってほしいなと思います。

では、アトムサイエンスパーク構想の3つ目なんですけれども、この構想ができて10年たっています。結局、具体的な目標というのは研究やからいつどうできるというのが言えないということが答弁やったんですけれども、この構想をもっと具体的なものにできないかなと思うんです。その辺の答弁をお願いします。

議長(坂上巳生男君) 北川企画部理事。

企画部理事(北川裕一君) この構想がわかりにくいというご指摘でございますけれども、本町といたしましては平成27年3月、アトムサイエンスパーク構想の今後の推進に向けてということで、これは本町がつくったものなんです。その構想のイメージということで、熊取町として抱くイメージ、研究機関等2施設をつくるようなイメージを持っておりまして、これを一応イメージとして持っております。これを推進することが我々としての役割かなというふうに考えております。

失礼しました。先に、そしたら3つ目の構想にもっと具体的な計画を盛り込むべきではということにご答弁させていただきます。

平成29年3月議会での一般質問におきまして答弁させていただいたとおり、熊取アトムサイエンスパーク構想に掲げられておる目標は研究の性質上抽象的な内容が多いことから、長期スパンで取り組むべき課題となっております。構想推進に当たりまして、本町といたしましては、これまで社会情勢等を鑑みながら、可能な限り年度単位で目標を持ちながら取り組んでまいりました。

今後とも、本町といたしましては、実験所への後方支援という立場を継続していくとともに、BNCT実用化に向けた動きも見きわめながら、実験所のブランド力を生かした本町の知名度や魅力の向上がより一層図られるよう、実験所や大阪府と一丸となって、実施時期を含め、具体的な取り組み方策や事業計画につきまして鋭意議論してまいりたいと存じます。引き続き熊取アトムサイエンスパーク構想の推進につきまして格別のご理解、ご支援をお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

以上です。

議長(坂上巳生男君) 坂上議員。

5番(坂上昌史君) 結局、今回も後方支援とかブランドイメージを生かして知名度を上げていきたいと

いうことやったんですけれども、それについて具体的な方策は何か考えておられますか。

議長（坂上巳生男君）北川企画部理事。

企画部理事（北川裕一君）本構想の主体というのは、これまでから申し上げておき、京都大学原子炉実験所でございます。我々としては、この原子炉実験所を後方支援することで、本町に京都大学が立地しているという科学の里熊取というブランドを確立していくことを目指しているものがございます。アトムサイエンスパーク構想につきましてはかなりわかりづらいということがありますので、その中でも京都大学実験所で研究されていますBNCTの研究というのが一般の方々にわかりやすいと、これを実用化に向けた後押しをすることで熊取の魅力、都市格の向上といいますか、そういうのを目指してやっていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）アトムサイエンスパーク構想の今後の推進に向けてという冊子の中で6ページなんですけれども、目指す姿で科学の里熊取のブランド化推進、先ほども理事の答弁の中にあつたんです。その今後の取り組みの方向の2番目で、住民にとって身近な拠点として健康、交流の要素を入れ込んだ提案の検討とブランドの形成に向けた取り組みというのがあるんです。これ、いきなり何か書き方が抽象的ですよわからんですけれども、今、BNCT相談室はふれあいセンターの中にあります。この相談室、まず今、研究所でも直接電話したら図書室でしたか、何かそちらで相談を受けてくれるようなことを書いていたんですけれども、どこかに今、熊取町でやっている相談室のスペースを設けてもらって、そちらでやってもらうような話し合いはできないですか。

議長（坂上巳生男君）北川企画部理事。

企画部理事（北川裕一君）今の相談室の電話につきましては企画部の中にございまして、そこで受け答えできるようなシステムになっております。今後相談室をどうしていくかということでございますけれども、平成31年にはBNCTの医療現場での開設というのが見込まれておりますので、その中で2年間かけていろんな機関と連携しながら、役割分担につきましても議論してまいりたいと思っております。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）今やっている相談室をどうやって強化していくのかなと僕は思うので、まず相談に来られた方がこのふれあいセンターに来るよりは研究所の中で直接そうやって看護師なり研究者の方と相談するほうがもっと身近に感じられるんじゃないかということと、住民の方もあちらに相談室があるというほうが研究所を身近に感じるんじゃないかなと思うんですけれども、それでもまだあっちに持っていこうかという考えはございませんか。

議長（坂上巳生男君）北川企画部理事。

企画部理事（北川裕一君）相談室のことですけれども、相手方のあることですので、これから協議を重ねて、話し合いの中で今後どうしていくのかということは詰めてまいりたいと思っております。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。相手のあることですので、向こうが嫌やと言われればそれまでなんですけれども、ぜひ熊取町からも、せつかくこの冊子を研究してつくったんで、この中に書いていることを一つずつ進めていってほしいなと思うんです。

今、僕は相談室のことを取り上げましたけれども、そのほかに何か具体的にこの中で進めていっている施策はございますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）北川企画部理事。

企画部理事（北川裕一君）構想の取り組みに向けての具体的な方策というのは今のところ進めておりませんが、我々としてはBNCTの実用化に向けた取り組み、これが一番今、町としてできる最大限のことであると考えておりますので、今できることを着実に地道にやっていくのが我々の使命だと思っております。当然、費用対効果というのを我々は考えてやっていくべきだと思っておりますので、その点を含めまして推進してまいりたいと思っております。ご理解賜りますようよろしくお願いたします。

す。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）僕が聞いたのは、この中の施策、この中に書いてあることで何か具体的に進めていることありますかということやったんですけども、答えがなかったのも何も進めていないのかなと勝手に捉えるんです。そのほかにBNCTとかアトムサイエンスパーク構想について具体的に進めていこうというような検討は、何か企画部でされていないんですか。

議長（坂上巳生男君）北川企画部理事。

企画部理事（北川裕一君）この推進につきましては当然、関係機関であります京都大学実験所との議論になってくると思いますけれども、先ほど何も進めていないのではないかとのご指摘もありました。これは、国とか関係機関につきましては、議員の皆さんにもご協力いただきまして、国家要望とかそういう機会、あらゆる機会を通じまして推進するようにしておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）また今回の質問でも何か具体的に進めていってくれるような答弁はないんです。今までどおり、10年アトムサイエンスパーク構想はたっているんですけども、もっと熊取町として具体的に、短期でも中期でも長期でもいいですけども、取り組んでいくというような計画は何かございませんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）北川企画部理事。

企画部理事（北川裕一君）構想の推進という意味では、かなり壮大な目標でございますのでなかなか取り組むのは難しいんでございますけれども、我々としてはBNCTの実用化に向けた取り組みといたしましては、直近ではBNCT相談室の運用でありますとかBNCTの推進協議会、ワーキングをつくりまして、こういう医療機関、医療従事者の人材育成でありますとか、あと窓口相談の事務マニュアルなんかの作成の検討なんかを直近この2年をかけまして取り組んでまいりたいと思いますので、ご答弁とさせていただきますと思います。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）繰り返し、総括になりますけれども、先ほどご指摘されたのは、一つの今後の取り組み方向の2番目のことをおっしゃっていただいたと思うんです。それは、形としては最終的にグローバルコラボレーションセンターと実験所で開催される学会等、参加者のための例えば宿泊施設であったり、研究者、技術者あるいは地域の住民の方々との交流のための施設と。これとあと、加えてBNCTのあくまでも仮称ですけども総合医療研究センターと、こういったものを目指していきたいと。そういった意味では、町として議員の皆様のご支援をいただいて、委員会等でご支援いただく中で目指していく、そういった意味では具体的なものかなと。国家要望等々についても力強く議員各位からもご支援いただいておりますので、将来を見据えた軸足というのはこういったところに置きたいと考えておるんですけど、何分にも主体が熊取町が全て担うというわけにはいかないんで、あくまでも実験所の研究を後方支援するという形になるので、少しそういった意味で今後検討していくべきところ、あるいはじくじたる思いというのが出てこられるのもいたし方ないのかなと思うんです。

いずれにしても、今申し上げたそういった施設を具体的に目指していくことと、当面は町としての後方支援と、最たるものは相談室をうまく運営していくということですけども、このことについても、先ほど議員おっしゃられたように、いつまでこれを町として担っていく必要性あるいは担っていくべきなのかと、そういった議論もあろうかと思えます。そういった意味で、こういった相談室を運営していくための事務マニュアル的な、今、関係者が寄ってBNCTの推進協議会のワーキンググループでそういったマニュアルづくりも進めていますので、例えばそういったものがまとまった時点とか、あるいは31年から大阪医科大が主体的に進めている関西BNCT医療センターとか開設していくので、例えばそういったところに今申し上げたような機能とかをある程度担っていた

だとか、そういった議論は今後、当然ながらしていくべきかなと考えておるんです。

今時点では、町の魅力を高めブランド力を高める、住民の住んでよかったというそういった気持ちにつながるような、そういった後方支援を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いできたらと考えます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）今回も具体的な施策の取り組みというのは事務マニュアルをつくりますというような答弁やったんですけども、そういうのではなくて、BNCTのことを知りたいと思った人は全部熊取町経由して行ってほしいですよ。そしたらやっぱり、先ほど僕言いましたけれども、ネットでBNCTと打って一番上に出てこないようでは、熊取町の名前はBNCTのことを知りたい人には伝わらないですよ。ぜひ、まず相談室をあっちの研究所に持っていくことと、BNCTと検索したら熊取町のページが一番上に来るような取り組みをぜひ進めていただきたいと思いますと思うんです。この辺は検討していただきたいんですけども、されますか、されませんか。

議長（坂上巳生男君）北川企画部理事。

企画部理事（北川裕一君）今、議員のほうからご提案いただきましたことにつきましては、関係機関と共通認識のもと、情報共有を図りながら議論してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。議論していただくということで、その議論、一定答えはいつごろ出そうですか。

議長（坂上巳生男君）北川企画部理事。

企画部理事（北川裕一君）ある程度形がまとまった時点でまたお示しさせていただきたいと思っております。

時期はいつまでというのはちょっと今のところ申し上げることはできませんので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。また、時期はわからないということで、この質問はちよくちよくさせていただけます。

続いて、3番目の小・中学校のトイレの洋式化についての質問をさせていただきます。

今エアコンの設置が進んでいっている中で非常に心苦しい質問なんですけれども、小・中学校のトイレの洋式化、住民の方も興味のある話題かと思っておりますので質問させていただきます。

まず、1つ目の小・中学校トイレの洋式化の今後の予定ということの答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君）小中学校のトイレの洋式化のご質問について答弁いたします。

まず、1点目の小・中学校のトイレの洋式化の今後の予定についてですが、現在の小・中学校のトイレについては、整備後30年から40年を経過し、使い勝手の問題、においの問題、明るさの問題などの課題があり、洋式化を含めた環境改善が必要であると認識しており、これまでは随時の修繕工事等にあわせて部分的に洋式化を実施してきたところです。本定例会に補正予算案を計上しております中央小学校の修繕工事もその例であります。

学校施設全体では、これまで児童・生徒の安全確保を目的に、構造体及び非構造部材の耐震化工事を進め、校舎及び体育館の耐震化率は100%となりました。また、平成28年度からは、学習環境の改善を図るべく小・中学校の空調設備の整備を開始し、今年度をもって中学校への整備を完了し、現在は小学校への空調設備の整備に向けた取り組みを最優先に進めているところです。

一方、小・中学校の校舎については、建築後年数を経過し、老朽化が進む施設も多くなってきており、今後、補助事業として実施する計画的な大規模改造の実施が課題となっております。

ご質問のトイレの洋式化につきましては、基本的には今後実施していく大規模改造工事にあわせ



て実施してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。

続いて、2番目の洋式と和式の割合の考え方ということで答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君）2点目の洋式と和式の割合の考え方については、各家庭のトイレでは洋式トイレが一般化している一方で、洋式トイレは和式トイレに比べてスペースを多く必要とするため、構造上、便器の数を現状より減らす可能性があることなども考慮し、整備に当たっては学校との協議を十分に行った上で、その割合を決めて整備していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、洋式トイレの整備につきましては教育環境の整備という点で重要な課題と考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。

結局、今、教育委員会は和式と洋式の割合というのはどれぐらいを考えているんですか。

議長（坂上巳生男君）阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君）工事の内容にもよります。トイレの部屋というか、そこを全部やるときには最低一つぐらいは和式を残しておく、あとはもう全て洋式ということは考えるんですが、今回のように修繕となった場合、今回の補正予算については水漏れが原因ですので、本来でしたら水漏れを直すだけでいいんですが、洋式化というのを議員とか住民から要望を受けておりますので、それにあわせて今回は9ブースあるうち2ブースをとということで、修繕の場合はそういう程度でちょっと経費もかかりますので。

ただ、一遍にやるというような大規模工事にあわせた場合については、トイレの部屋全体をやらない場合については50・50とかそういうあれも出てくるんですが、それはケース・バイ・ケースによって、全部やるとなれば一つぐらい和式で、あとはもうほとんど洋式ということは考えております。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。大規模改修のときに洋式化していくということなんですが、トイレの計画というんですか、大規模改修と一緒にやっていくということなんですけれども、予算的なこととかというのは内部で検討されているんですか。

議長（坂上巳生男君）阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君）学校の環境改善については、先ほど来答弁しておりますが、エアコン設置は今年度で中学校が完了して、小学校については、国の交付金の交付状況によるんですが、平成30年度か平成31年度で完了を予定しております。トイレの洋式化はそれ以外の学校の施設の大規模改造工事なんですが、それ以降ということを教育委員会としては考えておるんですが、現時点では町全体の中で決定したものではないです。

昨日、矢野議員の質問での応答にもありましたが、本年2月に策定した公共施設等総合管理計画にも、教育委員会所管の施設には学校のほか、老朽化に伴って公民館、町民会館等の整備も控えておりまして、今後多大の経費を要するものばかりですので、議員各位からエアコン設置とともにトイレの洋式化の整備を早急にと要望されていることは十分認識しておるんですが、今のところ32年度以降どの段階でこれに着手できるかということは明確にはお答えできないということで、ご理解いただきたいと思っております。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。32年度以降でいつになるかわからないということは、十分理解はできるところです。

ここで一つお聞きしたいんですけれども、各小・中学校の体育館は指定避難所になっています。そういう考え方も含めて、小・中学校のトイレの洋式化というのは全庁的に優先順位はどの辺に置いておられますか。

議長（坂上巳生男君）阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君）全庁的にということであれば私が答えていいものか、計画をつくった後、それを実際に実施していく中でまた全部署が集まってそういう機会があると思いますので、その中で、これはもう交付金とかそういうあれのつきぐあいとかにもよりますし、優先順位の何が優先されるかというのがありますので、今おっしゃられた体育館の避難所としての部分については学校施設の方でいけるのか、それか避難所的な部分での交付金がつくのか、その辺も含めて町全体で考えていくべきものは当然であります。その辺についての優先度というのは、何が優先になるかというのはちょっと今、私がお答えはちょっとしにくいところです。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）今、教育次長から総論としてお話しさせていただいたとおりでございまして、以前の答弁でもお答えさせていただいたように、今、行政改革のプランの策定を議会、住民の方々のご協力のもとにまとめていこうと。加えて第4次総合計画の策定も進めておりますので、こういった策定の検討の過程で今おっしゃられたような例えば学校施設の整備、トイレであったりとかそういったものが幾つかイメージとして並んでくる中で、どれを選択するか、どれを優先的に進めていくか、そういったところは議員各位のご意見等もちろん頂戴しながら最終的にまとまっていくのかなと。今の時点では非常に重要性等は感じておりますけれども、やはり財源等々のこともございますので、それを進めていく期間等も含めて今後、皆様のご意見を頂戴する中で固めてまいりたいと考えております。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。予算等々ある中でどれからどうやって進めていくかということで、非常に答えにくい質問をしたかなと思いますけれども、熊本の地震のときでも、和式のトイレがあるにもかかわらず洋式のほうに並んで行列ができたというふうな記事も読んでいますし、小・中学校の体育館は休みの日とか多くの方が使われていて、お年寄り、足の弱い方も使われることがありますので、それで和式のほうに入ったら立てなくなったというふうなことも聞いております。23年度以降、いつはつきりというのは厳しいかもしれませんが、ぜひこの辺の計画、いつと言わなくてもいいですけれども、具体的なことを考えていってほしいなと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（坂上巳生男君）以上で、坂上昌史議員の質問を終了いたします。

次に、鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）議長の指名がありましたので、最後のバッターとして質問をさせていただきます。

さて、近年、熊取町は若年層の転入促進に力を注いできています。子育てのまち、教育のまちとして充実した子育て環境のまち熊取町とパンフレットに書かれております。魅力的な保育をと第4次総合計画で述べられています。今、転入促進施策を見直されているようですが、これらの転入促進施策に子育て環境の見直しを入れていただきたい。本当に安心して子どもを育てられる魅力的な子育て環境にしていきたいと思っております。

先ほども質問がありました学校のトイレなど、さまざまな教育環境の問題がありますが、今回は保育所職員の配置と保育所給食について質問させていただきます。

正規職員と臨時職員の数を比べると正規職員の数が減っているように思いますが、現在の状況はいかがでしょうか、ご答弁よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、保育所職員の配置についてのご質問の1点目、正規保育士の比率の現状につきましてご答弁申し上げます。

議員ご承知のとおり、町立保育所の正規職員の配置につきましては、所長、副所長を除き0、1歳児クラスには1クラスに2名配置、2歳児以上クラスには1クラスに1名配置することを基本としていただいております。6月1日時点におきましては、所長以下再任用職員を含む正規職員46名に対し、臨時職員が140名となっておりますので、正規職員の比率については約24.7%となっております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）ありがとうございます。過去5年間の変化についてご答弁お願いできますでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）過去5年の正規職員、臨時職員の比率でございます。各年度4月1日時点ということでご了承いただきたいと思っております。平成25年4月1日時点が正規職員が43名、臨時職員が103名、正職のみの比率だけ申し上げます。29.5%でございます。次に平成26年4月1日時点でございます。正規職員が44名、臨時職員が111名、正職の比率が28.4%、次に平成27年4月1日時点でございます。正規職員が45名、臨時職員が116名、正規職員の比率が28%、次に平成28年4月1日時点でございます。正規職員が47名、臨時職員が137名、正規職員の比率が25.5%となっております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）この数字だけを見ますと正規職員が減ってきているとは言えないと思うんですが、今先ほどご答弁ありましたように、退職された先生の数を正規職員として含められているようなんですけれども、退職した先生も担任を持っていらっしゃるということなんですか。その辺についてお答えください。

議長（坂上巳生男君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）今回、6月1日時点で先ほど答弁申し上げました正規職員46名、このうち再任用の職員は4名という形になってございます。再任用職員につきましても正規職員の数に含んでございます。その中で担任ということでクラス担当といたしましては、北と東保育所で各1名をクラス担当として持っていていただいております。あとの2名につきましては、次のご質問に絡んでくるんですけれども、フリーということで2名を配置しているというところでございます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）ということは、今回、正規職員としては退職した先生を含めなければ42名ということで考えるということに、退職した方というのは大体正職とは呼ばないのが普通やと私は思っているんですが、ここの保育所としては正職扱いということでされていることで承知いたしました。

次に、所長、副所長、主任の兼務はあるのか、また代休をとったとき担任の正職での代替はあるのか、またフリー保育士は各保育所に何人ぐらいか、お答えいただけますでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、2点目の所長、副所長、主任の担任業務、また代休時のクラス担任の正職の代替、フリーの保育士の各保育所の人数につきまして順次ご答弁申し上げます。

まず、所長、副所長は担任を持たないこととなっております。また、主任につきましては逆に担任を持つこととなっておりますけれども、主任以下の正規職員が複数のクラスを兼務しているといったような状況はございません。

次に、正規職員の代休時の対応につきましては、クラスに正規職員が複数配置されている場合は他の正規職員が対応を行います。産休、育休等でほかに正規職員が配置されていない場合は、フリーの正規職員がそのかわりを務めるほか、副所長が総括的なリーダーとして臨時職員のフォローを行いながら対応してございます。

最後に、フリーの正規職員につきましては、先ほど答弁申し上げました現在2名配置しており、1名が2カ所を兼任している状況でございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）今お聞きしまして、土曜日の保育を交代でされるというときに本当にぎりぎりの人数で回っていらっしゃる大変な職場ではないかなというふうな感じで想像しています。退職した方も正職として勘定していかないとやっていけないというような職場環境じゃないのかなという感じがします。確かに46名の正職の方と140名の臨時職員の数が余りにも多過ぎる。普通、どことも最近では臨時職員の数がふえてきておりますが、本当に臨時職員の先生方のご苦労というのも大変なものがありますので、その辺も考えていただいて、正職を少しでも多くしていただきたいという思いでおります。

今年度、正職員内定者がいい職場へと逃げてしまったというふうな状況もお聞きいたしました。もう来年度につきましては、ぜひ28年度退職された先生方の分だけでも正規職員をふやしていただいて、今の46名という本当の意味での正規職員の数を減らさないというふうなことを心がけていていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）まず、臨時職員の数でございますけれども、先ほど過去5年間ということで申し上げます。確かに平成25年が103名であったのが平成29年度で140名ということで、37名ほど増加という形になってございます。

この一つの要因といたしましては、やはり0、1歳児の受け入れ人数がふえているということで、その中で朝の時間帯、7時から9時、10時前後ですか、あとは延長ということで3時から6時、7時ぐらい、そのあたりのところというのは今現在短時間で保育士というのを臨時職員というのでお願いしているわけなんですけれども、そこの0、1歳というと、なかなか保育職員の人数不足であるとか、そういったことではやっぱりあけられないということもあって、基本的にローテーションを組んでいるといったことを確認させていただいてございます。ですので、今回の臨時職員の中には当然そのローテーションの方全ての人数を含んでございますので、その日の1日というのはこの人数よりも若干減るといったようなところをご理解いただきたいというふうに思っております。

今後、採用についてということでのお話でございますけれども、やはり我々としてしましても効果的な保育士、正規職員の配置といったところは基本的な形で行っていきたいというふうに考えてございます。今後、先ほど来出ております再任用職員の方の長年の経験、そういったノウハウも生かしながら、うまいこと世代交代をしていければなというふうに考えてございます。

ただ、議員もおっしゃっていただいたように、今の私の段階から今年度末退職の者を一定確保できるのかという、その辺はまた人事担当部局と現場での状況、そういったことも総合的に勘案して検討していきたいというふうに考えているところでございますので、どうぞよろしくご理解いただきますようお願いいたします。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）よろしくお願ひします。退職した先生の力をかりるといのはいいですけども、正職の中へ数を入れてしまうというのは、やはり若い方に譲っていくというふうなところについての力が注がれないということになってくるとお思いますので、その辺は正職と臨時職の間ぐらいの立場に置いていただきまして、正職はきちっと雇っていただけたというのが正常な方向かなというふうに感じております。これは要望ですので、答えは結構です。

臨時職員の募集の案内を見ますと、臨時職員の給料の相場は大体1,000円あたりというところですよ。臨時職員では交通費やボーナス、退職金などが無いという保育所がほとんどで、正職員との差がかなりあると言わざるを得ません。余りにも給料の低さ、時間の低さなどによって週末にアルバイトなどを行っているという人もいますようですが、臨時職員といっても公立保育所で働く以上公務員

として扱われ、公務員である以上、副業は基本的に禁止となっています。任命者の許可があれば副業は可能ですけれども、実際のところ保育士の副業は難しいというのが現実です。臨時職員の待遇はどうなっているのか、それからまた近隣の市町村の臨時職員と比べてどうかご質問しますので、お答えをよろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、まず3点目の臨時職員の待遇につきましてからご答弁申し上げます。

臨時職員の賃金等の待遇につきましては、昨年度からの変更はございません。しかしながら、保育士の募集に当たりましては、議員ご存じのように応募が少なく、確保が非常に厳しい状況もございますので、臨時職員の賃金等の待遇について、府下自治体の状況を調査し、人事担当部局と調整しながら研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

あと、引き続きでございますけれども、近隣の臨時職員の賃金の単価ということでございます。突出してうちが本町が低いというわけでもなく、突出して高いというわけでもございません。処遇ということでございますので、賃金の単価に加え、あとは通勤手当ですか、交通費の分でありましてとか有給休暇等々の条件面、その辺につきまして一定、近隣の状況を見ましてもばらつきがございますので、賃金だけじゃなく、そういったことも含めて今後研究してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）ありがとうございます。

これはツイッターに載っていた公立保育所の臨時職員の声なんですけれども、公立保育所で臨時職員として2年間働いています。なかなか給料は上がらないのにどんどん仕事だけは任せられ、今では担任を持ち、児童表や月表、年間計画まで自分が作成しています。こんな大事な作業まで臨時がやるべきなの。最初は保育補助程度の仕事だったのに、これでは正規職員と変わりはない、もしくはそれ以上の仕事量になっています。園長先生に仕事を減らしてくれるようお願いしてみましたが、職員が足りていないからごめんね、頑張ると言われてしまいました。もう誰にも相談ができず、言われるまま頑張っているのが現状です。また、10年間臨時職員をして働いてきましたが、同じお仕事をしている正規職員との給料差がどんどん開いていますというような声もツイッターに載っていました。熊取町では臨時職員に担任を持たずということはないと思いますが、中のことというのはなかなか見えなくて、私も幼稚園で働いていたことがあるんですけれども、臨時職員のほうが力を持ってはるようなところはこれをやってあれをやってということで、正規職員がしなければならぬ仕事まで臨時職員に、これは中のことだけなんですけれども、そういう場面も見受けられました。そういうふうなこともあるので、本当に臨時職員で苦労されているという方は多いかと思っておりますので、ぜひともお願いしたいと思っております。

それで、岸和田市なんかはほとんど給料面では変わりませんが、片道2キロ以上、日額150円を交通費として支給されております。

また、東大阪市、ここは週5時間で、8時45分から5時15分、大体一緒やと思うんですけれども、その日額で9,150円、それで交通費がフルタイムのアルバイトの方は1日の切符代掛ける勤務日数、上限は1カ月の定期代ということで支給されておりますし、交通用具の場合は2キロ以上5キロ未満は1日100円、通勤日数上限が2,000円、5キロ以上10キロ未満は1日200円で通勤日数で上限が4,200円というふうなことになっておりますし、さっきありましたけれども、1日2時間だけ来ていただけたというふうなパートの保育士については時給1,452円、短い時間なので、それで仕事していただけたあかんということでフルタイムの保育士よりも高い時間給が与えられています。自宅から保育施設まで今、パートの方でも2キロ以上の場合のみ実績回数払いで、公共交通機関使用の場

合は1日300円、交通用具使用の場合は1日100円、これがパートの方で、ここが私が見たところでは一番いい条件かなというふうに感じました。

また、西宮市では土曜勤務の場合だけ時間給1,515円、だから土曜日にだけ来ていただけるという、その時間給を上げるというふうなことになっております。

本当に熊取町のブランドとしての保育所をつくっていただきたいというふうに思うんです。熊取町へ引っ越してきて、ここの保育所へ入れてよかったと言っていただけるような保育所をつくってってもらいたいというように思います。そうするためにはぜひともいい人材を集めていただいて、いい人材を集めようとすれば近隣よりは少しでもいい条件をつけていただきたい。せめて私は交通費は出していただきたいというふうに思いますので、これも要望です。よろしくお願いたします。

議長（坂上巳生男君）林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君）今、いろいろと単価のことであり、手当のことであり、お話しはいただいたところでございます。一定、人事部局からということで、単価につきましては、手当も含めましてですけれども、毎年近隣市町の状況も把握させていただいて、見直すかどうかの検討は行っているところでございます。

人材確保につきましては、待遇面がやはり大きな要因であるということは認識してございます。岸和田市以南ぐらいでは、待遇面を比較した場合にできるだけ上位で位置しておきたいということもございます。

ただ、財政面での問題というのはやっぱり切り離せないところもございまして、そのこともあわせて今後、単価並びに通勤手当等々につきまして、見直すかどうかの検討は毎年度続けていきたいと考えてございまして、ご理解をよろしくお願いたします。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）よろしくご検討をお願いしておきます。

それから、先日保育所の保護者の方から、公立保育所ではアレルギーの子どもの対応がアレルギー一食か普通食か、そのどちらか2つの選択肢しかないということを訴えられました。ほかの私立の保育所では違う対応をしているようです。民間からの搬入式の給食では個々の対応が難しいならば、私立保育所のように自園給食にできないのかどうかお聞きしたいと思います。お答えをよろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、保育所給食についてのご質問の1点目、自園式給食につきましてご答弁申し上げます。

議員ご質問のとおり、町立保育所の給食は泉佐野給食センターから外部搬入方式により実施しており、アレルギーをお持ちの児童につきましては、常に卵、牛乳などの特定原材料7品目と、それに準ずるごまの8品目を完全に除去した給食を提供しております。また、8品目以外の除去が必要な児童につきましては、アレルギー児対応食を基本に泉佐野給食センターと協議の上、対応可能な範囲で個別除去を行っているところでございます。これは過去に町立保育所で起きた誤食事故を教訓として行っているもので、児童の安全を第一に考えた結果によるものでございます。

ただし、アレルギー児対応食と申しましても、泉佐野給食センター及び本町の管理栄養士の指導のもとに、年齢に応じて必要な栄養やエネルギーが摂取できるよう栄養価やカロリー計算を行っていることはもちろん、見た目や味も何ら遜色はございませんが、改善が必要と判断した場合は、適宜献立会議等で議論し、改善を図るよう努めております。さらにはメニューを工夫することにより、毎週1回、アレルギーを含まない給食をみんなで一緒に食べる機会も設けているところでございます。

議員ご質問の町立保育所において自園式給食を導入するためには、調理室の拡張や調理設備の整備、調理員の増員等多額のコストが必要となり、財政状況の厳しい中、導入は困難であると考えて

おりますが、今後も、児童の安全を第一に考えつつ、保護者の皆様のご意見、ご要望にも耳を傾け、現状の外部搬入方式において対応可能なものはできるだけ反映したいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 熊取町での私立での保育所では、保育士、それから保護者、栄養士、看護師が話し合いをして、アレルギー食の個々の子どもに対しての対応を行っているようです。やはり個々の対応をするとなると、そういう外部搬入の給食ではちょっと難しいのかなというふうな感じで相談者の方のお話を聞きました。

熊取町の保育所なんですけれども、厚生労働省の児童福祉施設最低基準、これは23年にできた基準なんですけれども、児童福祉施設に入所している者には食事を提供するときには当該福祉児童施設内で調理をする方法により行わなければならないとなっております。そしてその第4条では、児童福祉施設は最低基準を超えて常にその施設及び運営を向上させなければならない。最低基準を超えて設備を有し、また運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を利用してその設備または運営を低下させてはならないというふうになっております。なぜ保育所ができたときに自園給食にならなかったのか、その辺はすごく前の話なのでわからないかと思いますが、この間、搬入式のところがふえてきたというのは、そういう自園給食をやっていたところが古くなってしまって建てかえるお金がない、調理師の給料が払えなくなってきた、そういうふうな理由によって外部搬入に移っているんです。

ところが熊取町は、ずっとそういうことに違反してきたと言ったらおかしいですけども、初めからなかったということで、私は給食の部屋はあったのではないかというふうに思っていたのでちょっとびっくりしてしまったんですけども、そこで外部搬入になってしまったということなんです。

外部搬入されてしまった保育所というのはすごく少ないですし、また、特区の認定を受けて外部搬入を実施している保育所の数というのは、今、3歳からの外部搬入は認められていますけれども、0歳児からの外部搬入は特区を受けないと認められないということだそうなんです。そのために特区を受けたところというのは323カ所しかないというふうなこと。

外部搬入というのはいろいろと課題があります。外部搬入を導入している保育所では、やはりコスト削減とか、それから定員がふえてきたために調理室が狭くなったとか、危機管理など総合的に考慮したためといったような声はあるんですが、でも一方、外部搬入をしていない保育所では、その理由として、保育と連動した食育活動の低下、それから食事内容の質の低下を多く挙げられているほか、個々の意見として、離乳食やアレルギー食、発達段階に応じた食の提供などの個々対応ができないため、自分の園の調理室から漂ってくる料理のにおいや準備の様子、調理員の顔、全てが子どもにとって全体で感じられるのが食育だと思っているため、食べる人、つくる人、お互いの顔が見えるかかわり合いのある食事を大切にしているため、厨房職員も保育、子育て、地域貢献に携わる人材と考えており、園の全ての活動に連動し、切り離して考えられないためといった声が外部搬入をしない保育所の答えです。やはり外部搬入しますと離乳食なども、二度手間と言ったらおかしいですけども、手が増えられるというふうなこともあるのですが、そこで離乳食の対応は今どうなっているのか、また、おやつについてどうしているのか、お答えいただけますでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） それでは、2点目の離乳食への対応につきましてご答弁申し上げます。

低年齢児の場合、どのようなアレルギーを持っているのかわからないことが多いため、本町の管理栄養士が献立を考え、全員にアレルギーを含まない食事を提供しております。また、食事の提供に際しては月齢や発達段階、また、その日の体調などに合わせて適宜保育現場で細かくしたりすり潰すなどの加工をして提供するなど、引き続ききめ細やかな対応を行ってまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

続きまして、3点目のおやつについてでございます。

おやつにつきましては、全ての児童が同じ内容で食事ができるよう、原材料にアレルギーを含まない市販のお菓子や果物などを提供しております。また、おやつの時間をより楽しんでもらえるよう、毎月2回手づくりおやつの日を設け、同じく原材料にアレルギーを含まない手づくりおやつを全児童に提供している状況でございます。

今後も、できるだけ工夫を凝らし、子どもたちが楽しいおやつの時間を過ごせるように努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君） 離乳期の子どもたち、幼いときは成長や発達、個人の差がすごく多くあると思います。同じ月齢の子どもにあってもそしゃく力とか、それから嚥下状況に合わせた食事を用意するということや、アレルギーや体調不良に対応することの必要性が高いと言われております。

そこで、全部除去した食事を保育所でつくっていらっしゃるということなんですが、そこは調理師というのがいらっしゃるということですか。何名ぐらいいらっしゃるんですか。

議長（坂上巳生男君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） まず、調理師の人数でございますけれども、各保育所に、臨時職員でございますけれども、用務員といたしまして合計13名の方、この用務員の方が調理師の免許、資格を持った方ということで、議員おっしゃいます離乳食のすり潰したりとかいったような調理をいただいているという状況でございます。

管理栄養士につきましては保育課に、所属は教育・子どもセンターになりますけれども、場所はそちらのほうに1名、これは嘱託員として配置をしている状況でございます。

議長（坂上巳生男君） 鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君） それで、外部搬入の場合に栄養士がどこにいらっしゃるかというのがすごく問題が多くて、外部搬入のときの栄養士は各園にいらっしゃらないということが多いんですが、熊取町は各園に栄養士がいらっしゃるということで理解していいですか。

議長（坂上巳生男君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 申しわけございません。各保育所にいるのは調理師免許で用務員でございます、本町には管理栄養士ということで1名、保育課に嘱託員として配属しているという状況でございますので、栄養士が各保育所に配置されているといった状況ではございません。

議長（坂上巳生男君） 鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君） そしたら、栄養士は外部搬入の泉佐野給食センターですか、そこにはいらっしゃるということで、そこでの調理の管理はしていただけているということではないのでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 議員おっしゃるとおりでございます、給食の献立につきましては本町の管理栄養士、議員がおっしゃるよう泉佐野給食センターの栄養士、それと現場の副所長級の職員が集まりまして、当然アレルギー食に対してもそうなんですけれども、協議を行って考えているといった状況でございます。

議長（坂上巳生男君） 鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君） 私自身は、一番初め、23年度にできた最低基準の中で保育所には調理室があって、いろいろな問題で外部搬入になってしまったと思っていたので、そこへ建てかえとかそういうのではなくて調理器具を運べば自園給食ができるのではないかというふうに思っていたんですけれども、小さなおやつをつくるような場所だけしか今のところはないというふうな感じで、建てかえとかそういうときにはまた考えられるかなというふうな気もするんですけれども、なかなかそこまでいくには大分かかるだろうなというふうにも感じます。でも、同じ熊取町の中で外部搬入の園があり、それから自園方式の園があり、それでアレルギーの子どもに対しての対応が違うというのは、やは



りある意味、不公平を親御さんは感じはると思うんです。

私はそれやったら向こうへ行きたいけれども、車もないし、ここの園しか仕方がないわというふうな感じで私には訴えられたんですけれども、ちゃんとしてくれるんやったらそっちへ行きたいと思ったけれども、車で行くこともできないし、ここへ行くことしかできないという、そういう親御さんの思いを受けとめてもらって、それは難しいとは思いますが、子どもの状況とか、それからアレルギーの子に対する対応とかというのをぜひともできる範囲でいろいろと考えていただいて、私立の保育所ではコピー食品というコピーのいわゆるアレルギー食、同じような形をして同じようなあれをしているけれどもこちらはアレルギー食で、そのときにはすごく難しいですから、いっぱいこの子の名前皆張って、そこへできたらすぐに持っていくというふうなことをしているというような話を聞いています。そういうことは、なかなか搬入が来たところで、これが誰々の分ですと行って向こうで張っていただけるようなこともできないやろうと思いますので、できる範囲でいいので個々の子どもたちの対応をぜひ考えていただきたいと思います。

昨日、渡辺議員の質問でも、小学校までに熊取町へ転入してくる子どもたちの数が多いというふうに聞きました。まだまだ自然が豊かであって、家から歩いていける距離のところに保育所があり、地域の人々、保育士、用務員、調理員などなどの温かいまなざしの中で子どもの育ちを期待して転入してくださっているのだと感じております。難しいことは重々わかりますが、子どもの立場に立ってできるだけ、アレルギー食を2つと言わずに幾つかに配分してもらうなりというふうなことを考えていただけたらと思います。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）アレルギーをお持ちのお子さんの対応ということで、まず冒頭、議員から具体的に事例をお出しいただきましたけれども、我々も、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、やはり児童の安全ということをまず第一に考え、これはもう当然のことやと思います。その次には、議員もおっしゃりましたように、保護者の方のご意見であるとか皆様の意見といったところを十分酌み取りながら、また議員もおっしゃっていましたが食育の観点ということからも、それはもう本町町立保育所におきましてもアレルギー児の対応食のときは食事を分けて、場所も分けてとかいう形をとらせてもらっています。そういった中でもできるだけ楽しい時間で食事を過ごせるといったところも含めて、おやつの時間を使ったり我々も努力をさせていただいているところでございます。

今回、外部搬入ということでなかなか難しいところもあるというのは議員も一定ご理解いただいているということで、非常に感謝を申し上げる次第でございますけれども、その中で、繰り返しになるんですけれども、安全を第一に、できるだけ対応可能なものは対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）ありがとうございました。どうかよろしく願いしておきます。

次の質問に移らせてもらいます。

マイナンバーについて、従業員のマイナンバーを住民税の特別徴収税額決定通知書に載せるように総務省が指導していますが、札幌市など個人情報漏えいしています。通知書に載せない市町村も出てきているようですが、熊取町は載せないようにできないのでしょうか、ご答弁よろしく願います。

議長（坂上巳生男君）塩谷総務部理事。

総務部理事（塩谷義和君）鱧谷議員の質問の3点目、特別徴収税額決定通知書にマイナンバーを記載しないようにすることはできないのかというご質問についてご答弁申し上げます。

まず初めに、地方税法及び地方税法施行規則では、特別徴収税額決定通知書にマイナンバーを記載の上特別徴収義務者に通知するように定められており、総務省からも、市町村の判断で様式を変

更したりマイナンバーを記載しないといったことは認められないという旨の通知も発出されています。しかしながら、議員のご質問にもございますように、実際にマイナンバーを記載せずに特別徴収税額決定通知書を送付している市町村もあるようでございます。ただ、本町といたしましては、法令に従いまして、5月19日に当初分の通知書にマイナンバーを記載して送付したものでございます。

なお、当該通知書の送付に当たりましては、誤配達の防止及び確実に特別徴収義務者に送達できるよう簡易書留で発送するなど、安全策を講じてございます。

今回ご質問いただきました特別徴収税額決定通知書を含め、マイナンバーの取り扱いにつきましては、引き続き慎重かつ適切な対応を行ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 今、適切な対応していただけるということなんですけれども、札幌市と徳島県美馬市はマイナンバー付きの個人情報を漏えいしたことを発表しました。札幌市によりますと、8人分の個人情報を別の事務所に送付しています。美馬市では、事務所に送った通知書に従業員ではない5人のマイナンバー付き個人情報が誤って記載されていたそうです。名古屋市や新宿区、板橋区などは通知書に記載をしないとしております。

また、マイナンバーの一部を伏せ字というんですか、アスタリスクのマークを一部打ちまして書留ではなく普通郵便で送っているところが佐世保市、吹田市、前に出たところのように記載を見送ったところは高知県四万十市、神奈川県厚木市などがあります。岸和田市や貝塚市も伏せ字のアスタリスクにしているらしいです。熊取町は、事務所の数は少ないかもしれませんが、書留代310円と普通郵便82円ではかなり人数によっては差が出てくるのではと思いますが、いかがでしょうか。今年度は何カ所の事務所に送られましたでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 塩谷総務部理事。

総務部理事（塩谷義和君） 今年度の通知書の件数でございますが、5,214件、納税義務者といたしましては1万2,149人分のデータを送付してございます。簡易書留で送ってございますので、追加料金、特殊料金といたしましてご指摘のように310円かかりますので、161万6,340円という金額が追加で発生しているものでございます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） この差というのは多いと思うんですけれども、来年度についてどうお考えか、お聞かせいただけますでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 塩谷総務部理事。

総務部理事（塩谷義和君） 本町といたしましては、先ほども申し上げましたとおり、情報漏えいの防止には留意しつつマイナンバーを記載した通知書を送付させていただいたところでございます。ただ、しかしながらそれでも札幌市や、あるいは美馬市での情報漏えいがあったということもございまして、情報漏えいのリスクはやはり懸念するところでございます。そういった情報漏えいのリスクを懸念いたしますと、本町といたしましても、国の指導に従って当初の通知書にマイナンバーを記載したところでございますけれども、新たに発送する通知書、今年度申告によって税額が変更になる方もございまして、また転勤や退職等、新規の就職等で異動届を提出されることもございまして、今年度中に変更の通知書を送ることもございます。年間で約1,300件送付する予定でございます。これらの通知書につきましては、国の動向を注視しながら事業者及び住民の方の利益というものを優先させていただくということで、マイナンバーを記載しないという方向で考えてまいりたいというふうに考えています。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） ありがとうございます。

マイナンバーが記載されたものにつきましては、各事業所は1人の係員をそれに充て、ちゃんとした鍵のかかるボックスあるいは鍵のかかる机の中へ1人の人が管理するというそういうことをしないと違反になるというふうに通達でされております。大きいところはそういう人たちを雇えるという場所もあるんですけども、小さな事業所についてはなかなかそういう人を雇えないというふうな状況もありますので、ぜひ通知書にはマイナンバーをつけないで送っていただきたいと思います。

マイナンバーシステムはすごく大きな問題がありまして、システム改修などで20の政令都市だけで310億円を支出しております。このうち、システム改修の8割が制度設計にかかわった大手企業4社グループへ集中しています。総務相の天下り法人地方公共団体情報システム機構への負担金、手数料が90億円です。同機構には初め120億円が見込まれておりましたが、マイナンバーの申請枚数が見込みを下回り、支出も減りました。ある弁護士は、制度設計にかかわった4社グループのお手盛りにならざるを得ない、またシステムトラブルを繰り返すなど問題も多い、多額の負担金を払い続けることは住民目線から考えても問題だと指摘しております。

そもそも役所は、業務で必要とする個人情報を持っております。また今後、戸籍の情報、生活保護の申請などがマイナンバーでできるようになったとしても、事業の合理化になるかもしれませんが、それ以上にトラブルや漏えいを起こすおそれがあります。また、国会での共産党の質問で、地方公共団体情報システム機構が個人の顔写真データを警察に提供していたことがわかりました。マイナンバー制度を警察が利用することはこれまで説明されていませんでした。マイナンバーで集めた情報を警察へ提供することを放置すれば監視社会が一層進むこととなります。マイナンバー制度は住民や市町村にとってメリットがないことを申し上げて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。終わります。

議長（坂上巳生男君）以上で、鯉谷議員の質問を終了いたします。

以上で、一般質問を終わります。

---

議長（坂上巳生男君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

なお、あす9日の予備日でございますが、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれにて延会いたします。

---

（「16時52分」延会）

---

6 月熊取町議会定例会（第 3 号）

## 平成29年6月定例会会議録（第3号）

月 日 平成29年6月9日（金曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 阪口 均	5番 坂上 昌史	6番 鱧谷 陽子
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 矢野 正憲	11番 佐古 員規	12番 河合 弘樹
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	貝口 良夫
企 画 部 理 事 兼 シティプロモーション推進課長	明松 大介	企 画 部 理 事 兼 兼 財 政 課 長	東野 秀毅
企 画 部 理 事	北川 裕一	総 務 部 長	南 和仁
総 務 部 理 事	林 利秀	総 務 部 理 事	塩谷 義和
総 務 部 理 事 兼 契 約 検 査 課 長	阪上 章	住 民 部 長	藤原 伸彦
住 民 部 統 括 理 事	吉田 潔	住 民 部 理 事	田中 耕二
健 康 福 祉 部 長	小山 高宏	健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義
健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆	健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義
都 市 整 備 部 長	泉谷 徹	都 市 整 備 部 理 事	大西 宏
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷ゆかり	上 下 水 道 部 長	山戸 寛
上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸	教 育 次 長	阪上 清隆
教 育 委 員 会 事 務 局 統 括 理 事	吉田 茂昭		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	北川 雄彦	書 記	藤原 孝二
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第30号 人権擁護委員候補者の推薦について  
議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦について  
議案第32号 農業委員会委員の任命同意について  
議案第33号 農業委員会委員の任命同意について  
議案第34号 農業委員会委員の任命同意について  
議案第35号 農業委員会委員の任命同意について  
議案第36号 農業委員会委員の任命同意について  
議案第37号 農業委員会委員の任命同意について  
議案第38号 農業委員会委員の任命同意について  
議案第39号 農業委員会委員の任命同意について  
議案第40号 農業委員会委員の任命同意について  
議案第41号 農業委員会委員の任命同意について  
議案第42号 農業委員会委員の任命同意について  
議案第43号 農業委員会委員の任命同意について

- 議案第44号 農業委員会委員の任命同意について  
議案第45号 農業委員会委員の任命同意について  
議案第46号 農業委員会委員の任命同意について  
議案第47号 農業委員会委員の任命同意について  
議案第48号 退職手当条例の一部を改正する条例  
議案第49号 育児休業条例の一部を改正する条例  
議案第50号 墓苑条例の一部を改正する条例  
議案第51号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
議案第52号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例  
議案第53号 附属機関条例の一部を改正する条例  
議案第54号 町立中学校普通教室等空調設備の購入について  
議案第55号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第1号）  
議案第56号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第57号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）  
請願第1号 精神障がい理解啓発講座開催についての請願

---

議長（坂上巳生男君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年6月熊取町議会定例会第3日目の会議を開きます。

---

（「10時00分」開会）

---

議長（坂上巳生男君）それでは、本日の日程に入ります。

日程第4 議案第30号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、議案30号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

人権擁護委員の市場谷弘子氏につきましては、平成29年12月31日付で任期満了となりますが、引き続き当該委員を再任候補者として、法務大臣に対して推薦したいと考えておりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の2ページに記載しているとおりでございます。よろしくご審議の上、ご意見賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第30号について、討論を省略し、採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第30号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を採決いたします。

市場谷弘子氏を適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、市場谷弘子氏を適任と認めることに決定いたしました。

---

議長(坂上巳生男君)次に、日程第5 議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長(藤原敏司君)議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

人権擁護委員の前田美穂子氏につきましては、平成29年12月31日付で任期満了となりますが、引き続き当該委員を再任候補者として、法務大臣に対して推薦したいと考えておりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の4ページに記載しているとおりでございます。よろしくご審議の上、ご意見賜りますようお願い申し上げます。

議長(坂上巳生男君)以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第31号について、討論を省略し、採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を採決いたします。

前田美穂子氏を適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、前田美穂子氏を適任と認めることに決定いたしました。

---

議長(坂上巳生男君)次に、日程第6 議案第32号 農業委員会委員の任命同意についてから日程第20 議案第46号 農業委員会委員の任命同意についてまで、以上15件を一括議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長(藤原敏司君)それでは、議案第32号から第46号 農業委員会委員の任命同意について、一括してご説明申し上げます。

現農業委員会委員の任期が平成29年7月19日で任期満了となります。農業委員会等に関する法律の改正に伴い、市町村長が議会の同意を得て農業委員会委員を任命することとされております。

任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、議案第32号についてご説明申し上げます。

田中健一氏におかれましては、農業関係団体の役員、農業委員会委員としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の6ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第33号についてご説明申し上げます。

谷口義忠氏におかれましては、農業関係団体の役員等としての豊富なご経験をお持ちでございます。

す。

同氏の略歴につきましては、議案書の8ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第34号についてご説明申し上げます。

根来章博氏におかれましては、農業関係団体の役員等としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の10ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第35号についてご説明申し上げます。

谷口 清氏におかれましては、農業関係団体の役員、農業委員会委員等としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の12ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第36号についてご説明申し上げます。

大屋利彦氏におかれましては、農業関係団体の役員、農業委員会委員としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の14ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第37号についてご説明申し上げます。

中 伊佐男氏におかれましては、区長としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の16ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第38号についてご説明申し上げます。

七里英二氏におかれましては、農業関係団体の役員としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の18ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第39号についてご説明申し上げます。

山下 清氏におかれましては、農業関係団体の役員、農業委員会委員としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の20ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第40号についてご説明申し上げます。

鈴木 實氏におかれましては、農業関係団体の役員、農業委員会委員等としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の22ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第41号についてご説明申し上げます。

阪上浩之氏におかれましては、農業関係団体の役員、農業委員会委員等としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の24ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第42号についてご説明申し上げます。

村田善藏氏におかれましては、農業関係団体の役員、農業委員会委員としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の26ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第43号についてご説明申し上げます。

藤原栄一氏におかれましては、農業関係団体の役員としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の28ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第44号についてご説明申し上げます。

阪中 一氏におかれましては、農業関係団体の役員、農業委員会委員等としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の30ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第45号についてご説明申し上げます。

川上幸治郎氏におかれましては、農業関係団体の役員、農業委員会委員としての豊富なご経験を



お持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の32ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第46号についてご説明申し上げます。

大屋満喜氏におかれましては、農業委員会委員としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の34ページに記載しているとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本15件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第32号から第46号までは委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。重光議員。

2番（重光俊則君）先ほど、町長から新しい農業委員会委員の任命同意で新たに町長が選任された方のご説明がありましたけれども、これまでの農業委員の選任区分が今回少し変わったんじゃないかなと思われるんですが、それと、農業委員を継続されている方と新たに選出された方、それから、立候補もあったのではないかなと思うんですが、その辺の今回の農業委員の選出に当たっての経緯を、概略を説明していただけますか。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）今回の農業委員会の選任に当たりましては、法律の改正に伴いまして、従前の選挙によるものと、各種団体からの推薦という制度が全く廃止されることとなりました。したがって、本来は町長が一人ずつ任命同意するんですが、今回、農業委員に限っては、各それぞれの団体、また個人の応募をもって農業委員に立候補いただくと。その中で町長が最適な方を選任し、議会のほうに同意を求めるということで、法律の中で大きな制度改正があったものでございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）その中で、団体からの推薦とか個人の立候補とか、その辺は、名前は結構ですけど、何人どうだったかというようなことは説明できますか。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）団体推薦が15名、そして個人の応募が1名でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）ちょっと入りますけれども、今回、議員としては1人、議員籍でもありながら農業委員に1人なると。個人としては、その1人というのは議員になるんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）そのとおりでございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）わかりました。

採決に当たっては、議案各号ごとに採決するという事になっているんですね。そういう意味では、本当は個々の委員についてそれぞれ議論して、賛成、反対の立場をとってもいいというような位置づけにはあるわけですが、農業委員につきましては、今、数年前から農業委員になられた方がおられますけれども、やっぱり熊取町がこれからの農業をどうしていくんだということを真剣に考えていただく方を恐らく推薦されていることだと思いますけれども、長過ぎるとか、個人的利益を優先しそうだというような発言を聞いたようなこともあって、やはり個人的にはちょっと問題があるかと、私個人の今の私見として、そういう意見がありますけれども。

これが、町長諮問として、今は個々に選任同意をするということになっていますけれども、一括同意でもいいのかなというのは、将来あってもいいのかなと思います。個々の同意であれば、個々に

やはり議員として、その人が適否かどうかということを書けないで、非常にクリティカルな討議になる可能性もあるということも踏まえまして、今回は私は全員に賛成の立場をとりますけれども、そういう中では、やはり個人の利益ではなく、全体の熊取町の将来の農業を見据えた農業委員会が運営されることを要望していただきたいということで、意見として述べさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第32号から第46号までは討論を省略し、採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第32号から第46号までを、一議案ごとに採決いたします。

初めに、議案第32号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案に同意することに決定しました。

次に、議案第33号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案に同意することに決定しました。

次に、議案第34号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案に同意することに決定しました。

次に、議案第35号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案に同意することに決定しました。

次に、議案第36号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案に同意することに決定しました。

次に、議案第37号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案に同意することに決定しました。

次に、議案第38号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案に同意することに決定しました。

次に、議案第39号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案に同意することに決定しました。

次に、議案第40号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案に同意することに決定しました。  
次に、議案第41号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案に同意することに決定しました。  
次に、議案第42号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案に同意することに決定しました。  
次に、議案第43号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案に同意することに決定しました。  
次に、議案第44号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案に同意することに決定しました。  
次に、議案第45号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案に同意することに決定しました。  
次に、議案第46号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案に同意することに決定しました。

---

議長(坂上巳生男君) 次に、日程第21 議案第47号 農業委員会委員の任命同意についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、阪口議員の退場を求めます。

(阪口 均君退場)

それでは、本件について説明を求めます。藤原町長。

町長(藤原敏司君) 議案第47号 農業委員会委員の任命同意についてご説明申し上げます。

現農業委員会委員の任期が平成29年7月19日で任期満了となります。農業委員会等に関する法律の改正に伴い、市町村長が議会の同意を得て農業委員会委員を任命することとされております。

任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

阪口 均氏におかれましては、熊取町議会議員としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の36ページに記載しているとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

議長(坂上巳生男君) 以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第47号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。重光議員。

2番（重光俊則君）36ページの略歴ですけれども、熊取町議会議員という記載がないんです。鈴木 實さんのところを見ていると熊取町議会議員という記載がございます。阪口議員は現在、熊取町議会、あ、公職歴と書いているからそれでいいんですね。失礼いたしました。實さんは略歴のところに入っていました。失礼しました。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第47号について、討論を省略し、採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第47号 農業委員会委員の任命同意についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案に同意することに決定しました。

阪口議員の入場を求めます。

（阪口 均君入場）

---

議長（坂上巳生男君）次に、日程第22 議案第48号 退職手当条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君）それでは、議案第48号 退職手当条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書37ページをごらんください。

提案理由でございますが、雇用保険法等の一部を改正する法律により、国家公務員退職手当法の一部が改正され、失業者の退職手当に係る給付内容が改正されたことに伴い、職員の退職手当制度の改正の必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

今回の改正の主な概要でございますが、職員の退職手当の額が雇用保険法の失業給付相当額に満たず、かつ退職後一定の期間求職活動しているときにその差額分を支給する旨を規定している退職手当条例について、今回、雇用保険法の改正により失業給付の内容が変更されることから、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例の改正内容についてご説明申し上げます。

38ページと39ページは改め文でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料1-1をごらんください。

右が現行、左が改正案でございます。

失業者の退職手当を規定している第10条の改正でございます。失業者の退職手当とは、雇用保険法の適用がない地方公務員について、退職後は雇用保険法による失業給付と同程度のものを保障するために設けている制度でございます。今回の改正では、第10項に規定しています雇用保険の基本手当に相当する退職手当の支給を受けるとされる職員の退職後の求職活動が雇用保険で言うところの基本手当の給付日数の延長事由に該当する場合には、延長分の基本手当に相当する退職手当を支給することとなりますが、その延長措置の条件の規定に新たな延長事由が追加されましたので、第10項第1号の次に第2号として加えるものでございます。

一つ目のアの規定は、早期退職者等である特定退職者のうち、災害等の理由で辞職を余儀なくされた場合で、二つ目のイの規定は、障がい等の理由により就職が困難な者であって、かつ災害等の理由で辞職を余儀なくされた場合で、ア、イいずれも退職後、求職活動の中で雇用保険法に規定する指導基準に基づく職業指導を行うことが適当と認める場合を、新たに延長事由として追加するものでございます。

資料1-2をごらんください。

次に、現行の第2号と第3号につきましては、新たに第2号を追加したことによる号ずれに対応したものでございます。

次に、第11項中の改正でございます。第11項は、雇用保険の基本手当に相当する退職手当の支給を受ける者に対し、退職手当に付加して支給される雇用保険法の規定による各手当の内容を定めているものですが、第5号の職員が退職後に公共職業安定所が紹介する職業につくためなどにより住所を移転する場合、その移転費相当額を退職手当として支給する規定中に、公共職業安定所のほかに、職業安定法に定められた無料職業紹介事業を行う地方公共団体である特定地方公共団体と、同じく無料職業紹介事業を行う事業者等の職業紹介事業者を追加するものでございます。

次に、附則でございます。

次のページ、資料1-3をごらんください。

附則に、雇用保険の基本手当の給付日数の延長に関する暫定措置の規定を、第14項として追加するものでございます。

雇用保険法において、今回の改正で雇用機会が不足していると認められる地域に居住する者で、職業指導が必要な場合には、失業給付の日数を延長する暫定措置期間が平成34年3月31日まで設けられたことにより、附則に加えるものでございます。

恐れ入ります、議案書39ページにお戻りください。

附則をごらんください。

第1項の施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、改正後の第10条第11項第5号の改正規定及び附則第3項の規定は平成30年1月1日から施行するものでございます。

次に、経過措置でございます。

第2項は、改正後の第10条第10項の規定は、退職職員であって、雇用保険の給付日数の延長事由に関する基本手当に相当する退職手当の支給を受け終わった日が施行日以後であるものについて適用するものでございます。

次に、第3項については、退職職員であって、改正後の第10条第11項第5号の特定地方公共団体もしくは職業紹介事業者の紹介により職業についた場合、改正後の第10条第11項の規定は職業についた日が平成30年1月1日以後である場合において適用するものでございます。

以上で、議案第48号 退職手当条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（坂上巳生男君）次に、日程第23 議案第49号 育児休業条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君）それでは、議案第49号 育児休業条例の一部を改正する条例についてご説明

申し上げます。

議案書40ページをごらんください。

提案理由でございますが、人事院規則の改正により、国家公務員の育児休業制度が改正されたことに伴い、職員の育児休業制度の改正を行う必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

今回の改正の主な概要につきましては、育児休業の再度の取得または期間延長ができる特別の事情として、子の保育所入所について申し込みをしたものの、あきがないなどの理由で利用できない場合を追加するものでございます。

41ページは改め文でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料2-1をごらんください。

右が現行、左が改正案でございます。

まず、第2条の2は育児休業の子の対象範囲を定めているものですが、児童福祉法の一部改正により人事院規則が改正されたことを受けまして、養育里親である職員の規定について、児童福祉法の第6条の4を第6条の4第2号に改め、現行の里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者を養子縁組里親に法定化されたことにより改正するものでございます。

次に、第3条は育児休業法第2条第1項中にある育児休業の再承認に係る特別の事情を定めているものでございますが、今回の改正で、第5号の規定中に、子の保育について保育所等に保育利用を希望し申し込みを行っているものの定員の状況などから入所できず、当面その実施が行われない場合を、次のページにかけまして加えるものでございます。

次に、資料2-2、第4条の育児休業の期間について、再度の延長ができる特別の事情を定めている規定中にも、先ほどと同様の保育所等の利用実施に至らない規定を加えるものでございます。

41ページにお戻りください。

下から2行目、附則でございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第49号 育児休業条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（坂上巳生男君）次に、日程第24 議案第50号 墓苑条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）議案第50号 墓苑条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

42ページをお開きください。

提案理由でございますが、熊取永楽墓苑について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に管理を行わせるに当たり必要な事項を定める必要があるため、この条例案を提出するものです。

説明は新旧対照表にて説明しますので、ピンク色分界紙の後ろ、資料3-1をごらんください。

右が現行、左が改正案でございます。

第4条では、これから説明します指定管理者に関する条項を加えることから条ずれが生じるため、

第13条を第22条に改めるものです。内容的には変わりございませんので、以降の条ずれによる改正につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、第5条は、指定管理者による管理を規定しており、永楽墓苑の管理は地方自治法の規定に基づき、法人その他の団体で町長が指定する者に行わせると定めるもので、指定管理者制度を導入することを明らかにしております。

次に、第6条は、指定管理者の業務の範囲を規定しており、永楽墓苑の維持管理に関する業務のほか、町長が必要と認める業務としております。

次に、第7条は、指定管理者の管理の期間を指定の日から起算して5年以内とする、ただし再指定を妨げないとするものでございます。

次に、第8条は、指定管理者の手続を定めるもので、第1項では、指定管理者を公募により募集する旨を、第2項では、指定を受けようとする団体は申請書に規則で定める書類等を添付して町長に申請しなければならない旨を定めております。

次に、第9条は、指定管理者の指定に関して、まず第1項で、第8条の規定による申請をした団体のうち、第1号、永楽墓苑の平等な利用が確保されるように適正な管理を行うことができること、第2号、第6条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる能力及び財政的基盤を有していること、第3号、利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること、第4号、永楽墓苑の設置目的を効果的かつ効率的に達成できること、第5号、永楽墓苑の効用を最大限に発揮できること、第6号、管理に関する経費を縮減できる見込みがあること、第7号、その他町長が定める要件のいずれにも適合し、かつ第6条各号に掲げる業務を最も適正かつ確実に行うことができると認められる団体を指定管理者の候補者として選定し、第2項では、候補者として選定した団体について議会の議決を経て、指定管理者に指定する旨を定めております。

次に、第10条は、指定管理者の指定の告示等で、第9条の規定による指定があったときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を告示しなければならないこと、第2項では、指定管理者はその名称または住所を変更しようとするときは、その旨をあらかじめ届け出なければならないこと、第3項では、その変更の届け出があったときは、町長は当該届け出に係る事項を告示しなければならないこと、第4項では指定管理者の指定の取り消しまたは期間を定めて管理業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、町長はその旨を告示しなければならないことを定めております。

次に、第11条は、事業報告書の作成及び提出についての規定で、指定管理者は毎年度終了後30日以内に管理業務の実施及び利用状況、経費の収支状況、そのほか管理実態を把握するために必要なものとして町長が定める事項について事業報告書を作成し、提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、取り消された日から起算して30日以内に取り消された日までの事業報告書を提出しなければならない旨を定めています。

次に、第12条は、業務報告の聴取等についての規定で、町長は指定管理者に対して管理業務や経理状況等に関し、定期または必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、または必要な指示をすることができる旨を定めております。

次に、第13条は、指定の取り消し等で、指定管理者が第12条の指示に従わないとき、そのほかの指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときはその指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部の停止を命ずることができる旨を定めております。

また、第2項では、第1項の規定により指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部の停止を命じた場合に指定管理者に損害が生じて、町長は賠償の責めを負わない旨を規定しております。

次に、第17条は、現行第8条では熊取永楽墓苑を永楽墓苑へと読みかえ規定しておりますが、改正案では第5条で既に読みかえを規定しておりますので、削除しております。

次に、第29条は、損害賠償で、町長が必要なため使用者に場所の変更または返還させた場合以外

で使用者に生じた損害には町は責めを負わないとしたところに、指定管理者も加えるものでございます。

次に、第31条は、原状回復義務で、指定管理者が永楽墓苑を管理しなくなったときは、町長の承認を得たとき以外は施設等を速やかに原状に回復しなければならないと定めております。

次に、第32条は、損害賠償義務で、指定管理者または使用者は永楽墓苑の施設、設備を汚損、破損、滅失したときは、町長がやむを得ないと認めるとき以外は、生じた損害を町に賠償しなければならないと定めるもので、指定管理者の導入に伴い、使用者に対してもこのたび規定するものでございます。

次に、第33条は、秘密保持義務で、指定管理者または永楽墓苑の管理業務に従事している者は、個人情報保護条例を遵守し、個人情報の適正な取り扱いについては指定管理者の指定終了後においても、また従事者においては職務を退いた後も同様とする旨を定めるものでございます。

それでは、恐れ入ります、46ページの本文へお戻り願います。

附則でございますが、第1項、この条例は平成30年4月1日から施行する。第2項、指定管理者の指定及びこれらに関し、必要なその他の行為を条例の施行日前に行うことができる準備行為を定めるものでございます。

以上で、議案第50号 墓苑条例の一部を改正する条例について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（坂上巳生男君）次に、日程第25 議案第51号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、議案第51号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

議案書の47ページをごらんください。

提案理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が平成29年3月31日に公布され4月1日から施行されたことに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料4をお開きください。

右が現行、左が改正案でございます。

第8条、受給資格等の確認の改正でございます。

支給認定区分や保育必要量、有効期間などを記載した支給認定証の交付につきましては、保護者からの申請があった場合にのみ支給認定証を交付する任意交付制度に改められたことに伴いまして、保護者が支給認定証の交付の申請をしていない場合においては、利用者負担額に関する事項の通知に加え支給認定に係る事項を記載した通知書を保護者及び施設に通知する旨の規定を追加し、特定教育・保育施設は必要に応じて当該通知書により受給資格等を確認することとするものでございます。

恐れ入ります、48ページにお戻りください。

附則をごらんください。



この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第51号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（坂上巳生男君）次に、日程第26 議案第52号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）それでは、議案第52号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

議案書の49ページをごらんください。

提案理由でございますが、永楽ゆめの森公園条例第2条に規定する永楽ゆめの森公園について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に管理を行わせるため、この条例案を提出するものでございます。

50ページをごらんください。

永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例でございます。

50ページから52ページまでは改め文となっております。

改正の内容につきましては、新旧対照表にてご説明させていただきますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料5-1をごらんください。

永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

右が現行、左が改正案でございます。

第3条、指定管理者による管理から資料5-4第11条、指定の取り消し等までは、指定管理者制度導入に係る手続規定となっております。

まず、第3条では、指定管理者について、永楽ゆめの森公園の管理は地方自治法の規定に基づき、法人その他の団体であって町長が指定するものに行わせると定めてございます。

第4条では、指定管理者の業務の範囲について、公園の行為の申請及び許可、料金、施設及び設備の維持管理に関する業務のほか、町長が必要と認める業務と定めてございます。

第5条では、指定管理者の管理の期間について、指定の日から起算して5年以内とし、再指定を妨げないと定めてございます。

第6条では、指定管理者の手続について、第1項では、指定管理者を公募により募集する旨を、資料5-2に移りまして、第2項では、指定を受けようとする団体は申請書に規定で定める書類等を添付して町長に申請しなければならない旨を定めてございます。

第7条では、指定管理者の指定について、第1項では、第6条で申請をした団体のうち、第1号、永楽ゆめの森公園の平等な利用が確保されるように適切な管理を行うことができること、第2号、第4条各号に上げる業務を適正かつ確実に行うことができる能力及び財政的基盤を有していること、第3号、利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること、第4号、永楽ゆめの森公園の設置目的を効果的かつ効率的に達成できること、第5号、永楽ゆめの森公園の効用を最大限に発揮できること、第6号、管理に係る経費を縮減できる見込みがあること、第7号、その他町長が定める案件のいずれにも適合し、かつ第4条各号に上げる業務を最も適正かつ確実に行うことができると認められる団体を指定管理者の候補として選定することを、第2項では、

候補者として選定した団体について、議会の議決を経て指定管理者として指定すると定めてございます。

第8条では、指定管理者の指定の告示等について、第1項では、第7条の規定により指定があったときは当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を告示しなければならないこと、第2項では、指定管理者はその名称または住所を変更しようとするときは届け出なければならないこと、資料5-3に移りまして、第3項では、第2項の規定による届け出があったときは当該届け出に係る事項を告示しなければならないこと、第4項では、第11条に規定する指定管理者の指定の取り消しまたは期間を定めて管理業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、町長はその旨を告示しなければならないことを定めてございます。

第9条では、事業報告書の作成及び提出について、指定管理者は毎年度終了後30日以内に管理業務の実施及び利用状況、利用料金の収入実績、駐車場利用料金の収入実績、管理に係る経費の収支状況、その他町長が定める事項を記載した事業報告書を作成し、提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、取り消された日から起算して30日以内に、指定を取り消された日までの事業報告書を提出しなければならない旨を定めてございます。

第10条では、業務報告の聴取等について、指定管理者に対して管理業務、経理の状況等に関し、定期または必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、または必要な指示をすることができることを定めてございます。

第11条では、指定の取り消し等について、第1項では、指定管理者が第10条の指示に従わないとき、資料5-4に移りまして、その他の指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部を停止を命ずることができることを、第2項では、第1項の規定により停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても町長はその賠償の責めを負わないことを定めてございます。

次の第12条から資料5-5の第15条につきましては、指定管理者制度の導入により町長を指定管理者に改めるものでございます。

第16条につきましては、指定管理者制度導入により、使用料を利用料金に改正し、第6項として利用料金及び駐車場利用料金は指定管理者の収入として収受させるものとする規定を追加するものでございます。

第17条では、原状回復義務について、指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、または指定を取り消されたとき、もしくは期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命じられたときは、施設等を原状に回復しなければならない、資料5-6に移りまして、ただし、町長の承認を得たときはこの限りではないと定めてございます。

第18条では、第8条を第18条に、見出しの損害賠償を損害賠償義務に改め、指定管理者または使用者は公園の施設、設備等を汚損、破損または滅失したときは、損害を町に賠償しなければならないとしてございます。

第19条では、秘密保持義務について、指定管理者または従事者は個人情報保護条例を遵守し、個人情報適切に保護されるよう、知り得た秘密を漏らし、または自己の利益のために利用してはならず、指定期間の満了後、従事者においては職務を退いた後においても同様とする旨を定めてございます。

資料5-7をごらんください。

別表につきましては、条例本文の条ずれによる改正と備考の使用料を利用料金に改正するものでございます。

恐れ入りますが、52ページにお戻り願います。

下から6行目、附則でございます。

第1項で、この条例は平成30年4月1日から施行するものとしてございます。

第2項では、指定管理者の指定及びこれらに関し必要なその他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができるとしてございます。

以上で、議案第52号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（坂上巳生男君）次に、日程第27 議案第53号 附属機関条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）それでは、議案第53号 附属機関条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

議案書の53ページをごらんください。

提案理由でございますが、永楽ゆめの森公園条例第2条に規定する永楽ゆめの森公園及び墓苑条例第2条に規定する熊取永楽墓苑の指定管理者の選考に関する審議を行う機関として、本町の附属機関に新たに指定管理者選定委員会を設置するため、この条例案を提出するものでございます。

54ページにつきましては改め文でございます。

内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料6-1をごらんください。

附属機関条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

右が現行、左が改正案でございます。

第1条第1号の表中、16番の野外活動ふれあい広場指定管理者選定委員会の次に、17番として永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑指定管理者選定委員会を追加するもので、担当事務は永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑の指定管理者の選定に関することとしてございます。

恐れ入りますが、54ページにお戻り願います。

附則をごらんください。

第1項、施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に、第2項につきましては、非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正するものでございますが、内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきますので、恐れ入りますがピンク色の分界紙の後ろ、資料6-2をごらんください。

非常勤特別職職員報酬等条例新旧対照表でございます。

右が現行、左が改正案でございます。

別表中、野外活動ふれあい広場指定管理者選定委員会の次に永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑指定管理者選定委員会を追加し、報酬の額につきましては、委員長は月額8,200円、委員は月額7,700円と定めるものでございます。

以上で、議案第53号 附属機関条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（坂上巳生男君）次に、日程第28 議案第54号 町立中学校普通教室等空調設備の購入についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君）それでは、議案第54号 町立中学校普通教室等空調設備の購入について説明申し上げます。

議案書55ページをごらんください。

本件は、町立中学校全3校の1、2年生の普通教室並びに特別教室に設置するエアコンを購入するため、地方自治法第96条第1項第8号及び要議決契約等条例第3条の規定により議会の議決を求めるところでございます。

購入物品名は、空調設備冷暖房用エアコンで、契約の方法は、指名競争入札でございます。この入札につきましては、熊取町指名競争入札要綱等に基づき、10社を指名して郵便入札を実施し、平成29年5月16日に開札を行い、決定したものでございます。

契約金額は、消費税込み3,650万4,000円で、契約の相手方は、大阪府泉南郡熊取町大久保東2丁目6番26号、安藤電機工業所、代表者、安藤茂樹でございます。

購入物品の内容につきましては、議案書最終ページ、資料7をごらんください。

設置場所は、資料記載のとおり、町立中学校全3校の1、2年生の普通教室並びに特別教室で、全56教室に設置するもので、納入期限は平成29年11月29日までとしております。

以上で、議案第54号の説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（坂上巳生男君）次に、日程第29 議案第55号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）それでは、議案第55号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

まず、今回の補正予算の主な内容でございますが、債権回収プロジェクトチームに係る経費、社会資本整備総合交付金の内示に伴う道路事業、公園事業の追加計上分などとなっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをお開きください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,624万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億2,612万9,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしております。

次に、第2条につきましては、地方債の補正でございますので、順次説明させていただきます。

4ページをお開きください。

第2表地方債補正でございます。

地方債補正につきましては、いずれも国庫補助金の内示に伴い限度額を変更するものでございま

す。

町道舗装事業につきましては、限度額を2,380万円増の4,180万円、次の町道小谷穴釜線整備事業につきましては、限度額を340万円増の1,260万円、次の道路附属物修繕事業につきましては、限度額を40万円増の990万円、次の熊取駅東西自由通路改修事業につきましては、限度額を90万円増の130万円、次の路面下空洞化対策事業につきましては、限度額を50万円増の180万円、次の公園整備事業につきましては、限度額を90万円増の2,010万円とするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

5ページ、6ページは総括ですので、省略させていただきます。

8ページ、9ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金2,114万5,000円の増額につきましては、内示によるものでございます。

その下、社会資本整備総合交付金100万円の増額につきましても、内示によるものでございます。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 公共施設整備基金繰入金の3,290万円の増額及びその下の目 財政調整基金繰入金の760万4,000円の増額につきましては、いずれも今回の補正における財源調整分でございます。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入のコミュニティ助成金250万円の増額につきましては、一般コミュニティ助成事業に係る自治総合センターからの助成金でございます。

次の長寿社会づくりソフト事業費交付金119万8,000円の増額につきましては、公益財団法人地域社会振興財団からの交付金でございます。

最後に、款 町債につきましては、第2表のところでご説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

10ページ、11ページをごらんください。

財源振替の項目につきましては、説明を省略させていただきます。

款 議会費、項 議会費、目 議会費の議会活動事業謝礼金16万円の増額につきましては、議会報告会における手話通訳者の謝礼でございます。

次に、款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の債権整理対策事業、報償金124万2,000円の増額、その下の駐車場使用料9,000円の増額及び有料道路通行料等1万3,000円の増額につきましては、債権回収プロジェクトチームに係る経費でございます。

次に、目 自治振興費の町政連絡事務事業、一般コミュニティ助成事業補助金250万円の増額につきましては、テント等を購入するための自治会連合会への補助でございます。

その下の地区助成事業、地区集会所等施設整備事業補助金64万2,000円の増額につきましては、青葉台地区公民館改修工事に係る補正でございます。

次に、款 衛生費、項 保健衛生費、目 保健衛生総務費の保健衛生一般事務経費、非常勤職員報酬243万円の増額、次の母子保健一般事務経費、臨時雇賃金74万8,000円の増額及びその下の目 予防費の母子保健事業、報償金49万6,000円の増額につきましては、いずれも正職保健師の欠員によるものでございます。

次に、項 清掃費、目 清掃総務費の清掃事業一般事務経費、非常勤職員報酬106万2,000円の増額につきましては、正職員の欠員によるものでございます。

続いて、款 土木費、項 道路橋りょう費、目 道路維持費の道路維持事業、測量・設計・監理等委託料464万4,000円の増額につきましては、社会資本整備総合交付金の内示に伴い、路面下空洞化対策事業及び大型ボックスカルバート点検業務を追加計上するものでございます。

次の幹線町道等舗装工事費4,220万円の増額及びその他町道等舗装工事費2,238万円の増額につきましても、社会資本整備総合交付金の内示に伴い、町道舗装修繕事業を追加計上するものでございます。

次に、12ページ、13ページをごらんください。

目 道路新設改良費の道路新設改良事業、道路新設改良工事費1,125万7,000円の増額につきましては、社会資本整備総合交付金の内示に伴い、町道小谷穴釜線道路改良工事を追加計上するものでございます。

次の項 都市計画費、目 公園費の公園整備事業、測量・設計・監理等委託料301万円の増額につきましては、社会資本整備総合交付金の内示に伴い、奥山雨山自然公園長寿命化計画策定業務を追加計上するものでございます。

その下の公園維持管理事業、永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑指定管理者選定委員会委員報酬4万8,000円の増額及びその下食糧費2,000円の増額につきましては、指定管理者選定委員会開催に係る経費でございます。

次の目 下水道費の下水道事業特別会計繰出事業、下水道事業特別会計繰出金215万7,000円の増額につきましては、特別会計における町債元金繰上償還金の増によるものでございます。

続きまして、款 教育費、項 小学校費、目 学校管理費の小学校維持管理事業、修繕料124万7,000円の増額につきましては、中央小学校のトイレ修繕に係る経費でございます。

その他、14ページの補正予算給与費明細書、15ページの地方債調書につきましては、後ほどお目通しいただきますよう、よろしくお願いたします。

以上で、議案第55号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（坂上巳生男君）次に、日程第30 議案第56号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）議案第56号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算の内容につきましては、歳入歳出とも損害賠償金の納入及び国庫補助金の返還に伴う町債元金の繰上償還金の追加とそれに伴う一般会計繰入金の補正となっております。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ215万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,011万1,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるものとしてございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括ですので、6ページ、7ページをごらんください。

歳入予算でございます。款 繰入金、項 繰入金、目 他会計繰入金の一般会計繰入金215万7,000円の増額は、今回の補正に伴う財源調整として増額補正するものでございます。

8ページ、9ページをごらんください。

歳出予算でございます。款 公債費、項 公債費、目 元金、節 償還金、利子及び割引料の町債元金繰上償還金215万7,000円の増額は、損害賠償金が納入され、国庫補助金が返還されたことに伴い、当該工事に係る起債元金を繰上償還するものでございます。

以上によりまして、4ページ、5ページの総括のとおり、歳入歳出それぞれ補正前の額から215万7,000円を増額し、補正後の額を13億9,011万1,000円とするものでございます。

最後に、10ページをごらんください。

地方債の補正調書でございます。

表の右下の欄をごらんください。

今回の補正によりまして、平成29年度末の地方債現在高見込み額が62億8,868万5,000円となるものでございます。

以上、議案第56号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（坂上巳生男君）次に、日程第31 議案第57号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）議案第57号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）につきまして説明申し上げます。

今回の補正予算の内容は、平成30年4月より導入予定の熊取町永楽墓苑の指定管理者の選定に必要な委員報酬の補正予算でございます。

1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,255万3,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしてございます。

それでは、補正予算の内容につきましては、6ページから9ページにかけての明細書で説明いたしますので、6ページをお開きください。

歳入予算でございます。

款 繰入金、項 基金繰入金、目 墓地基金繰入金、節 墓地基金繰入金 4万7,000円の増額は、今回の補正に伴う財源調整として増額するものでございます。

次ページをお開きください。

歳出予算でございます。

款 墓園費、項 墓園費、目 墓園総務費、節 報酬で、先ほど議案第53号で提案させていただきました附属機関条例の一部を改正する条例で追加提案させていただいております永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑指定管理者選定委員会委員報酬4万7,000円で、墓地事業特別会計で負担する2名分で3回の委員会開催を見込んでおります。

次ページをお開きください。

指定管理者選定委員会委員に伴う特別職の補正予算給与費明細書でございます。

以上で、議案第57号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長(坂上巳生男君)次に、日程第32 請願第1号 精神障がい理解啓発講座開催についての請願の件を議題といたします。

請願書の朗読をいたします。北川議会事務局長。

議会事務局長(北川雄彦君)平成29年5月29日付で熊取町議会議長に、熊取町自由が丘にお住まいの森島重雄さんから精神障がい理解啓発講座開催についての請願書が提出されました。

紹介議員は、渡辺議員、服部議員、佐古議員、矢野議員、重光議員、文野議員、阪口議員、豊谷議員、江川議員でございます。

それでは、本文の朗読をいたします。

請願

地域や職場での精神病・精神障がいに関する無理解や偏見をなくせる住民啓発講座を今年度以降毎年行政主導によって開催されること、または民間団体による同趣旨の取り組みに対し行政による積極的な支援が行われることを求め、請願申し上げます。

請願の理由

① 当町は、精神科ベッド数が世界的に多い都市が連なる南泉州に位置しています。このため、住民は、一方で他地域の住民と同じく統合失調症・気分障害など精神病・精神障がいについてどう接したらよいか無理解のまま、他方では長きにわたって現実に多くの精神障がい者の存在を身近に実感してきたため、他地域に比べて偏見と忌避意識が根強く定着しています。そのため当町内外の多くの精神障がいの市民が無理解の地域に受け入れられず、差別苦・病苦・貧苦にあえがれています。このまま無理解を放置して精神障がいの市民や家族・関係者を追い詰めて、忌まわしい家族内殺人などを引き起こすことになれば、さらに偏見強化の悪循環につながります。

② わが国では、国連の障害者権利条約批准について、障害者差別解消法等が施行され、障がいがあってもなくてもわけへだてなくお互いに人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現がめざされる中、本年3月策定の当町第3次障がい者計画は、当町のめざすべき姿として「障がいへの正しい理解と支え合いが広まっている」ことを掲げています。これを精神障がいについて即して言えば、精神障がいへの正しい理解と支え合いを広めるための施策の推進によって、状況の打開をめざす姿勢が宣言されているものと大変心強く感じております。

③ この第3次計画には「障がいへの理解を促進するため、地域・学校等において、障がい者差別の解消に向けた人権教育、福祉教育の充実、町民向け講座を実施するなど啓発に取り組む」とあり、この計画を策定した2月の障がい者施策推進委員会では、精神障がいに対する職場や地域における差別偏見は解消には遠い現実にあるため、この課題を議論して施策に組み込むべきことが確認されています。精神障がい差別をなくす上で知るべき情報を提供し、理解を促して、精神障がいの市民に課せられた差別される苦痛の解消を図り、侵害された人権の回復にあたる取り組みが、町内において活発に動き出すことを願っております。

④ 来年度以降障害者の法定雇用率算定基礎に精神障害者が加えられ、雇用の拡大をめざす新しい局面を迎える折から、策定された第3次障がい者計画を着実に具体化するため、本年度より行政主導による精神病・精神障がいに関する啓発講座が開催されること、または民間団体による同趣旨の取り組みに対し行政による積極的な支援が行われることを求めます。

以上。

議長(坂上巳生男君)以上で請願書の朗読を終わります。

請願第1号は、議会会議規則第91条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。



---

議長（坂上巳生男君）以上で、本日の日程は全て終了しました。よって、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

---

（「11時33分」散会）

---

6 月熊取町議会定例会（第 4 号）

## 平成29年6月定例会会議録（第4号）

月 日 平成29年6月21日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 阪口 均	5番 坂上 昌史	6番 鱧谷 陽子
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 矢野 正憲	11番 佐古 員規	12番 河合 弘樹
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	貝口 良夫
企 画 部 理 事 兼 シティプロモーション推進課長	明松 大介	企 画 部 理 事 兼 兼 財 政 課 長	東野 秀毅
企 画 部 理 事	北川 裕一	総 務 部 長	南 和仁
総 務 部 理 事	林 利秀	総 務 部 理 事	塩谷 義和
住 民 部 長	藤原 伸彦	住 民 部 統 括 理 事	吉田 潔
健 康 福 祉 部 長	小山 高宏	健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義
健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆	健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義
都 市 整 備 部 長	泉谷 徹	都 市 整 備 部 理 事	大西 宏
会計管理者兼会計課長	中谷ゆかり	上 下 水 道 部 長	山戸 寛
上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸	教 育 次 長	阪上 清隆
教育委員会事務局 統 括 理 事	吉田 茂昭		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	北川 雄彦	書	記	藤原 孝二
-------------	-------	---	---	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第48号 退職手当条例の一部を改正する条例  
議案第49号 育児休業条例の一部を改正する条例  
議案第54号 町立中学校普通教室等空調設備の購入について  
議案第55号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第1号）  
議案第50号 墓苑条例の一部を改正する条例  
議案第51号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
議案第52号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例  
議案第53号 附属機関条例の一部を改正する条例  
議案第56号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第57号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）  
請願第1号 精神障がい理解啓発講座開催についての請願

追加付議議案

議員提出議案第2号 福祉職場の職員の大幅な増員と賃金の改善の実現を求める意見書

議員提出議案第3号 国連での核兵器禁止条約制定交渉会議に日本政府が参加し、条約制定に主

導的役割を果たすことを求める意見書  
議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について  
議員提出議案第4号 「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議

---

議長（坂上巳生男君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年6月熊取町議会定例会第4日目の会議を開きます。

---

（「10時00分」開会）

---

議長（坂上巳生男君）本日の議事日程については、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりといたします。

日程に入る前に、議会運営委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許可します。  
江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（江川慶子君）それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る6月14日午後1時30分から、委員7名全員出席のもとに議会運営委員会を開催し、平成29年6月熊取町議会定例会における追加議案について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

追加議案といたしましては、議員提出議案の福祉職場の職員の大幅な増員と賃金の改善の実現を求める意見書ほか1件の意見書、以上2件を追加議案といたします。

なお、議員提出の2件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

このほかに、議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件であります。

なお、追加議案に係る議事日程についてであります。議案書の追加議事日程表のとおりといたします。

以上のとおりになりましたので、議長よりよろしくお諮り願います。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（坂上巳生男君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、議員提出の福祉職場の職員の大幅な増員と賃金の改善の実現を求める意見書ほか1件の意見書及び議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件、以上の3件を日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本3件を日程に追加することに決定いたしました。

---

議長（坂上巳生男君）それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第48号 退職手当条例の一部を改正する条例の件、日程第2 議案第49号 育児休業条例の一部を改正する条例の件、日程第3 議案第54号 町立中学校普通教室等空調設備の購入についての件及び日程第4 議案第55号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第1号）の件、以上4件を一括議題といたします。

本4件は、6月9日の本会議で総務文教常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。佐古総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長（佐古員規君）それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。

去る6月9日の本会議において本委員会に付託されました議案4件の審査を行うため、6月16日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名出席のもと総務文教常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第48号 退職手当条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第49号 育児休業条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第54号 町立中学校普通教室等空調設備の購入についての件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第55号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第1号）の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

議長（坂上巳生男君）以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第48号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第48号 退職手当条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（坂上巳生男君）次に、議案第49号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第49号 育児休業条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（坂上巳生男君）次に、議案第54号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第54号 町立中学校普通教室等空調設備の購入についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（坂上巳生男君）次に、議案第55号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これ

にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第55号 平成29年度熊取町一般会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(坂上巳生男君)次に、日程第5 議案第50号 墓苑条例の一部を改正する条例の件、日程第6 議案第51号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第7 議案第52号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例の件、日程第8 議案第53号 附属機関条例の一部を改正する条例の件、日程第9 議案第56号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件及び日程第10 議案第57号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算(第1号)の件、以上6件を一括議題といたします。

本6件は、6月9日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。事業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。阪口事業厚生常任委員会委員長。事業厚生常任委員会委員長(阪口 均君)それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る6月9日の本会議において本委員会に付託されました議案6件の審査を行うため、6月14日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員の出席のもと、事業厚生常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第50号 墓苑条例の一部を改正する条例の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第51号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第52号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号 附属機関条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第56号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第57号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算(第1号)の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

議長(坂上巳生男君)以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第50号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第50号 墓苑条例の一部を改正する条例の件を採決いたしま

す。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(坂上巳生男君)次に、議案第51号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第51号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(坂上巳生男君)次に、議案第52号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第52号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(坂上巳生男君)次に、議案第53号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第53号 附属機関条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(坂上巳生男君)次に、議案第56号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第56号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（坂上巳生男君）次に、議案第57号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第57号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（坂上巳生男君）次に、日程第11 請願第1号 精神障がい理解啓発講座開催についての請願の件を議題といたします。

本件は、6月9日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。事業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。阪口事業厚生常任委員会委員長。

事業厚生常任委員会委員長（阪口 均君）それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る6月9日の本会議において本委員会に付託されました請願第1号 精神障がい理解啓発講座開催についての請願の審査を行うため、6月14日開催の事業厚生常任委員会に紹介議員及び請願代表者の出席のもと審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

請願第1号 精神障がい理解啓発講座開催についての請願につきましては、質疑応答の後、採決の結果、賛成全員で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

議長（坂上巳生男君）以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、請願第1号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、請願第1号 精神障がい理解啓発講座開催についての請願の件を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択されました。

---

議長（坂上巳生男君）次に、追加議事日程第1 議員提出議案第2号 福祉職場の職員の大幅な増員と賃金の改善の実現を求める意見書及び追加議事日程第2 議員提出議案第3号 国連での核兵器禁止条約制定交渉会議に日本政府が参加し、条約制定に主導的役割を果たすことを求める意見書の2件を一括して議題といたします。

本2件について、説明を求めます。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（江川慶子君）それでは、議員提出議案第2号 福祉職場の職員の大幅な増員と賃金の改善の実現を求める意見書についてご説明申し上げます。

追加議案書の追－1ページをお開きください。

議員提出議案第2号 福祉職場の職員の大幅な増員と賃金の改善の実現を求める意見書。



議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	江川	慶子
賛成者	熊取町議会議員	浦川	佳浩
同じく		文野	慎治
同じく		鱧谷	陽子
同じく		二見	裕子
同じく		矢野	正憲
同じく		佐古	員規

でございます。

案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

福祉職場の職員の大幅な増員と賃金の改善の実現を求める意見書。

子ども・高齢者・障がい者を支える福祉職場では、職員の定着がむずかしく、募集しても必要な人材が確保できない深刻な状況が続いています。そのため、保育所や特別養護老人ホームに入れない待機児・待機者の解消が求められているにもかかわらず、職員が集まらず、定員まで子どもや高齢者を受け入れられない施設も生まれている。

福祉施設の職員の平均賃金は、全産業平均に比べて約10万円も低い水準となっている。

人手が足りないことから休息・休暇が取りづらく、時間外に行わざるを得ない事務作業や持ち帰り残業などの不払い労働が、まん延している。国の制度にもとづく社会福祉事業でこのような危機的な事態が広がっており、一刻も早い改善が必要である。

改善を求める声を受けて、政府が本年度から行っている追加の処遇改善については、一定の改善はあるものの、対象者が限定され、改善額も全産業平均との賃金格差の解消にはほど遠いものとなっている。さらに、法定の休息や休暇が取得できない背景にある現場の人手不足を解消する職員への増員に向けた方策がいつまで盛り込まれておらず、極めて不十分と言わざるを得ない。

いのちと生活を守る福祉労働には継続性と専門性が求められる。希望をもって働きつづけられる賃金・労働条件の実現は、利用者・住民の福祉の向上と、表裏一体の課題である。

よって、本町議会は政府において、下記の事項を実施するよう強く要求する。

#### 記

1. 福祉職場の職員配置基準を抜本的に改善し、法律で定められた休憩・休暇の取得ができるようにすること。
2. 全産業平均との月額10万円の賃金格差を解消するための施策を実施すること。
3. 保育園の退職手当共済制度への公費助成を廃止せず、維持すること。また、すべての福祉で働く職員の退職手当共済制度の整備を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年6月21日

大阪府泉南郡熊取町議会

最後に、議員提出議案第3号 国連での核兵器禁止条約制定交渉会議に日本政府が参加し、条約制定に主導的役割を果たすことを求める意見書についてご説明申し上げます。

追加議案書の追一3ページをお開きください。

議員提出議案第3号 国連での核兵器禁止条約制定交渉会議に日本政府が参加し、条約制定に主導的役割を果たすことを求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	江川	慶子
賛成者	熊取町議会議員	浦川	佳浩
同じく		文野	慎治
同じく		鱧谷	陽子

同じく  
同じく  
同じく

二見 裕子  
矢野 正憲  
佐古 員規

でございます。

案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

国連での核兵器禁止条約制定交渉会議に日本政府が参加し、条約制定に主導的役割を果たすことを求める意見書。

1945年8月6日、広島市は一発の原子爆弾により一瞬にして廃墟と化し、同月9日には長崎市に再び原子爆弾が落とされ、広島市・長崎市を合わせて、21万人を超える人々の尊い人命が失われた。

原子爆弾による惨禍を身をもって体験した被爆者は「再びこの悲劇を繰り返してはならない」との使命感から、これまで一貫して核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を、全世界に向け訴え続けてきた。また、国内外の核兵器廃絶を願う市民運動団体や個人、自治体等の取り組みも粘り強く継続されてきた。

その具体的行動としては、国内外の7,223の都市が加盟する平和首長会議が、2020年までの核兵器廃絶を目指す行動指針「2020ビジョン」を掲げ、世界の人々と為政者に働き掛けてきた。また、被爆70周年の一昨年、さらに、昨年6月にも、オバマ元米国大統領が広島を訪問された歴史的な出来事を受け、被爆者は、最後の力を振り絞って、核兵器廃絶を訴えている。

折しも、昨年12月23日の第71回国連総会本会議で、核兵器禁止条約の制定交渉を行うことが決議され、今年3月27日から31日と6月15日から7月7日にニューヨークで「国連の会議を開き、核兵器を禁止する法的拘束力がある措置の交渉に入ること」が決定され、核兵器禁止条約の実現に向け、世界が大きく動き出している。

唯一の被爆国である我が国は、核兵器廃絶の実現に向け、特別の役割と責任を負っている。

よって本町議会は国に対し、日本政府が核兵器禁止条約の制定が議論される歴史的な交渉会議に必ず参加し、同条約の制定に向けリーダーシップを発揮されるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月21日

大阪府泉南郡熊取町議会

以上、2件についてよろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。これら2件については、議会議事規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって委員会付託を省略することに決定しました。

それでは、これら2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、これら2件について、討論を省略し、順次採決を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

初めに、議員提出議案第2号 福祉職場の職員の大幅な増員と賃金の改善の実現を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

議長（坂上巳生男君）次に、議員提出議案第3号 国連での核兵器禁止条約制定交渉会議に日本政府が参加し、条約制定に主導的役割を果たすことを求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

議長（坂上巳生男君）次に、追加議事日程第3 議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から議会会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む。）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、平成29年6月定例会閉会から平成29年9月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、平成29年6月定例会閉会から平成29年9月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ただいまから10時50分まで休憩いたします。

---

（「10時39分」から「10時50分」まで休憩）

---

議長（坂上巳生男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま重光議員ほか4名から、お手元に配付いたしておりますとおり、議員提出議案第4号「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議が提出されました。

この議案は、議会会議規則第15条の規定に基づく所定の賛成者があります。

お諮りいたします。「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議の件を日程に追加し、議題とすることについてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

それでは、追加議事日程第1 議員提出議案第4号 「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議の件を議題といたします。

本件について、提出者の説明を求めます。重光議員。

2番（重光俊則君）それでは、議員提出議案第4号 「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議について説明いたします。

先ほど配付されました追加議案書の追一1ページをお開きください。

この決議につきましては、議会規則第13条の規定により提出いたします。

提出は平成29年6月21日で、提出者は、

提出者	熊取町議会議員	重光	俊則
賛成者	熊取町議会議員	阪口	均
同じく		渡辺	豊子
同じく		矢野	正憲
同じく		佐古	員規

でございます。

提案理由等を説明いたします。

平成29年3月13日付で、大阪府松井知事から府内市町村議長に2025年日本万国博覧会の大阪・関西への誘致のご協力についての書簡が送付されました。その中には、議会の皆様におかれましては万博誘致へのご賛同を表明することで、市町村の万博誘致に向けた取り組みをご支援いただければと考えておりますと記載されておりました。それを受けまして、熊取町議会議員総会で協議し、大多数の議員から、カジノを含む総合リゾート（IR）につながるものであってはならないという意見がありました。それを認識した上で、万国博覧会の開催により大阪の国際的な知名度向上と府内の経済の活性化に結びつくものとなり得るということで、熊取町議会としては国際博覧会の誘致実現に向けて、大阪府・大阪市や経済界とともに前向きに取り組むため、本決議案を提出するものであります。

決議案を朗読いたします。裏面をごらんください。

「2025年日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議。

国際博覧会は、人類が抱える地球規模の課題に対し、世界からの知恵を一同に集めることで、解決方策を提言する場であり、新しい時代を生きる知恵を広く発信することにより、世界と日本の平和的発展に大きく寄与することが期待されている。

先日、政府において、閣議了解が行われ、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとした国際博覧会の開催についての書簡をBIE（博覧会国際事務局）へ提出し、立候補が行われたところである。

国際博覧会の大阪での開催は、古くから、人々の叡智により新たな技術を生み出し、文化・産業の両面から国内外をリードしてきた大阪から、世界中の人々の健康に係る様々な課題を克服し、人類の未来に向けてより良い生活を送ることができる新しいモデルを提案することや、それを広く世界に発信するという点において、大変意義がある。

また、新たな観光や産業のイノベーションが期待できるなど、大きな経済効果をもたらすとともに、全世界に向けて大阪の存在感を示す絶好の機会にもなり、町民の健康増進や地域の振興にも寄与するなど、都市の活性化、町民生活の向上も期待できる。

そこで、熊取町議会としては、大阪での国際博覧会開催の意義に賛同するものであり、国際博覧会の誘致・実現に向け、大阪府・大阪市や経済界とともに、前向きに取り組むこととする。

以上、決議する。

平成29年6月21日

大阪府泉南郡熊取町議会

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本件は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議員提出議案第4号について、討論を行います。まず、本決議について反対の方の発言を許します。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）決議に反対する立場で、共産党議員団を代表いたしまして意見を述べさせていただきます。

決議では、世界中の人々の健康に係るさまざまな課題を克服し、人類の未来に向けてよりよい生活を送ることができる新しいモデルを提案するとうたっているものの、その一方で、府の基本構想では、開催予定地の夢洲にカジノを中心とするIRリゾートを建設し、集客や経済波及効果を期待

するとしています。こうした動きに対して、大阪万博には賛成が59%、カジノ誘致には反対が52%（読売新聞府民世論調査）という数字にも見られますように、多くの府民が疑問視をしております。

また、会場建設費は1,200億円から1,300億円で、自治体と国、地元経済界で3分の1ずつの負担を基本構想では想定していますが、莫大な予算が府民の暮らしにかかわる予算を逼迫させるおそれがあることも見過ごせません。カジノ誘致が前提の万博誘致基本構想には賛成できません。よって、決議には反対いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、本決議について賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本決議について反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本決議について賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。

それでは、議員提出議案第4号「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議について、採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立 11名）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議長（坂上巳生男君）お諮りいたします。以上で、本定例会に付託された案件の審議は全て終了いたしました。本日をもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました諸議案につきましては、慎重なご審議を賜りご可決いただきましたこと、厚くお礼申し上げます。本定例会においてご指摘、ご要望をいただきました事項につきましては、今後の町政運営の中で十分留意し、さらなる町政発展のために努力してまいりたいと存じます。

さて、まだ梅雨の真ただ中ではありますが、7月に入りますと「七夕 in 煉瓦館」の開催や小学校プールの一般開放など、いよいよ夏本番となってまいります。議員の皆様方におかれましては、健康に十分ご留意の上、町政の運営並びに事務事業の執行に際しまして、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが閉会のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）これもちまして、平成29年6月熊取町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

（「11時02分」閉会）

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

平成29年6月21日

熊取町議会

議 長

坂 上 巳生男

議 員

服 部 脩 二

議 員

矢 野 正 憲